

2025 学生便覧

足利大学 工学部

Ashikaga University
Faculty of Engineering

学生便覧目次

大学の概要

建学の精神	5
新入生の皆さんへ	6
学園の沿革	7
足利大学工学部・三つのポリシー	8
足利大学工学部・工学研究科 運営組織図	11
足利大学学校組織図・事務組織図	12

教育課程の概要

創 生 工 学 科	15
教 養 科 目	25
機 械 分 野	32
電 気 電 子 分 野	44
シ ス テ ム 情 報 分 野	53
建 築 ・ 土 木 分 野	67
ラ イ フ デ ザ イ ン コ ー ス	84
教 職 課 程	90

学則・諸規程・ガイドライン

足利大学学則	103
足利大学 学位規程	113
足利大学科目等履修生規程	118
足利大学研究生規程	120
足利大学工学部学科目履修規程	124
足利大学履修登録単位数の上限制度に関する規程	126
足利大学成績評価値に関する規程	128
足利大学単位互換に関する規程	130
足利大学における緊急時の授業の取扱いに係る内規	132
足利大学 工学部創生工学科 学業特待生選考内規	135
足利大学 工学部創生工学科 学業特待生選考内規 施行細則	136
足利大学一般表彰内規	138
足利大学懲戒規程	139
足利大学学生の懲戒に係る細則	140
足利大学障害学生の支援に関する規程	142
足利大学ハラスメント対応規程	144
足利大学教育研究活動の不正行為等に関する規程	146
学校法人足利大学個人情報の保護に関する規程	148
足利大学自然災害により被災した学生等に対する授業料等の減免に関する内規	151
足利大学ソーシャルメディアガイドライン	152

修 学

I. 修 学

1. 履修計画	155
2. 履修登録	155
3. 授 業	155

II. 欠 席	156
---------------	-----

III. 試 験	157
----------------	-----

各施設の利用規程

足利大学附属図書館利用規程	163
足利大学学習支援室利用規程	168
足利大学情報科学センター利用規程	169
足利大学ネットワーク運用細則	171
足利大学体育館（AUG ARENA）使用規程	175
足利大学体育館（AUG ARENA）及び附属室の使用細則	177

付 録

足利大学学生自治会組織図	181
足利大学学生自治会会則	182
足利大学常任議会諸会則	188
会計監査委員会規程	192
会計監査規程	194
足利大学体育部門委員会会則	196
体育会名誉会員選出規程	200
足利大学文化部門委員会会則	201
足利大学工学部同窓会会則	204
足利大学後援会会則	206

校 舎 配 置 図	211
-----------------	-----

この便覧は、本学学生生活を送るうえでの指針及び最小限知っておくべき事項が収録されています。全文を熟読し理解しておいてください。わからないことや相談事は教務課・学生支援課まで来室してください。

より良い学生生活を送ることを念願しています。

足利大学行動規範

私たちは、「和を以て貴しと為す」という足利大学の建学の精神のもと、人間形成、学術の教授、研究、展開という大学の目的実現のため、各人がそれぞれの職務、役割の誠実且つ着実な遂行に際して、倫理観と良識に基づいた行動をいたします。

1. 私たちは、自然環境と人間の知恵の共存をめざします。
2. 私たちは、人類社会への寄与のため、科学・技術の進歩、発展につとめます。
3. 私たちは、大学での教育と研究、地域社会への貢献につとめます。
4. 私たちは、大学人として、幅広く奥行きのある教養のもと、自らの専門知識、能力の維持向上につとめます。
5. 私たちは、法令を遵守し、さらには、道徳、倫理に反する行動のないようつとめます。
6. 私たちは、人格を尊重し、公正、公平な態度と行動につとめます。

附 則

この規程は、平成19年6月20日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

学生便覧は、入学時のみ配付されるものです。

在学中大切に扱ってください。

大学の概要

創教育課程の概要
生工程の概要
工学
学科

教養
科目

機械
分野

電気電子
分野

システム
情報
分野

建築・土木
分野

ライフ
デザイン
ス

建学の精神



以和為貴

わ も たつと な
和を以って貴しと為す

【建学の精神】の意味するところ

本学における建学の精神は、聖徳太子が制定した「17条の憲法」の第1条にある「和を以って貴しと為す（以和為貴）」を根底に置いている。この「和」の精神を基に、崇高な人格と人間力豊かな人材を育成することである。

工学教育においては、「人と人」との和はもとより、「工学と自然環境」「工学と社会環境」の調和を目標に、工学に関する学術の研究と教育を行い、以って、人類の平和と国際社会の発展に貢献し得る専門職業人を育成することであり、

看護学教育においては、「和」の精神を基として、高い倫理観を根底に置いた人間関係の調和、あらゆる看護対象に対応し得る科学的実践能力、地域医療への貢献、自らのキャリアデザインによる自己研鑽ができる専門職業人を育成することである。



新入生の皆さんへ

学 長 末 武 義 崇

新入生の皆さん、入学おめでとうございます。在学生、教職員一同、心より歓迎いたします。この「学生便覧」は、皆さんが本学で学ぶ際の道標となり、本学を卒業するまでの学生生活を有意義かつ充実したものとするために作られた大切なものです。この便覧をしっかりと読んで、これからの学生生活の拠り所としてください。

本学は、聖徳太子が定めた「十七条の憲法」の第一条、「和を以て貴しと為す」を建学の精神としています。工学部では、この建学の精神に基づいて「心あるエンジニア」を育成すべく「三つのポリシー（アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー）」を策定し、教育体系を構築しています。特に、ディプロマ・ポリシーには「心あるエンジニア」を育成する上で核となる考え方が示されており、本学の学びの中で皆さんが達成すべき学修・教育目標と関連付けられています。つまり、本学の卒業要件を満たすように単位を取得していけば、皆さん「心あるエンジニア」としての素養を身に付けることができるようにカリキュラムが設計されています。

学生便覧には、こうした本学のカリキュラム体系が具体的に示されており、しっかり読めば各学年でどのような科目をどのような流れで修得していけば良いかが分かるように書かれています。ただ、入学したばかりの初年次の学生が、自力で科目修得の流れをイメージするのは容易ではありません。そこで、前期や後期の始めに個別履修プログラムの担当教員が、皆さん一人ひとりに丁寧取得科目の説明をすることになっています。皆さんは混乱することなく履修登録を行うことが出来ます。そうした履修指導を受ける際にも、この学生便覧が有用なツールとなるわけです。

カリキュラムの体系だけではなく、大学における諸々の規則やガイドラインも学生便覧の中に収められています。普段の学生生活の中で、皆さんが規則を意識する機会はそれほど多くはありません。しかしながら、多くの学生が学ぶ大学という器の中で、皆さんが快適に過ごすためには、為すべきこと、あるいは為すべきではないことが定まっていなければなりません。そうした決まり事もこの学生便覧には明記されています。何か困った時や疑問に思うことがある場合には、学生便覧をよく読むことで解決の糸口が見つかるはずです。我々教職員が皆さんをサポートする際にも、学生便覧を活用しながら指導や支援を行うことがよくあります。学生便覧を座右に置き、有意義な学生生活を送ってください。

勉学と共に、学生時代でなければできないことは沢山あります。クラブ活動や学外での活動、読書等々、学生の皆さんには色々なことにチャレンジする時間が有り余るほどあるのです。皆さんにはそうした時間を有効に活用し、多くの友達を作り、教養を深め、4年間で大いに成長し、社会に役立つ有為な人材、「心あるエンジニア」となってください。皆さんが実りある学生生活を過ごされることを心より願っています。

学 園 の 沿 革

学校法人足利大学は、足利旧市内の17ヶ寺により組織された足利仏教和合会が、大正14年、足利実践女学校を開校したのに始まり、現在は大学、短大、高校、幼稚園を擁する学園となっています。

1925(大正14)年4月	足利実践女学校を創立
1944(昭和19)年4月	校名を足利女子商業学校と改称
1946(昭和21)年4月	校名を月見ヶ丘高等女学校と改称
1948(昭和23)年3月	学制改革により月見ヶ丘高等学校と改称
1951(昭和26)年2月	学校法人月見ヶ丘学園が認可される
1967(昭和42)年4月	足利工業大学を開学 工学部 機械工学科、電気工学科、建築学科
1972(昭和47)年4月	法人名を学校法人足利工業大学と改称
1973(昭和48)年4月	足利工業大学工学部に土木工学科、経営工学科を増設
1990(平成2)年4月	大学院 修士課程(機械工学専攻、電気工学専攻、土木工学専攻)を設置
1993(平成5)年4月	大学院(修士課程)に建築学専攻、経営工学専攻を増設 情報科学センターを設立
1996(平成8)年4月	大学院 博士(後期)課程(情報・生産工学専攻、建設・環境工学専攻)を設置
1998(平成10)年4月	工学部電気工学科を電気電子工学科に、経営工学科を経営情報工学科に名称変更 大学院 修士課程 電気工学専攻を電気電子工学専攻に、経営工学専攻を経営情報工学専攻に名称変更
1998(平成10)年6月	総合研究センターを設立
2002(平成14)年4月	工学部土木工学科を都市環境工学科に名称変更
2003(平成15)年11月	睡眠科学センターを設立
2005(平成17)年4月	大学院 修士課程 土木工学専攻を都市環境工学専攻に名称変更
2006(平成18)年4月	工学部経営情報工学科をシステム情報工学科に名称変更 大学院 修士課程 経営情報工学専攻をシステム情報工学専攻に名称変更
2008(平成20)年3月	日本高等教育評価機構の認定を受ける(2007年4月～2014年3月)
2011(平成23)年4月	工学部創生工学科5学系に再編成 (自然エネルギー・環境学系、生命システム学系、情報システムデザイン学系、機械・電気工学系、建築・社会基盤学系)
2012(平成24)年4月	教育連携センター設立
2013(平成25)年1月	看護実践教育研究センターを設立
2013(平成25)年4月	大学院修士課程を2専攻に再編成(情報・生産工学専攻、建設・環境工学専攻)
2014(平成26)年4月	看護学部看護学科設置
2015(平成27)年3月	日本高等教育評価機構の認定を受ける(2014年4月～2021年3月)
2015(平成27)年5月	教職課程センター設立
2015(平成27)年9月	共通教育センター設立
2016(平成28)年4月	工学部創生工学科4分野に再編成 (機械分野、電気電子分野、システム情報分野、建築・土木分野)
2018(平成30)年4月	大学名称を「足利大学」に変更(Ashikaga University) 本城本館開設
2019(平成31)年4月	法人名を学校法人足利大学と改称
2021(令和3)年3月	日本高等教育評価機構の認定を受ける(2020年4月～2027年3月)

足利大学工学部・三つのポリシー

アドミッション・ポリシー（入学者選抜の方針）

創生工学科では、建学の精神である「和」の心を尊重し、新たな学修に必要な基礎的学力を備え、意欲と明確な目的意識を持った人の入学を国内外に求めます。

こうした入学者を多様な方法によって適正に選抜します。それぞれの選抜方法に応じて、以下の項目を評価します。

- 1) 高等学校までの学習を通じ、基礎的な学力を身につけている。
- 2) 創生工学科の教育理念を理解し、勉学に対する取り組み姿勢と学修意欲に優れている。
- 3) 本学の建学の精神と教育理念を深く理解し、明確な目的意識を持っている。

これらの能力を身につけている人で、倫理観や協調性、創造力やチャレンジ精神を、入学後もさらに高めていくことができる人を選抜していきます。

カリキュラム・ポリシー（教育課程編成の方針）

創生工学科における人材養成の方針は、建学の精神である「以和為貴」を基盤に置き、創造性と実践力を兼ね備えた、心あるエンジニアの養成を旨としています。ものづくりに柔軟に対応できる技術者の養成のためには、専門分野の知識に留まらない幅広い関連する知識の理解が求められます。その結果、自ずと我が国の科学技術の向上に貢献することができるようになるわけです。

創生工学科の教育方針を理解し、工学に対しての学修・研究意欲の高い学生に対し、一般教養とともに専門分野の基礎知識と応用力が確実に修得できるようなカリキュラムを編成しています。専門分野では、基礎教養としての自然科学からスタートして専門基礎科目に繋げていき、高学年で応用力を養うように科目が配置されています。特に、フレッシュマンゼミに始まり、卒業研究に至るまで、全ての学年、全ての学期に実験・実習を含むアクティブ・ラーニング科目を配置することで、学生の積極性と自己学修の習慣を養います。併せて、人文・社会科学や外国語、健康・スポーツ科学など一般教養の学修を通じて、幅広い視野と倫理観を持ち、コミュニケーション能力の優れた、心あるエンジニアを養成します。カリキュラムの全体を通じ、修得した知識を統合して、正解のない課題に対し積極的にチャレンジできる人材を育成します。

学修成果の評価に当っては、全ての科目について設定された達成目標の到達度によって評価します。基礎的な知識を修得する科目については定期試験によって、知識を統合する科目や実験・実習などの科目については課題に対する具体的な成果物によって、それぞれの科目の達成度を評価します。

[機械分野]

本分野は、“ものづくり”の基幹となる「機械工学」の基礎を修得させます。さらに“ものづくり”を支えるための最先端の技術とコンピュータを利用したCADの最新技法を修得させ、広い工学的な視野と、環境に配慮できる技術と知識を身につけます。

◎ 機械工学コース

製図および設計に必要な材料や力学（「機械力学」「材料力学」「流体力学」「熱力学」）の学修を通じて機械工学の基礎知識を修得させるとともに、実験実習科目の履修により高い応用力を養い、環境共生型マシンの設計など、広範囲の産業分野に柔軟に対応できる人材を育成します。

◎ 自然エネルギーコース

機械工学の知識を基盤とし、「太陽エネルギー」、「風力エネルギー」、「バイオマスエネルギー」などの自然エネルギーに関する最先端の技術を修得させ、広範な知識を応用しながら国際的エンジニアとして世界のあらゆる地域で活躍できる人材を育成します。

[電気電子分野]

◎ 電気電子工学コース

本分野は、“ものづくり”の最も基本分野である「電気工学」「電子工学」及び通信・情報関係の専門知識と実験・体験型学習を通して、実践的な技術力を総合的に修得させ、学科内の基礎知識を合わせ修得することにより、電気、電力、通信・情報等の幅広い分野で活躍するための、応用力と問題解決能力を身につけます。

[システム情報分野]

本分野は、ICT（情報通信技術）やAI（人工知能）活用して、高品質の知能化ソフトウェアを設計・開発するための高度な知識や技術を修得させます。そして、CGや画像処理、WebやIoT、セキュリティ技術を利用したシステム開発やゲーム開発、さらには、AIシステムを応用したデータ解析やロボットシステムのデザインができるエンジニアの育成を目指します。

◎ 情報デザインコース

ソフトウェアとハードウェアをバランスよく学修し、段階的に、プログラミング、CG・画像処理、データサイエンス、セキュリティに関する技術と知識を身につけます。そして、ソフトウェア開発、ゲーム開発、システム開発に携わることのできるエンジニアを育成します。

◎ AIシステムコース

AIに関する基礎から応用までを総合的に学修します。さらに、具体的なAIソフトウェアやロボットシステムの利用方法を学ぶための実習や、それらを応用したシステムの研究開発を通じて、今後の社会の変化にも対応できる技術と知識を身につけます。

[建築・土木分野]

本分野は、従来から確立されている建築学と土木工学の基礎的知識にデザイン力を修得させ、住宅、建築、都市、国土、そして地球環境に至るさまざまな生活空間の安全・安心及び快適性を追求し、それを実現するための広範囲な知識と技術力を身につけます。

◎ 建築学コース

建築物の安全性や生活上の安心、快適な環境を実現するために、設計から施工まで総合的な技術力を身につけます。

◎ 土木工学コース

地球環境を考えたまちづくりを目指し、安全・安心・快適な生活を送るための社会基盤を整備する技術力を身につけます。

[ライフデザインコース]

本コースは、地域と協働した“まちづくり”と“DX（デジタルトランスフォーメーション）”に繋がるPBL*科目をカリキュラムの主軸に据え、本学の建学の精神である「和の精神」をもって地方創生の一翼を担う、コミュニケーション能力に優れた粘り強い人材を育成します。

*PBL（Project Based Learning）：実社会における、解が一つに定まらないような複雑な課題を、プロジェクトとして解決・検証する学習方法。「課題解決型学習」とも呼ばれる。

ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）

足利大学は、「以和為貴」を建学の精神としています。工学部創生工学科では、この建学の精神に基づき、「心あるエンジニア」の育成に向けて、所定の学位プログラムに従って124単位の取得を含む卒業要件を満たすことが、卒業認定・学位授与の条件となります。加えて工学部創生工学科では、学則第2条に定めるように、人類の平和と国際社会の発展に貢献でき、創造性と実践力を備えた専門職業人を育成することを目的としています。

この目的の達成度を確認するために、以下の項目に沿った評価を行い、学士（工学）の学位を授与するものとします。

1）高い倫理観

高い教養を身につけて思いやりのある素直な心を持ち、調和のとれた思考力と規則正しい生活の中から育まれた人間性豊かなエンジニアとして、冷静沈着かつ正確に判断することができます。

2）主体性・協調性・表現力

主体性を持って行動するとともに、他人との協調性やコミュニケーション能力を涵養し、聞く人の立場に立って物事を正確に伝え、質問を理解して的確に回答することができます。

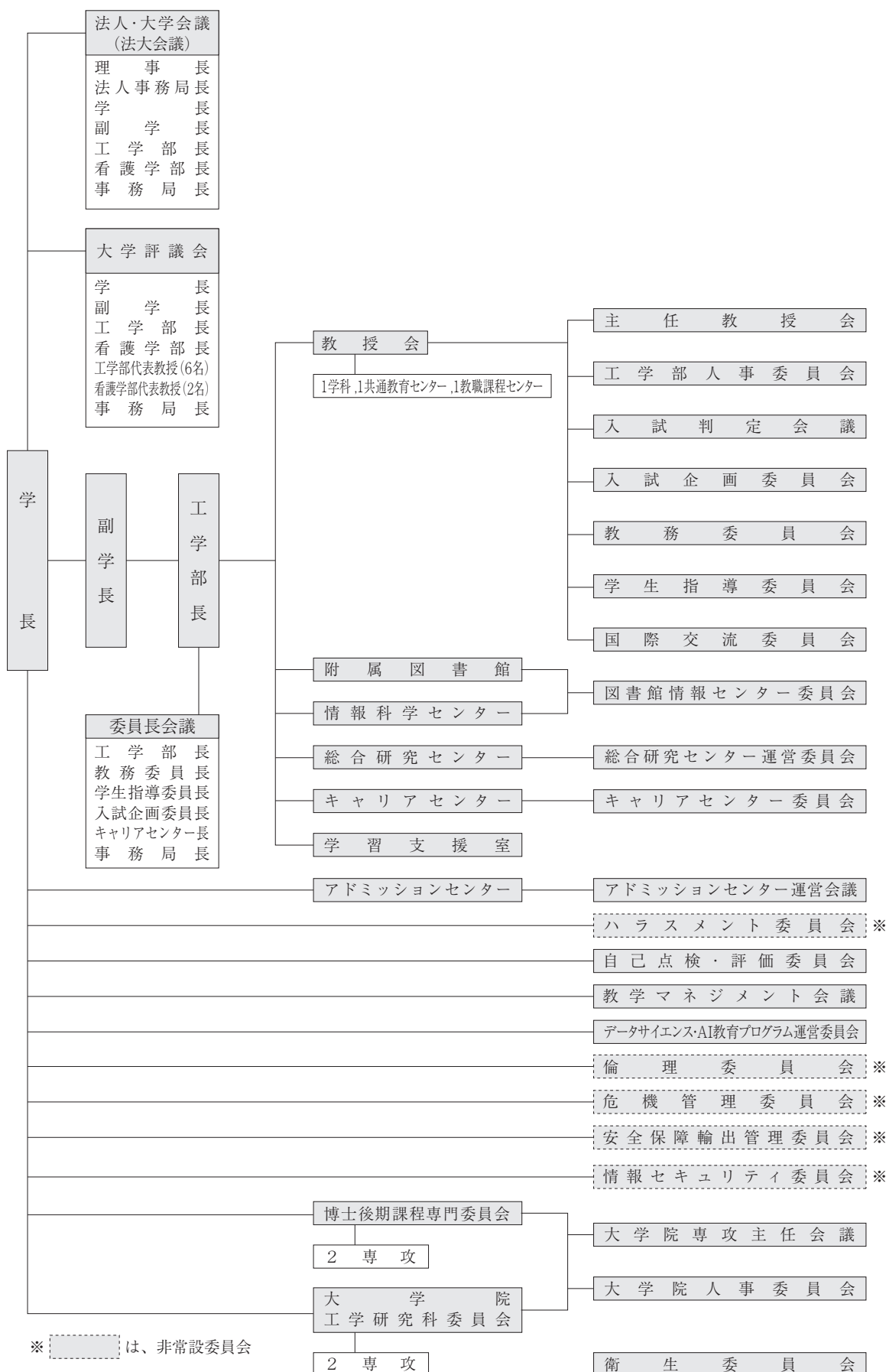
3）創造性・知的好奇心

個々の学生が持つ創造的な潜在能力と知的好奇心を自ら喚起し、各人の固有な能力を最大限に発揮させるように継続的に学修することができます。

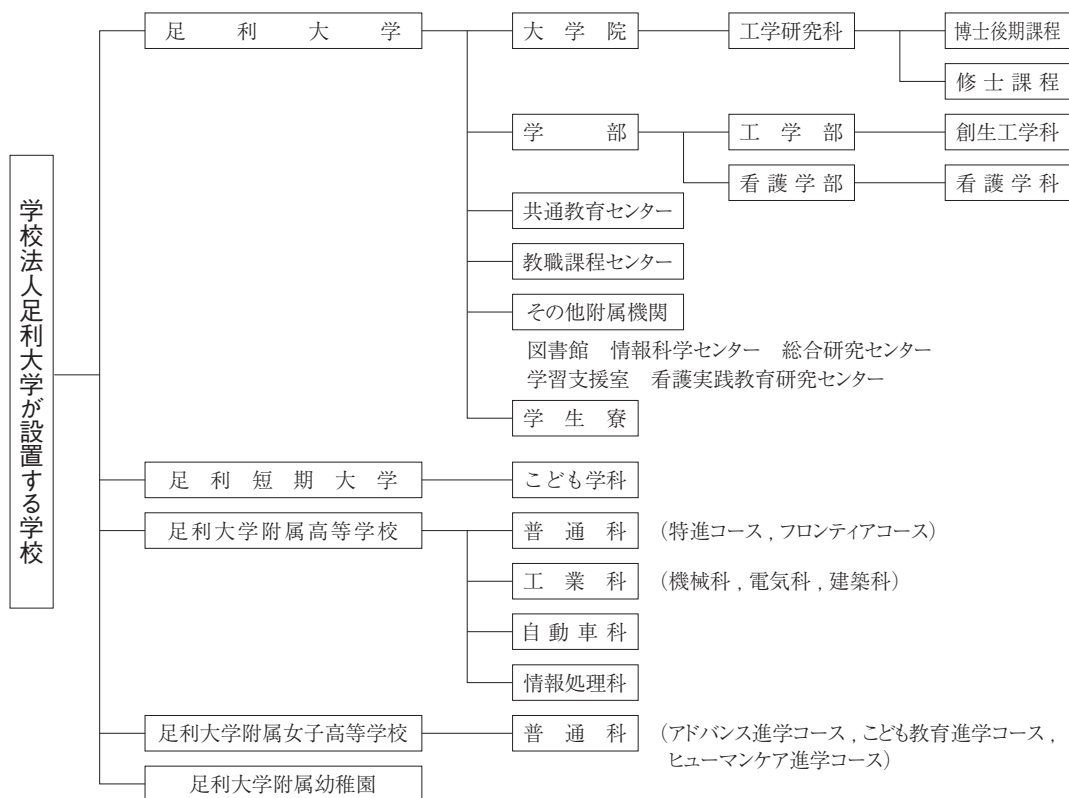
4）挑戦力

自己の研鑽と地球環境の改善や地域の発展に貢献することができます。

工学部・工学研究科 運営組織図

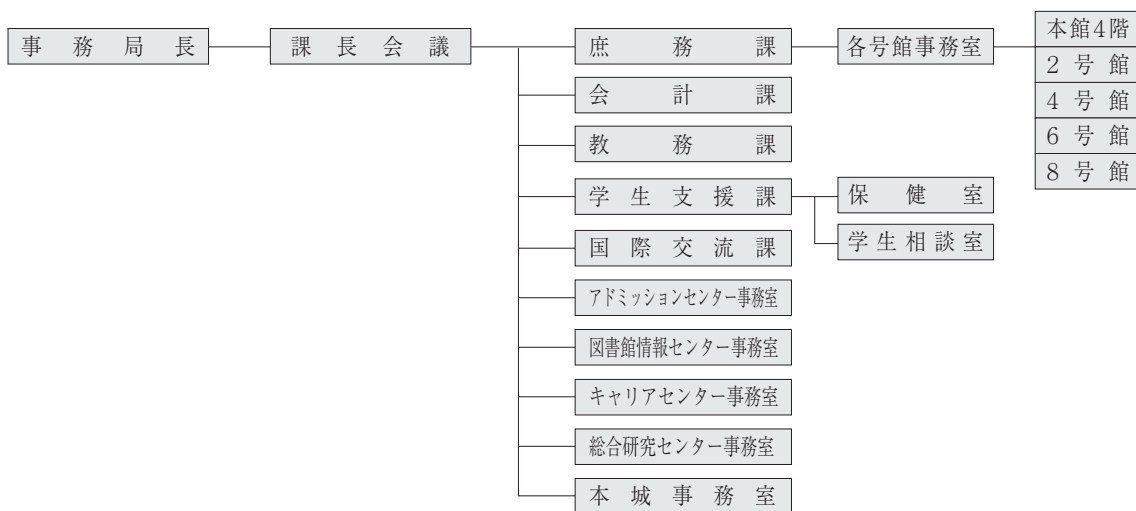


学校組織図



事務組織図

大学事務局



教育課程の概要

大学の概要

創生工学科
教育課程の概要

教養科目

機械分野

電気電子分野

システム情報分野

建築・土木分野

ライフデザイン

教育課程の概要

創生工学科

1. 創生工学科の構成

創生工学科は、4分野8コースで構成される。

- ・機 械 分 野：機械工学コース
自然エネルギーコース
- ・電 気 電 子 分 野：電気電子工学コース
- ・シ ス テ ム 情 報 分 野：情報デザインコース
AIシステムコース
- ・建 築 ・ 土 木 分 野：建築学コース
土木工学コース
- ・ ライフデザインコース

2. 創生工学科の教育目標

創生工学科における人材養成の方針は、建学の精神である「和の精神」を基盤に置き、創造性と実践力を兼ね備えた、心あるエンジニアの養成を旨とする。ものづくりに柔軟な対応のできる技術者の養成のためには、専門分野の知識に留まらない幅広い関連する知識の理解が求められる。その結果、自ずと我が国の科学技術の向上に貢献することができる。

本学の教育方針を理解し、工学に対しての学修・研究意欲の高い学生に対し、次の学修・教育目標により教育研究を推進する。

【学修・教育目標】

① 幅広い視野と技術者倫理の涵養

人間力と豊かな教養を兼ね備え、加えて国際的にも通用する技術者を育成するために、教養科目や概論科目を配置し、幅広い視野の涵養を図る。併せて、技術者としての倫理を養い、社会への貢献について考える機会を提供する。

② コミュニケーション能力および表現力の涵養

実験・実習科目等のグループ学習や学外活動等を通じて、他者との適切なコミュニケーションが取れる能力を養う。レポート作成やプレゼンテーション、外国語表現の学修を通じ、自分の考えや意見を自由に表現し、発信できる能力を育成する。

③ 自然科学の理解

技術者にとって、専門とする工学分野の基礎知識を修得するためには、自然科学の基礎を理解し、知識を修得することが必要不可欠である。工学分野の基礎となる自然科学の理解のために、数学・物理学・化学の座学を配置し教育する。併せて、総合的な実験科目やゼミナール等の少人数教育の機会を設定し、自然科学の更なる理解と、工学への応力を養う。

④ 専門知識の確実な修得と実務に応用できる能力の修得

急速な科学技術の発展に即応できる技術者の育成のために、それぞれの分野の基礎を確実に身につける教育機会を提供する。加えて、社会に出て役立つ人材を育成するために、社会常識や良識の涵養をも視野に入れ、幅広く確実な専門知識を修得させ実務にも即応できる能力を育成する。

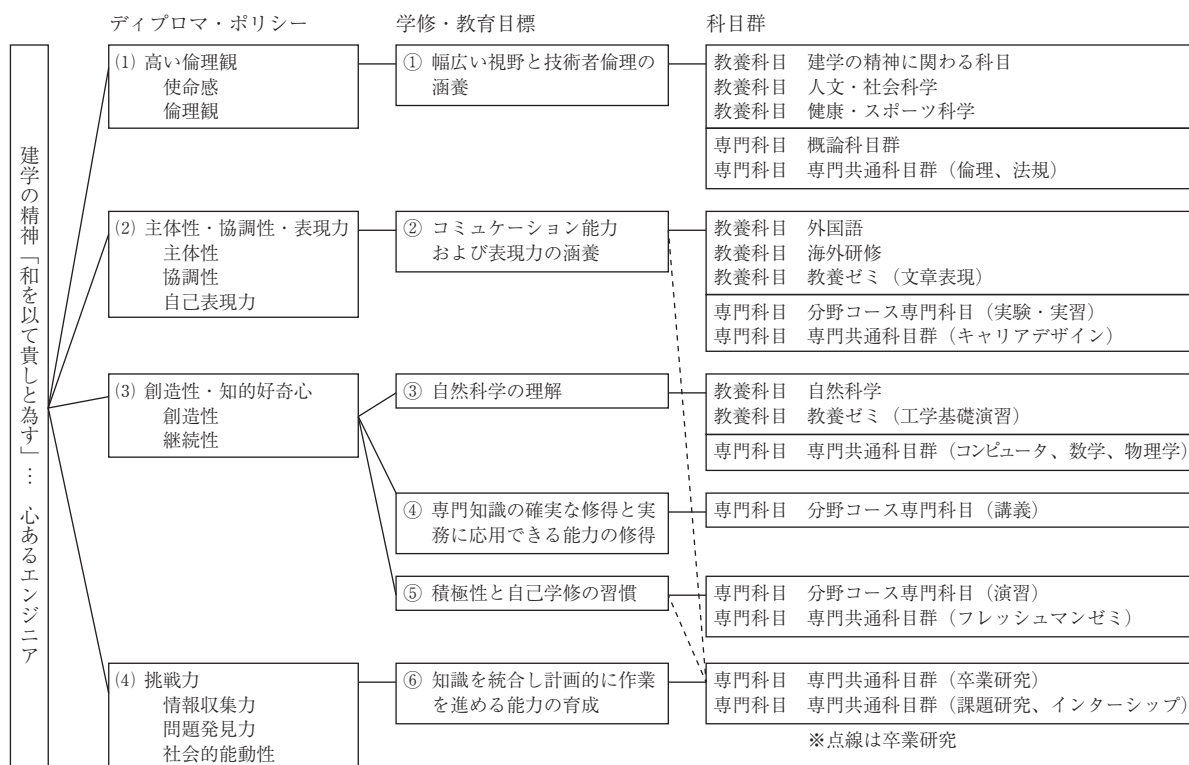
⑤ 積極性と自己学修の習慣

学生の主体性・計画性・自律性を向上させるため、演習やゼミナールなど様々な教育機会を提供し、積極性と自己学修の習慣を培う。

⑥ 知識を統合し計画的に作業を進める能力の育成

個別に修得した知識や技術を関連づけて体系的に理解し、与えられた課題を論理的に解決する能力を課題研究、卒業研究等を通じて育成する。教員の指導・助言の下、学生が個人もしくはグループで自主的に計画を立て、それに沿った行動ができる能力を育成する。

【建学の精神、ディプロマ・ポリシー、学修・教育目標、科目群の関係】



3. 卒業要件

卒業要件として、教養科目32単位以上、専門科目80単位以上、合計124単位以上を修得しなければならない。卒業要件に関する内訳を、表1に示す。

表1 創生工学科卒業要件一覧

区分	卒業要件単位数	分	野	内 訳 等			
教 養 科 目	32 単 位 以 上	4 単位以上	建学の精神に関わる科目				
		8 単位以上	人文・社会科学				
		8 単位以上	自然科学				
		10単位以上	外国語	英語8単位以上を含む10単位以上。但し留学生は以下の要件とする。 「中級」：日本語4単位以上、英語4単位以上を含む計10単位以上※1 「初級」：日本語6単位以上、英語2単位以上を含む計10単位以上※1			
		2 単位以上	健康・スポーツ科学	2単位のうち1単位は、実習科目である健康スポーツⅠ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳから修得が必要			
		－	海外研修				
		－	教養ゼミ				
専 門 科 目	80 単 位 以 上	4 単位以上	概論科目群※2	概論科目群選択必修科目	2 単位以上	「創生工学概論」もしくは自分分野の概論科目から2単位以上。	
			概論科目群から自由選択				
		15単位以上	専門共通科目群※2	専門共通科目群 選択必修科目	2 単位以上	「コンピュータリテラシー」（2単位） 「コンピュータサイエンス入門」（2単位） 以上の科目から2単位以上。	
				専門共通科目群 必修科目	10単位	「課題研究」（2単位） 「卒業研究A」（4単位） 「卒業研究B」（4単位） 以上の科目を全て。	
				専門共通科目群から自由選択			
			コース専門科目	コース専門科目の卒業要件は、 別項に定める各コースの卒業要件を参照。			
自由選択	12単位以上	教養科目および専門科目から自由選択					
合計	124単位以上						

- ※1 日本語初級者と日本語中級者の判別は次を目安とする。
 中級：日本語能力試験のN1を取得、又は日本留学試験の日本語の試験で「読解・聴解・聴読解」が300点以上かつ「記述」が40点以上。
 初級：上の条件を満たさない場合。
- ※2 学科専門科目（概論科目群、専門共通科目群）については、表2を参照すること。

4. ディプロマ・ポリシーや学修・教育目標と卒業要件の関係

教養科目や専門科目の概論科目群と専門共通科目群については、ディプロマ・ポリシーや学修・教育目標の各項目を達成するために、その項目に関連する科目群毎に卒業要件が定められている。一方、専門科目の分野コース専門科目の卒業要件は、将来その専門分野で必要とされる知識や能力に応じて定められているので、学修・教育目標の各項目と関連付けることは難しい。そこで、所属する分野コースの卒業要件を満たしつつ、分野コース専門科目（所属する分野の科目に限定しない）の講義科目を30単位以上、演習科目を2単位以上、実験・実習科目を2単位以上修得することが望ましい。

5. 卒業研究着手条件

卒業研究Aおよび卒業研究Bの着手条件は、卒業に必要な科目に関して、以下の項目を満足しなければならない。なお、編入生、転入生については、別に定める。

- (1) 教養科目を24単位以上修得していること。
- (2) 専門科目を64単位以上修得していること。
- (3) 専門共通科目群から、「課題研究」を修得していること。
- (4) 教養科目と専門科目を合計98単位以上修得していること。
- (5) 専門科目の卒業研究着手条件は、別項に定める各分野、コースの卒業研究着手条件を参照すること。

6. 分野およびコースの確定

入学時から希望分野に在籍し、教養科目、各分野の概論科目【概論科目群】などを幅広く学び、1年次後期の授業終了時に分野を確定し、2年次後期の授業終了時にコースを確定する。ライフデザインコースへの変更と、確定後の分野およびコースの変更は、原則として認められない。

分野・コースの確定スケジュール

1 年 次			2 年 次		
9月	1月	3月末	4月～	1月	3月末
分野・コース 希望調査	分野変更届 提出期限	分野確定	コース変更届 随時受付	コース変更届 提出期限	コース確定

7. 創生工学科専門科目の教育課程表

表2 創生工学科 概論科目群・専門共通科目群 教育課程表

区 分	分 野	授 業 科 目	単 位 数	授業形態			年次及び週授業時間数								摘 要 ※1	教職課程※5		
							1 年次		2 年次		3 年次		4 年次					
				講 義	演 習	実験 実習	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期				
学 科 専 門 共 通 科 目 群	概 論 科 目 群	創生工学概論	2	○			2								概▲		◇	
		機械概論	2	○				2							概▲	◇	◇	
		電気電子概論	2	○				2							概▲	◇	◇	
		システム情報概論	2	○				2							概▲	◇	◇	
		建築・土木概論	2	○				2							概▲	◇	◇	
	専 門 共 通 科 目 群	フレッシュマンゼミ	1		○		2											
		コンピュータリテラシー	2	○			2								専共▲	◇	◇	◇
		コンピュータサイエンス入門	2	○				2							専共▲	◇	◇	◇
		We b デザイン	2	○					2									◇
		応用物理学Ⅰ	2	○					2								◇	
		応用物理学Ⅱ	2	○						2							◇	
		応用数学Ⅰ	2	○						2					※2		◇	
		応用数学Ⅱ	2	○						2					※2		◇	
		技術者倫理	2	○								2					◇	
		キャリアデザインⅠ	2	○							2							
		キャリアデザインⅡ	2	○								2						
		インターンシップ	2			○									※3			
		情報化社会と情報倫理	2	○								2						◇
		知的財産関係法規	2	○									2				◇	
		課題研究	2		○								2		◎			
		卒業研究A	4		○									4	◎			
		卒業研究B	4		○										◎			
		風力発電工学概論	1	○			1								※3			
		地域DX化教育プロジェクト	1		○										※6			
		検定情報MWS	1												※4			
		検定情報MWE	2												※4			
		検定情報ME S	1												※4			
		検定情報ME E	2												※4			
		検定情報MP P	1												※4			
		検定情報MA S	1												※4			
		検定情報MO L	1												※4			
		検定情報ⅠⅠ P	1												※4			
		検定情報Ⅰ S G	1												※4			
		検定情報Ⅰ F E	2												※4			
		検定情報Ⅰ A P	4												※4			
		検定高度情報処理	6												※4			

※1：◎：必修、概▲：概論科目群選択必修（創生工学概論もしくは自分分野の概論科目2単位以上を概論科目群選択必修とする。）、
専共▲：専門共通科目群選択必修、無印：選択
※2：隔年開講科目
※3：「風力発電工学概論」は夏期休業期間に集中講義を実施する。
「インターンシップ」は、3年次の夏期休業期間中に実施する。
※4：単位の認定は別表の基準による。
※5：◇は、教職課程関係科目を示す。詳細は、「教職課程」の項目を参照すること。
※6：認定科目

8. 情報関連科目の検定

情報科目には、学外の検定試験の成績により、「検定情報」の単位を修得することが可能である。単位の認定基準は以下に示す情報関連科目一覧の表のとおりである。

試験の種類	認定科目名※	単位数	点数	評価
MOS Word	検定情報MWS	1	95	優
MOS Word Expert	検定情報MWE	2	95	優
MOS Excel	検定情報MES	1	95	優
MOS Excel Expert	検定情報ME E	2	95	優
MOS Power Point	検定情報MPP	1	95	優
MOS Access	検定情報MAS	1	95	優
MOS Outlook	検定情報MOL	1	95	優
IT パスポート試験	検定情報IIP	1	95	優
情報セキュリティマネジメント試験	検定情報ISG	1	95	優
基本情報技術者試験	検定情報IFE	2	95	優
応用情報技術者試験	検定情報IAP	4	95	優
高度試験および支援士試験 ・ITストラテジスト ・システムアーキテクト ・プロジェクトマネージャ ・ネットワークスペシャリスト ・データベーススペシャリスト ・エンベデッドシステムスペシャリスト ・ITサービスマネージャ ・システム監査技術者 ・情報処理安全確保支援士試験	検定高度情報処理	6	95	優

※GPA算出対象外科目

9. 足利大学 データサイエンス・AI教育プログラム

(文部科学省 数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度)

文部科学省 数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度は、数理・データサイエンス・AIを理解し活用する基礎的な能力を体系的に育成する教育について、文部科学大臣が認定および選定して奨励する制度である。

9. 1 足利大学 データサイエンス・AI教育プログラム (リテラシーレベル)

(文部科学省 数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度 リテラシーレベル)

(1) プログラムのねらい

世界ではデジタル化とグローバル化が不可逆的に進み、社会・産業の転換が大きく進んでいる。「数理・データサイエンス・AI」は、今後のデジタル社会の基礎知識（いわゆる「読み・書き・そろばん」的な素養）として捉えられ、大学の全ての学生が身に付けておくべき素養として修得する。

(2) 学習目標

今後のデジタル社会において、数理・データサイエンス・AIを日常生活、仕事等の場で使いこなすことができる基礎的素養を主体的に身に付けること。そして、学修した数理・データサイエンス・AIに関する知識・技能をもとに、これらを扱う際には、人間中心の適切な判断ができ、不安なく自らの意志でAI等の恩恵を享受し、これらを説明し、活用できるようになること。

(3) プログラムの履修方法と修了認定

対象となる科目を履修し、その全てを合格（単位修得）することで、「足利大学 データサイエンス・AI教育プログラム（リテラシーレベル）」を修了したと認定し、修了者には認定証を交付する。

(4) 対象科目

科目名	配置学年	単位数
コンピュータサイエンス入門	1年次	2単位

9. 2足利大学 データサイエンス・AI教育プログラム（応用基礎レベル）

(文部科学省 数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度 応用基礎レベル)

(1) プログラムのねらい

今後のデジタル社会において、基礎的な数理的素養、領域を超えて繋ぎデザインする力を修得することが期待される。特にAIがどのような未来を引き起こすのかを理解した上で、数理・データサイエンス・AIの知識を様々な専門分野へ応用・活用し（AI×専門分野）、現実の課題解決、価値創造を担う人材を幅広く育成する。

(2) 学習目標

数理・データサイエンス・AI教育（リテラシーレベル）の教育を補完的・発展的に学び、データから意味を抽出し、現場にフィードバックする能力、AIを活用し課題解決につなげる基礎能力を修得すること。そして、自らの専門分野に数理・データサイエンス・AIを応用するための大局的な視点を獲得すること。

(3) プログラムの履修方法と修了認定

対象となる科目を履修し、必修科目の3科目すべてと選択必修科目から1科目以上を合格（単位修得）することで、「足利大学 データサイエンス・AI教育プログラム（応用基礎レベル）」を修了したと認定し、修了者には認定証を交付する。

(4) 対象科目

科目名		配置学年	単位数	
必修科目	人工知能 I	1 年次	2 単位	3 科目の合計 6 単位
	データサイエンス基礎	2 年次	2 単位	
	アルゴリズムとデータ構造	2 年次	2 単位	
選択必修科目	(a) 機械実習・自然エネルギー実験 B	2 年次	2 単位	(a) から (f) の中から 1 科目以上
	(b) 機械工学演習実験	3 年次	2 単位	
	(c) 電気電子工学実験 I A および I B	2 年次	4 単位	
	(d) システム情報実習 I	2 年次	2 単位	
	(e) 建築実験 I	3 年次	2 単位	
	(f) 土木基礎実験	2 年次	2 単位	

足利大学 データサイエンス・AI教育プログラム
カリキュラムマップ(工学部)

リテラシーレベル

モデルカリキュラム 文部科学省 数理・データサイエンス・AI 教育プログラム（リテラシーレベル） で設定される学修項目	授業に含まれている内容・要素	1 年
		コンピュータサイエンス入門
導入 社会におけるデータ・AIの 利活用	現在進行中の社会変化（第4次産業革命、Society 5.0、データ駆動型社会等）に深く寄与しているものであり、それが自らの生活と密接に結びついている	○
	「社会で活用されているデータ」や「データの活用領域」は非常に広範囲であって、日常生活や社会の課題を解決する有用なツールになり得るもの	○
	様々なデータ利活用の現場におけるデータ利活用事例が示され、様々な適用領域（流通、製造、金融、サービス、インフラ、公共、ヘルスケア等）の知見と組み合わせることで価値を創出するもの	○
基礎 データリテラシー	実データ・実課題（学術データ等を含む）を用いた演習など、社会での実例を題材として、「データを読む、説明する、扱う」といった数理・データサイエンス・A I の基本的な活用法に関するもの	○
心得 データ・AI利活用における 留意事項	活用に当たっての様々な留意事項（ELSI、個人情報、データ倫理、A I 社会原則等）を考慮し、情報セキュリティや情報漏洩等、データを守る上での留意事項への理解をする	○

応用基礎レベル

モデルカリキュラム 文部科学省 数理・データサイエンス・AI 教育プログラム（応用基礎レベル） で設定される学修項目	授業に含まれている 内容・要素	必修			選択必修：(a)～(f) の内1項目以上					
		1 年	2 年		2 年			3 年		
		人工知能 I	データサイエンス 基礎	アルゴリズムと データ構造	(a) 機械実習・自 然エネルギー 実験 B	(b) 電気電子工学 実験 I A 及び 電気電子工学 実験 I B	(c) システム情報 実習 I	(d) 土木基礎 実験	(e) 機械工学演習 実験	(f) 建築実験 I
データサイエンス 基礎	1-1 データ駆動型社会と データサイエンス		○							
	1-2 分析設計 1-3 データ観察 1-4 データ分析 1-5 データ可視化		○		○	○	○	○	○	○
	1-6 数学基礎 1-7 アルゴリズム			○						
	2-1 ビッグデータと データエンジニアリング 2-3 データ収集 2-5 データ加工		○							
データエンジニアリング 基礎	2-2 データ表現 2-7 プログラミング基礎			○						
	3-1 AIの歴史と応用分野 3-2 AIと社会 3-3 機械学習の基礎と展望 3-4 真相学習の基礎と展望 3-5 生成AIの基礎と展望 3-6 認識 3-7 予測・判断 3-8 言語・知識 3-9 身体・運動 3-10 AIの構築と運用	○								

10. 足利大学 CN 教育プログラム

(1) プログラムのねらい

地球温暖化による様々な気象災害を抑制するためにカーボンニュートラルの実現は喫緊の課題であり、国、自治体、事業者だけでなく一人ひとりにとっても正しく理解し、取り組むべきものである。本プログラムではカーボンニュートラルおよび省エネルギーに関する知識および技術を日常生活や仕事等の場で使いこなす基礎的素養を身に付けることをねらいとする。

(2) 身に付けられる能力等

- 1) カーボンニュートラルに関する基礎的な知識と技術の修得
- 2) 再生可能エネルギーに関する基礎的な知識と技術の修得
- 3) 省エネルギーに関する基礎的な知識と技術の修得

(3) プログラムの履修方法と修了認定

対象となる科目を履修し、その全てを合格（単位修得）することで、「足利大学 CN 教育プログラム」を修了したと認定し、修了者には認定証を交付する。

(4) 対象科目

科目名	配置学年	単位数	計
創生工学概論	1 年次	2 単位	4 単位
エネルギー工学	2 年次	2 単位	

カリキュラムマップ（工学部）

モデルカリキュラム	授業に含まれている内容・教育	1 年	2 年
		創生工学概論	エネルギー工学
導入 社会における環境問題 ・エネルギー利用	社会における環境問題についての知見	○	
	社会における再生可能エネルギー利用についての知見	○	
	社会における省エネルギー技術についての知見	○	
基礎 CN（カーボンニュートラル）リテラシー	エネルギー利用・カーボンニュートラル・持続可能な開発に関する基本的な考え方についての理解		○
心得 再生可能エネルギー ・省エネルギー	再生可能エネルギーと省エネルギーに関する基本的な手法・利用状況についての理解		○

大学の概要

創生工学科
教育課程の概要

教養科目

機械分野

電気電子分野

システム情報分野

建築・土木分野

ライフデザイン

教 養 科 目

1. 教養科目の概要

教養科目の教育目標は、建学の精神として掲げられた仏教精神である「聖徳太子の和の心」の涵養を教育の基本とし、人間として充実した生き方ができるように幅広い教養を修得させ、また技術者として必要な専門的知識と技量を身に付けるための基礎学力を修得させ、自然環境に配慮しつつ自ら考え責任を持って行動できるような人格を育てることである。

2. 教養科目の卒業要件と各分野の説明等

教養科目は上の教育目標に応じて、「建学の精神に関わる科目」分野を含め次の7つの分野に区別されている。卒業要件として以下に示す分野に必要な単位を含み、合計32単位以上を修得しなければならない。

表1 教養科目の卒業要件

区分	卒業要件単位数	分 野	内 訳 等
教 養 科 目	4単位以上	建学の精神に関わる科目	
	8単位以上	人文・社会科学	
	8単位以上	自然科学	
	10単位以上	外国語	英語8単位以上を含む10単位以上。但し留学生は以下の要件とする。 「中級」：日本語4単位以上、英語4単位以上を含む計10単位以上※ 「初級」：日本語6単位以上、英語2単位以上を含む計10単位以上※
	2単位以上	健康・スポーツ科学	2単位のうち1単位は、実習科目である健康スポーツI・II・III・IVから修得が必要
	－	海外研修	
	－	教養ゼミ	

※日本語初級者と日本語中級者の判別は次を目安とする。

中級：日本語能力試験のN1を取得、または日本留学試験の日本語の試験で「読解・聴解・聴読解」が300点以上かつ「記述」が40点以上

初級：上の条件を満たさない場合

(1) 建学の精神に関わる科目の説明と履修方法

教養科目の中では、「建学の精神に関わる科目」分野に配置された以下の科目があり、この中から2科目4単位以上が卒業に必要な単位となる。

- ① 本学の建学の精神である「和の精神」に沿って、宗教関係科目として、建学の精神と聖徳太子、人間と宗教、暮らしのなかの宗教、仏教の源流といまの科目が用意されている。
- ② 工学人としての人間力を学ぶとともに、地域社会への貢献の事例を通して、地域に根ざしてきた本学の歴史を学ぶための科目として、足利大学と足利、ヒューマン・エナジー入門、産業技術論（技術と文化）、産業技術論（技術と人）の科目が用意されている。

(2) 人文・社会科学の説明と履修方法

この分野の科目は、人間の諸活動の中で文学、思想、歴史や政治、経済、社会などの分野を対象とするものである。工学を専攻する学生諸君もこれらの学問に触れ、広い視野を形成し、豊かな人間性をはぐくんでほしい。以下の人文・社会科学の科目の中から8単位以上が卒業に必要な単位となる。

哲学、文学Ⅰ、Ⅱ、心理学Ⅰ、Ⅱ、法学Ⅰ、Ⅱ、文化論Ⅰ、Ⅱ、経済学入門、経済と社会、日本と世界の歴史Ⅰ、Ⅱ、ゼミナール（人文・社会科学）、人文・社会科学総合A、Bの科目が用意されている。

(3) 自然科学の説明と履修方法

この分野の科目は、技術者としての基礎学力の養成や実験技術の修得を目的とする。以下の自然科学の科目の中から8単位以上が卒業に必要な単位となる。受講可能な科目は各学生によって異なるので注意して履修すること。

解析入門、微分積分Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、線形代数入門、線形代数Ⅰ、Ⅱ、物理入門、力学Ⅰ、Ⅱ、力学基礎Ⅰ、Ⅱ、化学入門、化学Ⅰ、Ⅱ、基礎物理実験、基礎化学実験、ゼミナール（自然科学）、数学、化学、物理の科目が用意されている。

ライフデザインコースには、基礎物理、基礎化学、データ分析入門の科目が用意されている。

自然科学分野の科目履修プログラム例

分類	1 年 次		2 年 次	
	前 期	後 期	前 期	後 期
数学	解析入門	⇒ 微分積分Ⅰ	⇒ 微分積分Ⅱ	⇒ 微分積分Ⅲ
	微分積分Ⅰ	⇒ 微分積分Ⅱ	⇒ 微分積分Ⅲ	
	線形代数入門	⇒ 線形代数Ⅰ	⇒ 線形代数Ⅱ	
物理	物理入門	⇒ 力学基礎Ⅰ	⇒ 力学基礎Ⅱ	
	力学Ⅰ	⇒ 力学Ⅱ		
化学	化学入門	⇒ 化学Ⅰ	⇒ 化学Ⅱ	
		化学Ⅰ	⇒ 化学Ⅱ	
実験	基礎物理実験 基礎化学実験 (履修できる分野が 指定されます)	基礎物理実験 基礎化学実験 (履修できる分野が 指定されます)		

物理科目履修にあたっての注意事項

- 1) 1年次前期の履修可能科目は、入学後に実施するプレースメントテストの結果と高等学校における物理系科目履修歴によりクラス分けを提示します。
- 2) 1年次の前期において「物理入門」およびの単位を取得できなかった場合、後期に「物理入門」を再履修することが可能です。
- 3) 以下の科目はいずれか一方しか履修はできません。
 - ・「力学基礎Ⅰ」と「力学Ⅰ」
 - ・「力学基礎Ⅱ」と「力学Ⅱ」

(4) 外国語の説明と履修方法

本学の教養課程の外国語科目は以下の通りである。

1) 英語科目

1 年 次		2 年 次	
前 期	後 期	前 期	後 期
英語コミュニケーション (基礎)	英語講読A 英語表現A	英語講読B 英語表現B	英語講読C 英語表現C
英語コミュニケーション (演習)	英語会話A 科学英語A	英語会話B 科学英語B	英語会話C 科学英語C
	英語コミュニケーション(基礎)(再) 英語コミュニケーション(演習)(再) 上記科目の中から2科目 を履修。または、「英語 コミュニケーション(基礎) (再)」「英語コミュニケー ション(演習)(再)」、「英語 講読A」、「英語表現A」 の4科目を履修。	上記科目の中から2科目 を履修。	上記科目の中から2科目 を履修。
上記科目について3年次からは将来の進路や関心のある分野に応じて自由に選択・履修することができる。ただし、すでに単位を修得している科目は履修することができない。			

※上記の表には記載されていないが、春季休業期間中のスプリング・スクール科目として「英語」の2単位科目が設置されている。

英語に関しては、学外の英語検定試験（TOEICや技術英検など）の成績により、「検定英語」の単位を取得することが可能である。単位基準は以下の表による。ただし、単位の認定は本学入学後に受験した検定試験の成績に限る。

外部試験による単位認定基準

試験の種類	単位認定科目（単位数）	認定単位総数
技術英語能力検定 プロフェッショナル TOEIC Listening & Reading Test 800点以上 実用英語技能検定 1級 TOEFL iBT Test 100点以上	検定英語Ⅰ(1) 検定英語Ⅱ(1) 検定英語Ⅲ(2) 検定英語Ⅳ(2)	6
技術英語能力検定 準プロフェッショナル TOEIC Listening & Reading Test 650～795点 実用英語技能検定 準1級 TOEFL iBT Test 61～99点	検定英語Ⅰ(1) 検定英語Ⅱ(1) 検定英語Ⅲ(2)	4
技術英語能力検定 1級もしくは2級 TOEIC Listening & Reading Test 460～645点 実用英語技能検定 2級 TOEFL iBT Test 48～60点	検定英語Ⅰ(1) 検定英語Ⅱ(1)	2
技術英語能力検定 3級 TOEIC Listening & Reading Test 350～455点 TOEFL iBT Test 36～47点	検定英語Ⅰ(1)	1

英語科目履修にあたっての注意事項

- 1) 1年次の前期において「英語コミュニケーション(基礎)」「英語コミュニケーション(演習)」の単位を修得できなかった場合、後期において「英語コミュニケーション(基礎)(再)」「英語コミュニケーション(演習)(再)」を履修しながら、その他の英語科目を履修することができる。「英語コミュニケーション(基礎)(再)」「英語コミュニケーション(演習)(再)」は、「英語コミュニケーション(基礎)」「英語コミュニケーション(演習)」各々の履修歴があり、単位未修得者のみ履修が可能な科目である。
- 2) 1年次後期以降の英語科目は各クラスの受講者数に制限が設けられている。

2) 日本語科目（履修できるのは留学生のみ）

1 年 次		2 年 次	
前 期	後 期	前 期	後 期
日本語Ⅰ	日本語Ⅱ	日本語Ⅲ	日本語Ⅳ

※日本語科目はすべて週2回2単位の科目である。

3) その他の外国語科目（2年次以降に開設）

2 年 次 以 降	
前 期	後 期
ドイツ語Ⅰ 中国語Ⅰ	ドイツ語Ⅱ 中国語Ⅱ

※上記の外国語科目はすべて週2回2単位の科目である。

※「ドイツ語Ⅰ」「中国語Ⅰ」は、後期に履修することも可能である。

卒業要件に必要な外国語の単位数は以下のとおりである。

日本人学生：英語 8 単位を含む外国語10単位以上

留学生

- 日本語中級者：日本語 4 単位以上、英語 4 単位以上を含む計10単位以上。
- 日本語初級者：日本語 6 単位以上、英語 2 単位以上を含む計10単位以上。

(5) 健康・スポーツ科学の説明と履修方法

社会構造の変化に伴い私たちの生活は豊かになる一方で、多くの年代で運動不足者が増えている。運動不足に伴う体力の低下や生活習慣の乱れは、生活習慣病の発症への関連性が深く、社会的な問題となっている。更に超高齢化社会を迎えた今日では、健康長寿を目指すべく国家を挙げて取り組みが行われている。このことは大学生の時期から健康生活を習慣化することが重要であると報告されている。

健康スポーツ科学分野では、大学となった皆さんが健康に対する意識を高め、健康に対する知識を高め、運動やスポーツを取り入れた豊かな生活習慣を身につけるために必要な知識について学修する。また、運動やスポーツ実習を体験する中で、自主性や協調性を身につけ、大学生の時期に自分自身に適した体力の維持・増進法を見出し、運動習慣のある日常生活を送っていただくことを目標としている。

開設科目 講義科目 「健康とスポーツの科学」（1 年次後期）

実習科目 「健康スポーツⅠ」（1 年次前期）

「健康スポーツⅡ」（1 年次後期）

「健康スポーツⅢ」（2 年次前期）

「健康スポーツⅣ」（2 年次後期）

演習科目 「ゼミナール（健康・スポーツ科学）」（1 年次後期）

※実習科目とゼミナールは各クラスの受講者数に制限が設けられている。

卒業要件 健康・スポーツ科学分野の卒業要件は 2 単位以上。

※但し、卒業要件（2 単位）の 2 単位中 1 単位は必ず実習科目により修得すること。

（講義科目のみで 2 単位を修得しても卒業要件を満たすことができない。）

教員免許状取得に必要な科目と単位

教員免許状を取得するためには「体育実技」2 単位が必須単位となっている。本学では、実習科目 4 科目中 2 科目を受講して 2 単位を修得することにより単位が互換される。

(6) 海外研修

この分野の科目として、国際文化体験Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳの科目が用意されている。

(7) 教養ゼミ

この分野の科目として、工学基礎演習、文章表現Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、日本語会話基礎の科目が用意されている。

3. キャリア科目

本学工学部では、キャリア教育科目として文章表現Ⅱ・Ⅲ、キャリアデザインⅠ・Ⅱ、インターンシップが開設されている。文章表現Ⅱ・Ⅲでは、1 年次の導入教育科目であるフレッシュマンゼミ、文章表現Ⅰに続き、日本語力の涵養と日本語を使用した「文章表現力や文章発表力」などの養成を主としている。また、キャリアデザインⅠ・Ⅱでは、キャリアガイダンスの他に、卒業後の学生自身の社会的・職業的自立を目指した指導が行われている。

インターンシップは休業期間中に実施され、就業体験をもとに職業観の養成を目指している。

キャリア教育科目の履修プログラム

1 年 次		2 年 次		3 年 次	
前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期
導入教育科目 フレッシュマンゼミ ⇒ 文章表現Ⅰ		キャリア教育科目 文章表現Ⅱ ⇒ 文章表現Ⅲ ⇒ キャリアデザインⅠ ⇒ キャリアデザインⅡ			

学修・教育目標と科目の関係
教養科目

学修・教育目標	教養科目分野	1年前期	1年後期	2年前期	2年後期	3年前期	3年後期
① 幅広い視野と技術者倫理の涵養	建学の精神に関わる科目	建学の精神と聖徳太子 ヒューマン・エナジー入門 産業技術論(技術と文化)	暮らしのなかの宗教 仏教の源流といま 足利大学と足利 産業技術論(技術と人)	人間と宗教			
	人文・社会科学	哲学 文学I 心理学I 法学I 文化論I 日本と世界の歴史I 経済学入門	文学II 心理学II 法学II 文化論II 日本と世界の歴史II 経済と社会 ゼミナール(人文・社会科学)	人文・社会科学総合A	人文・社会科学総合B		
	健康・スポーツ科学	健康スポーツI ゼミナール(健康・スポーツ科学)	健康とスポーツの科学 健康スポーツII	健康スポーツIII	健康スポーツIV		
② コミュニケーション能力および表現力の涵養	外国語	英語コミュニケーション(基礎) 英語コミュニケーション(演習) 日本語I ゼミナール(外国語) 検定英語I	英語表現A 英語講読A 英語会話A 科学英語A 日本語II 検定英語II	英語表現B 英語講読B 英語会話B 科学英語B ドイツ語I 中国語I 日本語III	英語表現C 英語講読C 英語会話C 科学英語C ドイツ語II 中国語II 日本語IV		
	海外研修			国際文化体験I	国際文化体験II	国際文化体験III	国際文化体験IV
	教養ゼミ	日本語会話基礎	文章表現I	文章表現II	文章表現III		
③ 自然科学の理解	自然科学	解析入門 微分積分I 線形代数入門 力学I 物理入門 化学入門 基礎物理実験 基礎化学実験 基礎物理 基礎化学 データ分析 ゼミナール(自然科学)	微分積分II 線形代数I 力学II 力学基礎I 化学I 物理	微分積分III 線形代数II 力学基礎II 化学II 数学 化学			
	教養ゼミ	工学基礎演習					

4. 教養科目の科目一覧

表2 教養科目教育課程表

区分	分野	授 業 科 目	単 位 数	授業形態			年次及び週授業時間数※ 1								概要※ 2	教職課程※ 3		
				講 義	演 習	実験・ 実習	1 年 次		2 年 次		3 年 次		4 年 次			中 二 技 術	高 工 業	高 情 報
							前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期				
教養科目	建学の精神に関わる科目	建学の精神と聖徳太子	2	○			2											
		人間と宗教	2	○					2									
		暮らしのなかの宗教	2	○				2										
		仏教の源流といま	2	○				2										
		足利大学と足利	2	○				2										
		ヒューマン・エナジー入門	2	○			2											
		産業技術論（技術と文化）	2	○			2											
		産業技術論（技術と人）	2	○				2										
	人文・社会科学分野	哲学	2	○			2											
		文学Ⅰ	2	○			2											
		文学Ⅱ	2	○				2										
		心理学Ⅰ	2	○			2											
		心理学Ⅱ	2	○				2										
		法学Ⅰ	2	○			2											
		法学Ⅱ	2	○				2								◇	◇	◇
		文化論Ⅰ	2	○			2											
		文化論Ⅱ	2	○				2										
		日本と世界の歴史Ⅰ	2	○			2											
		日本と世界の歴史Ⅱ	2	○				2										
		経済学入門	2	○			2											
		経済と社会	2	○				2										
		ゼミナール（人文・社会科学）	1		○		(2)	(2)							※ 4			
		人文・社会科学総合A	2	○					2						※ 5			
		人文・社会科学総合B	2	○						2					※ 6			
	自然科学	解析入門	1		○		2								※ 7			
		微分積分Ⅰ	2	○			2								※ 7			
		微分積分Ⅱ	2	○				2							※ 7			
		微分積分Ⅲ	2	○					2						※ 7			
		線形代数入門	1		○		2								※ 7			
		線形代数Ⅰ	1		○			2							※ 7			
		線形代数Ⅱ	2	○					2						※ 7			
		物理入門	1		○		2								※ 7			
		力学基礎Ⅰ	2		○			4							※ 7			
		力学基礎Ⅱ	1		○				2						※ 7			
		力学Ⅰ	3	○	○		4								※ 7			
		力学Ⅱ	2	○				2							※ 7			
		化学入門	1		○		2											
		化学Ⅰ	2	○				2										
		化学Ⅱ	2	○					2									
		基礎物理実験	1			○	4	[4]							※ 8 ※ 13			
		基礎化学実験	1			○	4	[4]							※ 8 ※ 13			
		基礎物理	2	○			2								※ 14			
基礎化学		2	○			2								※ 14				
データ分析入門		2	○				2							※ 14				
ゼミナール（自然科学）		1		○		(2)	(2)							※ 4				
数学		2	○					2						※ 5				
化学		1		○				2						※ 5				
物理		1		○			2							※ 6				
外国語	英語コミュニケーション（基礎）	1		○		2												
	英語コミュニケーション（演習）	1		○		2									◇	◇	◇	
	英語表現A	1		○			2								◇	◇	◇	
	英語表現 B	1		○				2										
	英語表現 C	1		○					2									
	英語講読A	1		○			2											

区分	分野	授 業 科 目	単位数	授業形態			年次及び週授業時間数※ 1								概要※ 2	教職課程※ 3		
				講 義	演 習	実験・実習	1 年次		2 年次		3 年次		4 年次			中 技 術	高 工 業	高 情 報
							前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期				
教養科目	外国語	英語講読 B	1		○				2									
		英語講読 C	1		○				2									
		英語会話 A	1		○			2								◇	◇	◇
		英語会話 B	1		○				2									
		英語会話 C	1		○					2								
		科学英語 A	1		○			2										
		科学英語 B	1		○				2									
		科学英語 C	1		○					2								
		ドイツ語 I	2		○				4									
		ドイツ語 II	2		○					4								
		中国語 I	2		○					4								
		中国語 II	2		○						4							
		日本語 I	2		○		4								※ 9			
		日本語 II	2		○			4							※ 9			
		日本語 III	2		○				4						※ 9			
		日本語 IV	2		○					4					※ 9			
		ゼミナール（外国語）	1		○		(2)	(2)							※ 4			
		英語	2	○						2					※ 6			
		検定英語 I	1												※ 10			
		検定英語 II	1												※ 10			
		検定英語 III	2												※ 10			
		検定英語 IV	2												※ 10			
	健康・スポーツ科学	健康とスポーツの科学	2	○				2										
		健康スポーツ I	1			○	2									◇	◇	◇
		健康スポーツ II	1			○		2								◇	◇	◇
		健康スポーツ III	1			○			2							◇	◇	◇
		健康スポーツ IV	1			○				2						◇	◇	◇
		ゼミナール（健康スポーツ科学）	1		○		(2)	(2)							※ 4			
	海外研修	国際文化体験 I	1			○									※ 11			
		国際文化体験 II	1			○									※ 11			
		国際文化体験 III	1			○									※ 11			
		国際文化体験 IV	1			○									※ 11			
	教養ゼミ	工学基礎演習	1		○		(2)	(2)							※ 12			
		文章表現 I	1		○			2							※ 7			
		文章表現 II	1		○				2						※ 7			
		文章表現 III	1		○					2					※ 7			
		日本語会話基礎	2		○		4								※ 9 ※ 12			

※1：原則として複数の学期に開講される科目は最初の開講学期を記載している

※2：○：必修、▲：選択必修、無印：選択

※3：◇は、教職課程関係科目を示す。詳細は、「教職課程」の項目を参照すること。

※4：前期・後期いずれかの学期、もしくは両学期に開講される科目

※5：サマースクール（夏期休業期間中実施科目）

※6：スプリングスクール（春期休業期間中実施科目）

※7：習熟度により履修可否及び履修学期が決定されるステップアップ科目

※8：1年次前期開講科目だが、所属分野によっては履修学期が後期に指定される科目

※9：留学生対象科目

※10：単位の認定は別表の基準による。

※11：休業期間中実施科目

※12：履修者が指定される科目

※13：8週で修了する科目

※14：ライフデザインコース対象科目

機 械 分 野

1. 分野の概要

機械分野は、ものづくりの基本を支える分野である。現在、工学における様々な問題に対応するには、機械とものづくりに直結したCAD・CAMの基礎知識を修得するとともに、それらを融合し統合させて応用することが必要とされる。本分野は機械工学、自然エネルギーの2コースからなる。これらの基本科目には各コースの必修科目、選択必修科目が用意されているうえ、各自の興味や将来の目標により、コース外の科目を修得することも可能であり、卒業研究等でそれらの知識や体験を応用することができる。

《機械工学コース》

2 - 1. コースの概要

機械工学コースは機械工学の基礎知識、機械力学、流体力学、熱力学、材料力学の修得に重点を置き、その種々の応用科目を修得し確固たる技術を身につける。また、ものづくりにおける構想から設計そして製造までの過程において不可欠な、CAD、CAM、CAEを学修し、設計・製造現場で即戦力となる技術の基礎を修得する。

2 - 2. 卒業要件

卒業要件として、教養科目32単位以上、専門科目80単位以上、合計124単位以上を修得しなければならない。卒業要件に関する内訳を、表2-1と表2-2に示す。

表2-1 教養科目の卒業要件

区分	卒業要件単位数	分 野	内 訳 等
教 養 科 目	4 単位以上	建学の精神に関わる科目	
	8 単位以上	人文・社会科学	
	8 単位以上	自然科学	
	10単位以上	外国語	英語8単位以上を含む10単位以上。但し留学生は以下の要件とする。 「中級」：日本語4単位以上、英語4単位以上を含む計10単位以上※ 「初級」：日本語6単位以上、英語2単位以上を含む計10単位以上※
	2 単位以上	健康・スポーツ科学	2単位のうち1単位は、実習科目である健康スポーツI・II・III・IVから修得が必要
	－	海外研修	
	－	教養ゼミ	

※日本語初級者と日本語中級者の判別は次を目安とする。
 中級：日本語能力試験のN1を取得、または日本留学試験の日本語の試験で「読解・聴解・聴読解」が300点以上かつ「記述」が40点以上
 初級：上の条件を満たさない場合

表2-2 専門科目の卒業要件（機械工学コース）

分 野 等 区 分		要 件 単位数	科 目 の 内 訳 等				
			コース摘要	要 件 単位数	科 目 名	単位数	配当 年次
専 門 科 目 計 80 単 位 以 上	概論科目群	4 単 位 以 上	概論科目群 選択必修科目	2 単 位 以 上	創生工学概論	2	1 前
					機械概論	2	1 後
			概論科目群から自由選択				
	専門共通科目群	15 単 位 以 上	専門共通科目群 選択必修科目	2 単 位 以 上	コンピュータリテラシー	2	1 前
					コンピュータサイエンス入門	2	1 後
			専門共通科目群 必修科目	10 単 位	課題研究	2	3 後
					卒業研究 A	4	4 前
					卒業研究 B	4	4 後
			専門共通科目群から自由選択				
	分野、コース専門科目		分野必修科目	16 単 位	材料力学 A	2	2 前
					流体力学 I	2	2 前
					機械実習・自然エネルギー実験 A	2	2 前
					JIS機械製図	2	2 前
					機械工作法	2	2 後
					熱工学 I	2	2 後
					機械力学 I	2	2 後
					機械実習・自然エネルギー実験 B	2	2 後
			コース必修科目	6 単 位	金属材料基礎	2	2 前
					材料力学B	2	2 後
					機械工学演習実験	2	3 前
			分野選択必修科目	16 単 位 以 上	機構学	2	2 前
					流体力学Ⅱ	2	2 後
					金属材料	2	2 後
					機械要素	2	2 後
					機械設計製図	2	2 後
					エネルギー工学	2	2 後
					機械力学Ⅱ	2	3 前
					熱工学Ⅱ	2	3 前
					精密加工	2	3 前
					制御・ロボティクス基礎	2	3 前
					3D-CAD	2	3 前
					自然エネルギー工学	2	3 前
					流体機械	2	3 後
					熱機械	2	3 後
					3D-CAE	2	3 後
					自然エネルギー特別講義	2	3 後
			専門科目からの自由選択				

2-3. 卒業研究着手条件

卒業研究A及び卒業研究Bを履修するためには、卒業に必要な科目に関して、以下の項目を満足しなければならない。なお、編入生、転入生については、別に定める。

- (1) 教養科目を24単位以上修得していること。
- (2) 専門科目を64単位以上修得していること。
- (3) 専門共通科目群から、選択必修科目2単位以上、「課題研究」2単位、計4単位以上を修得していること。
- (4) 分野及びコース必修科目11科目、22単位をすべて履修（規定数以上出席して、試験を受ける）していること。
- (5) 概論科目群選択必修科目、専門共通科目群選択必修科目、分野必修科目、コース必修科目に配置されている科目を合計して20単位以上修得していること。
- (6) 教養科目と専門科目を合計して98単位以上修得していること。

カリキュラムマップ

機械分野専門科目(機械工学コース)

	1年前期	1年後期	2年前期	2年後期	3年前期	3年後期	4年前期	4年後期
概論科目	創生工学概論 電気電子概論 システム情報概論 建築・土木概論	機械概論 電気電子概論 システム情報概論 建築・土木概論						
専門共通科目	フレッシュマンゼミ(1) コンピュータグラフィ 風力発電工学概論(1)	Webデザイン 応用物理学I 応用物理学II 応用数学I 応用数学II			インターンシップ	技術者倫理 情報化社会と情報倫理	知的財産関係法規	
専門科目		地域DX化教育プロジェクトI	材料力学A 流体力学I 金属材料基礎 機構学	材料力学B 流体力学II 機械力学I 熱工学I 金属材料 機械要素 機械工作法	材料力学C PC援用力学A 機械力学II 熱工学II 材料工学 精密加工 制御・ロボティクス基礎 力学計測基礎	PC援用力学B 流体機械 熱機械	卒業研究A(4)	卒業研究B(4)
	製図学	電気回路入門 電磁気入門	機械実習自然エネルギー実験A JIS機械製図	機械実習自然エネルギー実験B 機械設計製図 エネルギー工学	3D-CAD 自然エネルギー工学	3D-CAE 環境工学 自然エネルギー特別講義		

必修科目

選択必修科目

選択科目

()内は単位数記載のない科目は2単位

学修・教育目標と科目の関係
機械分野専門科目(機械工学コース)

学修・教育目標	1年前期	1年後期	2年前期	2年後期	3年前期	3年後期	4年前期	4年後期
① 幅広い視野と技術者倫理の涵養	創生工学概論 風力発電工学概論 システム情報概論 建築・土木概論	機械概論 電気電子概論	機械製図 JIS機械製図 Webデザイン 応用物理学I 応用数学I 応用数学II	機械実習 自然エネルギー実験A 機械設計製図 材料力学B 流体力学II 機械力学I 熱工学I 金属材料 機械要素 機械工作法 エネルギー工学	技術者倫理 情報化社会と情報倫理	知的財産関係法規		
② コミュケーション能力および表現力の涵養			機械実習 自然エネルギー実験B JIS機械製図				卒業研究A	卒業研究B
③ 自然科学の理解	コンピュータリテラシー	コンピュータサイエンス入門						
④ 専門知識の確実な修得と実務に応用できる能力の修得			材料力学A 流体力学I 金属材料基礎 機構学 材料力学C PC援用力学A 機械力学II 熱工学II 材料工学 精密加工 制御・ロボティクス基礎 力学計測基礎 自然エネルギー工学 環境工学 自然エネルギー特別講義					
⑤ 積極性と自己学修の習慣	フレッシュマンゼミ 製図学	電気回路入門 電磁気入門					卒業研究A	卒業研究B
⑥ 知識を統合し計画的に作業を進める能力の育成		地域DX化教育プロジェクト			課題研究		卒業研究A	卒業研究B

必修科目

選択必修科目

選択科目

2 - 4. 教育課程表

表2-3 機械分野 機械工学コース 専門科目教育課程表

区 分	分 野	授 業 科 目	単 位 数	授業形態			年次及び週授業時間数								摘 要 ※1	教職課程※5			
				講 義	演 習	実験 実習	1 年次		2 年次		3 年次		4 年次			中 一 技 術	高 一 工 業	高 一 情 報	
							前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期					
学 科 専 門 共 通 科 目 群	概論科目群	創生工学概論	2	○			2								概▲ 概▲		◇		
		機械概論	2	○				2								◇	◇		
		電気電子概論	2	○				2								◇	◇		
		システム情報概論	2	○				2								◇	◇		
		建築・土木概論	2	○				2								◇	◇		
	専門科目群	フレッシュマンゼミ	1		○		2									専共▲ 専共▲	◇	◇	◇
		コンピュータリテラシー	2	○			2										◇	◇	◇
		コンピュータサイエンス入門	2	○				2									◇	◇	◇
		We b デザイン	2	○					2										◇
		応用物理学Ⅰ	2	○					2									◇	
		応用物理学Ⅱ	2	○						2								◇	
		応用数学Ⅰ	2	○						2						※2		◇	
		応用数学Ⅱ	2	○						2						※2		◇	
		技術者倫理	2	○								2						◇	
		キャリアデザインⅠ	2	○								2							
		キャリアデザインⅡ	2	○								2							
		インターンシップ	2			○										※3			
		情報化社会と情報倫理	2	○								2							◇
		知的財産関係法規	2	○									2					◇	
		課題研究	2		○							2				◎			
		卒業研究A	4		○								4			◎			
		卒業研究B	4		○									4		◎			
		風力発電工学概論	1	○			1									※3			
		地域 DX 化教育プロジェクト	1		○											※8			
		検定情報MWS	1													※4			
		検定情報MWE	2													※4			
		検定情報ME S	1													※4			
		検定情報ME E	2													※4			
		検定情報MP P	1													※4			
		検定情報MA S	1													※4			
		検定情報MO L	1													※4			
		検定情報Ⅰ I P	1													※4			
	検定情報Ⅰ S G	1													※4				
	検定情報Ⅰ F E	2													※4				
	検定情報Ⅰ A P	4													※4				
	検定高度情報処理	6													※4				
分野専門科目 （関連する他分野専門科目を含む）	機械分野 （機械工学コース）	製図学	2	○	○		2										◇	◇	
		電気回路入門	2	○				2								※6※7	◇	◇	
		電磁気入門	2	○				2								※6※7	◇	◇	
		材料力学A	2	○					2							◎	◇	◇	
		流体力学Ⅰ	2	○					2							◎	◇	◇	
		機構学	2	○					2							△	◇	◇	
		金属材料基礎	2	○					2							○	◇	◇	
		機械実習・自然エネルギー実験A	2			○			4							◎	◇	◇	
		JIS機械製図	2			○			4							◎	◇	◇	
		機械工作法	2	○						2						◎	◇	◇	
		熱工学Ⅰ	2	○						2						◎	◇	◇	
		材料力学B	2	○						2						○	◇	◇	
		流体力学Ⅱ	2	○						2						△	◇	◇	
		機械力学Ⅰ	2	○						2						◎	◇	◇	
		金属材料	2	○						2						△	◇	◇	
		機械要素	2	○						2						△	◇	◇	
		機械実習・自然エネルギー実験B	2			○				4						◎	◇	◇	
		機械設計製図	2			○				4						△	◇	◇	
		エネルギー工学	2	○						2						△		◇	
		熱工学Ⅱ	2	○							2					△	◇	◇	
		精密加工	2	○							2					△		◇	
		材料力学C	2	○							2						◇	◇	

区 分	分 野	授 業 科 目	単 位 数	授業形態			年次及び週授業時間数								摘 要 ※1	教職課程※5		
							1 年次		2 年次		3 年次		4 年次					
				講 義	演 習	実験 実習	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期				
分野専門科目（関連する他分野専門科目を含む）	機械分野（機械工学コース）	PC援用力学A	2	○						2						◇	◇	
		機械力学Ⅱ	2	○						2					△	◇	◇	
		制御・ロボティクス基礎	2	○						2					△	◇	◇	
		力学計測基礎	2	○						2							◇	
		機械工学演習実験	2		○					4	(4)				○		◇	
		3D-CAD	2		○					4					△			◇
		材料工学	2	○						2						◇	◇	
		自然エネルギー工学	2	○						2					△		◇	
		熱機械	2	○							2				△	◇	◇	
		PC援用力学B	2	○							2						◇	
		流体機械	2	○							2				△	◇	◇	
		制御・力学シミュレーション	2	○							2						◇	
		3D-CAE	2		○						4				△			◇
		環境工学	2	○							2						◇	
		自然エネルギー特別講義	2	○							2				△		◇	
機械分野基礎	2	○											※8					

※1：◎：必修、○：コース必修、概▲：概論科目群選択必修、専共▲：専門共通科目群選択必修、△：分野選択必修、▲：コース選択必修、無印：選択

※2：隔年開講科目

※3：「風力発電工学概論」は夏期休業期間に集中講義を実施する。

「インターンシップ」は、3年次の夏期休業期間中に実施する。

※4：単位の認定は別表の基準による。

※5：◇は、教職課程関係科目を示す。詳細は、「教職課程」の項目を参照すること。

※6：電気電子分野配置科目

※7：自然エネルギーコース履修推奨科目

※8：認定科目

《自然エネルギーコース》

3 - 1. コースの概要

人類の経済活動は、地球の環境収容力を上回る規模に達し、そのひずみが地球温暖化など様々な形で顕在化しつつある。これらの問題に対処するためには、第1に現状を正しく理解し、第2にその対策を構築し、第3にすみやかに実行していくことが必要である。本コースでは、機械工学に加え、自然エネルギー工学、環境工学の基礎知識を修得し、地球環境問題の解決に貢献しうる人材を養成する。

3 - 2. 卒業要件

卒業要件として、教養科目32単位以上、専門科目80単位以上、合計124単位以上を修得しなければならない。卒業要件に関する内訳を、表3-1と表3-2に示す。

表3-1 教養科目の卒業要件

区分	卒業要件単位数	分野	内 訳 等
教 養 科 目	32 単 位 以 上	4 単位以上	建学の精神に関わる科目
		8 単位以上	人文・社会科学
		8 単位以上	自然科学
		10単位以上	外国語
		2 単位以上	健康・スポーツ科学
		－	海外研修
		－	教養ゼミ

※日本語初級者と日本語中級者の判別は次を目安とする。

中級：日本語能力試験のN1を取得、または日本留学試験の日本語の試験で「読解・聴解・聴読解」が300点以上かつ「記述」が40点以上

初級：上の条件を満たさない場合

表3-2 専門科目の卒業要件（自然エネルギーコース）

分 野 等 区 分		要 件 単位数	科 目 の 内 訳 等				
			コース摘要	要 件 単位数	科 目 名	単位数	配当 年次
専 門 科 目 計 80 単 位 以 上	概論科目群	4 単 位 以 上	概論科目群 選択必修科目	2 単 位 以 上	創生工学概論	2	1 前
					機械概論	2	1 後
			概論科目群から自由選択				
	専門共通科目群	15 単 位 以 上	専門共通科目群 選択必修科目	2 単 位 以 上	コンピュータリテラシー	2	1 前
					コンピュータサイエンス入門	2	1 後
			専門共通科目群 必修科目	10 単 位	課題研究	2	3 後
					卒業研究 A	4	4 前
					卒業研究 B	4	4 後
	専門共通科目群から自由選択					－	／
	分野、コース専門科目 (他分野の専門科目を含む)		分野必修科目	16 単 位	材料力学 A	2	2 前
					流体力学 I	2	2 前
					機械実習・自然エネルギー実験 A	2	2 前
					JIS機械製図	2	2 前
					機械工作法	2	2 後
					熱工学 I	2	2 後
					機械力学 I	2	2 後
					機械実習・自然エネルギー実験 B	2	2 後
			コース必修科目	6 単 位	エネルギー工学	2	2 後
					自然エネルギー工学	2	3 前
					自然エネルギー特別講義	2	3 後
			分野選択 必修科目	16 単 位 以 上	金属材料基礎	2	2 前
					機構学	2	2 前
					流体力学 II	2	2 後
					材料力学 B	2	2 後
					金属材料	2	2 後
					機械要素	2	2 後
					機械設計製図	2	2 後
					機械力学 II	2	3 前
					熱工学 II	2	3 前
					精密加工	2	3 前
					制御・ロボティクス基礎	2	3 前
					機械工学演習実験	2	3 前
					3D-CAD	2	3 前
					流体機械	2	3 後
					熱機械	2	3 後
					3D-CAE	2	3 後
			専門科目からの自由選択				

3-3. 卒業研究着手条件

卒業研究A及び卒業研究Bを履修するためには、卒業に必要な科目に関して、以下の項目を満足しなければならない。なお、編入生、転入生については、別に定める。

- (1) 教養科目を24単位以上修得していること。
- (2) 専門科目を64単位以上修得していること。
- (3) 専門共通科目群から、選択必修科目2単位以上、「課題研究」2単位、計4単位以上を修得していること。
- (4) 分野およびコース必修科目11科目22単位をすべて履修（規定数以上出席して、試験を受ける）していること。
- (5) 概論選択必修科目、専門共通科目群選択必修科目、分野必修科目、コース必修科目に配置されている科目を合計20単位以上修得していること。
- (6) 教養科目と専門科目を合計して98単位以上修得していること。

カリキュラムマップ

機械分野専門科目(自然エネルギーコース)

	1 年前期		1 年後期	2 年前期		2 年後期	3 年前期	3 年後期	4 年前期	4 年後期
概論科目	創生工学概論	機械概論	電気電子概論 システム情報概論 建築・土木概論							
専門共通科目	フレンジュマンゼミ(1)	コンピュータサイエンス入門		Webデザイン 応用物理学I 応用物理学II 応用数学I 応用数学II			インターンシップ			
	風力発電工学概論(1)							技術者倫理 情報化社会と情報倫理	知的財産関係法規	
専門科目		地域DX化教育プロジェクトI		材料力学A 流体力学I 金属材料基礎 機構学	材料力学B 流体力学II 機械力学I 熱工学I 金属材料 機械要素 機械工作法		材料力学C PC援用力学A 機械力学II 熱工学II 材料工学	材料強度学 PC援用力学B 流体機械 熱機械	卒業研究A(4)	卒業研究B(4)
	製図学		電気実習自然エネルギー実験A JIS機械製図		制御・ロボティクス基礎 力学計測基礎 機械工学演習実験 3D-CAD 自然エネルギー工学		制御・力学シミュレーション			
		電気回路入門 電磁気入門			自然エネルギー工学 自然エネルギー特別講義					

必修科目

選択必修科目

選択科目

()内は単位数記載のない科目は2単位

学修・教育目標と科目の関係
機械分野専門科目(自然エネルギーコース)

学修・教育目標	1年前期	1年後期	2年前期	2年後期	3年前期	3年後期	4年前期	4年後期
① 幅広い視野と技術者倫理の涵養	創生工学概論 風力発電工学概論	機械概論 電気電子概論 システム情報概論 建築・土木概論				技術者倫理 情報化社会と情報倫理	知的財産関係法規	
② コミュニケーション能力および表現力の涵養			機械実習 自然エネルギー実験 JIS機械製図	機械実習 自然エネルギー実験 機械設計製図			卒業研究A	卒業研究B
③ 自然科学の理解	コンピューターデザイン	コンピュータサイエンス入門	Webデザイン 応用物理学I 応用物理学II 応用数学I 応用数学II	応用物理学II 応用数学I 応用数学II				
④ 専門知識の確実な修得と実務に応用できる能力の修得			材料力学A 流体力学I 金属材料基礎 機構学 金属材料 機械要素 機械工作法	材料力学B 流体力学II 機械力学I 熱工学I 金属材料 機械要素 機械工作法	材料力学C PC援用力学A 機械力学II 熱工学II 材料工学 精密加工 制御・ロボティクス基礎 力学計測基礎 自然エネルギー工学 環境工学 自然エネルギー特別講義	PC援用力学B 流体機械 熱機械		
⑤ 積極性と自己学修の習慣	フレッシュマンゼミ 製図学	電気回路入門 電磁気入門		エネルギー工学	機械工学演習実験 3D-CAD インターンシップ		卒業研究A 3D-CAE	卒業研究B
⑥ 知識を統合し計画的に作業を進める能力の育成		地域DX化教育プロジェクトI				課題研究	卒業研究A	卒業研究B

必修科目

選択必修科目

選択科目

3 - 4. 教育課程表

表3-3 機械分野 自然エネルギーコース 専門科目教育課程表

区 分	分 野	授 業 科 目	単 位 数	授業形態			年次及び週授業時間数								摘 要 ※1	教職課程※5			
							1 年次		2 年次		3 年次		4 年次						
				講 義	演 習	実験 実習	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期					
学 科 専 門 科 目 群	概論科目群	創生工学概論	2	○			2								概▲ 概▲		◇		
		機械概論	2	○				2								◇	◇		
		電気電子概論	2	○				2								◇	◇		
		システム情報概論	2	○				2								◇	◇		
		建築・土木概論	2	○				2								◇	◇		
	専門科目群	フレッシュマンゼミ	1		○		2												
		コンピュータリテラシー	2	○			2									専共▲ 専共▲	◇	◇	◇
		コンピュータサイエンス入門	2	○				2									◇	◇	◇
		Webデザイン	2	○					2										◇
		応用物理学Ⅰ	2	○					2									◇	
		応用物理学Ⅱ	2	○						2								◇	
		応用数学Ⅰ	2	○						2						※2 ※2		◇	
		応用数学Ⅱ	2	○						2								◇	
		技術者倫理	2	○								2						◇	
		キャリアデザインⅠ	2	○							2								
		キャリアデザインⅡ	2	○								2							
		インターンシップ	2			○													
		情報化社会と情報倫理	2	○								2							◇
		知的財産関係法規	2	○									2			※3		◇	
		課題研究	2		○							2				◎			
		卒業研究A	4		○								4			◎			
		卒業研究B	4		○									4		◎			
		風力発電工学概論	1	○			1									※3			
		地域DX化教育プロジェクト	1		○											※8			
		検定情報MWS	1													※4			
		検定情報MWE	2													※4			
		検定情報MES	1													※4			
		検定情報MEE	2													※4			
		検定情報MPP	1													※4			
		検定情報MAS	1													※4			
		検定情報MOL	1													※4			
		検定情報IIP	1													※4			
		検定情報ISG	1													※4			
		検定情報IFE	2													※4			
	検定情報IAP	4													※4	◇			
	検定高度情報処理	6													※4	◇			
分野専門科目（関連する他分野専門科目を含む）	機械分野（自然エネルギーコース）	製図学	2	○	○		2										◇	◇	
		電気回路入門	2	○				2								※6※7 ※6※7	◇	◇	
		電磁気入門	2	○				2									◇	◇	
		材料力学A	2	○					2							◎	◇	◇	
		流体力学Ⅰ	2	○					2							◎	◇	◇	
		機構学	2	○					2							△	◇	◇	
		金属材料基礎	2	○					2							△	◇	◇	
		機械実習・自然エネルギー実験A	2			○			4							◎	◇	◇	
		JIS機械製図	2			○			4							◎	◇	◇	
		機械工作法	2	○						2						◎	◇	◇	
		熱工学Ⅰ	2	○						2						◎	◇	◇	
		材料力学B	2	○						2						△	◇	◇	
		流体力学Ⅱ	2	○						2						△	◇	◇	
		機械力学Ⅰ	2	○						2						◎	◇	◇	
		金属材料	2	○						2						△	◇	◇	
		機械要素	2	○						2						△	◇	◇	
		機械実習・自然エネルギー実験B	2			○				4						◎		◇	
		機械設計製図	2			○				4						△	◇	◇	
		エネルギー工学	2	○						2						○		◇	
		熱工学Ⅱ	2	○							2		2			△	◇	◇	
		精密加工	2	○							2		2			△	◇	◇	
		材料力学C	2	○							2		2				◇	◇	

区 分	分 野	授 業 科 目	単 位 数	授業形態			年次及び週授業時間数								摘 要 ※1	教職課程※5		
				講 義	演 習	実験 実習	1 年次		2 年次		3 年次		4 年次			中一 技術	高一 工業	高一 情報
							前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期				
分野専門科目（関連する他分野専門科目を含む）	機械分野（自然エネルギーコース）	PC援用力学A	2	○							2				△	◇	◇	
		機械力学Ⅱ	2	○							2				△	◇	◇	
		制御・ロボティクス基礎	2	○							2				△	◇	◇	
		力学計測基礎	2	○							2						◇	
		機械工学演習実験	2		○						4	(4)			△		◇	
		3D-CAD	2		○						4				△			◇
		材料工学	2	○							2					◇	◇	
		自然エネルギー工学	2	○							2				○		◇	
		熱機械	2	○								2			△	◇	◇	
		PC援用力学B	2	○								2			△		◇	
		流体機械	2	○								2			△	◇	◇	
		制御・力学シミュレーション	2	○								2					◇	
		3D-CAE	2		○							4			△			◇
		環境工学	2	○								2					◇	
		自然エネルギー特別講義	2	○								2					◇	
		機械分野基礎	2	○											※8			

※1：◎：必修、○：コース必修、概▲：概論科目群選択必修、専共▲：専門共通科目群選択必修、△：分野選択必修、▲：コース選択必修、無印：選択

※2：隔年開講科目

※3：「風力発電工学概論」は夏期休業期間に集中講義を実施する。
「インターンシップ」は、3年次の夏期休業期間中に実施する。

※4：単位の認定は別表の基準による。

※5：◇は、教職課程関係科目を示す。詳細は、「教職課程」の項目を参照すること。

※6：電気電子分野配置科目

※7：自然エネルギーコース履修推奨科目

※8：認定科目

電気電子分野

1. 分野の概要

電気電子分野は、社会基盤のみならず「ものづくり」や産業を支える工学の一分野である。現在の社会において、電気電子分野の基礎知識や技術は必要不可欠となっており、その重要性は益々高まりつつある。本分野は電気電子工学コースからなる。基本科目には、コースの必修科目や選択必修科目があり、各自の将来の目標や学術的な興味に応じて選択科目を修得できる。創作ゼミ、課題研究、卒業研究では、修得した知識の応用や新しい技術の修得を行なうことができる。

《電気電子工学コース》

2 - 1. コースの概要

電気電子コースは電磁気学、電気回路、電子回路、デジタル回路を修得し、電力・エネルギー、通信情報、電子素子材料等の応用技術の修得を目指す。

電気電子分野は、産業界で要望される技術者として基本的な知識と理論を授業、演習、実験、実習および設計等を通して身につける。さらに、実験・実習科目を通してデータを整理し、期限内にレポートを作成するといった企業人としての実務者能力を培い、広範囲な産業分野および産業発展に柔軟に対応できる技術者を育成することを目標とする。

4年間で学修する教養科目及び専門科目は、技術者として社会に貢献できる能力が養成されるよう設置されている。これら科目は、電気電子工学コースの卒業生として修得すべき幅広い専門の知識と教養が養成されるよう考慮されている。

2 - 2. 卒業要件

卒業要件として、教養科目32単位以上、専門科目80単位以上、合計124単位以上を修得しなければならない。卒業要件に関する内訳を、表2-1と表2-2に示す。

表2-1 教養科目の卒業要件

区分	卒業要件単位数	分 野	内 訳 等
教 養 科 目	4 単位以上	建学の精神に関わる科目	
	8 単位以上	人文・社会科学	
	8 単位以上	自然科学	
	10単位以上	外国語	英語8単位以上を含む10単位以上。但し留学生は以下の要件とする。 「中級」：日本語4単位以上、英語4単位以上を含む計10単位以上※ 「初級」：日本語6単位以上、英語2単位以上を含む計10単位以上※
	2 単位以上	健康・スポーツ科学	2単位のうち1単位は、実習科目である健康スポーツI・II・III・IVから修得が必要
	－	海外研修	
	－	教養ゼミ	

※日本語初級者と日本語中級者の判別は次を目安とする。
 中級：日本語能力試験のN1を取得、または日本留学試験の日本語の試験で「読解・聴解・聴読解」が300点以上かつ「記述」が40点以上
 初級：上の条件を満たさない場合

表2-2 専門科目の卒業要件（電気電子工学コース）

分 野 等		要 件 単位数	科 目 の 内 訳 等				
			コース摘要	要 件 単位数	科 目 名	単位数	配当 年次
専 門 科 目 計 80 単 位 以 上	概論科目群	4 単 位 以 上	概論科目群 選択必修科目	2 単 位 以 上	創生工学概論	2	1 前
					電気電子概論	2	1 後
			概論科目群から自由選択				－
	専門共通科目群	15 単 位 以 上	専門共通科目群 選択必修科目	2 単 位 以 上	コンピュータリテラシー	2	1 前
					コンピュータサイエンス入門	2	1 後
			専門共通科目群 必修科目	10 単 位	課題研究	2	3 後
					卒業研究 A	4	4 前
					卒業研究 B	4	4 後
			専門共通科目群から自由選択				－
	分野、専門科目 (他分野の専門科目を含む)		分野必修科目	2313 単 科 目	創作ゼミⅠ	1	2 前
					電気電子工学実験Ⅰ A	2	2 前
					電気回路Ⅰ	2	2 前
					電磁気学Ⅰ	2	2 前
					創作ゼミⅡ	1	2 後
					電気電子工学実験Ⅰ B	2	2 後
					電気回路Ⅱ	2	2 後
					電磁気学Ⅱ	2	2 後
					電気機器工学	2	2 後
					創作ゼミⅢ	1	3 前
					電気電子工学実験Ⅱ A	2	3 前
					電子回路Ⅰ	2	3 前
					電気電子工学実験Ⅱ B	2	3 後
			分野選択必修科目	25 単 位 以 上	電気回路入門	2	1 後
					電磁気入門	2	1 後
					電気数学	2	2 前
					デジタル信号処理	2	2 前
					電気電子製図	2	2 前
					プログラミングⅠ	2	2 前
					電気回路演習	1	2 後
					電磁気学演習	1	2 後
					デジタル回路	2	2 後
					電気電子材料	2	2 後
					電気電子計測	2	2 後
					電気回路Ⅲ	2	3 前
					電磁気学Ⅲ	2	3 前
					電子回路演習	1	3 前
					制御工学Ⅰ	2	3 前
					伝送回路	2	3 後
					電磁波工学	2	3 後
					電子回路Ⅱ	2	3 後
					制御工学Ⅱ	2	3 後
			パワーエレクトロニクス	2	3 後		
			専門科目からの自由選択				

2-3. 卒業研究着手条件

卒業研究A及び卒業研究Bの着手条件は、卒業に必要な科目に関して、以下の項目を満足しなければならない。なお、編入生、転入生については、別に定める。

- (1) 教養科目を24単位以上修得していること。
- (2) 専門科目を64単位以上修得していること。
- (3) 専門共通科目群から、「課題研究」を修得していること。
- (4) 教養科目と専門科目を合計98単位以上修得していること。

カリキュラムマップ

電気電子分野専門科目(電気電子工学コース)

	1 年前期	1 年後期	2 年前期	2 年後期	3 年前期	3 年後期	4 年前期	4 年後期
概論科目	創生工学概論 電気電子概論 システム情報概論 建築・土木概論	機械概論 電気電子概論 システム情報概論 建築・土木概論						
専門共通科目	フレッシュマンゼミⅠ コンピュータリテラシー 風力発電工学概論Ⅰ	Webデザイン 応用物理学Ⅰ 応用物理学Ⅱ 応用数学Ⅰ 応用数学Ⅱ			インターンシップ	技術者倫理 情報化社会と情報倫理 課題研究	知的財産関係法規 卒業研究A(4)	卒業研究B(4)
専門科目		地域DX化教育プロジェクトⅡ 電気回路入門 電磁気入門 CAD基礎 情報技術入門	創作ゼミⅠ(1) 電気電子工学実験ⅠA 電気数学 電気回路Ⅰ 電磁気学Ⅰ デジタル信号処理 電気電子製図	創作ゼミⅡ(1) 電気電子工学実験ⅠB 電気回路Ⅱ 電気回路演習(1) 電磁気学Ⅱ 電磁気学演習(1) デジタル回路 電気機器工学 電気電子材料 電気電子計測	創作ゼミⅢ(1) 電気電子工学実験ⅡA 電気回路Ⅲ 電磁気学Ⅲ 電子回路Ⅰ 電子回路演習(1) 制御工学Ⅰ メカトロニクス 半導体デバイス工学 発変電工学 電力系統工学 電気化学 通信工学 電気通信法規 電気法規・施設管理	電気電子工学実験ⅠB 伝送回路 電磁波工学 電子回路Ⅱ 電子回路Ⅲ 制御工学Ⅱ パワーエレクトロニクス 電気電子設計 送配電工学 高電圧工学 電気応用工学 無線システム工学	電気電子工学実験Ⅲ	

必修科目
選択必修科目
選択科目

()内は単位数
記載のない科目は
2単位

学修・教育目標と科目の関係
電気電子分野専門科目(電気電子工学コース)

学修・教育目標	1 年前期	1 年後期	2 年前期	2 年後期	3 年前期	3 年後期	4 年前期	4 年後期
① 幅広い視野と技術者倫理の涵養	創生工学概論 風力発電工学概論Ⅰ システム情報概論 建築・土木概論	機械概論 電気電子概論 システム情報概論 建築・土木概論	電気電子工学実験ⅠA 電力技術実習基礎 Webデザイン 応用物理学Ⅰ 応用数学Ⅰ 応用数学Ⅱ	電気電子工学実験ⅠB 電力技術実習応用	電気電子工学実験ⅠA 電気電子工学実験ⅡB	技術者倫理 情報化社会と情報倫理	知的財産関係法規	
② コミュケーション能力および表現力の涵養			電気電子工学実験ⅠA 電力技術実習基礎 Webデザイン 応用物理学Ⅰ 応用数学Ⅰ 応用数学Ⅱ	電気電子工学実験ⅠB 電力技術実習応用	電気電子工学実験ⅠA 電気電子工学実験ⅡB		電気電子工学実験Ⅲ 卒業研究A	卒業研究B
③ 自然科学の理解	コンピュータリテラシー	コンピュータサイエンス入門	Webデザイン 応用物理学Ⅰ 応用数学Ⅰ 応用数学Ⅱ					
④ 専門知識の確実な修得と実務に応用できる能力の修得	電気回路入門 電磁気入門	電気回路入門 電磁気入門	電気数学 電気回路Ⅰ 電磁気学Ⅰ デジタル信号処理	電気回路Ⅱ 電磁気学Ⅱ デジタル回路	電気回路Ⅲ 電磁気学Ⅲ 電子回路Ⅰ	伝送回路 電磁波工学 電子回路Ⅱ		
	情報技術入門		プログラミングⅠ		制御工学Ⅰ メカトロニクス 半導体デバイス工学 発変電工学 電力系統工学 電気化学 通信工学 電気通信法規 電気法規・施設管理	制御工学Ⅱ パワーエレクトロニクス 電気電子設計 送配電工学 高電圧工学 電気応用工学 無線システム工学		
⑤ 積極性と自己学修の習慣	フレッシュマンゼミ		創作ゼミ 創作ゼミⅡ 電気電子製図	創作ゼミⅢ 電気回路演習 電磁気学演習	創作ゼミⅢ 電子回路演習		卒業研究A	卒業研究B
⑥ 知識を統合し計画的に作業を進める能力の育成	CAD基礎		電気電子製図				卒業研究A	卒業研究B
		地域DX化教育プロジェクト			インターンシップ	課題研究	卒業研究A	卒業研究B

必修科目

選択必修科目

選択科目

2 - 4. 教育課程表

表2-3 電気電子分野 電気電子工学コース 専門科目教育課程表

区 分	分 野	授 業 科 目	単 位 数	授業形態			年次及び週授業時間数								摘 要 ※1	教職課程※5			
							1 年次		2 年次		3 年次		4 年次						
				講 義	演 習	実験 実習	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期					
学 科 専 門 共 通 科 目 群	概論科目群	創生工学概論	2	○			2								概▲		◇		
		機械概論	2	○				2									◇	◇	
		電気電子概論	2	○					2							概▲	◇	◇	
		システム情報概論	2	○					2								◇	◇	
		建築・土木概論	2	○					2								◇	◇	
	専 門 共 通 科 目 群	フレッシュマンゼミ	1		○		2									専共▲ 専共▲	◇	◇	◇
		コンピュータリテラシー	2	○			2											◇	◇
		コンピュータサイエンス入門	2	○				2										◇	◇
		Webデザイン	2	○					2									◇	◇
		応用物理学Ⅰ	2	○					2									◇	
		応用物理学Ⅱ	2	○						2								◇	
		応用数学Ⅰ	2	○						2						※2		◇	
		応用数学Ⅱ	2	○						2						※2		◇	
		技術者倫理	2	○								2						◇	
		キャリアデザインⅠ	2	○							2								
		キャリアデザインⅡ	2	○								2							
		インターンシップ	2			○										※3			
		情報化社会と情報倫理	2	○								2							◇
		知的財産関係法規	2	○									2					◇	
		課題研究	2		○							2				◎			
		卒業研究A	4		○								4			◎			
		卒業研究B	4		○									4		◎			
		風力発電工学概論	1	○				1								※3			
		地域 DX 化教育プロジェクト	1		○											※8			
		検定情報MWS	1													※4			
		検定情報MWE	2													※4			
		検定情報MES	1													※4			
		検定情報MEE	2													※4			
		検定情報MPP	1													※4			
		検定情報MAS	1													※4			
		検定情報MOL	1													※4			
		検定情報IIP	1													※4			
		検定情報ISG	1													※4			
	検定情報IFE	2													※4				
	検定情報IAP	4													※4				
	検定高度情報処理	6													※4				
分野専門科目（関連する他分野専門科目を含む）	電気電子分野（電気電子工学コース）	情報技術入門	2	○			2								※6			◇	
		CAD基礎	2	○	○		2									※7			◇
		電磁気入門	2	○				2								▲	◇	◇	
		電気回路入門	2	○				2								▲	◇	◇	
		創作ゼミⅠ	1		○	○			2							◎		◇	
		電気回路Ⅰ	2	○					2							◎		◇	
		電磁気学Ⅰ	2	○					2							◎		◇	
		電気数学	2	○					2							▲		◇	
		デジタル信号処理	2	○					2							▲			◇
		電力技術実習基礎	2	○	○				2									◇	
		電気電子工学実験ⅠA	2			○			4							◎		◇	
		電気電子製図	2		○				4							▲	◇	◇	
		プログラミングⅠ	2	○					2							▲※6			◇
		創作ゼミⅡ	1		○	○				2						◎		◇	
		デジタル回路	2	○						2						▲			◇
		電気回路演習	1		○					2						▲		◇	
		電気回路Ⅱ	2	○						2						◎		◇	
		電気電子計測	2	○						2						▲		◇	
		電気電子工学実験ⅠB	2			○				4						◎		◇	
		電磁気学Ⅱ	2	○						2						◎		◇	

区 分	分 野	授 業 科 目	単 位 数	授業形態			年次及び週授業時間数								摘 要 ※1	教職課程※5		
				講 義	演 習	実験 実習	1年次		2年次		3年次		4年次			中一 技術	高一 工業	高一 情報
							前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期				
分野専門科目（関連する他分野専門科目を含む）	電気電子分野（電気電子工学コース）	電磁気学演習	1		○					2					▲		◇	
		電力技術実習応用	2	○	○					2							◇	
		電気電子材料	2	○						2					▲	◇	◇	
		電気機器工学	2	○						2					◎	◇	◇	
		通信工学	2	○							2							◇
		電子回路Ⅰ	2	○							2				◎	◇	◇	
		電子回路演習	1		○						2				▲	◇	◇	
		制御工学Ⅰ	2	○							2				▲	◇	◇	
		創作ゼミⅢ	1		○	○					2				◎		◇	
		電磁気学Ⅲ	2	○							2				▲		◇	
		発変電工学	2	○							2					◇	◇	
		半導体デバイス工学	2	○							2					◇	◇	
		電気化学	2	○							2						◇	
		電気電子工学実験ⅡA	2			○					4				◎	◇	◇	
		電気回路Ⅲ	2	○							2				▲	◇	◇	
		電力系統工学	2	○							2					◇	◇	
		メカトロニクス	2	○							2						◇	
		電気通信法規	2	○							2					◇	◇	
		電気法規・施設管理	2	○							2						◇	
		電気電子設計	2	○								2					◇	◇
		高電圧工学	2	○								2						◇
		制御工学Ⅱ	2	○								2				▲		◇
		送配電工学	2	○								2					◇	◇
		電子回路Ⅱ	2	○								2				▲	◇	◇
		電磁波工学	2	○								2				▲		◇
		伝送回路	2	○								2				▲		◇
		パワーエレクトロニクス	2	○								2				▲	◇	◇
		電気電子工学実験ⅡB	2			○						4				◎	◇	◇
		電気応用工学	2	○								2						◇
		無線システム工学	2	○								2						◇
		電気電子工学実験Ⅲ	2			○								4			◇	◇

※1：◎：必修、概▲：概論科目群選択必修、専共▲：専門共通科目群選択必修、▲：分野選択必修、無印：選択

※2：隔年開講科目

※3：「風力発電工学概論」は夏期休業期間に集中講義を実施する。
「インターンシップ」は、3年次の休業期間中に実施する。

※4：単位の認定は別表の基準による。

※5：◇は、教職課程関係科目を示す。詳細は、「教職課程」の項目を参照すること。

※6：システム情報分野配置科目

※7：前期は電気電子分野の学生対象、後期はその他の分野の学生対象に開講する。

※8：認定科目

3 - 1. 資格について

・ 在学中の資格取得について

電気電子分野では、就職支援上からも在学中に積極的に資格取得対策用授業を開講している。また、就職課が主に就職支援を担当し、在学中の資格取得には資格によって報償が与えられる。

電気電子分野が、資格支援対策のため開講している授業は、以下の通りである。

- ・ 第二種電気工事士・・・講義・実習 電力技術実習基礎
- ・ 第一種電気工事士・・・講義・実習 電力技術実習応用

情報関係の資格については、情報科学センターにおいて各種対策講座が開設されているので掲示等に注意すること。

・ 卒業時に与えられる資格について

資格によっては、在学中に所定の科目の単位数を修得し申請することにより、卒業した者に資格が与えられる場合がある。また、試験の一部が免除されたり、必要な実務経験を経た後に与えられる場合がある。下記に資格取得に関連する科目を示すが、これらの資格取得についてはガイダンス等においてクラス担任の説明をよく聞き、必要な科目を取得出来るように履修計画を立てることが必要である。

3 - 2. 無線従事者（総務省）

無線従事者（1 陸特）は、無線設備の操作又はその監督を行う者である。

(1) 第一級陸上特殊無線技士の無線設備の操作及び監督の範囲

表 3 - 1 監督の範囲

免 許	無 線 設 備 の 操 作 範 囲
第一級	陸上の無線局の空中線電力500ワット以下の多重無線設備（多重通信を行うことができる無線設備でテレビジョンとして使用するものを含む）で30メガヘルツ以上の周波数の電波を使用するものの技術操作 前号に掲げる操作以外の操作で第二級陸上特殊無線技士の操作の範囲に属するもの

(2) 第二級海上特殊無線技士の操作範囲

表 3 - 2 操作の範囲

	無 線 設 備 の 操 作 範 囲
第二級	1) 船舶に施設する無線設備（船舶地球局及び航空局の無線設備を除く。）並びに海岸局及び船舶のための無線航行局の無線設備で次に掲げるものの国内通信のための通信操作（モース符号による通信操作を除く。）並びにこれらの無線設備（レーダー及び多重無線設備を除く。）の外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないものの技術操作 ① 空中線電力10ワット以下の無線設備で1606.5キロヘルツから4000キロヘルツまでの周波数の電波を使用するもの ② 空中線電力50ワット以下の無線設備で25010キロヘルツ以上の周波数の電波を使用するもの 2) レーダー級海上特殊無線技士の操作の範囲に属する操作 3) 第三級海上特殊無線技士の操作の範囲に属する操作

・ 取得方法（実務経験不要）

- (1) 無線従事者国家試験に合格すること。
- (2) 電波法に基づく養成講習を終了すること。
- (3) 電波法に基づく科目認定を受けた学校の卒業生。

- ・ **科目区分別授業科目**（本学の場合：電気電子工学コースに限る）

在学中に次の授業科目の単位を修得して卒業した者は、申請により第一級陸上特殊無線技士及び第二級海上特殊無線技士の免許証が得られる。

表3-3 取得に必要な科目

科目区分	授業科目
無線機器学その他無線機器に関するもの	無線システム工学
電子計測その他無線測定に関するもの	電気電子計測
電波法規その他電波法令に関するもの	電気通信法規

- ・ **関連する職種**

第一級陸上特殊無線技士（1陸特）は、主にマイクロ波帯の多重無線設備の操作である。その関連する職種は、無線設備の大小はあるが非常に広範囲に及ぶ。

テレビジョン放送局、ラジオ放送局、電気通信事業者、陸上無線局（官公庁及び民間の会社）、その他人工衛星局の中継により無線通信を行う場合等。

（参考）上記の資格に関する総称、俗称、及び資格名称はそれぞれ次のとおりである。

表3-4 資格の名称

総称	俗称	資格名称
無線従事者	1 陸特	第一級陸上特殊無線技士
	2 海特	第二級海上特殊無線技士

3-3. 電気主任技術者（経済産業省）

電気主任技術者は、事業用電気工作物の工事、維持、運用に関する保安の監督を行う者である。

- ・ **電気主任技術者免状の種類とその保安の監督範囲**

- (1) 第一種電気主任技術者免状（以下 第一種）：全ての事業用電気工作物
- (2) 第二種電気主任技術者免状（以下 第二種）：構内に設置する電圧17万ボルト未満の事業用電気工作物及び構内以外の場所に設置する電圧10万ボルト未満の事業用電気工作物
- (3) 第三種電気主任技術者免状（以下 第三種）：構内に設置する電圧5万ボルト未満の事業用電気工作物及び構内以外の場所に設置する電圧2万5000ボルト未満の事業用電気工作物

- ・ **取得方法**

一般には、次の2通りの方法があり、本学創生工学科 電気電子分野 電気電子工学コースを卒業した者は、(2)の方法を選ぶことができる。

- (1) 電気主任技術者国家試験（通称 電験）を受験し、合格すること。（実務経験は必要ない）
- (2) 経済産業大臣の認定した学校（本学創生工学科 電気電子分野 電気電子工学コースは該当）を、在学中に所定の学科目の単位数（後述する科目区分別授業科目と単位数を参照）を修得して卒業した場合、実務経験（下表）により電気主任技術者免状の交付を受けることができる。

表3-5 必要な実務経験年数

	実務経験内容	必要経験年数
第一種	電圧5万ボルト以上の電気工作物の工事、維持又は運用	5年以上
第二種	電圧1万ボルト以上の電気工作物の工事、維持又は運用	3年以上
第三種	電圧5百ボルト以上の電気工作物の工事、維持又は運用	1年以上

・ 科目区分別授業科目と単位数（本学の場合）

在学中に次の科目区分ごとに必要とする単位数を修得して卒業した者は、実務の経験を経た後、申請することにより電気主任技術者免状が得られる。

表3－6 取得に必要な科目と単位数

科目区分 (必要単位数)	授 業 科 目	
1. 電気工学又は電子工学等の基礎に関するもの (19単位以上)	第一欄(必修)	電磁気学Ⅰ★、電磁気学Ⅱ★ 電気回路Ⅰ★、電気回路Ⅱ★、電気電子計測★
	第二欄(選択)	電子回路Ⅰ、電子回路Ⅱ、電子回路演習、 電磁気学Ⅲ、電磁気学演習、電磁波工学、 電気回路演習、電気回路Ⅲ、デジタル回路、 半導体デバイス工学、伝送回路、無線システム工学
2. 発電、変電、送電、配電及び電気材料並びに電気法規に関するもの (10単位以上)	第一欄(必修)	発電工学、送配電工学★、電気法規・施設管理★
	第二欄(選択)	高電圧工学、電力系統工学、電気電子材料★、技術者倫理
3. 電気及び電子機器、自動制御、電気エネルギー利用並びに情報伝送及び処理に関するもの (12単位以上)	第一欄(必修)	電気機器工学★、パワーエレクトロニクス、 制御工学Ⅰ
	第二欄(選択)	電気応用工学、電気化学、制御工学Ⅱ メカトロニクス、通信工学、プログラミングⅠ
4. 電気工学若しくは電子工学実験又は電気工学若しくは電子工学実習に関するもの (6単位以上)	第一欄(必修)	電気電子工学実験ⅡA、電気電子工学実験ⅡB、 電気電子工学実験Ⅲ
	第二欄(選択)	電気電子工学実験ⅠA、電気電子工学実験ⅠB
5. 電気及び電子機器設計又は電気及び電子機器製図に関するもの (2単位以上)	第一欄(必修)	電気電子製図★
	第二欄(選択)	電気電子設計、CAD基礎

★の科目を修得して卒業した者は、申請により第二種電気工事士の筆記試験が免除される。

3 - 4. 電気工事施工管理技士（国土交通省）

電気工事施工管理技士技術検定は、建設業法第27条に基づき、国土交通大臣指定機関が実施する国家試験であり、1級と2級の種別がある。1級電気工事施工管理技士の資格を取得すると、特定建設業の「営業所ごとに置く専任の技術者」及び現場に配置する「監理技術者」として認められる。また、2級電気工事施工管理技士の資格であれば、一般建設業の許可を受ける際に必要な「営業所ごとに配置する専任の技術者」及び「建設工事における主任技術者」として認められる。

在学中に、「コンピュータリテラシィ」、「コンピュータサイエンス入門」の2科目のうち1科目以上を修得して卒業した者は、卒業後1年以上（認定校以外は1年6ヵ月以上）の実務経験で2級電気工事施工管理技士の、3年以上の実務経験（認定校以外は4年6ヵ月以上）で1級電気工事施工管理技士の、それぞれ受験資格が得られる。

システム情報分野

1. 分野の概要

システム情報分野では、常に発展し続ける情報技術の変化に対応でき、それらの技術を応用したシステムの設計と開発のできるエンジニアを育成する。

現在、AI（人工知能）技術を応用した生成AIや自動運転、ドローンを活用したロボットシステム等が注目されているが、身の回りの様々な情報システムが、正確に、かつ安全に稼働し、真に人々の役に立つようにデザインするためには、情報システムに関する様々なレベルの知識を必要とする。ソフトウェア開発のための様々なプログラミング言語、コンピュータや計算アルゴリズムなどの基礎理論、ネットワークやセキュリティに関する知識、ロボットや組み込み技術、システムの運用や管理に関する知識、そして、より知的な振る舞いや利用者の利便性をもたらすAIやデザイン技術などの知識が必要である。

システム情報分野では、こうした知識や技術を単に講義を通じて学ぶだけでなく、実習や創造性教育プロジェクトを通じて、実際のシステムやロボットを利用し、具体的な応用システムの設計や開発を実施する。

システム情報分野の2コースの設定

ICT（情報通信技術）やAIを活用して、高品質の知能化システムの設計・開発、そして、CGや画像処理、WebやIoT、セキュリティ技術を利用したシステム開発やゲーム開発ができ、さらには、AIシステムを応用したロボットシステム、医療システム、データ解析のデザインができるエンジニアを育成する。

本分野では、「情報デザインコース」と「AIシステムコース」の2つのコースを設定しているが、コース間の垣根を設けず、履修科目や所属研究室の自由な選択ができる。

《情報デザインコース》

2 - 1. コースの概要

現代社会に必要なインフラやサービス、製品開発をリードするには、情報技術に加え、システムをデザインできる広い知識が必要である。情報デザインコースでは、入学時よりソフトウェアとハードウェアをバランスよく学修し、段階的にプログラミング、CG・画像処理、データサイエンス、セキュリティ、組み込みなどの技術と知識を身につける。さらに、2、3年次の専門科目であるシステム情報実習や創造性教育プロジェクトを通じて、自主性、計画力、創造力、技術力、発信力を強化する。そして、ソフトウェア開発、ゲーム開発やシステム開発に携わることのできるエンジニアを育成する。

2 - 2. 卒業要件

卒業要件として、教養科目32単位以上、専門科目80単位以上、合計124単位以上を修得しなければならない。卒業要件に関する内訳を、表2-1と表2-2に示す。

表2-1 教養科目の卒業要件

区分	卒業要件単位数	分野	内 訳 等
教 養 科 目	32 単 位 以 上	4単位以上	建学の精神に関わる科目
		8単位以上	人文・社会科学
		8単位以上	自然科学
		10単位以上	外国語
		2単位以上	健康・スポーツ科学
		－	海外研修
		－	教養ゼミ

※日本語初級者と日本語中級者の判別は次を目安とする。

中級：日本語能力試験のN1を取得、または日本留学試験の日本語の試験で「読解・聴解・聴読解」が300点以上かつ「記述」が40点以上

初級：上の条件を満たさない場合

表2-2 専門科目の卒業要件（情報デザインコース）

分 野 等		要 件 単位数	科 目 の 内 訳 等				
			摘 要	要 件 単位数	科 目 名	単位数	配当 年次
専 門 科 目 計 80 単 位 以 上	概論科目群	4 単 位 以 上	概論科目群 選択必修科目	2単位 以 上	創生工学概論	2	1 前
					システム情報概論	2	1 後
			概論科目群から自由選択				
	専門共通科目群	15 単 位 以 上	専門共通科目群 選択必修科目	2単位 以 上	コンピュータリテラシー	2	1 前
					コンピュータサイエンス入門	2	1 後
			専門共通科目群 必修科目	10 単 位	課題研究	2	3 後
					卒業研究 A	4	4 前
					卒業研究 B	4	4 後
			専門共通科目群から自由選択				
	分野・コース専門科目 (他分野の専門科目を含む)		分野必修科目	4 単 位	システム情報実習Ⅰ	2	2 後
					システム情報実習Ⅱ	2	3 前
			分野選択必修科目 (共通)	6 単 位 以 上	創造性教育プロジェクトⅠ	2	2 前
					創造性教育プロジェクトⅡ	2	2 後
					創造性教育プロジェクトⅢ	2	3 前
					創造性教育プロジェクトⅣ	2	3 後
			コース必修科目	2単位	情報技術入門	2	1 前
	専門科目からの自由選択					－	／

2-3. 卒業研究着手条件

卒業研究A及び卒業研究Bを履修するためには、卒業に必要な科目に関して、以下の項目を満足しなければならない。なお、編入生、転入生については、別に定める。

- (1) 教養科目を24単位以上修得していること。
- (2) 専門科目を64単位以上修得していること。
- (3) 「創造性教育プロジェクトⅠ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」のうち、1科目以上を修得していること。
- (4) 専門共通科目群から、「課題研究」を修得していること。
- (5) 教養科目と専門科目を合計して98単位以上修得していること。

カリキュラムマップ
システム情報分野(情報デザインコース)

	1年前期	1年後期	2年前期	2年後期	3年前期	3年後期	4年前期	4年後期
概論科目	創生工学概論	機械概論 電気電子概論 システム情報概論 建築・土木概論						
専門共通科目	フレンジュメンゼミ(1)	コンピュータサイエンス入門	Webデザイン	応用物理学Ⅱ 応用数学Ⅰ 応用数学Ⅱ	インターンシップ	技術者倫理 情報化社会と情報倫理 課題研究	知的財産関係法規 卒業研究A(4)	
	コンピュータリテラシー		応用物理学Ⅰ					
	風力発電工学概論(1)							
分野専門科目		地域DX化教育プロジェクト(1)	プログラミングⅠ AIプログラミング	プログラミングⅡ ゲームプログラミング	Webプログラミング	ゲームプログラミングⅡ	卒業研究B(4)	
		(プログラミング系)						
		(情報・通信系)		アルゴリズムとデータ構造 コンピュータアーキテクチャ	ソフトウェア工学	シミュレーション		
			コンピュータネットワークⅠ		情報セキュリティ			
		(マルチメディア・ゲーム系)			CG・画像処理Ⅰ ヒューマンインターフェース	CG・画像処理Ⅱ		
		CAD基礎						
		(ロボット・組み込み系)	デジタル信号処理	ロボットシステムⅠ	ロボットシステムⅡ 制御工学Ⅰ	メカトロニクス		
		(データサイエンス系)	データサイエンス基礎			データベース データサイエンス		
				確率・統計Ⅰ 確率・統計Ⅱ				
		(システムマネジメント系)	情報システムⅠ	情報システムⅡ				
		(人工知能系)	人工知能Ⅱ 認知科学		機械学習Ⅰ 人間工学	AIシステム	機械学習Ⅱ	
		(総合)	創造性教育プロジェクトⅠ	創造性教育プロジェクトⅡ システム情報実習Ⅰ	創造性教育プロジェクトⅢ システム情報実習Ⅱ	創造性教育プロジェクトⅣ		

必修科目
選択必修科目
選択科目
()内は単位数
記載のない科目は
2単位

学修・教育目標と科目の関係
システム情報分野専門科目(情報デザインコース)

学修・教育目標	1 年前期	1 年後期	2 年前期	2 年後期	3 年前期	3 年後期	4 年前期	4 年後期
① 幅広い視野と技術者倫理の涵養	創生工学概論 風力発電工学概論	機械概論 電気電子概論 システム情報概論 建築・土木概論				技術者倫理 情報化社会と情報倫理	知的財産関係法規	
② コミュケーション能力および表現力の涵養				システム情報実習I	システム情報実習II		卒業研究A	卒業研究B
③ 自然科学の理解	コンピュータリテラシー	コンピュータサイエンス入門	Webデザイン 応用物理学I 応用物理学II 応用数学I 応用数学II					
④ 専門知識の確実な修得と実務に応用できる能力の修得			プログラミング I AIプログラミング コンピュータネットワーク CAD基礎	プログラミング II ゲームプログラミング アルゴリズムとデータ構造 コンピュータアーキテクチャ	Webプログラミング ゲームプログラミングII ソフトウェア工学 情報セキュリティ CG・画像処理I CG・画像処理II ヒューマンインターフェース ロボットシステムII 制御工学I	ゲームプログラミングII シミュレーション	コンピュータネットワークII コンピュータビジョン	
			デジタル信号処理 データサイエンス基礎	ロボットシステムI		メカトロニクス データベース データサイエンス		
			情報システムI 人工知能II 認知科学	確率・統計I 確率・統計II 情報システムII	機械学習 I 人間工学	AIシステム	機械学習 II	
⑤ 積極性と自己学修の習慣	フレッシユコミュニケーションゼミ		創造性教育プロジェクトI 創造性教育プロジェクトII		創造性教育プロジェクトIII 創造性教育プロジェクトIV		卒業研究A	卒業研究B
⑥ 知識を統合し計画的に作業を進める能力の育成		地域DX化教育プロジェクト			インターンシップ	課題研究	卒業研究A	卒業研究B

必修科目
選択必修科目
選択科目

2 - 4. 教育課程表

表2-3 システム情報分野 情報デザインコース 専門科目教育課程表

区 分	分 野	科 目 名 称	単 位 数	授業形態			年次及び週授業時間数								適 用 ※1	教職課程※5			
				講 義	演 習	実験・実習	1年次		2年次		3年次		4年次			中 一 技 術	高 工 業	高 情 報	
							前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期					
学科専門科目 専門共通科目群	概論科目群	創生工学概論	2	○			2								概▲		◇		
		機械概論	2	○				2								◇	◇		
		電気電子概論	2	○				2								◇	◇		
		システム情報概論	2	○				2							概▲	◇	◇		
		建築・土木概論	2	○				2								◇	◇		
		フレッシュマンゼミ	1		○		2												
		コンピュータリテラシー	2	○			2								専共▲	◇	◇	◇	
		コンピュータサイエンス入門	2	○				2							専共▲	◇	◇	◇	
		We bデザイン	2	○					2									◇	
		応用物理学Ⅰ	2	○					2								◇		
		応用物理学Ⅱ	2	○						2							◇		
		応用数学Ⅰ	2	○						2					※2		◇		
		応用数学Ⅱ	2	○						2					※2		◇		
		技術者倫理	2	○								2					◇		
		キャリアデザインⅠ	2	○							2								
		キャリアデザインⅡ	2	○								2							
		インターンシップ	2			○									※3				
		情報化社会と情報倫理	2	○								2						◇	
		知的財産関係法規	2	○									2				◇		
		課題研究	2		○							2			◎				
		卒業研究A	4		○								4		◎				
		卒業研究B	4		○									4	◎				
		風力発電工学概論	1	○			1								※3				
		地域DX化教育プロジェクト	1		○										※8				
		検定情報MWS	1												※4				
		検定情報MWE	2												※4				
		検定情報MES	1												※4				
		検定情報MEE	2												※4				
		検定情報MPP	1												※4				
		検定情報MAS	1												※4				
		検定情報MOL	1												※4				
		検定情報IIP	1												※4				
		検定情報ISG	1												※4				
		検定情報IFE	2												※4				
	検定情報IAP	4												※4					
	検定高度情報処理	6												※4					
分野専門科目（関連する他分野専門科目を含む）	システム情報分野 情報デザインコース	情報技術入門	2	○			2								◎			◇	
		人工知能Ⅰ	2	○				2									◇		
		CAD基礎	2	○				2							※6※7			◇	
		データサイエンス基礎	2	○					2									◇	
		創造性教育プロジェクトⅠ	2		○				4						▲		◇		
		プログラミングⅠ	2	○					2									◇	
		AIプログラミング	2	○					2								◇		
		コンピュータネットワークⅠ	2	○					2									◇	
		デジタル信号処理	2	○					2						※6			◇	
		情報システムⅠ	2	○					2									◇	
		人工知能Ⅱ	2	○					2								◇		
		認知科学	2	○					2								◇		
		創造性教育プロジェクトⅡ	2		○					4					▲		◇		
		システム情報実習Ⅰ	2			○				4					◎		◇		
		プログラミングⅡ	2	○					2									◇	
		ゲームプログラミングⅠ	2	○					2									◇	
		アルゴリズムとデータ構造	2	○					2									◇	
		コンピュータアーキテクチャ	2	○					2									◇	
		ロボットシステムⅠ	2	○					2								◇		
		確率・統計Ⅰ	2	○					2								◇		
		確率・統計Ⅱ	2	○					2								◇		
		情報システムⅡ	2	○					2								◇		
		創造性教育プロジェクトⅢ	2		○						4				▲		◇		
		システム情報実習Ⅱ	2			○					4				◎		◇		
		Webプログラミング	2	○							2						◇		

区 分	分 野	科 目 名 称	単 位 数	授業形態			年次及び週授業時間数								適 用 ※ 1	教職課程※ 5		
				講 義	演 習	実験・実習	1 年次		2 年次		3 年次		4 年次			中 技 術	高 一 工 業	高 情 報
							前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期				
分野専門科目（関連する他分野専門科目を含む）	システム情報分野（情報デザインコース）	ソフトウェア工学	2	○							2							◇
		情報セキュリティ	2	○							2							◇
		C G ・ 画像処理Ⅰ	2	○							2							◇
		ヒューマンインターフェース	2	○							2						◇	
		ロボットシステムⅡ	2	○							2						◇	
		制御工学Ⅰ	2	○							2				※ 6	◇	◇	
		機械学習Ⅰ	2	○							2						◇	
		人間工学	2	○							2						◇	
		創造性教育プロジェクトⅣ	2		○							4			▲		◇	
		ゲームプログラミングⅡ	2	○								2						◇
		シミュレーション	2	○								2						◇
		C G ・ 画像処理Ⅱ	2	○								2						◇
		メカトロニクス	2	○								2			※ 6		◇	
		データベース	2	○								2						◇
		データサイエンス	2	○								2						◇
		AI システム	2	○								2					◇	
		コンピュータネットワークⅡ	2	○									2					◇
		コンピュータビジョン	2	○									2					◇
		機械学習Ⅱ	2	○									2				◇	

- ※1：○：必修、概▲：概論科目群選択必修、専共▲：専門共通科目群選択必修、▲：コース選択必修、無印：選択
- ※2：隔年開講科目
- ※3：「風力発電工学概論」は夏期休業期間に集中講義を実施する。「インターンシップ」は3年次の夏期休業期間中に実施する。
- ※4：単位の認定は別表の基準による。
- ※5：◇は、教職課程関係科目を示す。詳細は、「教職課程」の項目を参照すること。
- ※6：電気電子分野配置科目。
- ※7：前期は電気電子分野の学生を対象に開講する。後期は機械分野、システム情報分野、建築・土木分野の学生を対象に開講する。
- ※8：認定科目

《AIシステムコース》

3 - 1. コースの概要

AI（人工知能）に代表されるように、世の中の技術の急速な進歩や変革が起こりつつある。生成AIやドローン、自動運転、IoTなどに関する技術は、AIのような知的なソフトウェア技術、そして高性能プロセッサやセンサ、ロボットなどのハードウェア技術の進歩とともに実現されている。AIシステムコースでは、そのような最先端技術の基礎から応用までを学べるカリキュラムを用意している。さらに、具体的な人工知能ソフトウェアやロボットシステムの利用方法を学ぶための実習や、それらを応用したシステムの研究開発を行うゼミ（課題研究、卒業研究）を通じて、今後の技術の変化にも対応できるエンジニアの育成を目指している。

3 - 2. 卒業要件

卒業要件として、教養科目32単位以上、専門科目80単位以上、合計124単位以上を修得しなければならない。卒業要件に関する内訳を、表3-1と表3-2に示す。

表3-1 教養科目の卒業要件

区分	卒業要件単位数	分野	内 訳 等
教 養 科 目	4 単位以上	建学の精神に関わる科目	
	8 単位以上	人文・社会科学	
	8 単位以上	自然科学	
	10単位以上	外国語	英語8単位以上を含む10単位以上。但し留学生は以下の要件とする。 「中級」：日本語4単位以上、英語4単位以上を含む計10単位以上※ 「初級」：日本語6単位以上、英語2単位以上を含む計10単位以上※
	2 単位以上	健康・スポーツ科学	2単位のうち1単位は、実習科目である健康スポーツⅠ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳから修得が必要
	－	海外研修	
	－	教養ゼミ	

※日本語初級者と日本語中級者の判別は次を目安とする。

中級：日本語能力試験のN1を取得、または日本留学試験の日本語の試験で「読解・聴解・聴読解」が300点以上かつ「記述」が40点以上

初級：上の条件を満たさない場合

表3-2 専門科目の卒業要件 (AIシステムコース)

分 野 等		要 件 単位数	科 目 の 内 訳 等				
			摘 要	要 件 単位数	科 目 名	単位数	配当 年次
専 門 科 目 計 80 単 位 以 上	概論科目群	4 単 位 以 上	概論科目群 選択必修科目	2 単 位 以 上	創生工学概論	2	1 前
					システム情報概論	2	1 後
			概論科目群から自由選択				
	専門共通科目群	15 単 位 以 上	専門共通科目群 選択必修科目	2 単 位 以 上	コンピュータリテラシー	2	1 前
					コンピュータサイエンス入門	2	1 後
			専門共通科目群 必修科目	10 単 位	課題研究	2	3 後
					卒業研究 A	4	4 前
					卒業研究 B	4	4 後
			専門共通科目群から自由選択				
	分野・コース専門科目 (他分野の専門科目を含む)		分野必修科目	4 単 位	システム情報実習Ⅰ	2	2 後
					システム情報実習Ⅱ	2	3 前
			分野選択必修科目 (共通)	6 単 位 以 上	創造性教育プロジェクトⅠ	2	2 前
					創造性教育プロジェクトⅡ	2	2 後
					創造性教育プロジェクトⅢ	2	3 前
					創造性教育プロジェクトⅣ	2	3 後
			コース必修科目	2 単 位	人工知能Ⅰ	2	1 後
			専門科目からの自由選択				

3-3. 卒業研究着手条件

卒業研究A及び卒業研究Bを履修するためには、卒業に必要な科目に関して、以下の項目を満足しなければならない。なお、編入生、転入生については、別に定める。

- (1) 教養科目を24単位以上修得していること。
- (2) 専門科目を64単位以上修得していること。
- (3) 「創造性教育プロジェクトⅠ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」のうち、1科目以上を修得していること。
- (4) 専門共通科目群から、「課題研究」を修得していること。
- (5) 教養科目と専門科目を合計して98単位以上修得していること。

カリキュラムマップ

システム情報分野 (AIシステムコース)

	1年前期	1年後期	2年前期	2年後期	3年前期	3年後期	4年前期	4年後期
概論科目	創生工学概論 機械概論 電気電子概論 システム情報概論 建築・土木概論	機械概論 電気電子概論 システム情報概論 建築・土木概論						
専門共通科目	フレッシュマンゼミⅠ コンピュータリテラシー 風力発電工学概論Ⅰ	Webデザイン 応用物理学Ⅰ 応用数学Ⅰ 応用数学Ⅱ			インターンシップ 技術者倫理 情報化社会と情報倫理 課題研究			
分野専門科目		地域DX化教育プロジェクトⅡ (プログラミング系) (情報・通信系) (コンピュータネットワークⅠ) (マルチメディア・インターネット・フェース系) CAD基礎 情報技術入門 (ロボット・組み込み系) (データサイエンス系)	プログラミングⅠ AIプログラミング アルゴリズムとデータ構造 コンピュータアーキテクチャ コンピュータネットワークⅠ CG・画像処理Ⅰ ヒューマンインターフェース ロボットシステムⅡ 制御工学Ⅰ メカトロニクス	プログラミングⅡ ゲームプログラミング 確率・統計Ⅰ 確率・統計Ⅱ 情報システムⅡ	Webプログラミング ゲームプログラミング シミュレーション 情報セキュリティ CG・画像処理Ⅱ ヒューマンインターフェース ロボットシステムⅡ メカトロニクス	卒業研究A(4) 卒業研究B(4)		

必修科目

選択必修科目

選択科目

()内は単位数

記載のない科目は

2単位

学修・教育目標と科目の関係
システム情報分野専門科目 (AIシステムコース)

学修・教育目標	1年前期	1年後期	2年前期	2年後期	3年前期	3年後期	4年前期	4年後期
① 幅広い視野と技術者倫理の涵養	創生工学概論 風力発電工学概論 システム情報概論 建築・土木概論	機械概論 電気電子概論 システム情報概論 建築・土木概論				技術者倫理 情報化社会と情報倫理	知的財産関係法規	
② コミュケーション能力および表現力の涵養				システム情報実習Ⅰ	システム情報実習Ⅱ		卒業研究A	卒業研究B
③ 自然科学の理解	コンピュータリテラシー	コンピュータサイエンス入門	Webデザイン 応用物理学Ⅰ 応用物理学Ⅱ 応用数学Ⅰ 応用数学Ⅱ					
④ 専門知識の確実な修得と実務に応用できる能力の修得		CAD基礎	プログラミングⅠ AIプログラミング コンピュータネットワーク 情報技術入門	プログラミングⅡ ゲームプログラミング アルゴリズムとデータ構造 コンピュータアーキテクチャ デジタル信号処理 データサイエンス基礎 確率・統計Ⅰ 確率・統計Ⅱ 情報システムⅡ 人工知能Ⅱ 認知科学	Webプログラミング ソフトウェア工学 情報セキュリティ CG・画像処理Ⅰ ヒューマンインターフェース ロボットシステムⅡ 制御工学Ⅰ データベース データサイエンス	ゲームプログラミングⅡ シミュレーション CG・画像処理Ⅱ メカトロニクス	コンピュータネットワークⅡ コンピュータビジョン	
⑤ 積極性と自己学修の習慣	フレッシュマンゼミ		人工知能Ⅰ	創造性教育プロジェクトⅡ	創造性教育プロジェクトⅢ	創造性教育プロジェクトⅣ	卒業研究A	卒業研究B
⑥ 知識を統合し計画的に作業を進める能力の育成		地域DX化教育プロジェクト			インターネットシナプ	課題研究	卒業研究A	卒業研究B

必修科目

選択必修科目

選択科目

3 - 4. 教育課程表

表3-3 システム情報分野 AIシステムコース 専門科目教育課程表

区 分	分 野	授 業 科 目	単 位 数	授業形態			年次及び週授業時間数								摘 要 ※1	教職課程※5			
				講 義	演 習	実験 実習	1 年次		2 年次		3 年次		4 年次			中 一 技 術	高 一 工 業	高 一 情 報	
							前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期					
学 科 専 門 科 目 群	概論科目群	創生工学概論	2	○			2								概▲		◇		
		機械概論	2	○				2									◇	◇	
		電気電子概論	2	○				2									◇	◇	
		システム情報概論	2	○				2								概▲	◇	◇	
		建築・土木概論	2	○				2									◇	◇	
	専門科目群	フレッシュマンゼミ	1		○		2									専共▲	◇	◇	◇
		コンピュータリテラシー	2	○			2									専共▲	◇	◇	◇
		コンピュータサイエンス入門	2	○			2											◇	◇
		Webデザイン	2	○					2										◇
		応用物理学Ⅰ	2	○					2									◇	
		応用物理学Ⅱ	2	○						2									◇
		応用数学Ⅰ	2	○						2						※2		◇	
		応用数学Ⅱ	2	○						2						※2		◇	
		技術者倫理	2	○								2						◇	
		キャリアデザインⅠ	2	○								2							
		キャリアデザインⅡ	2	○								2							
		インターンシップ	2			○										※3			
		情報化社会と情報倫理	2	○								2							◇
		知的財産関係法規	2	○									2					◇	
		課題研究	2		○								2			◎			
		卒業研究A	4		○									4		◎			
		卒業研究B	4		○										4	◎			
		風力発電工学概論	1	○			1									※3			
		地域DX化教育プロジェクト	1		○											※8			
		検定情報MWS	1													※4			
		検定情報MWE	2													※4			
		検定情報MES	1													※4			
		検定情報MEE	2													※4			
		検定情報MPP	1													※4			
		検定情報MAS	1													※4			
		検定情報MOL	1													※4			
		検定情報IIP	1													※4			
	検定情報ISG	1													※4				
	検定情報IFE	2													※4				
	検定情報IAP	4													※4				
	検定高度情報処理	6													※4				
分野専門科目群 （関連する他分野専門科目を含む）	システム情報分野（AIシステムコース）	情報技術入門	2	○			2								◎		◇		
		人工知能Ⅰ	2	○				2										◇	
		CAD基礎	2	○				2								※6※7			◇
		データサイエンス基礎	2	○					2										◇
		創造性教育プロジェクトⅠ	2		○				4							▲		◇	
		プログラミングⅠ	2	○					2										◇
		AIプログラミング	2	○					2									◇	
		コンピュータネットワークⅠ	2	○					2										◇
		デジタル信号処理	2	○					2							※6			◇
		情報システムⅠ	2	○					2										◇
		人工知能Ⅱ	2	○					2									◇	
		認知科学	2	○					2									◇	
		創造性教育プロジェクトⅡ	2		○					4						▲		◇	
		システム情報実習Ⅰ	2			○				4						◎		◇	
		プログラミングⅡ	2	○						2									◇
		ゲームプログラミングⅠ	2	○						2									◇
		アルゴリズムとデータ構造	2	○						2									◇
		コンピュータアーキテクチャ	2	○						2									◇
		ロボットシステムⅠ	2	○						2								◇	
		確率・統計Ⅰ	2	○						2								◇	
		確率・統計Ⅱ	2	○						2								◇	

区 分	分 野	授 業 科 目	単 位 数	授業形態			年次及び週授業時間数								摘 要 ※1	教職課程※4		
				講 義	演 習	実験 実習	1年次		2年次		3年次		4年次			中一 技術	高一 工業	高一 情報
							前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期				
分 野 専 門 科 目 (関連する他分野専門科目を含む)	システム情報分野 (AIシステムコース)	情報システムⅡ	2	○					2								◇	
		創造性教育プロジェクトⅢ	2		○						4				▲		◇	
		システム情報実習Ⅱ	2			○					4				◎		◇	
		Webプログラミング	2	○							2						◇	
		ソフトウェア工学	2	○							2							◇
		情報セキュリティ	2	○							2							◇
		CG・画像処理Ⅰ	2	○							2							◇
		ヒューマンインターフェイス	2	○							2						◇	
		ロボットシステムⅡ	2	○							2						◇	
		制御工学Ⅰ	2	○							2				※6	◇	◇	
		機械学習Ⅰ	2	○							2						◇	
		人間工学	2	○							2						◇	
		創造性教育プロジェクトⅣ	2		○							4			▲		◇	
		ゲームプログラミングⅡ	2	○								2						◇
		シミュレーション	2	○								2						◇
		CG・画像処理Ⅱ	2	○								2						◇
		メカトロニクス	2	○								2			※6		◇	
		データベース	2	○								2						◇
		データサイエンス	2	○								2						◇
		AIシステム	2	○								2					◇	
		コンピュータネットワークⅡ	2	○										2				◇
		コンピュータビジョン	2	○										2				◇
		機械学習Ⅱ	2	○										2			◇	

※1：◎：必修、概▲；概論科目群選択必修、専共▲；専門共通科目群選択必修、▲：コース選択必修、無印：選択

※2：隔年開講科目

※3：「風力発電工学概論」は夏期休業期間に集中講義を実施する。

「インターンシップ」は、3年次の夏期休業期間中に実施する。

※4：単位の認定は別表の基準による。

※5：◇は、教職課程関係科目を示す。詳細は、「教職課程」の項目を参照すること。

※6：電気電子分野配置科目

※7：前期は電気電子分野の学生対象に開講する。後期は機械分野、システム情報分野、建築・土木分野の学生を対象に開講する。

※8：認定科目

4. 資格取得の支援体制

本学と本分野では、学生諸君が資格取得にチャレンジすることを推奨し、以下のような資格取得の支援体制をとっている。詳細は、教員に問い合わせること。

- ・ TOEICをはじめとする語学関連：共通教育センターの講義、情報科学センターのC A I（コンピュータ支援による自習）システム
- ・ 情報処理技術者試験（ITパスポート、基本情報技術者）およびMOS（Microsoft Office Specialist）試験：情報科学センターの講習
- ・ 上記以外の情報処理関連の資格試験：本分野の開講科目多数が対応
- ・ C G 検定（C G クリエイター・C G エンジニア・Webデザイナー・画像処理エンジニア・マルチメディア）やC A D 利用技術者など：本分野の開講科目が対応

情報資格支援プログラムについて

本分野のカリキュラムでは、社会で求められている高度な情報技術を適切に活かすことのできる人材育成を目指し、学生の資格取得に対する一層の動機付けを図って、学修効果が高まるように、情報資格支援プログラムを設けている。本プログラムに属する科目は、「情報技術入門」を代表に数多くあり、I T パスポートや基本情報技術者などの資格取得支援を意識して教育を行うが、本分野の専門科目の多くが様々な情報関連の資格に関連しているので、各自の目標に応じて、系統的に選択の上、学修してほしい。

建築・土木分野

1. 分野の概要

建築・土木分野では、住宅、建築、都市、国土、そして地球環境に至るまでさまざまな生活空間の安全・安心および快適性を追求し、それを実現するための考え方や建築・空間デザイン技術、土木技術を学ぶ。本分野は次の2つのコースから構成されている。

・建築学コース

建築学コースは、建築における安全性や生活上の安心、そして快適な環境を実現するために、設計から施工まで総合的な技術力をもったエンジニアを育成する。

・土木工学コース

土木工学コースは、地球環境を考えたまちづくりを目指し、安全・安心、快適な生活を支えるための社会基盤を整備するエンジニアを育成する。

各コースはそれぞれ核となる専門科目を持ちながらも、関連した専門科目を共有している。

1年次においては教養科目や概論科目、専門共通科目を中心に履修することによって幅広く工学技術者としての基礎的素養を身につける。2年次以降はいずれかのコースを選択し、分野専門科目、さらにコースの特徴を色濃く有したコース専門科目を履修していく。

建築・土木分野では、専門知識を基軸に幅広い教養と想像力、実践力を養うことによって、良好な生活環境を形づくることを通して社会に貢献できる人材を養成する。

なお各種資格についての詳細は、コース別に後述しているので参照されたい。

《建築学コース》

2 - 1. コースの概要

建築学コースは、建築構造、材料、施工、環境、設備、計画、デザインなどを学び、建築物が実現に至る技術を総合的に修得し、さらにこれらの専門知識を実務に応用できる能力を養う。また実験・実習を計画的に行い、その結果を分析・整理する能力や、建築工学や設計の知識を統合して課題を解決し、その成果をまとめる能力を養う。

2 - 2. 卒業要件

卒業要件として、教養科目32単位以上、専門科目80単位以上、合計124単位以上を修得しなければならない。卒業要件に関する内訳を、表2-1と表2-2に示す。

表2-1 教養科目の卒業要件

区分	卒業要件単位数	分野	内 訳 等
教 養 科 目	4 単位以上	建学の精神に関わる科目	
	8 単位以上	人文・社会科学	
	8 単位以上	自然科学	
	10単位以上	外国語	英語8単位以上を含む10単位以上。但し留学生は以下の要件とする。 「中級」：日本語4単位以上、英語4単位以上を含む計10単位以上※ 「初級」：日本語6単位以上、英語2単位以上を含む計10単位以上※
	2 単位以上	健康・スポーツ科学	2単位のうち1単位は、実習科目である健康スポーツI・II・III・IVから修得が必要
	－	海外研修	
	－	教養ゼミ	

※日本語初級者と日本語中級者の判別は次を目安とする。

中級：日本語能力試験のN1を取得、または日本留学試験の日本語の試験で「読解・聴解・聴読解」が300点以上かつ「記述」が40点以上

初級：上の条件を満たさない場合

表2-2 専門科目の卒業要件（建築学コース）

分 野 等		要 件 単位数	科 目 の 内 訳 等				
			コース摘要	要 件 単位数	科 目 名	単位数	配置 年次
専 門 科 目 計 80 単 位 以 上	概論科目群	4 単 位 以 上	概論科目群 選択必修科目	2 単 位 以 上	創生工学概論	2	1前
					建築・土木概論	2	1後
			概論科目群から自由選択				
	専門共通科目群	15 単 位 以 上	専門共通科目群 選択必修科目	2 単 位 以 上	コンピュータリテラシー	2	1前
					コンピュータサイエンス入門	2	1後
			専門共通科目群 必修科目	10 単 位	課題研究	2	3後
					卒業研究 A	4	4前
					卒業研究 B	4	4後
			専門共通科目群から自由選択				
	分野、コース専門科目 (他分野の専門科目を含む)		コース必修科目	9 科 目 20 単 位	構造力学Ⅰ	3	2前
					建築材料基礎	2	2前
					建築計画Ⅰ	2	2前
					建築環境学Ⅰ	2	2前
					建築設計製図Ⅰ	2	2前
					構造力学Ⅱ	3	2後
					建築施工	2	2後
					建築設備	2	2後
					建築設計製図Ⅱ	2	2後
			専門科目からの自由選択				

2-3. 卒業研究着手条件

卒業研究A及び卒業研究Bを履修するためには、卒業に必要な科目に関して、以下の項目を満足しなければならない。なお、編入生、転入生については、別に定める。

- (1) 教養科目を24単位以上修得していること。
- (2) 専門科目を64単位以上修得していること。
- (3) 専門共通科目群から、「課題研究」を修得していること。
- (4) 教養科目と専門科目を合計して98単位以上修得していること。

カリキュラムマップ

建築・土木分野専門科目(建築学コース)

概論科目	1年前期		1年後期	2年前期		2年後期	3年前期	3年後期	4年前期	4年後期
	創生工学概論	機械概論	電気電子概論 システム情報概論 建築・土木概論	Webデザイン 応用物理学I 応用数学I 応用数学II	建築設計製図I 建築計画I 歴史意匠 建築環境学I 構造力学I(3)	建築設計製図II 建築計画II 住居計画 建築設備 構造力学II(3)	建築設計製図III 都市設計 建築環境学II 環境デザイン学 鉄筋コンクリート構造 鉄骨構造 木質構造 防災工学 建築構造力学 建築基礎構造 建築材料 建築実験I 建築実験II 福祉環境学 建築数値解析 建築・土木特別実習	設備製図 構造製図 施工製図	卒業研究A(4) 卒業研究B(4)	
専門共通科目	フレッシュマンゼミ(1) コンピュータラシー 風力発電工学概論(1)	コンピュータサイエンス入門					インターンシップ 技術者倫理 情報化社会と情報倫理 課題研究			
分野専門科目 (建築学コース)		建築基礎製図(1)		建築設計製図I 建築計画I 歴史意匠 建築環境学I 構造力学I(3)	建築設計製図II 建築計画II 住居計画 建築設備 構造力学II(3)		建築設計製図III 都市設計 建築環境学II 環境デザイン学 鉄筋コンクリート構造 鉄骨構造 木質構造 防災工学 建築構造力学 建築基礎構造 建築材料 建築実験I 建築実験II 福祉環境学 建築数値解析 建築・土木特別実習			
(総合科目)				建築表現基礎						

必修科目

選択必修科目

選択科目

()内は単位数
記載のない科目は
2単位

学修・教育目標と科目の関係
建築・土木分野専門科目(建築学コース)

学修・教育目標	1年前期	1年後期	2年前期	2年後期	3年前期	3年後期	4年前期	4年後期
① 幅広い視野と 技術者倫理の 涵養	創生工学概論 風力発電工学概論 システム情報概論 建築・土木概論	機械概論 電気電子概論 システム情報概論 建築・土木概論	建築設計製図Ⅱ 建築設計製図Ⅲ 建築設計製図Ⅳ	技術者倫理 情報化社会と情報倫理	知的財産関係法規			
② コミュニケーション能力 および表現力の涵養	建築基礎製図	建築基礎製図Ⅱ 建築設計製図Ⅲ 建築設計製図Ⅳ	建築設計製図Ⅱ 建築設計製図Ⅲ 建築設計製図Ⅳ	建築設計製図Ⅱ 建築設計製図Ⅲ 建築設計製図Ⅳ	建築設計製図Ⅱ 建築設計製図Ⅲ 建築設計製図Ⅳ	建築設計製図Ⅱ 建築設計製図Ⅲ 建築設計製図Ⅳ	建築設計製図Ⅱ 建築設計製図Ⅲ 建築設計製図Ⅳ	建築設計製図Ⅱ 建築設計製図Ⅲ 建築設計製図Ⅳ
③ 自然科学の 理解	コンピュータグラフィクス コンピュータグラフィクス入門	Webデザイン 応用物理学Ⅰ 応用物理学Ⅱ 応用数学Ⅰ 応用数学Ⅱ	Webデザイン 応用物理学Ⅰ 応用物理学Ⅱ 応用数学Ⅰ 応用数学Ⅱ	Webデザイン 応用物理学Ⅰ 応用物理学Ⅱ 応用数学Ⅰ 応用数学Ⅱ	Webデザイン 応用物理学Ⅰ 応用物理学Ⅱ 応用数学Ⅰ 応用数学Ⅱ	Webデザイン 応用物理学Ⅰ 応用物理学Ⅱ 応用数学Ⅰ 応用数学Ⅱ	Webデザイン 応用物理学Ⅰ 応用物理学Ⅱ 応用数学Ⅰ 応用数学Ⅱ	Webデザイン 応用物理学Ⅰ 応用物理学Ⅱ 応用数学Ⅰ 応用数学Ⅱ
④ 専門知識の確 実な修得と実 務に応用でき る能力の修得	建築計画Ⅰ 歴史意匠 建築環境学Ⅰ 建築環境学Ⅱ 環境デザイン学 建築構造力学Ⅰ 建築構造力学Ⅱ 建築設備 構造力学Ⅰ 構造力学Ⅱ	建築計画Ⅰ 歴史意匠 建築環境学Ⅰ 建築環境学Ⅱ 環境デザイン学 建築構造力学Ⅰ 建築構造力学Ⅱ 建築設備 構造力学Ⅰ 構造力学Ⅱ	建築計画Ⅰ 歴史意匠 建築環境学Ⅰ 建築環境学Ⅱ 環境デザイン学 建築構造力学Ⅰ 建築構造力学Ⅱ 建築設備 構造力学Ⅰ 構造力学Ⅱ	建築計画Ⅰ 歴史意匠 建築環境学Ⅰ 建築環境学Ⅱ 環境デザイン学 建築構造力学Ⅰ 建築構造力学Ⅱ 建築設備 構造力学Ⅰ 構造力学Ⅱ	建築計画Ⅰ 歴史意匠 建築環境学Ⅰ 建築環境学Ⅱ 環境デザイン学 建築構造力学Ⅰ 建築構造力学Ⅱ 建築設備 構造力学Ⅰ 構造力学Ⅱ	建築計画Ⅰ 歴史意匠 建築環境学Ⅰ 建築環境学Ⅱ 環境デザイン学 建築構造力学Ⅰ 建築構造力学Ⅱ 建築設備 構造力学Ⅰ 構造力学Ⅱ	建築計画Ⅰ 歴史意匠 建築環境学Ⅰ 建築環境学Ⅱ 環境デザイン学 建築構造力学Ⅰ 建築構造力学Ⅱ 建築設備 構造力学Ⅰ 構造力学Ⅱ	建築計画Ⅰ 歴史意匠 建築環境学Ⅰ 建築環境学Ⅱ 環境デザイン学 建築構造力学Ⅰ 建築構造力学Ⅱ 建築設備 構造力学Ⅰ 構造力学Ⅱ
⑤ 積極性と自己 学修の習慣	フレッシュマンゼミ	フレッシュマンゼミ	フレッシュマンゼミ	フレッシュマンゼミ	フレッシュマンゼミ	フレッシュマンゼミ	フレッシュマンゼミ	フレッシュマンゼミ
⑥ 知識を統合し計画的に 作業を進める能力の育成	地域DX化教育プロジェクト	地域DX化教育プロジェクト	地域DX化教育プロジェクト	地域DX化教育プロジェクト	地域DX化教育プロジェクト	地域DX化教育プロジェクト	地域DX化教育プロジェクト	地域DX化教育プロジェクト

必修科目
選択必修科目
選択科目

2 - 4. 教育課程表

表2-3 建築・土木分野 建築学コース 専門科目教育課程表

区 分	分 野	授 業 科 目	単 位 数	授業形態			年次及び週授業時間数								摘 要 ※1	教職課程※5			
							1 年次		2 年次		3 年次		4 年次						
				講 義	演 習	実験 実習	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期					
学 科 専 門 共 通 科 目 群	概論科目群	創生工学概論	2	○			2								概▲		◇		
		機械概論	2	○				2								◇	◇		
		電気電子概論	2	○				2								◇	◇		
		システム情報概論	2	○				2								◇	◇		
		建築・土木概論	2	○				2							概▲	◇	◇		
	専門科目群	フレッシュマンゼミ	1		○		2												
		コンピュータリテラシー	2	○			2									専共▲	◇	◇	◇
		コンピュータサイエンス入門	2	○				2								専共▲	◇	◇	◇
		Webデザイン	2	○					2										◇
		応用物理学Ⅰ	2	○					2									◇	
		応用物理学Ⅱ	2	○						2								◇	
		応用数学Ⅰ	2	○						2						※2		◇	
		応用数学Ⅱ	2	○						2						※2		◇	
		技術者倫理	2	○								2						◇	
		キャリアデザインⅠ	2	○							2								
		キャリアデザインⅡ	2	○								2							
		インターンシップ	2			○							2		※3				
		情報化社会と情報倫理	2	○								2							◇
		知的財産関係法規	2	○									4					◇	
		課題研究	2		○							2		4	◎				
		卒業研究A	4		○										◎				
		卒業研究B	4		○										◎				
		風力発電工学概論	1	○			1								※3				
		地域DX化教育プロジェクト	1		○										※7				
		検定情報MWS	1												※4				
		検定情報MWE	2												※4				
		検定情報MES	1												※4				
		検定情報MEE	2												※4				
		検定情報MPP	1												※4				
		検定情報MAS	1												※4				
		検定情報MOL	1												※4				
		検定情報IIP	1												※4				
		検定情報ISG	1												※4				
	検定情報IFE	2												※4					
	検定情報IAP	4												※4					
	検定高度情報処理	6												※4					
分 野 専 門 科 目	建築・土木分野（建築学コース）	建築基礎製図	1			○		2										◇	
		建築設計製図Ⅰ	2			○				4					▲			◇	
		建築計画Ⅰ	2	○						2					▲			◇	
		建築環境学Ⅰ	2	○						2					▲			◇	
		構造力学Ⅰ	3	○	○					4					▲			◇	
		建築材料基礎	2	○						2					▲			◇	
		建築表現基礎	2	○						2								◇	
		歴史意匠	2	○						2								◇	
		水理学Ⅰ	3	○	○					4					※6			◇	
		測量Ⅰ	2	○						2					※6			◇	
		土木基礎実験	2			○				4					※6			◇	
		建築設計製図Ⅱ	2			○					4				▲			◇	
		建築計画Ⅱ	2	○							2							◇	
		住居計画	2	○							2							◇	
		建築設備	2	○							2				▲			◇	
		構造力学Ⅱ	3	○	○						4				▲			◇	
		建築施工	2	○							2				▲			◇	
		建築法規	2	○							2							◇	
		水理学Ⅱ	2	○							2				※6			◇	
		土質力学	3	○	○						4				※6			◇	
		土木計画	2	○							2				※6			◇	

区 分	分 野	授 業 科 目	単 位 数	授業形態			年次及び週授業時間数								摘 要 ※1	教職課程※5		
							1年次		2年次		3年次		4年次					
				講 義	演 習	実験 実習	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期				
分 野 専 門 科 目	建築・土木分野（建築学コース）	コンクリート材料	2	○						2					※6		◇	
		測量Ⅱ	2	○						2					※6		◇	
		数値処理	1		○					2					※6			◇
		建築設計製図Ⅲ	2			○						4					◇	
		都市設計	2	○								2					◇	
		建築環境学Ⅱ	2	○								2					◇	
		環境デザイン学	2	○								2					◇	
		鉄筋コンクリート構造	2	○								2					◇	
		鉄骨構造	2	○								2					◇	
		木質構造	2	○								2					◇	
		防災工学	2	○								2					◇	
		建築実験Ⅰ	2			○						4					◇	
		地盤工学	2	○								2			※6		◇	
		道路工学	2	○								2			※6		◇	
		土木構造力学	2	○								2			※6		◇	
		コンクリート実験	2			○						4			※6		◇	
		土木施工	2	○								2			※6		◇	
		土木法規	2	○								2			※6		◇	
		測量実習Ⅰ	2			○						4			※6		◇	
		土木応用数学	2	○								2			※6		◇	
		建築設計製図Ⅳ	2			○							4				◇	
		建築構造力学	2	○									2				◇	
		建築基礎構造	2	○									2				◇	
		建築材料	2	○									2				◇	
		建築実験Ⅱ	2			○							4				◇	
		福祉環境学	2	○									2				◇	
		建築数値解析	2	○									2				◇	
		上下水道工学	2	○									2		※6		◇	
		水理・土質実験	2			○							4		※6		◇	
		交通計画	2	○									2		※6		◇	
		土木設計製図	2			○							4		※6		◇	
		測量実習Ⅱ	2			○							4		※6		◇	
		GIS	1		○								2		※6		◇	
		設備製図	2			○								4			◇	
		構造製図	2			○								4			◇	
		施工製図	2			○								4			◇	
		土木CAD	1		○									2	※6			◇
		建築・土木特別実習	2			○									※7			

※1：○：必修、概▲：概論科目群選択必修、専共▲：専門共通科目群選択必修、▲：コース必修、無印：選択

※2：隔年開講科目

※3：「風力発電工学概論」は夏期休業期間に集中講義を実施する。

「インターンシップ」は、3年次の夏期休業期間中に実施する。

※4：単位の認定は別表の基準による。

※5：◇は、教職課程関係科目を示す。詳細は、「教職課程」の項目を参照すること。

※6：土木工学コース専門科目

※7：認定科目

2 - 5. 資格について

・ 建築士

建築学コースを卒業し、表2 - 4に示す指定科目の単位を修得することにより、1 級建築士、2 級建築士、木造建築士の受験資格を得ることができる。

(1) 1 級建築士

「指定科目の分類」①～⑨についての「1 級建築士 要件」に示す単位数を取得した上で、全分類から40単位以上を修得することにより、卒業後直ちに受験資格が得られる。なお、資格取得のための登録には、修得した単位数に応じた実務経験が必要となる。

(2) 2 級建築士、木造建築士

「指定科目の分類」①～⑨についての「2 級建築士 要件、木造建築士 要件」に示す単位数を修得した場合、卒業後直ちに受験資格が得られる。なお、資格取得のための登録には、修得した単位数に応じた実務経験が必要となる。

表2 - 4 建築士受験に必要な国土交通大臣の指定する建築に関する科目（指定科目）

指定科目の分類	授業科目名	必修選択	単位数	配置学年	1 級建築士 要件		2 級建築士 要件 木造建築士 要件	
① 建築設計製図	建築基礎製図	選択	1	1	7 単位以上	3 単位以上		
	建築設計製図Ⅰ	必修	2	2				
	建築設計製図Ⅱ		2	2				
	建築設計製図Ⅲ		2	3				
	構造製図	選択	2	4				
	施工製図		2	4				
	設備製図		2	4				
	建築表現基礎		2	2				
② 建築計画	建築計画Ⅰ	必修	2	2	7 単位以上	2 単位以上		
	建築計画Ⅱ	選択	2	2				
	歴史意匠		2	2				
	住居計画		2	2				
	都市設計		2	3				
③ 建築環境工学	建築環境学Ⅰ	必修	2	2	2 単位以上			
	建築環境学Ⅱ	選択	2	3				
	環境デザイン学		2	3				
④ 建築設備	建築設備	必修	2	2	2 単位以上			
⑤ 構造力学	構造力学Ⅰ	必修	3	2	4 単位以上			
	構造力学Ⅱ		3	2				
	建築構造力学	選択	2	3				
⑥ 建築一般構造	鉄筋コンクリート構造	選択	2	3	3 単位以上	3 単位以上		
	鉄骨構造		2	3				
	木質構造		2	3				
	防災工学		2	3				
	建築基礎構造		2	3				
⑦ 建築材料	建築材料基礎	必修	2	2	2 単位以上			
	建築材料	選択	2	3				
⑧ 建築生産	建築施工	必修	2	2	2 単位以上	1 単位以上		
⑨ 建築法規	建築法規	選択	2	2	1 単位以上	1 単位以上		
⑩ その他	建築・土木概論	選択必修	2	1				
	測量Ⅰ	選択	2	2				
	測量Ⅱ		2	2				
	測量実習Ⅰ		2	3				
	建築実験Ⅰ		2	3				
	建築実験Ⅱ		2	3				
	福祉環境学		2	3				
	建築設計製図Ⅳ		2	3				
	建築数値解析		2	3				
受験資格に必要な単位数					40単位以上		20単位以上	
登録に必要な実務経験の年数 (試験合格前後の実務経験の合計)					60単位以上	2年	40単位以上	0年
					50単位以上	3年	30単位以上	1年
					40単位以上	4年	20単位以上	2年

・ 建築施工管理技士

建設業法により、建築施工管理技士の取得には一次検定と二次検定の両方に合格する必要がある。2級建築施工管理技士の一次検定は試験実施年度に満17歳以上、1級建築施工管理技士の一次検定は試験実施年度に満19歳以上の者が受験できる。合格した場合、それぞれ2級建築施工管理技士補、1級建築施工管理技士補を取得できる。

なお、二次検定の受験資格を得るためには、卒業後、2級建築施工管理技士は実務経験1年以上、1級建築施工管理技士は実務経験3年以上（「指導監督の実務経験」を1年以上含む）が必要になる。

・ 商業施設士（補）

建築学コースのカリキュラムは、商業施設士（補）資格制度に係る商業施設関連課程に認定されており、指定された教科目の単位を修得すれば、在学時に商業施設士（補）の受験資格が得られる。

・ 福祉住環境コーディネーター

福祉環境コーディネーター（2級、3級）は、在学時に受験することができる。建築学コースの分野専門科目として設置されている「福祉環境学」は、資格取得の支援関係科目である。

《土木工学コース》

3 - 1. コースの概要

土木工学コースは、構造力学、水理学、土質力学、土木計画、コンクリート材料、鉄筋コンクリート構造などの土木工学に関する専門知識の修得や、測量、施工管理など実務に応用する技術を修得し、地方産業に貢献できる人材として必要な能力を養う。また地域活動や情報収集を通して、土木工学の知識を統合する能力や、実験・実習を計画的に行い、その結果を解析・整理し、まとめる能力を養う。

なお、本コースは資格取得を推奨しており、カリキュラムに必要な科目が配置されている。

3 - 2. 卒業要件

卒業要件として、教養科目32単位以上、専門科目80単位以上、合計124単位以上を修得しなければならない。卒業要件に関する内訳を、表3 - 1と表3 - 2に示す。

表3 - 1 教養科目の卒業要件

区分	卒業要件単位数	分野	内 訳 等
教 養 科 目	4 単位以上	建学の精神に関わる科目	
	8 単位以上	人文・社会科学	
	8 単位以上	自然科学	
	10単位以上	外国語	英語8単位以上を含む10単位以上。但し留学生は以下の要件とする。 「中級」：日本語4単位以上、英語4単位以上を含む計10単位以上※ 「初級」：日本語6単位以上、英語2単位以上を含む計10単位以上※
	2 単位以上	健康・スポーツ科学	2単位のうち1単位は、実習科目である健康スポーツI・II・III・IVから修得が必要
	－	海外研修	
	－	教養ゼミ	

※日本語初級者と日本語中級者の判別は次を目安とする。

中級：日本語能力試験のN1を取得、または日本留学試験の日本語の試験で「読解・聴解・聴読解」が300点以上かつ「記述」が40点以上

初級：上の条件を満たさない場合

表3-2 専門科目の卒業要件（土木工学コース）

分　　野　　等		要　件 単位数	科　目　の　内　訳　等				
			コース摘要	要　件 単位数	科　目　名	単位数	配置 年次
専 門 科 目 計 80 単 位 以 上	概論科目群	4 単 位 以 上	概論科目群 選択必修科目	2 単 位 以 上	創生工学概論	2	1 前
					建築・土木概論	2	1 後
			概論科目群から自由選択				
	専門共通科目群	15 単 位 以 上	専門共通科目群 選択必修科目	2 単 位 以 上	コンピュータリテラシー	2	1 前
					コンピュータサイエンス入門	2	1 後
			専門共通科目群 必修科目	10 単 位	課題研究	2	3 後
					卒業研究 A	4	4 前
					卒業研究 B	4	4 後
			専門共通科目群から自由選択				
	分野、コース専門科目 (他分野の専門科目を含む)		コース必修科目	14科目 31単位	構造力学Ⅰ	3	2 前
					水理学Ⅰ	3	2 前
					測量Ⅰ	2	2 前
					構造力学Ⅱ	3	2 後
					土質力学	3	2 後
					水理学Ⅱ	2	2 後
					コンクリート材料	2	2 後
					土木計画	2	2 後
					数値処理	1	2 後
					測量実習Ⅰ	2	3 前
					鉄筋コンクリート構造	2	3 前
					地盤工学	2	3 前
					土木応用数学	2	3 前
					交通計画	2	3 後
			専門科目からの自由選択				

3-3. 卒業研究着手条件

卒業研究A及び卒業研究Bを履修するためには、卒業に必要な科目に関して、以下の項目を満足しなければならない。なお、編入生、転入生については、別に定める。

- (1) 教養科目を24単位以上修得していること。
- (2) 専門科目を64単位以上修得していること。
- (3) 専門共通科目から、「課題研究」を修得していること。
- (4) 教養科目と専門科目を合計して98単位以上修得していること。

カリキュラムマップ

建築・土木分野専門科目(土木工学コース)

	1年前期	1年後期	2年前期	2年後期	3年前期	3年後期	4年前期	4年後期
概論科目	創生工学概論	機械概論 電気電子概論 システム情報概論 建築・土木概論						
専門共通科目	プレゼンテーション コンピュータリテラシー 風力発電工学概論(1)	Webデザイン 応用物理学I 応用数学I	応用物理学II 応用数学II		インターンシップ	技術者倫理 情報化社会と情報倫理 課題研究	知的財産関係法規 卒業研究A(4)	卒業研究B(4)
分野専門科目 (土木工学コース)		地域DX(教育プロジェクト)	水理学I(3)	水理学II 土質力学(3) 土木計画 構造力学II(3) コンクリート材料	地盤工学 道路工学 土木構造力学 鉄筋コンクリート構造 コンクリート実験 土木施工 土木法規 測量実習I 土木応用数学	上下水道工学 水理・土質実験 交通計画 土木設計製図		
(総合科目)			測量I 土木基礎実験	測量II 数値処理(1)		測量実習II GIS(1)	土木CAD(1)	
						建築・土木特別実習		

必修科目

選択必修科目

選択科目

()内は単位数記載のない科目は2単位

学修・教育目標と科目の関係
建築・土木分野専門科目(土木工学コース)

学修・教育目標	1年前期	1年後期	2年前期	2年後期	3年前期	3年後期	4年前期	4年後期
① 幅広い視野と技術者倫理の涵養	創生工学概論 風力発電工学概論 システム情報概論 建築・土木概論	機械概論 電気電子概論 システム情報概論 建築・土木概論			技術者倫理 情報化社会と情報倫理	知的財産関係法規		
② コミュニケーション能力および表現力の涵養			土木基礎実験		測量実習I コンクリート実験	測量実習II 水理・土質実験 土木設計製図 建築・土木特別実習	卒業研究A 卒業研究B	
③ 自然科学の理解	コンピュータリテラシー コンピュータサイエンス入門		Webデザイン 応用物理学I 応用数学I	応用物理学II 応用数学II				
④ 専門知識の確実な修得と実務に応用できる能力の修得			水理学I 水理学II 土質力学 土木計画 構造力学I 構造力学II コンクリート材料	水理学II 土質力学 土木計画 構造力学II コンクリート材料	地盤工学 道路工学 土木構造力学 鉄筋コンクリート構造 土木施工 土木法規 土木応用数学	上下水道工学 交通計画		
⑤ 積極性と自己学修の習慣	フレッシュマンゼミ		測量I 水理学I 構造力学I	測量II 土質力学 構造力学II 数値処理		GIS	土木CAD 卒業研究A 卒業研究B	
⑥ 知識を統合し計画的に作業を進める能力の育成		地域DX化教育プロジェクト			インターンシップ	課題研究	卒業研究A 卒業研究B	

必修科目
選択必修科目
選択科目

3 - 4. 教育課程表

表3-3 建築・土木分野 土木工学コース 専門科目教育課程表

区 分	分 野	授 業 科 目	単 位 数	授業形態			年次及び週授業時間数								摘 要 ※1	教職課程※4		
							1年次		2年次		3年次		4年次					
				講 義	演 習	実験 実習	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期				
学 科 専 門 通 科 目 群	概論科目群	創生工学概論	2	○			2								概▲		◇	
		機械概論	2	○				2								◇	◇	
		電気電子概論	2	○				2								◇	◇	
		システム情報概論	2	○				2								◇	◇	
		建築・土木概論	2	○				2							概▲	◇	◇	
	専門 共通 科目 群	フレッシュマンゼミ	1		○		2											
		コンピュータリテラシー	2	○			2								専共▲	◇	◇	◇
		コンピュータサイエンス入門	2	○				2							専共▲	◇	◇	◇
		Webデザイン	2	○					2									◇
		応用物理学Ⅰ	2	○					2								◇	
		応用物理学Ⅱ	2	○						2							◇	
		応用数学Ⅰ	2	○						2					※2		◇	
		応用数学Ⅱ	2	○						2					※2		◇	
		技術者倫理	2	○								2					◇	
		キャリアデザインⅠ	2	○							2							
		キャリアデザインⅡ	2	○								2						
		インターンシップ	2			○									※3			
		情報化社会と情報倫理	2	○								2						◇
		知的財産関係法規	2	○									2				◇	
		課題研究	2		○							2			◎			
		卒業研究A	4		○								4		◎			
		卒業研究B	4		○									4	◎			
		風力発電工学概論	1	○			1								※3			
		地域DX化教育プロジェクト	1		○										※7			
		検定情報MWS	1												※4			
		検定情報MWE	2												※4			
		検定情報MES	1												※4			
		検定情報MEE	2												※4			
		検定情報MPP	1												※4			
		検定情報MAS	1												※4			
		検定情報MOL	1												※4			
検定情報IIP	1												※4					
検定情報ISG	1												※4					
検定情報IFE	2												※4					
検定情報IAP	4												※4					
検定高度情報処理	6												※4					
分 野 専 門 科 目	建築・土木分野 (土木工学コース)	建築基礎製図	1			○		2							※6		◇	
		建築設計製図Ⅰ	2			○			4						※6		◇	
		建築計画Ⅰ	2	○					2						※6		◇	
		建築環境学Ⅰ	2	○					2						※6		◇	
		構造力学Ⅰ	3	○	○				4						▲		◇	
		建築材料基礎	2	○					2						※6		◇	
		建築表現基礎	2	○					2						※6		◇	
		歴史意匠	2	○					2						※6		◇	
		水理学Ⅰ	3	○	○				4						▲		◇	
		測量Ⅰ	2	○					2						▲		◇	
		土木基礎実験	2			○			4								◇	
		建築設計製図Ⅱ	2			○				4					※6		◇	
		建築計画Ⅱ	2	○						2					※6		◇	
		住居計画	2	○						2					※6		◇	
		建築設備	2	○						2					※6		◇	
		構造力学Ⅱ	3	○	○					4					▲		◇	
		建築施工	2	○						2					※6		◇	
		建築法規	2	○						2					※6		◇	
		水理学Ⅱ	2	○						2					▲		◇	
		土質力学	3	○	○					4					▲		◇	
		土木計画	2	○						2					▲		◇	

区 分	分 野	授 業 科 目	単 位 数	授業形態			年次及び週授業時間数								摘 要 ※1	教職課程※4		
							1 年次		2 年次		3 年次		4 年次					
				講 義	演 習	実験 実習	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期				
分 野 																		

※1：○：必修、概▲：概論科目群選択必修、専共▲：専門共通科目群選択必修、▲：コース必修、無印：選択

※2：隔年開講科目

※3：「風力発電工学概論」は夏期休業期間に集中講義を実施する。

「インターンシップ」は、3年次の夏期休業期間中に実施する。

※4：単位の認定は別表の基準による。

※5：◇は、教職課程関係科目を示す。詳細は、「教職課程」の項目を参照すること。

※6：建築学コース専門科目

※7：認定科目

3 - 5. 資格について

・測量士、測量士補

測量法により、卒業要件に加えて「測量Ⅱ」および「測量実習Ⅱ」を修得した卒業生は測量士補の、卒業後1年以上の測量の実務経験で測量士の、それぞれ無試験登録申請資格が得られる。なお、測量士、測量士補試験は年齢や学歴、実務経験などに関係なく受験できる。

・1級土木施工管理技士、2級土木施工管理技士

建設業法により、1級土木施工管理技士及び2級土木施工管理技士の第二次検定は、第一次検定合格後の一定期間の実務経験などで、それぞれ受験資格が得られる。なお1級土木施工管理技士に関しては、19歳以上（受検年度末時点）、2級土木施工管理技士に関しては、17歳以上（受検年度末時点）の者であれば第一次検定を受験することができる。

大
学
の
概
要

創
生
工
学
科
教育課程の概要

教
養
科
目

機
械
分
野

電
気
電
子
分
野

シ
ス
テ
ム
情
報
分
野

建
築
・
土
木
分
野

コ
ラ
イ
フ
デ
ザ
イ
ン

《ライフデザインコース》

1. コース概要

急速に変化する社会環境や多様化する職業に対応するため、学生が卒業後に即戦力として活躍できる教育が求められ、知識や技術の習得だけでなく、学んだ内容を実社会の問題に応用する力を身につけることが、ますます重要視されている。

本コースでは、地域団体や地域企業等と連携した地域創生プロジェクトを推進する。そのために地域協働型 PBL（課題解決型学習）を導入し、地域創生に関する具体的な課題発掘や課題解決へ向けての様々な事項を学修し、上位学年に配置される課題研究、卒業研究 A・B を通じて、足利を含む地域社会における“まちづくり”や“ものづくり”また“スポーツ貢献”などの具体的な課題に取り組むことで課題解決能力を身につける。そして、コミュニケーション能力に優れた粘り強い人材、地方創生の一翼を担う人材を育成する。

2. 卒業要件

卒業要件として、教養科目 32 単位以上、専門科目 80 単位以上、合計 124 単位以上を修得しなければならない。卒業要件に関する内訳を、表 2-1 と表 2-2 に示す。

表 2-1 教養科目の卒業要件

区分	卒業要件単位数	分 野	内 訳 等
教 養 科 目	4 単位以上	建学の精神に関わる科目	
	8 単位以上	人文・社会科学	
	8 単位以上	自然科学	
	10 単位以上	外国語	英語 8 単位以上を含む 10 単位以上。但し留学生は以下の要件とする。 「中級」：日本語 4 単位以上、英語 4 単位以上を含む計 10 単位以上※ 「初級」：日本語 6 単位以上、英語 2 単位以上を含む計 10 単位以上※
	2 単位以上	健康・スポーツ科学	
		海外研修	
		教養ゼミ	

※日本語初級者と日本語中級者の判別は次を目安とする。

中級：日本語能力試験の N1 を取得、または日本留学試験の日本語の試験で「読解・聴解・聴読解」が 300 点以上かつ「記述」が 40 点以上

初級：上の条件を満たさない場合

表2-2 専門科目の卒業要件（ライフデザインコース）

分野等		要 件 単位数	科 目 の 内 訳 等				
			摘要	要 件 単位数	科 目 名	単位数	配当 年次
専 門 科 目 計 80 単 位 以 上	概論科目群	4 単位 以 上	概論科目群	2 単位	創生工学概論	2	1 前
			概論科目群から自由選択				-
	専門共通科目群	15 単位 以上	専門共通科目群 選択必修科目	2 単位 以 上	コンピュータリテラシー	2	1 前
					コンピュータサイエンス入門	2	1 後
			専門共通科目群 必修科目	10 単 位	課題研究	2	3 後
					卒業研究 A	4	4 前
					卒業研究 B	4	4 後
			専門共通科目群から自由選択				-
	分野・コース専門科目 (他分野の専門科目を含む)		コース必修科目	13 単 位	ライフデザイン基礎	2	1 後
					PBL 基礎論	2	1 後
					地域協働型 PBL 1A	3	2 前
					地域協働型 PBL 1B	3	2 後
					地域協働型 PBL II	3	3 前
専門科目からの自由選択				-			

3. 卒業研究着手要件

卒業研究 A 及び卒業研究 B を履修するためには、卒業に必要な科目に関して、以下の項目を満足しなければならない。なお、編入生、転入生については、別に定める。

- (1) 教養科目を 24 単位以上修得していること。
- (2) 専門科目を 64 単位以上修得していること。
- (3) コース必修科目「ライフデザイン基礎」「PBL 基礎論」「地域協働型 PBL 1A」「地域協働型 PBL 1B」「地域協働型 PBL II」を修得していること。
- (4) 専門共通科目群から、「課題研究」を修得していること。
- (5) 教養科目と専門科目を合計して 98 単位以上修得していること。

学修・教育目標と科目の関係

カリキュラムマップ

(ライフデザインコース)

	1年前期	1年後期	2年前期	2年後期	3年前期	3年後期	4年前期	4年後期
概論科目	創生工学概論	機械概論 電気電子概論 システム情報概論 建築・土木概論						
専門共通科目	フレンジュマゼミ(1) コンピュータリテラシー 風力発電工学概論(1)	コンピュータエンス入門	Webデザイン		インターネットシブ	技術者倫理 情報化社会と情報倫理 課題研究	知的財産関係法規 卒業研究A(4) 卒業研究B(4)	
コース専門科目		地域DX(教育プロジェクト) PBL基礎論 ライフデザイン基礎	地域協同型PBLIA(3) ライフデザイン基礎	地域協同型PBLIB(3)	地域協同型PBLII(3)			
コース専門科目		建築基礎製図(1)	建築設計製図Ⅱ 建築計画Ⅰ 歴史意匠 建築環境学Ⅰ	建築設計製図Ⅱ 住居計画 建築設備 建築施工 建築法規	都市設計 建築環境学Ⅱ 環境デザイン学 防災工学			
建築・土木分野 配置科目			建築材料基礎 建築表現基礎			建築材料 福祉環境学 建築土木特別実習		
コース専門科目	情報技術入門		AIプログラミング コンピュータネットワーク	ゲームプログラミングⅠ アルゴリズムとデータ構造	Webプログラミング			
システム情報分野 配置科目		CAD基礎		データサイエンス基礎 情報システムⅠ 認知科学	CG・画像処理Ⅰ ヒューマンインターフェース データベース 人間工学			
コース専門科目		人工知能Ⅰ		エネルギー工学 機械実習・自然エネルギー実験B	自然エネルギー工学 発変電工学	環境工学 自然エネルギー特別講義 送配電工学		
機械分野 電気電子分野 配置科目								

必修科目

選択必修科目

選択科目

()内は単位数記載のない科目は2単位

(ライフデザインコース)

学修・教育目標	1年前期	1年後期	2年前期	2年後期	3年前期	3年後期	4年前期	4年後期
① 幅広い視野と技術者倫理の涵養	創生工学概論 風力発電工学概論	機械概論 電気電子概論 システム情報概論 建築・土木概論				技術者倫理 情報化社会と情報倫理	知的財産関係法規	
② コミュニケーション能力 および表現力の涵養		PBL基礎論 ライフデザイン基礎 建築基礎製図	地域協同型PBLIA 建築設計製図I 建築設計製図II 機械実習(自然エネルギー実験B)	地域協同型PBLIB	地域協同型PBLII		卒業研究A	卒業研究B
③ 自然科学の理解	コンピュータリテラシー	コンピュータサイエンス入門	Webデザイン			建築・土木特別実習		
④ 専門知識の確実な修得と実務に応用できる能力の修得		PBL基礎論 ライフデザイン基礎	地域協同型PBLIA 建築計画I 歴史意匠 建築環境学I 建築材料基礎 建築表現基礎 AIプログラミング コンピュータネットワークI 情報技術入門	地域協同型PBLIB 住居計画 建築設備 建築施工 建築法規	地域協同型PBLII 都市設計 建築環境学II 環境デザイン学 防災工学 Webプログラミング ゲームプログラミングI アルゴリズムとデータ構造 CG・画像処理I ヒューマンインターフェース 人間工学 自然エネルギー工学 発変電工学			
⑤ 積極性と自己学修の習慣		フレッシュマンゼミ					卒業研究A	卒業研究B
⑥ 知識を統合し計画的に作業を進める能力の育成					インターンシップ	課題研究	卒業研究A	卒業研究B

必修科目
選択必修科目
選択科目

4. 教育課程表

表2-3 ライフデザインコース 専門科目教育課程表

区分	分野	科目名称	単位数	授業形態			年次及び週授業時間数								適用※1	教職課程※5			
				講義	演習	実験・実習	1年次		2年次		3年次		4年次			中一技術	高一工業	高情報	
							前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期					
学科専門科目	概論科目群	創生工学概論	2	○			2								概▲		◇		
		機械概論	2	○				2								◇	◇		
		電気電子概論	2	○				2								◇	◇		
		システム情報概論	2	○				2								◇	◇		
		建築・土木概論	2	○				2								◇	◇		
	専門共通科目群	フレッシュマンゼミ	1		○		2												
		コンピュータリテラシー	2	○			2								専共▲	◇	◇	◇	
		コンピュータサイエンス入門	2	○				2							専共▲	◇	◇	◇	
		Webデザイン	2	○					2									◇	
		応用物理学Ⅰ	2	○					2								◇		
		応用物理学Ⅱ	2	○						2							◇		
		応用数学Ⅰ	2	○						2					※2		◇		
		応用数学Ⅱ	2	○						2					※2		◇		
		技術者倫理	2	○								2					◇		
		キャリアデザインⅠ	2	○							2								
		キャリアデザインⅡ	2	○								2							
		インターンシップ	2			○							2		※3				
		情報化社会と情報倫理	2	○								2						◇	
		知的財産関係法規	2	○									2				◇		
		課題研究	2		○							2			◎				
		卒業研究A	4		○								4		◎				
		卒業研究B	4		○									4	◎				
		風力発電工学概論	1	○			1								※3				
		地域DX化教育プロジェクト	1		○										※8				
		検定情報MWS	1												※4				
		検定情報MWE	2												※4				
		検定情報MES	1												※4				
		検定情報MEE	2												※4				
		検定情報MPP	1												※4				
		検定情報MAS	1												※4				
		検定情報MOL	1												※4				
		検定情報IIP	1												※4				
		検定情報ISG	1												※4				
		検定情報IFE	2												※4				
	検定情報IAP	4												※4					
検定高度情報処理	6												※4						
コース専門科目（関連する他分野専門科目を含む）	ライフデザインコース	ライフデザイン基礎	2	○				2							○※6				
		PBL基礎論	2	○				2							○※6				
		地域協働型PBLⅠA	3		○					4					○※6				
		地域協働型PBLⅠB	3		○						4				○※6				
		地域協働型PBLⅡ	3		○							4			○※6				
	機械分野電気置科目	エネルギー工学	2	○						2							◇		
		自然エネルギー工学	2	○							2						◇		
		環境工学	2	○								2					◇		
		自然エネルギー特別講義	2	○								2					◇		
	電気分野置科目	発電工学	2	○							2					◇	◇		
		送配電工学	2	○								2				◇	◇		
	（システム情報分野配置科目）	情報技術入門	2	○			2											◇	
		人工知能Ⅰ	2	○				2									◇		
		CAD基礎	2	○				2							※7			◇	
		データサイエンス基礎	2	○					2									◇	
		AIプログラミング	2	○					2								◇		
		コンピュータネットワークⅠ	2	○					2									◇	
情報システムⅠ		2	○					2									◇		
認知科学		2	○					2								◇			

コース専門科目（関連する他分野専門科目を含む）	システム情報分野配置科目	ゲームプログラミングⅠ	2	○					2								◇
		アルゴリズムとデータ構造	2	○					2								◇
		Web プログラミング	2	○					2							◇	
		C G ・画像処理Ⅰ	2	○					2							◇	
		ヒューマンインターフェース	2	○					2							◇	
		人間工学	2	○					2							◇	
		シミュレーション	2	○						2						◇	
		データベース	2	○						2						◇	
	（建築土木分野配置科目）	建築基礎製図	1			○		2								◇	
		建築設計製図Ⅰ	2			○		4								◇	
		建築計画Ⅰ	2	○				2								◇	
		建築環境学Ⅰ	2	○				2								◇	
		建築材料基礎	2	○				2								◇	
		建築表現基礎	2	○				2								◇	
		歴史意匠	2	○				2								◇	
		建築設計製図Ⅱ	2			○		4								◇	
		住居計画	2	○				2								◇	
		建築設備	2	○				2								◇	
		建築施工	2	○				2								◇	
		建築法規	2	○				2								◇	
		都市設計	2	○					2							◇	
		建築環境学Ⅱ	2	○					2							◇	
		環境デザイン学	2	○					2							◇	
		防災工学	2	○					2							◇	
		建築材料	2	○						2						◇	
		福祉環境学	2	○						2						◇	
		建築・土木特別実習	2			○								※ 8			

- ※ 1：◎；必修、○；コース必修、概▲；概論科目群選択必修、専共▲；専門共通科目群選択必修、▲；コース選択必修、無印；選択
 ※ 2：隔年開講科目
 ※ 3：「インターンシップ」は、3年次の夏期休業期間中に実施する。「風力発電工学概論」は、夏期休業期間中に集中講義を実施する。
 ※ 4：単位の認定は別表の基準による。
 ※ 5：◇は、教職課程関係科目を示す。詳細は、「教職課程」の項目を参照すること。
 ※ 6：ライフデザインコース対象科目。
 ※ 7：前期は電気電子分野の学生を対象に開講する。後期は機械分野、システム情報分野、建築・土木分野の学生を対象に開講する。
 ※ 8：認定科目

教 職 課 程

本学には、「教職課程」が設けられている。教職課程は、将来、教育職員になる場合に必要な免許状を取得するために、教育職員免許法及び同施行規則に定められた専門科目を履修する課程である。

教育職員免許状の取得を希望する学生は、本学の学則に定められている卒業に必要な単位数の他に、教職課程の科目の単位を修得しなければならない。

そのためには、計画的に、その科目が開設されている学年、時期に履修する必要がある。

1. 免 許 状

本学工学部で取得できる免許の種類及び免許科目は、以下のとおりである。

中学校教諭一種免許状（技術）

高等学校教諭一種免許状（工業）

高等学校教諭一種免許状（情報）

2. 授与権者

免許状は、申請にもとづいて、都道府県教育委員会が授与する。

3. 基礎資格

基礎資格としては、「学士（工学）の学位を有すること」が必要である。本学では、学則の定めるところに従って、卒業要件124単位以上を修得し、学士（工学）の学位を得ることを言う。

4. 教職課程の登録と教員免許状取得に必要な科目等

(1) 教職課程の登録について

本学では、教育職員免許状の取得を希望する学生は、教職課程の登録をしなければならない。登録は原則として1年次後期とする。希望者は9月に実施する教職課程登録についてのガイダンスに必ず出席すること。

(2) 教員免許状取得に必要な科目等

下記の表は、区分ごとに必要な単位数を記載している。区分内で開講されている科目や必修・選択等の別は、①～⑤-1で確認すること。

科目区分		必要単位数	
		高等学校 一種免許状	中学校 一種免許状
教育職員免許法施行規則 第66条の6に定める科目	日本国憲法	2単位	2単位
	体育	2単位	2単位
	外国語コミュニケーション	2単位	2単位
	数理、データ活用及び人工知能に関する科目 又は情報機器の操作	2単位	2単位
教育の基礎的理解に 関する科目等	教育の基礎的理解に関する科目	23単位	27単位
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び 生徒指導、教育相談等に関する項目		
	教育実践に関する科目		
教科及び教科の指導法に 関する科目	教科に関する専門的事項	36単位	32単位
	各教科の指導法		
大学が独自に設定する科目			
最低修得単位数の合計		67単位	67単位

① 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

教育職員免許法施行規則に定める科目	授業科目名	単位数		備 考
		必修	選択	
日本国憲法	法 学 II	2		
体育	健康スポーツⅠ 健康スポーツⅡ 健康スポーツⅢ 健康スポーツⅣ		1 1 1 1	2単位選択必修
外国語コミュニケーション	英語コミュニケーション(演習) 英語表現 A 英語会話 A		1 1 1	2単位選択必修
数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	データサイエンス基礎 コンピュータサイエンス入門 コンピュータリテラシー Webデザイン		2 2 2 2	2単位選択必修

※ 「教科に関する専門的事項」の単位として算入した授業科目と重複することはできない。

※ 中学技術はデータサイエンス基礎または、Webデザインを修得すること。

② 教育の基礎的理解に関する科目等

	教育職員免許法施行規則に定める科目区分等	授業科目名	単位数	履修年次	備 考
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教 育 基 礎 論	2	1	看護学部と共通開設
	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)	教 職 論	2	1	
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)	教 育 制 度 論	2	2	
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	教 育 心 理 学	1	2	
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特 別 支 援 教 育 論	1	2	
	教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	教 育 課 程 論	2	2	
生徒指導、総合的な学習の時間等の指導法及び教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	道 徳 の 指 導 法	2	2	中学校技術のみ
	総合的な学習(探求)の時間の指導法	総合的な学習の時間の指導法	1	2	
	特別活動の指導法	特 別 活 動 の 指 導 法	1	2	
	教育の方法及び技術	教 育 の 方 法 と 技 術	1	2	看護学部と共通開設
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	情報通信技術を活用した教育の理論と方法	1	2	
	生徒指導の理論及び方法	生 徒 ・ 進 路 指 導 論	2	2	
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法				
教育実践に関する科目	教育実習	教 育 実 習 Ⅰ	2	4	中学校技術のみ
		教 育 実 習 Ⅱ	2	4	
		事前及び事後の指導	1	4	
	教職実践演習	教 職 実 践 演 習 (中・高)	2	4	
「教育の基礎的理解に関する科目等」で必要な単位数			・高等学校教諭免許取得 ・中学校教諭免許取得	2 3 単位 2 7 単位	

※ 教育の基礎的理解に関する科目等は、卒業要件単位数には含まれない。

③ 教科及び教科の指導法に関する科目、大学が独自に設定する科目(高校工業)・機械分野

		1年 前期	単位	1年 後期	単位	2年 前期	単位	2年 後期	単位	3年 前期	単位	3年 後期	単位	4年 前期	単位	4年 後期	単位	最低修得 単位数	
工業の 関係科目 教科に関する専門的事項		★創生工学概論		2														必修 4単位	
		コンピュータリテラシー		2	機械概論		2	材料力学A		2	熱工学 I		2						選択必修 14単位 (他分野の 選択必修 科目も含 む)
		製図学		2	電気電子概論		2	流体力学 I		2	機械力学 I		2						
					システム情報概論		2	金属材料基礎		2									
					建築・土木概論		2	JIS機械製図		2									
					コンピュータサイエンス入門		2												
					電磁気入門		2												
					電気回路入門		2												
					応用物理学 I		2	応用物理学 II		2	熱工学 II		2	PC援用力学B		2	知的財産関係法規		2
					機構学		2	応用数学 I		2	精密加工		2	流体機械		2			
			機構実習・自然エネルギー-実験A		2	応用数学 II		2	材料力学C		2	熱機械		2					
選 択 12単位 (他分野の 選択科目も 含む)					機械工作法		2	PC援用力学A		2	制御・力学シミュレーション		2						
					材料力学B		2	機械力学 II		2	環境工学		2						
					流体力学 II		2	機械工学演習実験		2	自然エネルギー-特別講義		2						
					金属材料		2	材料工学		2									
					機械要素		2	自然エネルギー-工学		2									
					機械実習・自然エネルギー-実験B		2	制御・ロボティクス基礎		2									
					機械設計製図		2	力学計測基礎		2									
					エネルギー工学		2												
職 業 指 導															★職業指導		2	2単位	
大学が独自に設定する科目																			
12単位必修であるが、教科及び教科の指導法に関する科目の単位数から充当する。																			
各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)																			
		工業科教育法 I		2	工業科教育法 II		2											4単位	
		合計																	36単位

※ ★は、一般的包括的内容を含む科目。

※ ★は、一般的包括的内容を含む科目。

※ 〇は、必修科目。

※ コンピュータリテラシー、コンピュータサイエンス入門を①「教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」の単位として算入した場合、「工業の関係科目」の単位として算入することはできない。

・電気電子分野

専攻科										最低修得 単位数								
1年 前期		単位	1年 後期	単位	2年 前期	単位	2年 後期	単位	3年 前期	単位	3年 後期	単位	4年 前期	単位	4年 後期	単位	必修 4単位	
★創生工学概論		2									技術者倫理		2					
コンピュータリテラシー		2	機械概論		2	電磁気学Ⅰ	2	電気回路Ⅱ	2	電子回路Ⅰ	2							選択必修 14単位 (他分野の 選択必修 科目も含 む)
電気電子概論		2	電気電子概論		2	電気電子製図	2	電磁気学Ⅱ	2	電子回路演習	1							
システム情報概論		2	システム情報概論		2	電気回路Ⅰ	2	電気機器工学	2									
建築・土木概論		2	建築・土木概論		2													
コンピュータサイエンス入門		2	コンピュータサイエンス入門		2													
電磁気入門		2	電磁気入門		2													
電気回路入門		2	電気回路入門		2													
工業の関係科目																		
応用物理学Ⅰ						2	応用物理学Ⅱ		2	制御工学Ⅰ		2	電気応用工学		2	知的財産関係法規 2 電気電子工学実験Ⅲ 2		
創作ゼミⅠ						1	応用数学Ⅰ		2	創作ゼミⅢ		1	電気電子設計		2			
電気数学						2	応用数学Ⅱ		2	電磁気学Ⅲ		2	高電圧工学		2			
電力技術実習基礎						2	創作ゼミⅡ		1	変電工学		2	制御工学Ⅱ		2			
電気電子工学実験ⅠA						2	電気回路演習		1	半導体デバイス工学		2	送配電工学		2			
							電気電子計測		2	電気化学		2	電子回路Ⅱ		2	選択 12単位 (他分野の 選択科目も 含む)		
							電気電子工学実験ⅠB		2	電気電子工学実験ⅡA		2	電磁波工学		2			
							電磁気学演習		1	電気回路Ⅲ		2	伝送回路		2			
							電力技術実習応用		2	電力系統工学		2	パワーエレクトロニクス		2			
							電気電子材料		2	メカトロニクス		2	電気電子工学実験ⅡB		2			
										電気通信法規		2						
										電気法規・施設管理		2						
職業指導																		
★職業指導 2																		
12単位必修であるが、教科及び教科の指導法に関する科目の単位数から充当する。																		
工業科教育法Ⅰ 2 工業科教育法Ⅱ 2																		
合計																		

※ ★は、一般的包括的内容を含む科目。
 ※ は、必修科目。
 ※ コンピュータリテラシー、コンピュータサイエンス入門を①「教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」の単位として算入した場合、「工業の関係科目」の単位として算入することはできない。

・建築・土木分野

		1年 前期	単位	1年 後期	単位	2年 前期	単位	2年 後期	単位	3年 前期	単位	3年 後期	単位	4年 前期	単位	4年 後期	単位	最低修得 単位数	必修 4単位				
工業の 関係科目 に関する専門事項		★創生工学概論		2						技術者倫理									2				
		コンピュータリテラシー		2	機械概論	2	建築設計製図Ⅰ	2	建築施工	2	鉄筋コンクリート構造									2			
					電気電子概論	2	建築計画Ⅰ	2	土質力学	3	地盤工学									2			
					システム情報概論	2	建築環境学Ⅰ	2	土木計画	2													
					建築・土木概論	2	構造力学Ⅰ	3	構造力学Ⅱ	3													
					コンピュータサイエンス入門	2	建築材料基礎	2	コンクリート材料	2													
							水理学Ⅰ	3															
					建築基礎製図	1	応用物理学Ⅰ	2	応用物理学Ⅱ	2	建築設計製図Ⅲ	2	建築設計製図Ⅳ	2	知的財産関係法規				2				
							建築表現基礎	2	応用数学Ⅰ	2	都市設計	2	建築構造力学	2	設備製図				2				
							測量Ⅰ	2	応用数学Ⅱ	2	建築環境学Ⅱ	2	建築基礎構造	2	構造製図				2				
工業の 関係科目 に関する専門事項					土木基礎実験	2	建築設計製図Ⅱ	2	環境デザイン学	2	建築材料	2	施工製図				2						
					歴史意匠	2	建築計画Ⅱ	2	鉄骨構造	2	建築実験Ⅱ	2											
							住居計画	2	木質構造	2	福祉環境学	2											
							建築設備	2	防災工学	2	建築数値解析	2											
							建築法規	2	建築実験Ⅰ	2	上下水道工学	2											
							水理学Ⅱ	2	道路工学	2	水理・土質実験	2											
							測量Ⅱ	2	土木構造力学	2	交通計画	2											
									コンクリート実験	2	土木設計製図	2											
									土木施工	2	測量実習Ⅱ	2											
									土木法規	2	GIS	1											
職業 指導									測量実習Ⅰ	2													
									土木応用数学	2													
												★職業指導		2									
教科に 関する専門事項		12単位必修であるが、教科及び教科の指導法に関する科目の単位数から充当する。																					
		工業科教育法Ⅰ 2 工業科教育法Ⅱ 2																					
		各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)																					
		合計																					

※★は、一般的包括的内容を含む科目。

※ は、必修科目。

※「工業の關係科目」の単位として算入した場合、「工業の關係科目」の単位として算入することはできない。

・ライフデザインコース

1年 前期		単位	1年 後期	単位	2年 前期	単位	2年 後期	単位	3年 前期	単位	3年 後期	単位	4年 前期	単位	4年 後期	単位	最低修得単位数					
★創生工学概論		2									技術者倫理	2					必修 4単位					
コンピュータリテラシー		2	機械概論	2	建築設計製図Ⅰ	2	建築施工	2	ヒューマンインターフェース	2							選択必修 14単位					
			電気電子概論	2	建築計画Ⅰ	2											(他分野の 選択必修 科目も含む)					
			システム情報概論	2	建築環境学Ⅰ	2																
			建築・土木概論	2	建築材料基礎	2																
			人工知能Ⅰ	2																		
			コンピュータサイエンス入門	2													知的財産関係法規					
			建築基礎製図	1	応用物理学Ⅰ	2	応用物理学Ⅱ	2	自然エネルギー工学	2	環境工学	2										
					AIプログラミング	2	応用数学Ⅰ	2	発変電工学	2	自然エネルギー特別講義	2										
					建築表現基礎	2	応用数学Ⅱ	2	Webプログラミング	2	送配電工学	2										
					歴史意匠	2	エネルギー工学	2	人間工学	2	建築工学	2					選択 12単位					
					認知科学	2	建築設計製図Ⅱ	2	都市設計	2	福祉環境学	2										
							住居計画	2	建築環境学Ⅱ	2												
							建築設備	2	環境デザイン学	2												
							建築法規	2	防災工学	2							(他分野の 選択科目も含む)					
職業指導																	★職業指導	2	2単位			
大学が独自に設定する科目																		12単位必修であるが、教科及び教科の指導法に関する科目の単位数から充当する。				
各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)																		工業科教育法Ⅰ	2	工業科教育法Ⅱ	2	4単位
※ ★は、一般的包括的内容を含む科目。																		合計		36単位		

※ ★は、一般的包括的内容を含む科目。

※ 〇は、必修科目。

※ コンピュータリテラシー、コンピュータサイエンス入門を①「教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」の単位として算入した場合、「工業の関係科目」の単位として算入することはできない。

④ 教科及び教科の指導法に関する科目、大学が独自に設定する科目 (高校情報)

	1年 前期	1年 後期	2年 前期	2年 後期	3年 前期	3年 後期	4年 前期	4年 後期	単位	最低修得 単位数
情報社会(職業に 関する内容を含む。)-情報倫理						★情報社会と情報倫理 2 ★情報と職業 2				
コンピュータ・情報 処理	★情報技術入門 2		データサイエンス基礎 2	コンピュータアーキテクチャ 2	3D-CAD 2	ゲームプログラミングⅡ 2	土木CAD 1			32単位 (必修18 単位を含む)
	★CAD基礎 2		デジタル信号処理 2	アルゴリズムとデータ構造 2		3D-CAE 2				
			プログラミングⅠ 2	プログラミングⅡ 2		データサイエンス 2				
				ゲームプログラミングⅠ 2		無線システム工学 2				
情報システム			★情報システムⅠ 2		★ソフトウェア工学 2	データベース 2 シミュレーション 2				必修 4単位
			★コンピュータネットワークⅠ 2		情報セキュリティ 2 通信工学 2		コンピュータネットワークⅡ 2			
マルチメディア表現・マルチメディア 技術			Webデザイン 2		★CG・画像処理Ⅰ 2	CG・画像処理Ⅱ 2	コンピュータビジョン 2			36単位
大学が独自に設定する科目	12単位必修であるが、教科及び教科の指導法に関する科目の単位数から充当する。									
各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	情報科教育法Ⅰ 2		情報科教育法Ⅱ 2		情報科教育法Ⅱ 2		合計			

- ※ ★は、一般的包括的内容を含む科目。
 ※ ■は、必修科目。
 ※ データサイエンス基礎を①「教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」の単位として算入した場合、「コンピュータ・情報処理」の単位として算入することはできない。
 ※ Webデザインを①「教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」の単位として算入した場合、「マルチメディア表現・マルチメディア技術」の単位として算入することはできない。

⑤-1 教科及び教科の指導法に関する科目、大学が独自に設定する科目（中学技術）

	1年 前期	単位	1年 後期	単位	2年 前期	単位	2年 後期	単位	3年 前期	単位	3年 後期	単位	4年 前期	単位	4年 後期	単位	最低修得 単位数
材料加工 (実習を含む。)	★製図学	2			★木材加工	2	金属材料	2									24単位 (必修20 単位を含 む)
					★金属材料基礎	2	機械工作法	2									
教科に関する専門的事項					JIS機械製図	2	機械設計製図	2									
			★電気回路入門	2	★機構学	2	熱工学 I	2	熱工学 II	2	熱機械	2	電気電子工学実験Ⅲ		2		
			電磁気入門	2	材料力学A	2	材料力学B	2	機械力学Ⅱ	2	流体機械	2					
					流体力学Ⅰ	2	流体力学Ⅱ	2	材料工学	2	電気電子設計	2					
					電気電子製図	2	機械要素	2	PC援用力学A	2	パワーエレクトロニクス	2					
					電磁気学Ⅰ	2	機械力学Ⅰ	2	材料力学C	2	電子回路Ⅱ	2					
							電気回路Ⅱ	2	制御工学Ⅰ	2	送配電工学	2					
							電磁気学Ⅱ	2	電子回路Ⅰ	2	電気通信法規	2					
							電気電子材料	2	電子回路演習	1							
							電気機器工学	2	電気回路Ⅲ	2							
生物育成					★栽培	2											8単位
情報と コンピュータ	★コンピュータリテラシー	2			データサイエンス基礎	2			情報セキュリティ	2	★情報化社会と情報倫理	2					
					プログラミングⅠ	2											
大学が独自に設定 する科目			機械概論	2			機械実習・自然エネルギー-実験A	2	電気電子工学実験ⅡA	2	電気電子工学実験ⅡB	2					
			電気電子概論	2													
			システム情報概論	2													
			建築・土木概論	2													
各教科の指導法 (情報通信技術の 活用を含む。)					★技術科教育法Ⅰ	2	★技術科教育法Ⅱ	2	★技術科教育法Ⅲ	2	★技術科教育法Ⅳ	2					
合計																	32単位

※ ★は、一般的包括的内容を含む科目。
※ ■は、必修科目。
※ データサイエンス基礎を①「教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」の単位として算入した場合、「情報とコンピュータ」の単位として算入することはできない。

⑤-2 介護等体験（中学技術）

「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」（平成9年度法律第90号）により、社会福祉施設等における7日間以上の介護等体験が義務付けられている。中学校教諭免許状を取得する上での必須条件である。

5. 教育実習・教職実践演習

教育実習及び教職実践演習（中・高）は教職専門科目の総まとめであり、講義で培った知識を実践することを通して体得していく科目である。そのため、教育実践に関する科目（「教育実習Ⅰ」・「教育実習Ⅱ」・「事前及び事後の指導」・「教職実践演習」）以外の教職専門科目は、3年次までに修得しておくことが望ましい。

また、教育実習の期間中は、生徒を指導する立場となる。日頃から、服装、言葉遣い、態度等には、十分注意をすること。

なお、教育実習の履修条件は、次のとおりである。

- (1) 教職課程の履修登録を行っている。
- (2) 教育実習等を行う前年度に実習先として希望する学校へ教育実習の依頼を行い、内諾を得ている。
- (3) 教育実習等を行う年度において、卒業研究Bに着手見込である。
- (4) 教育実習等を行う前年度において、教職課程センター所属教員の面接を受け、教育実習の履修許可を得ている。
- (5) 麻疹、風疹、水痘及び流行性耳下腺炎の予防接種を規定回数実施している。

6. 教育実習の評価と単位認定

教育実習の修了の認定は、成績、出席状況等を総合的に評価して行うこととし、実施細目は次の通りとする。

- (1) 教育実習の評価は、原則として遅刻、欠席のない者について行う。
- (2) 教育実習は原則として再履修できない。

7. 教育職員免許状の申請

教職専門科目を履修して単位を取得した卒業見込者については、教育職員免許状の申請を大学が一括して行う。4年次11月上旬に説明会を行い申請に必要な書類を配付するので、指定された期日までに申請書類と手数料を納付すること。

卒業後に申請する場合は、個人申請となるので、自分の住所地の都道府県教育委員会のホームページ等で確認すること。

8. 教員採用選考試験

教員には、公立学校の教員と私立学校の教員とがある。公立学校の教員を希望する場合には、都道府県等の教員採用選考試験に合格しなければならない。教員採用選考一次試験は、実施時期が早い都道府県等であると5月中旬から始まる。関東近県では、毎年4月～5月に電子申請等によって出願し、7月上旬に教員採用選考一次試験が実施されている。筆記試験科目としては、一般教養、教職専門及び専門科目があり、その他、面接（個人、集団）試験、集団討論、論作文試験、模擬授業、適性検査等がある。

近年、大学3年生で教員採用選考一次試験の一部科目が受験できるようにもなっている。教員採用選考試験の日程や内容等は、都道府県等によって違いがあることから、教育委員会のホームページ等で、毎年2月から3月頃に公表される「公立学校教員採用選考試験要項」等において、詳細については確認すること。

9. 科目等履修制度

在学中に教職専門科目を履修しなかった者で免許状の取得を希望する場合は、科目等履修生として教職課程を履修することができる。

学則・諸規程・ガイドライン

- ・ 足利大学学則
- ・ 足利大学学位規程
- ・ 足利大学科目等履修生規程
- ・ 足利大学研究生規程
- ・ 足利大学工学部学科目履修規程
- ・ 足利大学履修登録単位数の上限制度に関する規程
- ・ 足利大学成績評価値に関する規程
- ・ 足利大学単位互換に関する規程
- ・ 足利大学における緊急時の授業の取扱いに係る内規
- ・ 足利大学工学部創生工学科 学業特待生選考内規
- ・ 足利大学工学部創生工科学業特待生選考内規 施行細則
- ・ 足利大学一般表彰内規
- ・ 足利大学懲戒規程
- ・ 足利大学学生の懲戒に係る細則
- ・ 足利大学障害学生の支援に関する規程
- ・ 足利大学ハラスメント対応規程
- ・ 足利大学教育研究活動の不正行為等に関する規程
- ・ 学校法人足利大学個人情報保護に関する規程
- ・ 足利大学自然災害により被災した学生等に対する授業料等の減免に関する内規
- ・ 足利大学ソーシャルメディアガイドライン

教
職
課
程

学則・諸規程・
ガイドライン

修

学

各施設の利用規程

付

録

校
舎
配
置
図

足利大学学則

第1章 総則

(名称)

第1条 本学は、足利大学と称する。

(目的等)

第2条 本学は、学校教育法第83条に則り、学術の教授及び研究を行い、人類の平和と国際社会の発展に貢献し得る人間の育成につとめることを目的とする。

2 本学は、学校法人の建学の理念である和の精神を人材養成の基盤に置く。

3 前各項に係るその他の必要な事項は、別に定め公表する。

(自己評価等)

第2条の2 本学は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い公表する。

2 前項の点検及び評価に関する必要な事項は、別に定める。

3 本学は、第1項の点検及び評価の結果について、文部科学大臣の認証を受けた評価機関による評価を受けるものとする。

(所在地)

第3条 本学は、栃木県足利市大前町268の1外に置く。

第2章 学部学科

(学部学科)

第4条 本学に次の学部学科を置く。

工学部創生工学科

看護学部看護学科

(人材の養成及び教育研究上の目的)

第4条の2 前条に規定する、各学部学科の人材の養成に関する目的及びその他の教育研究上の目的は、次のとおりとする。

工学部 創生工学科	「和」の精神を基として、高い倫理観、協調性、表現力を身につけるとともに、創造性と実践力を兼ね備えた専門職業人を育成する。
看護学部 看護学科	「和」の精神を基として、高い倫理観を根底においた人間関係の調和、あらゆる看護対象に対応し得る科学的実践力、地域医療への貢献、自らのキャリアデザインによる自己研鑽ができる専門職業人を育成する。

第3章 収容定員

(収容定員)

第5条 本学の入学定員、収容定員は、次のとおりとする。

学部学科名	入学定員	収容定員
工学部創生工学科	300名	1,200名
看護学部看護学科	80名	320名
合 計	380名	1,520名

第4章 教育課程

(授業科目の区分)

第6条 本学における授業科目を教養教育科目及び専門教育科目に区分する。

(教育課程)

第7条 本学の学科の教育課程は、別表1、別表2のとおりとする。

- 2 教員免許状取得を希望する者のための教職に関する専門科目は、別表3のとおりとする。
- 3 前項において取得させることのできる学科の名称、免許状の種類及び免許教科は、次のとおりである。

学部学科の名称	免許状の種類及び免許教科
工学部創生工学科	高等学校教諭一種免許状（工業）
	高等学校教諭一種免許状（情報）
	中学校教諭一種免許状（技術）
看護学部看護学科	養護教諭一種免許状

第5章 履修方法

(履修方法)

第8条 学生は、在学中に次の単位を履修しなければならない。

- (1) 工学部創生工学科
教養科目から32単位以上、専門科目から80単位以上、合計124単位以上
- (2) 看護学部看護学科
 - ・看護師国家試験受験資格取得のみの者
人間の理解と科学的思考科目群から19単位以上、専門基礎科目群から27単位以上、看護専門科目群から78単位以上、合計124単位以上
 - ・看護師及び保健師国家試験受験資格取得の者
看護師の卒業要件に加え、「公衆衛生看護学科目」の指定された科目を修得し、合計132単位以上
- 2 履修に関する必要な事項は、別に定める。

(単位計算の基準)

第9条 授業科目の単位計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業方法に応じ当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して次の基準により単位数を計算する。

- (1) 講義は、15時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 演習は、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、授業科目によってはその教育効果を考慮し、15時間の授業をもって1単位とすることができる。
- (3) 実験・実習・実技は、30時間から45時間の範囲で定める時間の授業をもって1単位とする。
- (4) 前各号の規定にかかわらず卒業研究又は卒業設計の授業科目については、その学修の成果を考慮して単位を授与することができる。

(単位修了の認定方法)

第10条 単位修了の認定は、試験及び平素の成績による。

- 2 試験は、学期末又は当該科目の担当教員が必要と認めた時に随時行うことができる。
- 3 前項の試験は、筆記、口述、論文等で行う。ただし、授業科目によっては、担当教員の定めるレポート、又は平素の成績をもって代えることができる。

(成績の評価)

第11条 成績は、優、良、可、不可の4段階とし、優、良、可は合格とし、不可を不合格とする。

(単位授与)

第12条 前条の規定により合格の認定を受けた科目に対しては、所定の単位を与える。

第6章 修業年限及び卒業

(修業年限)

第13条 本学の修業年限は4年とする。ただし、在学年数は8年を超えてはならない。

- 2 本学は文部科学大臣の定めるところにより、工学部の学生で3年以上在学したもの（これに準ずるものとして文部科学大臣が定めるものを含む。）が、卒業の要件として工学部が定める単位を優秀な成績で修得したと認める場合には、前項の規定にかかわらず卒業を認定することができる。
- 3 前項に関する必要な事項は、別に定める。

(卒業の要件)

第14条 本学を卒業するためには、第8条に規定する単位を修得しなければならない。

(他の大学等における授業科目の履修等)

第14条の2 学長は、教授会の議を経て教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学（以下「他大学等」という。）において履修した授業科目について修得した単位を本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 学長は、教授会の議を経て教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 3 前各項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、合わせて30単位を限度として卒業の要件となる単位として認めることができる。

(入学前の既修得単位等)

第14条の3 学長は、教授会の議を経て教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に他大学等(外国の大学等を含む。)において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 学長は、教授会の議を経て教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第2項に規定する学修を本学における授業科目の学修とみなし、単位を与えることができる。

3 前各項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、編入学、転入学の場合を除き、前条第3項の規定を準用する。

(細則)

第14条の4 前2条に関する必要な事項は、別に定める。

(学位)

第15条 本学に4年以上在学し、所定の科目を履修して必要単位を修得した者には卒業を認定し、次の学位を授与する。

工 学 部 学士(工 学)

看護学部 学士(看護学)

2 学位の授与に関する必要な事項は、別に定める。

第16条 削除

第7章 学年、学期及び休業日等

(学年)

第17条 学年は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(学期)

第18条 学年は、次の2学期に分ける。

前期 4月1日から9月20日まで

後期 9月21日から翌年3月31日まで

(1年間の授業期間)

第18条の2 1年間の授業を行う期間は、試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(休業日)

第19条 休業日は、次のとおりとする。

日曜日

国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

創立記念日 5月18日

夏期休業日 8月1日から9月20日まで

冬期休業日 12月25日から翌年1月5日まで

春期休業日 3月1日から3月31日まで

2 学長は、前項の休業日を臨時に変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

(宗教行事)

第20条 本学は、次の宗教行事を行う。

釈尊降誕会
物故者慰霊祭
成道会
涅槃会

第8章 入学、退学、休学、転入学、転学科、再入学、編入学、転学、留学及び除籍

(入学時期)

第21条 学生の入学は、学期の始めとする。

(入学資格)

第22条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が三年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）により文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) その他本学において、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(入学志願)

第23条 入学志願者は、指定する期日までに本学所定の出願書類に入学検定料を添えて提出しなければならない。

(入学試験)

第24条 入学志願者については、選考の上、合格者を決定する。

(入学手続)

第25条 合格者は、指定する期日までに本学所定の書類に入学金その他の学費を添えて提出しなければならない。

2 入学の許可は、前項の手続きを経た者について学長が行う。

(退学)

第26条 退学しようとする者は、理由を詳記して保証人と連署で学長に願い出て許可を得なければならない。

(休学)

第27条 病気その他やむを得ない理由によって2ヶ月以上学修することができない者は、保証人と連署で学長に願い出て許可を得て休学することができる。

- 2 健康上又は特別の必要があると認めた者には、学長は休学を命ずることができる。
- 3 休学の期間は、在学年数に算入しない。ただし、通算3年を超えて休学することはできない。
- 4 学年を超えて休学することはできない。ただし、特別の理由のあるときは、引続き許可することができる。

(復学)

第27条の2 休学期間が満了したときは、学長に復学を願い出なければならない。

2 休学期間中にその理由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

第27条の3 削 除

(転入学)

第28条 他の大学から本学に転入学を志願する者は、選考の上、相当の学年に転入学を許可することがある。

2 転入学を志願する者は、現に在学する大学の学長の承認がなければならない。

3 前第1項の規定により入学を許可された者の既修の授業科目、単位数の取扱方法及び在学すべき年数の認定について必要な事項は、別に定める。

(編入学)

第29条 大学を卒業した者、短期大学又は高等専門学校を卒業した者及び専修学校の専門課程のうち、文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者で、本学の相当学年に編入学を志願する者に対しては、選考の上、編入学を許可することがある。

2 編入学者の在学年数、履修科目、取得の単位数の認定について必要な事項は、別に定める。

(再入学)

第29条の2 退学又は除籍された者が再入学を願出たときは、選考の上、入学を許可することがある。ただし、懲戒による退学者の再入学は認めない。

2 再入学者の在学年数、履修科目、取得単位数の認定について必要な事項は、別に定める。

(転学)

第30条 本学から他の大学へ入学又は転学しようとする者は、保証人と連署で学長に願出で許可を受けなければならない。

(留学)

第30条の2 学長は、学生が外国の大学又は短期大学に留学しようとするときは、教授会の議を経て許可することができる。

2 前項による留学の期間は、1年を限度として本学の修業年限に算入することができる。

3 第14条の2第1項及び第3項の規定は、学生が留学する場合に準用する。

(除籍)

第31条 次の各号の一に該当する場合は、学長は教授会の議を経て除籍する。

- (1) 在学年限を超えた者
- (2) 休学年限を超えた者
- (3) 休学期間が満了しても手続きをしない者
- (4) 学費の納付を怠り、督促を受けても納付しない者
- (5) 死亡又は長期間にわたり行方不明の者
- (6) 入学許可後、在籍の意志がないにも拘らず退学願を提出しない者
- (7) 特別な事由なく履修登録をせず、在籍の意思無しと判断された者

第9章 学費

（学費）

第32条 本学において徴収する学費は、別表4のとおりとする。

- 2 一旦納入した学費は、原則として、返還しない。
- 3 前2項に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

第10章 職員組織

（職員）

第33条 本学に、次の職員を置く。

学 長
副 学 長
学 部 長
教 授
准 教 授
講 師
助 教
助 手
教 務 職 員
事 務 職 員
その他の職員

- 2 前項に定める副学長は、本学の教授をもって充てる。

（職務）

第34条 職員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 学長は、校務を掌り、所属教職員を統督する。
- (2) 副学長は、学長を助け、学長の命を受けて校務をつかさどる。
- (3) 学部長は、学部に関する校務を掌る。
- (4) 教授、准教授、講師及び助教は、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
- (5) 助手は、教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。
- (6) 教務職員は、学長その他上職の指示に従って教務関連の職務に服する。
- (7) 事務職員及びその他の職員は、学長その他上職の指示に従って諸般の職務に服する。

第11章 教授会、大学評議会

（教授会）

第35条 本学の各学部、に、教授会を置く。

- 2 教授会は、学部長及び専任の教授をもって組織する。ただし、必要な場合には臨時に准教授、専任講師及び助教を加えることができる。
- 3 教授会は、必要に応じて前項の構成員以外の者を出席させることができる。

(教授会の招集)

第36条 定例教授会は、毎月1回とする。ただし、臨時教授会は、学部長が必要と認めたとき又は構成員の3分の2以上の請求があったときにこれを招集する。

(会議の成立)

第37条 会議は、会員の過半数の出席によって成立し、その議事は出席会員の過半数によってこれを決める。ただし、可否同数のときは議長の決するところによる。

(議長)

第38条 学部長は、教授会を招集してその議長となる。

(審議事項)

第39条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うにあたり、意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了

(2) 学位の授与

(3) 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして、学長が定めるもの。

2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

(細則)

第40条 教授会に関する細則は、別に定める。

(大学評議会)

第40条の2 本学に大学評議会を置く。

2 大学評議会は、学長、副学長、各学部長、工学部を代表する教授6名、看護学部を代表する教授2名、事務局長をもって構成する。ただし、学長が必要と認める時は、その他の教職員を出席させることができる。

3 大学評議会は、教授会審議事項のうち、大学全体に関わる事項及び学部間での調整が必要な事項について審議する。

4 大学評議会の運営について必要な事項は別に定める。

第12章 科目等履修生、研究生、外国人留学生及び特別聴講学生

第41条 削 除

(科目等履修生)

第41条の2 本学の学生以外の者で、本学が開設する授業科目の中から1又は複数の科目の履修を願い出る者があるときは、学生の修学を妨げない限り選考の上、科目等履修生として入学を許可し、単位を与えることができる。

(研究生)

第42条 官公庁、会社その他の団体からの委託により、本学において特定の事項につき研修を願い出たときは、学生の修学を妨げない限り、研究生として許可する。

2 本学の学生が、卒業後さらに研究を継続したい場合には、願い出により研究生として許可する。

3 前各項のほかに、学長又は学部長が特別に許可した者。

（外国人留学生）

第43条 外国人で教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

（特別聴講学生）

第43条の2 他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）に在学する学生で、本大学において授業科目を履修しようとする者があるときは、当該他大学又は短期大学との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することができる。

（細則）

第44条 科目等履修生、研究生及び特別聴講学生に関する規程は、別に定める。

第13章 賞罰

（表彰）

第45条 操行、学業ともに優秀な者又は奇特の行為のあった者（団体の場合は、当該団体）に対しては、学長又は学部長が、これを表彰することがある。

（懲戒）

第46条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、教授会の議を経て学部長が懲戒する。ただし、大学評議会での審議が必要な場合には、学長が懲戒することができる。

2 懲戒は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

- （1） 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- （2） 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- （3） 正当な理由がなくて出席常でない者
- （4） 大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

（細則）

第46条の2 前2条に関する必要な事項は、別に定める。

第14章 附属施設等

（附属施設）

第47条 本学に、附属図書館、情報科学センター、総合研究センター、教育連携センター、看護実践教育研究センター、共通教育センター及び教職課程センターを置く。

2 附属施設に関する規程は、別に定める。

（学生寮）

第47条の2 本学に、学生の便宜のため学生寮も設け、一定数の学生を収容する。

2 学生寮に関する規程は、別に定める。

（公開講座）

第48条 地域社会における生涯教育の振興を目的として、本学に公開講座を開設することができる。

第15章 学則の変更

(学則の変更)

第49条 本学則の改正は、教授会及び大学評議会の議を経て学長が決定する。

附 則（教育課程表別表1変更）

本学則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、本学則施行の前日から引き続き在学する者には、別表1の規定にかかわらず、なお従前の規定による。

〔別表4〕

工学部創生工学科

項 目	金 額
入学金	270,000円
授業料	年 額 1,260,000円
合 計	1,530,000円
入学検定料	30,000円

看護学部看護学科

項 目	金 額
入学金	270,000円
授業料	年 額 1,460,000円
合 計	1,730,000円
入学検定料	30,000円

足利大学 学位規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 学位規則（昭和28年文部省令第9号）に基づき、足利大学（以下「本学」という。）が授与する学位については、本学学則及び本学大学院学則に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(学位)

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士及び博士とする。

2 前項の学位授与に当たっては、次の表に掲げる学部又は研究科ごとに、それぞれの学位に専攻分野の名称を付記するものとする。

学部・研究科	学科・専攻	授与する学位及び付記する専攻分野	
		和文	英文
工学部	創生工学科	学士（工学）	Bachelor of Engineering
看護学部	看護学科	学士（看護学）	Bachelor of Nursing
工学研究科	情報・生産工学専攻 建設・環境工学専攻	修士（工学）	Master of Engineering
		博士（工学）	Doctor of Engineering
		博士（学術）	Doctor of Philosophy

(学位授与の要件)

第3条 学士の学位は、本学を卒業した者に授与する。

2 修士の学位は、本学大学院修士課程を修了した者に授与する。

3 博士の学位は、本学大学院博士後期課程を修了した者に授与する。

4 前項に定めるもののほか博士の学位は、本学大学院学則第23条第2項に定めるところにより、論文の審査及び試験に合格した者に授与する。

第2章 課程修了による学位の審査等

(論文の提出)

第4条 学位論文（以下「論文」という。）は、その要旨を添えて、指導教員を通じて研究科委員会（以下「委員会」という。）に提出するものとする。なお、参考として他の論文を添付することができる。

(審査委員)

第5条 委員会は、論文を受理したときは指導教員を主査とし、当該論文に関連ある教員2名以上を審査委員に選任する。

(論文審査及び最終試験)

第6条 審査委員は、論文の審査及び最終試験を行う。

2 最終試験は、提出された論文を中心として、これに関連ある科目について、口頭又は筆答により行う。

3 論文の審査及び最終試験は、学年度末までに終了するものとする。

4 論文の審査に当たり委員会が必要と認めたときは、他の大学院又は研究所等の教員等の協力を得ることができる。

第3章 論文提出による学位の審査等

第6条の2 第3条第4項の規定により、論文を提出し学位授与の申請をするときは、学位申請書に、論文、論文の要旨、参考論文のあるときは当該参考論文、履歴書及び審査料を添えて提出するものとする。

2 論文の受理は、委員会の議を経て学長が決定する。

3 委員会は、提出された論文の研究内容に関連する教員3名以上を審査委員に選出し、論文の審査及び本学大学院博士後期課程の修了者と同等以上の学力を有することを認めるため試問を行うものとする。

4 第1項により論文を提出した者が、本学大学院博士後期課程に標準修業年限以上在学し、所定の単位を修得して退学した者であるときは、前項の試問を免除することができる。

5 論文審査に当たり必要あるときは、論文の提出者に対し当該論文の副本、訳本、模型又は標本その他の提出を求めることができる。

6 第6条第4項の規定は、論文の審査に準用できるものとする。

7 論文の審査は、当該論文を受理してから原則として1年以内に終了するものとする。

第4章 審査の報告及び学位授与の決議

(審査報告)

第7条 審査委員は、論文の審査及び最終試験（第6条の2第3項の試問を含む。以下同じ。）が終了したときは、直ちに審査の要旨及び最終試験の成績に、学位授与の可否についての意見を添えて、委員会に対して文書で報告しなければならない。

(学位授与の審議)

第8条 委員会は、前条の報告に基づいて審議し、学位授与の可否について議決する。

2 前項の規定により決議する場合、委員会の構成員の3分の2以上が出席し、出席した構成員の3分の2以上の賛成がなければならない。

第5章 学位記の交付及び公表等

(学位の授与)

第9条 学長は、学位を授与すべき者に対して所定の学位を授与する。

(学位の名称)

第10条 学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、「足利大学」の文字を付記するものとする。

(学位記の様式)

第11条 学位記の様式は、別紙のとおりとする。

(要旨の公表)

第11条の2 本学は、博士の学位を授与したときは、授与した日から3ヶ月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(学位論文の公表)

第11条の3 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者にやむを得ない理由がある場合には、委員会の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えて、その内容を要約したものを公表することができる。この場合、委員会は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、インターネットの利用により行うものとする。

第6章 雑則

(学位記の再交付)

第12条 学位記の再交付を受けようとする者は、所定の手続に従い、別に定める手数料を添えて学長に願出しなければならない。

(学位授与の取消)

第13条 学位を授与された者が、その名誉を汚辱する行為をしたとき、又は不正の方法により学位の授与を受けたときは、学長は委員会の議を経て学位を取消することができる。

2 前項の委員会の決定について、第8条第2項の規定を準用する。

(学位授与の報告)

第14条 学長は、博士の学位を授与したときは文部科学大臣に報告するものとする。

(規程の改廃)

第15条 この規程の改廃は、教授会及び研究科委員会の議を経て学長が決定する。

附 則

この規程は、平成2年4月1日から施行する。

この規程は、平成4年3月1日から施行する。

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年3月1日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

様式第1（学部卒業による学位記）

第	号
学位記	
年 月 日生	
本学工学部 所定の課程を修め本学を 卒業したことを認め学士(工学又は看護学)の 学位を授与する	
年 月 日	
足利大学長 印	

様式第2-1（修士の学位記）

第	号
学位記	
年 月 日生	
本学大学院工学研究科 専攻の修士課程に おいて所定の単位を修得し 学位論文の審査および最終試験 に合格したので修士(工学)の 学位を授与する	
年 月 日	
足利大学長 印	

様式第2-2（修士の英文学位記）

Ashikaga University on the recommendation of the faculty of the Graduate School of Engineering, hereby confers upon [full name] the degree of Master of Engineering in recognition of the satisfactory fulfillment of the requirements by acquisition of the required course credits, success in the examination of a thesis, and the completion of the final examination prescribed for the degree. 印 <u>Signature</u> [Name] President Ashikaga University Recipient's Date of Birth: XXXX XX, XXXX Serial Number: XXXX Date of Issue: XXXX XX, XXXX	
---	--

様式第3-1 (課程修了による博士の学位記)

第	号
学位記	
年 月 日生	
本学大学院工学研究科 専攻の博士課程に おいて所定の単位を修得し 学位論文の審査および最終試験 に合格したので博士(工学又は学術)の 学位を授与する	
年 月 日	
足利大学長 印	

様式第3-2 (課程修了による博士の英文学位記)

Ashikaga University on the recommendation of the faculty of the Graduate School of Engineering, hereby confers upon [full name] the degree of Doctor of Engineering/Philosophy	
in recognition of the satisfactory fulfillment of the requirements by acquisition of the required course credits, success in the examination of a thesis, and the completion of the final examination prescribed for the degree.	
印	Signature _____ [Name] President Ashikaga University
Recipient's Date of Birth: XXXX XX, XXXX Serial Number: XXXX Date of Issue: XXXX XX, XXXX	

様式第4-1 (論文提出による博士の学位記)

第	号
学位記	
年 月 日生	
本学に学位論文を提出し 所定の審査および試験に合格 したので博士(工学又は学術)の 学位を授与する	
年 月 日	
足利大学長 印	

様式第4-2 (論文提出による博士の英文学位記)

Ashikaga University on the recommendation of the faculty of the Graduate School of Engineering, hereby confers upon [full name] the degree of Doctor of Engineering/Philosophy	
in recognition of the satisfactory fulfillment of the requirements by submission of a thesis, success in its examination and completion of the examinations prescribed for the degree.	
印	Signature _____ [Name] President Ashikaga University
Recipient's Date of Birth: XXXX XX, XXXX Serial Number: XXXX Date of Issue: XXXX XX, XXXX	

足利大学科目等履修生規程

(趣旨)

第1条 この規程は、足利大学学則第44条及び足利大学大学院学則第42条の規定に基づき科目等履修生（以下「履修生」という。）に関する必要な事項を定める。

(科目等履修生入学資格)

第2条 履修生として入学できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学部科目履修の場合は、高等学校を卒業した者または卒業見込みの者。大学院科目履修の場合は、大学を卒業した者
- (2) 該当する学部の教授会又は研究科委員会において前号の者と同等以上の学力を有すると認められた者
- 2 前項1号の卒業見込みの者は、本学と当該高等学校との協定に基づく者とする。
- 3 前項により入学する者に関する細則は、協定書に定めるものとする。

(出願手続)

第3条 履修生として入学を志願する者は、次の各号に掲げる書類に入学検定料（学部学生に課する入学検定料と同額）を添えて学長に願出しなければならない。

- (1) 科目等履修生入学志願書
- (2) 履修希望科目届
- (3) 履歴書及び写真
- (4) 健康診断書
- (5) その他必要と認められる書類
- 2 前項各号に掲げられた書類及び入学検定料の受付期間は、履修学期開始前の所定の期間とし、募集要項にて示すものとする。
- 3 第1項の規定に拘わらず、次の各号に掲げる者は入学検定料を免除する。
 - (1) 前学期に引き続き科目等履修生として在籍を希望する者
 - (2) 本学学部出身の本学大学院で学部開設の教職関係科目を履修希望する者

(入学時期)

第4条 履修生の入学の時期は学期の始めとする。

(志願者の審査と入学許可)

第5条 志願者の審査は、履修を希望する授業科目の所属する学部において書類審査を行い、入学許可は学長が決定する。

- (1) 工学部の審査については、授業科目の科目担当教員、授業科目の所属する分野の主任教授による書類審査のうえ、工学部長の了承を得るものとする。
- (2) 看護学部の審査については、授業科目の科目担当教員、学科長による書類審査のうえ、看護学部長の了承を得るものとする。

(学費)

第6条 履修生として入学を許可された者は、次の各号に掲げる学費を納めなければならない。

- (1) 入学金は、30,000円とする。
- (2) 授業料は、1単位あたり20,000円として、履修単位の分だけ徴収する。

- 2 前学期に引き続き科目履修を許可されたものは入学金を徴収しない。
- 3 第1項各号の規定に拘わらず、本学学部出身の大学院生が学部開設の教職関係科目を履修する場合は入学金、授業料を徴収しない。
- 4 実験実習を伴う授業科目については、これに要する経費を別途徴収することがある。

(在学期間)

第7条 履修生の在学期間は1ヶ年以内とする。ただし、願出により期間を延長することができる。

(履修科目と単位数)

第8条 履修生として履修することのできる科目数及び単位数は、一の学期に8科目16単位を限度とする。

(証明書の交付)

第9条 履修生として修得した授業科目については、願出により成績証明書、もしくは単位修得証明書を交付することができる。

(その他)

第10条 履修生については、この規定に定めるものの他、本学学生に関する規程を準用する。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は各学部の教授会の議を経て学長が決定する。

附 則

この規程は平成6年4月1日から適用する。

この規程は平成7年4月1日から適用する。

この規程は平成15年9月21日から施行し、平成15年度後期志願者から適用する。

この規程は平成16年4月1日から施行する。

この規程は平成26年4月1日から施行する。

この規程は平成30年4月1日から施行する。

この規程は令和5年4月1日から施行、令和5年度後期志願者から適用する。

足利大学研究生規程

(趣旨)

第1条 この規程は、足利大学学則（以下「学則」という。）第42条及び足利大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第40条の規定に基づき、研究生に関し必要な事項を定めるものとする。

(入学)

第2条 本学において特定の事項について研修を願い出る者があるときには、学長は研究生として入学を許可する。

2 研究生の入学時期は、原則として学期の始めとする。ただし、学長が特別に許可した場合には学期の途中から入学することができる。

(学部研究生入学資格)

第3条 学部の研究生として入学できる者は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると本学において認めた者とする。

2 前項の規定に拘らず、本学学部への編入学又は本学大学院への入学を目的とする外国の者で、外国の大学又は短期大学等を卒業した者については、審査の上入学を認めることがある。

(大学院研究生入学資格)

第4条 大学院の研究生として入学できる者は、大学院を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると本学において認めた者とする。

2 前項の規定に拘らず、外国の者で、外国の大学院等に在学あるいは卒業した者、並びに外国の研究所等に従事する研究者等においては、審査の上入学を認めることがある。

(入学の出願に係る書類)

第5条 学部又は大学院の研究生を志願する者（以下「志願者」という。）は、次の各号に掲げる書類を添えて願い出るものとする。

- (1) 入学検定料
- (2) 研究生入学志願書
- (3) 研究生委託者による場合には委託者の願書
- (4) 研究生受入れ教員の内諾書又は推薦書
- (5) 履歴書（学則第42条第2項及び大学院学則第40条第2項に係る者は、不要。）
- (6) 健康診断書（学則第42条第2項及び大学院学則第40条第2項に係る者は、不要。）
- (7) 最終出身学校の卒業（見込み）又は修了（見込み）証明書及び成績証明書
（外国の大学等における者は、和訳の添付又は英文を原則とする。）
- (8) その他学部又は大学院等において必要と認められる書類

(選考方法)

第6条 志願者の選考は、書類審査その他、大学の定める方法による。

(合否決定等)

第7条 大学は、合否の結果を志願者に文書をもって通知する。

(入学手続及び入学許可)

第8条 合格通知を受けた者で入学を希望する者は、所定の期日までに別表に定める入学金及び授業料を納付し、かつ、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 卒業又は修了証明書(志願時に卒業又は修了見込書を提出した者。ただし、学則第42条第2項及び大学院学則第40条第2項に係る者は、不要とする。)

(2) その他、必要と認められる書類

2 学長は、入学の手続きを完了した者に入学許可書を発行する。

(授業料)

第9条 研究生の授業料は、別表に定めるとおりとする。

(研究期間等)

第10条 研究期間は、年間又は半期を原則とし、入学を許可された年度内とする。ただし、学長又は該当する学部の学部長が特別に許可した場合には、研究に必要とされる月数に限定することができる。

2 引き続き研究を希望する場合には、許可を得て通算2年の範囲内で期間を延長することができる。この場合は、入学検定料及び入学金を徴収しない。

3 前項の規定により期間延長を希望する者は、次の各号に掲げる書類を添えて学長に願い出るものとする。

(1) 研究生研究期間延長願

(2) 研究生指導教員の内諾書

(3) その他学部又は大学院等において必要と認められる書類

(研究生の指導等)

第11条 研究生は、指導教員及び授業科目教員の承認を得て、学部又は大学院の授業を聴講することができる。

2 研究生は、授業科目の単位を修得しようとする場合には、併せて科目等履修生として入学しなければならない。

3 前項の規定に拘らず、学長又は該当する学部の学部長が特別に許可した者については、学則及び学科目履修規程等に則り、十分な学習量と成果が認められた場合に限り、その授業科目の単位を認定することができる。この場合には、科目等履修生規程第5条に規定する学費を徴収しない。

(研究の修了)

第12条 研究生がその研究を修了した場合には、研究成果の研修報告を、指導教員を経由して、該当する学部の学部長に提出しなければならない。

2 研究修了者に対しては、本人の請求により、研修証明書を交付する。

(授業料と費用の負担)

第13条 研究生の研修目的に応じた経費は、研究生委託者又は研究生本人が負担するものとする。

(その他)

第14条 研究生は、この規程によるほか必要な事項については、学則及び大学院学則等の規定を準用する。

附 則

この規程は平成3年4月1日から施行し、平成3年度入学志願者から適用する。

この規程は平成6年4月1日から施行し、平成6年度入学志願者から適用する。

この規程は平成13年4月1日から施行し、平成13年度入学志願者から適用する。

この規程は平成16年4月1日から施行し、平成16年度入学志願者から適用する。

この規程は平成22年4月1日から施行し、平成22年度入学志願者から適用する。

この規程は平成23年4月1日から施行し、平成23年度入学志願者から適用する。

この規程は平成26年4月1日から施行する。

この規程は平成30年4月1日から施行する。

別表

項 目	金 額
入 学 金	30,000円
授 業 料(年間)	630,000円
合 計	660,000円
検 定 料	30,000円

- ・半期の授業料は、年間の授業料の半額とする。
 - ・学期の途中から入学した場合の授業料は、年間の授業料に1／12を乗じた額に在籍する月数を乗じた額とする。
 - ・学則第42条第2項及び大学院学則第40条第2項に係る者の年間の授業料は、一般研究生に課する授業料の半額とする。入学金は徴収しない。
- 本学との姉妹校協定等、留学生の受入れ協定等に基づく場合には、入学検定料を徴収しない。

教
職
課
程

学則・諸規程・
ガイドライン

修

学

各施設の利用規程

付

録

校
舎
配
置
図

足利大学工学部学科目履修規程

(趣旨)

第1条 この規程は、足利大学学則（以下「学則」という。）第8条及び足利大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第11条の規定に基づき、学科目の履修について必要な事項を定めるものとする。

(履修方法等)

第2条 授業科目（以下「科目」という。）の履修方法等は、教育課程の概要に記載する別表1及び3に定めるとおりとする。

(履修登録)

第3条 科目の履修に当たっては、当該年度に履修しようとする全科目について履修登録（以下「登録」という。）を行わなければならない。

2 登録の時期は、学期の始め（後期から開講する科目は、その期の始め）とし、所定の期間を過ぎでの登録（修正を含む。）は、認めない。

3 登録をしない科目は、受講しても単位は与えない。

4 上位学年次に配置される科目は、原則として登録することはできない。ただし、学長が許可した場合は、この限りでない。

5 原則として同一コマに行われる授業科目を2科目以上重複登録することはできない。

6 登録科目の有効期限は、当該年度限りとする。

(登録単位数の上限)

第4条 各学期に登録できる単位数の上限を設定する。

2 各学期の登録単位数の上限等は、別に定める。

(登録の抹消)

第5条 登録した科目を抹消する場合は、授業開始日から3週間以内に教務課に履修登録済科目削除願を提出する。提出期間を過ぎた場合、受講を取り消すことはできない。

(成績の評価)

第6条 成績評価の内容は、下表に掲げるとおりとする。

評 価	評価記号	評価内容	摘 要
優	S	90～100点	単位認定される。
	A	80～89点	
	B	70～79点	
良	C	60～69点	
可	D	59点以下	単位認定されない。
	F	評価点なし	
不可	G	認定単位	単位認定される。

2 評価は、成績証明書ならびに成績通知書等、対外的な書類に使用する。

3 評価記号は、学内の成績資料等に使用する。

4 認定単位は、学則第14条の2、第14条の3、第28条、29条に係る認定に使用する。

(成績評価値の計算方法)

第7条 成績評価値の計算方法等は、別に定める。

(再履修登録)

第8条 単位が認定されなかった科目は、次の年度又は次の学期以降に登録することができる（以下「再履修科目」という。）。

- 2 必修科目を指定の年次に修得できなかったときは、その科目を他に優先して履修しなければならない。
- 3 単位が認定された科目は、いかなる理由があっても再び登録することはできない。
- 4 再履修科目の登録に当たり担当教員が認めた場合は、受講を免除することがある。

(成績の公表)

第9条 成績の公表は、前期履修科目については前期末に、当該年度に履修した全科目については、年度末に行う。

(試験)

第10条 授業科目の単位の評価のため試験を行う。

- 2 前項の試験は、筆記、口述、論文等で行う。ただし、授業科目によっては、担当教員の定めるレポート、又は平素の成績をもって代えることができる。
- 3 前項の試験を受験しない科目の単位は、認定されない。

(追試験)

第11条 試験をやむを得ない理由により受験できなかった場合、受験申請により追試験を受験することができる。

- 2 前項のやむを得ない理由は、別に定める。
- 3 追試験の受験申請は、当該試験終了後1週間以内に行うものとする。

(受験資格)

第12条 次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、試験を受けることはできない。

- (1) 登録をしない科目
- (2) 授業料その他納付金が未納の場合
- (3) 出席が授業時数の三分の二に満たない場合

(試験受験の詳細)

第13条 試験の受験上の詳細は、別に定める。

(規程の改廃)

第14条 この規程の改廃は、教務委員会及び教授会の議を経て、学長の下承を得て学部長が行う。

附 則

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 第4条の規定は、平成23年度1年次入学生から適用し、平成22年度以前の入学者については、適用しない。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

足利大学履修登録単位数の上限制度に関する規程

（目的）

第1条 この規程は、学科履修規程第4条に係る履修登録（以下「登録」という。）単位数の上限制度について必要な事項を定めるものとする。

2 この制度の目的は、学生の授業に対する意欲を高めるとともに、単位制度を実質化し、学修すべき授業科目を精選することで十分な学習時間を確保し、授業内容を深く身につけることとする。

（履修登録単位の上限）

第2条 各学部において各学期に登録できる単位数の上限は、次のとおりとする。

〔工学部〕

- (1) 各学期22単位とする。
- (2) 前学期のグレートポイントアベレージ（以下「G P A」という。）が2.0以上3.0未満の学生は、当該学期に24単位を登録することができる。
- (3) 前学期のG P Aが3.0以上の学生は、当該学期に26単位を登録することができる。

〔看護学部〕

- (1) 各学期25単位とする。
 - (2) 前学期のG P Aが2.0以上の学生は、当該学期に26単位を登録することができる。
- 2 前項における上限の算出対象から除く科目は、別に定める。

（履修指導）

第3条 前学期のG P Aが1.0以下の学生に対して、履修指導を行う。

（その他）

第4条 この規程に定めるもののほか、登録単位数の上限制度の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

（改廃）

第5条 この規程の改廃は、各学部の教務委員会が審議し、各学部の教授会の議を経て学長が決定する。

附 則

- 1 この規程は、平成23年4月1日から実施する。ただし平成22年度以前入学者に、登録単位数の上限は適用しない。
- 2 平成22年度以前入学者の在籍学年に転入学、編入学又は再入学する者についても、登録単位数の上限制度は適用しない。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。
この規程は、平成27年4月1日から施行する。
この規程は、平成30年4月1日から施行する。
この規程は、令和6年4月1日から施行する。ただし、令和5年度以前入学者には、なお従前の規程による。

工学部創生工学科 履修登録単位数の上限の算出対象から除く科目

1. 科目一覧

区 分	対 象 科 目
教 養 科 目	人文・社会科学総合A 人文・社会科学総合B 数学 化学 物理 英語 国際文化体験Ⅰ 国際文化体験Ⅱ 国際文化体験Ⅲ 国際文化体験Ⅳ 工学基礎演習 日本語会話基礎 文章表現Ⅱ 文章表現Ⅲ
専 門 科 目	機械分野基礎 キャリアデザインⅠ キャリアデザインⅡ インターンシップ 卒業研究A 卒業研究B 風力発電工学概論 地域DX化教育プロジェクト 木材加工 栽培 職業指導 情報と職業 電力技術実習基礎 電力技術実習応用 建築・土木特別実習
教 職 専 門 科 目	教職論 教育基礎論 教育心理学 教育制度論 特別支援教育論 教育課程論 工業科教育法Ⅰ 工業科教育法Ⅱ 技術科教育法Ⅰ 技術科教育法Ⅱ 技術科教育法Ⅲ 技術科教育法Ⅳ 情報科教育法Ⅰ 情報科教育法Ⅱ 道德の指導法 総合的な学習の時間の指導法 特別活動の指導法 情報通信技術を活用した教育の理論と方法 教育の方法と技術 生徒・通信指導論 教育相談 教育実習Ⅰ 教育実習Ⅱ 事前及び事後の指導 教職実践演習（中・高）

2. その他

学則第14条の2に係わる科目

足利大学成績評価値に関する規程

（目的）

第1条 この規程は、学科履修規程第7条の規定に基づき、成績評価値（グレードポイントアベレージ（以下「G P A」という。））について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 「G P A」とは、各授業科目5段階の成績評価の内容に対応して4～0のグレードポイント（以下「G P」という。）を付与して算出する1単位当たりのG P平均値をいう。

2 G P A対象授業科目は、本学の授業科目とする。ただし、G P Aの対象から除く科目は、別に定める。

（成績評価及びG P）

第3条 成績評価の内容によるG Pは、次のとおりとする。

- | | |
|-----------------|-----------|
| (1) S (90～100点) | G P = 4 |
| (2) A (80～ 89点) | G P = 3 |
| (3) B (70～ 79点) | G P = 2 |
| (4) C (60～ 69点) | G P = 1 |
| (5) D (59点以下) | G P = 0 |
| (6) F (評価点なし) | G P = 0 |
| (7) G (認定単位) | G P = 対象外 |

（G P Aの計算方法）

第4条 G P Aは、当該学期に登録したG P A対象科目について計算するものとし、計算値は小数点第3位以下を切り捨てて表記するものとする。

2 G P Aは、当該学期の授業科目ごとに得たG Pに当該授業科目の単位数を乗じる計算を、当該学期に成績評価を受けた授業科目分行い、その合計を当該学期の登録単位数の総和で除して算出する。

$$G P A = \Sigma (G P \times \text{当該科目の単位数}) \div \text{登録単位数の総和}$$

（G P Aの通知及び活用）

第5条 G P Aの学生及び保護者への通知は、成績通知書に記載して行う。

2 成績評価の内容と併せ、G P AおよびG Pは学内資料に活用する。

（その他）

第6条 この規程に定めるもののほか、G P Aの取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

（改廃）

第7条 この規程の改廃は、各学部の教務委員会が審議し、各学部の教授会の議を経て学長が決定する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から実施する。

この規程は、平成26年4月1日から実施する。

この規程は、平成27年4月1日から実施する。

この規程は、平成30年4月1日から実施する。

成績評価値の算出対象から除く科目

1. 教養科目・専門科目・検定試験科目

学 部 学 科	対 象 科 目
工 学 部 創 生 工 学 科	フレッシュマンゼミ 機械分野基礎 工学基礎演習 日本語会話基礎 文章表現Ⅰ キャリアデザインⅠ キャリアデザインⅡ 木材加工 栽培 職業指導 情報と職業 電力技術実習基礎 電力技術実習応用 検定英語Ⅰ 検定英語Ⅱ 検定英語Ⅲ 検定英語Ⅳ 検定情報MWS 検定情報MWE 検定情報MES 検定情報MEE 検定情報MPP 検定情報MAS 検定情報MOL 検定情報IIP 検定情報ISG 検定情報IFE 検定情報IAP 検定高度情報処理

2. 教職専門科目

科 目 区 分	対 象 科 目
教 職 専 門 科 目	教職論 教育基礎論 教育心理学 教育制度論 特別支援教育論 教育課程論 工業科教育法Ⅰ 工業科教育法Ⅱ 技術科教育法Ⅰ 技術科教育法Ⅱ 技術科教育法Ⅲ 技術科教育法Ⅳ 情報科教育法Ⅰ 情報科教育法Ⅱ 道徳の指導法 総合的な学習の時間の指導法 特別活動の指導法 情報通信技術を活用した教育の理論と方法 教育の方法と技術 生徒・通信指導論 教育相談 教育実習Ⅰ 教育実習Ⅱ 事前及び事後の指導 教職実践演習（中・高）

3. 単位認定科目

成績評価が「合格」である科目

足利大学単位互換に関する規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、足利大学（以下「本学」という。）学則第14条の2、第14条の4及び第43条の2に規定に基づき、本学の学生が他の大学又は短期大学（以下「他大学」という。）で開講する授業科目を履修する場合、又は、他大学の学生が本学で開講する授業科目を履修する場合における実施方法等の単位互換に関する必要な事項を定める。

(単位の互換協定)

第2条 単位互換にあたっては、他大学と次の事項について協定を結ぶものとする。

- (1) 出願期間及び出願手続並びに入学手続に関する取り扱いについて
- (2) 履修できる授業科目の範囲及び単位数について
- (3) 対象となる学生及び学生数について
- (4) 単位の認定方法及び成績の通知について
- (5) 入学検定料、入学金、授業料等の費用の取り扱いについて
- (6) その他、必要とする事項

第2章 他大学の授業科目の履修

(出願手続)

- 第3条** 前条に基づき、他大学の授業科目を履修しようとする学生は、所定の期日までに必要な書類を備え、工学部においては所属主任教授、看護学部においては学科長の承認を得て、所属学部長に願い出なければならない。
- 2 各主任教授、共通教育センター長又は看護学部学科長は、承認時に履修しようとする他大学の授業科目を、本学の卒業要件分野に割り振らなければならない。
 - 3 当該学生は、本学に休学することなく在学中の者とする。

(学長の推薦)

- 第4条** 学部長は、前条の願い出があったとき、該当する学部の教授会の議を経て、学長の承認を得て、当該学生を当該他大学に推薦する。
- 2 学部長は、他大学に推薦した学生が、他大学が定める諸規則に違反することなどを含め、他大学における授業科目の履修を認めた趣旨に反する行為を行ったときは、当該大学長と協議の上推薦を取り消すことができる。
 - 3 推薦を取り消した場合には速やかに学長に報告する。

(単位の認定)

- 第5条** 学部長は、学生が他大学において修得した単位については、当該他大学長から学業成績及び修得単位の認定を受け、第3条第2項に基づき、本学の卒業要件単位として認定する。
- 2 前項の規定により、本学において修得したものとして認定できる単位数は、当該学生の在学期間内で総計30単位以内とする。ただし、一の他大学から8単位以内とする。
 - 3 本学所定の卒業要件単位を超えた単位数は、当該学生の総取得単位数に加算する。

(成績の評価)

第6条 成績の評価については、当該他大学長から通知を受け、本学の成績評価基準に基づき認定する。

- 2 学長は、事前に成績評価基準について、当該他大学長と協議しなければならない。
- 3 他大学において履修した授業科目の成績評価は、当該学生の学期又は学年末における成績の席次等に係る得点には含めないものとする。

第3章 他大学の学生の履修

(特別聴講学生の決定)

第7条 他大学長から、特別聴講学生として本学で開講する授業科目の履修を希望する者の推薦があったときは、本学学則第43条の2に基づき、該当する学部の教授会の議を経て受入れ予定学生を決定し、学長に報告する。

(受入れの許可)

第8条 前条により、受入れ予定学生として決定された者は、本学の所定の期日までに、本学の授業科目を履修するために必要な手続きをとらなければならない。

- 2 学長は、前項の手続きを完了した者に対し受入れを許可する。
- 3 学部長は、当該特別聴講学生が、本学が定める諸規則に違反することなどを含め本学における授業科目の履修を認めた趣旨に反する行為を行ったときは本学学長と協議し、当該他大学長の下承を得て、前項の許可を取り消すことができる。

(履修期間)

第9条 特別聴講学生の履修期間は、1学期間とする。ただし、特別な理由があるときは、年度を超えない1年間を期間の限度とする。

(授業科目の履修及び単位修得の方法)

第10条 特別聴講学生の授業科目の履修及び単位修得の方法は、本学学生の場合と同様とする。

(学業成績等の報告)

第11条 特別聴講学生が、授業科目の履修を修了したときは、学長は、当該特別聴講学生の学業成績及び修得単位について、当該他大学長に報告する。

(授業料等)

第12条 特別聴講学生の授業料等の費用の取り扱いについては、当該他大学長との協議により、別に定める。

(学則等の準用)

第13条 特別聴講学生の身分の取り扱いについては、この規程の定めることのほか、本学学則及び本学諸規程等を準用する。

(身分証明書の発行)

第14条 特別聴講学生には、本学所定の身分証明書を発行する。尚、有効期限は許可された履修期間内とする。

第4章 規程の改廃等

(細則)

第15条 この規程の改廃は、各学部の教務委員会が審議し、各学部の教授会の議を経て学長が決定する。

(補則)

第16条 その他、単位互換の実施に関する必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

足利大学における緊急時の授業の取扱いに係る内規

(趣旨)

第1条 足利大学（以下、本学という。）は、台風等による自然災害やストライキ等による交通機関の不通に対応し、学生及び教職員（以下、学生等という。）の登下校の安全の確保や事故を防止するために「休講」又は「休校」の措置をとることがある。

2 この内規は、「休講」又は「休校」の措置等における授業等の取り扱いに必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この内規において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 休講

- ・ 授業を開講しないことをいう。

(2) 休校

- ・ 本学の敷地（大前キャンパス及び本城キャンパス）内の課外活動等を含めたすべての教育学習活動を停止することをいう。原則として、登校している学生には下校を促す。なお、事前に本学の敷地内への入構を禁止することもある。

(3) 授業等

- ・ 本学の敷地内で実施する授業（定期試験期間における試験を含む。）をいう。

(4) 実習等

- ・ 本学の敷地外で実施する教育実習、病院や施設での臨地実習及びインターンシップ等をいう。

(5) 気象警報

- ・ 宇都宮地方気象台が、足利市を含む次のいずれかの地域について発表する特別警報（大雨、暴風、大雪等）及び台風等に伴う大雨、暴風、洪水等の警報をいう。

ア 栃木県

イ 栃木県南部

ウ 栃木県南部のうち両毛地区

- ・ 上記ア～ウ以外の地域で実施する実習等においては、当該実習先の地域を管轄する地方気象台の発表を基とする。

(6) 交通機関

- ・ 授業等においては、J R両毛線及び東武伊勢崎線をいう。
- ・ 実習等においては、J R両毛線及び東武伊勢崎線に当該実習先までの交通機関を含める。

(授業等の休講措置)

第3条 午前7時において交通機関の不通が発表されている場合は、その日の午前中の授業等を休講とする。合わせて気象警報が発令されている場合には、状況により休校の措置をとることがある。

2 午前10時において、気象警報が発令が解除或いはストライキ等が解決されず、交通機関の不通が続いている場合には、その日の午後の授業等も休講する。

3 午前10時以降に気象警報が発令され交通機関の不通が予想される場合には、協議のうえ授業等の休講或いは休校の措置をとることがある。

(実習等の休講措置)

第4条 本学の敷地外で実施する実習等については、午前6時において交通機関の不通が発表されている場合は、その日の午前中の実習等を休講とする。

2 午前10時において、気象警報の発令が解除或いはストライキ等が解決されず、交通機関の不通が続いている場合には、その日の午後の実習等も休講とする。

3 午前10時以降に気象警報が発令され、交通機関の不通が予想される地域で実施されている実習等においては、実習先と協議のうえ休講とすることができる。

(事前及び当日の休講措置の判断と報告承認)

第5条 台風等の自然災害により直接災害が予想される場合或いはストライキ等により交通機関の不通が想定される場合の休講又は休校措置の判断は、副学長、両学部長及び事務局長が協議し、学長の承認を得て前日の午後5時を目途に対応を決定する。

2 第3条の判断は、副学長、両学部長及び事務局長が協議して決定し、学長に報告する。

3 第4条の判断は、学部長が事務局長及び実習責任者等と協議して決定し、副学長に報告する。

4 実習等において、実習先に不測の事態が発生した場合には、実習先の判断を優先する。なお、実習先に担当教員がいる場合には、学部長に速やかに報告する。

5 その他緊急やむを得ない場合の判断は、学長、副学長、学部長及び事務局長の順位により、協議又はそのいずれかが行うものとする。

(学生等及び実習先等への周知方法)

第6条 事前に決定された休講又は休校措置の周知は、学内掲示板に掲示し、ホームページに掲載する。また、実習等においては、緊急連絡網等を利用して直接該当する学生に連絡することもある。

2 当日に決定された休講又は休校措置の周知は、学内掲示及びホームページ等により速やかに周知する。ただし、授業等を実施している場合は、担当教員を通じて周知を図り、緊急事態の場合には、学内放送を使用する。

3 担当授業等が休講となる非常勤講師には、事務局が電話等により速やかに連絡する。

4 実習等に係る施設等には、実習責任者等が速やかに連絡する。

(警報の確認)

第7条 警報の発表及び解除の確認は、テレビ・ラジオ等の発表を基とする。

(休講措置の補講と周知)

第8条 授業等の補講については、両学部長及び両教務委員長が協議して決定する。ただし、非常勤講師が担当する科目については、個々に調整することができる。

2 実習等の補講については、学部長が教務委員長及び実習責任者等と協議して決定する。

3 学生等には学内に掲示して周知する。

(救済措置)

第9条 授業等を休講しない場合でも、一部地域における自然災害等による被害或いは交通機関の事故等のために、通学経路上の公共交通機関が運休する等やむを得ない事情により欠席した学生には、「遅延証明書」等の証明書を添付した「欠席届」を提出させ、当該学生に対し欠席による不利益を与えないよう配慮する。

(その他)

第10条 この内規に定めるもののほか、津波、地震等大規模地震対策特別措置法（大震法）に基づく警戒宣言が発令された場合やその他不測の事態が生じた場合についても、第9条までの定めを準用するほか、「足利工業大学危機管理マニュアル（平成26年4月1日策定）」による。

2 クラブ活動での試合等、本学の敷地外で実施する課外活動においても、この内規を準用する。

(改廃)

第11条 この内規の改廃は、学長の決裁による。

附 則

1. この内規は、平成28年4月1日から施行する。
2. この内規の施行に伴い、「足利工業大学交通機関のストライキ、順法闘争等に関する授業対策基準」（昭和48年6月18日制定）を廃止する。

附 則

この内規は、平成30年4月1日から施行する。

足利大学 工学部創生工学科 学業特待生選考内規

（目的・範囲）

第1条 本学における教育の振興を図り、向上心に燃え、人物、学業成績ともに優秀な学生の就学を助成するため、学業特待生制度を設け、施行細則の定めるところにより選考した学生に特典を与える。なお、この内規は3年次生及び4年次生に適用する。

（学業特待生の種別と特典）

第2条 学業特待生は、学業特待生A・学業特待生B・学業特待生Cとし、人物、学業成績を考慮のうえ施行細則の定めるところにより、授業料の一部として奨学金を支給する。

（学業特待生の選考）

第3条 学業特待生の選考は、学生指導委員会においてこれを行ない、教授会で決定する。

（学業特待生の定員）

第4条 学業特待生の定員は、施行細則の定めるところによる。

（資格の期間）

第5条 学業特待生の資格期間は、1年間とする。

（資格の取消し）

第6条 学業特待生の資格は、次の各号の一に該当すると認めた場合、その資格を取り消すことができる。

- （1）学業特待生として不適格と認められたとき。
- （2）疾病、不測の事故以外の理由で休学・停学・退学したとき。

2 資格の取り消しは、学生指導委員会の議を経て、教授会で決定する。

（選考基準）

第7条 学業特待生の選考基準は、施行細則の定めるところによる。

（推薦の事務）

第8条 学業特待生の推薦の事務は、学生支援課において取り行なうものとする。

（改廃）

第9条 この内規の改廃は、学生指導委員会が審議し、教授会を経て学長が決定する。

附 則

この内規は、平成24年4月1日から施行し、平成24年度創生工学科入学者から適用する。

この内規は、平成28年4月1日から一部改定施行し、平成26年度入学者から適用する。

この内規は、平成27年4月1日から施行する。

この内規は、平成30年4月1日から施行する。

足利大学 工学部創生工学科 学業特待生選考内規 施行細則

(施行)

第1条 学業特待生選考内規の施行については、この細則の定めるところによる。

(選考基準)

第2条 学業特待生として選考の対象となる者は、学業人物ともにきわめて優秀であり、向学心堅固にしてその伸展が期待できる者でなければならない。

- 2 GPA算出対象科目から年間30単位以上履修している者であること。
- 3 3年次の選考は、2年次までの2年間の成績を基に成績指数を算出する。
- 4 4年次の選考は、3年次の成績を基に成績指数を算出する。

(学業特待生の定員数)

第3条 3年次及び4年次の学業特待生A、学業特待生B及び学業特待生Cの定員は、それぞれ入学時に認定された、学業特待生A、学業特待生B及び学業特待生Cの人数を基準とする。

(学業特待生の種類と奨学金)

第4条 学業特待生には、次のとおり授業料の一部として奨学金を支給する。

学業特待生A	740,000円
学業特待生B	320,000円
学業特待生C	260,000円

- 2 私費外国人留学生で授業料等の減免を受けた者については、次のとおり授業料の一部として奨学金を支給する。

学業特待生A	490,000円
学業特待生B	210,000円
学業特待生C	110,000円

(学業成績の評価方法)

第5条 第2条に該当する学生の学業成績は、「成績評価値に関する規程」に定めるGPAを指数とする。

GPA計算式

$$\frac{\Sigma (GP \times \text{単位数})}{\text{総登録単位数}}$$

- 2 教職に関する科目等、卒業要件に認められない科目は指数計算の対象としない。さらに、特別に教務委員会が認定した、対象外科目を追加することができる。
- 3 第2項に規定する特別に教務委員会が認定した、成績指数計算に含まれない科目は、履修年度当初に周知する。
- 4 学業特待生の選考の対象は、次のとおりの成績指数を有する者とする。

学業特待生A	GPA3.5以上
学業特待生B	GPA3.2以上
学業特待生C	GPA3.0以上

(改廃)

第6条 この細則の改廃は、学生指導委員会が審議し、教授会の議を経て学長が決定する。

附 則

この細則は、平成24年4月1日から施行し、平成24年度創生工学科入学者から適用する。

附 則

- 1 この細則は、平成28年4月1日から一部改定施行する。
- 2 第4条の規定は、平成26年度以降の入学者に適用し、それ以前の入学者には、下表のとおり従前の第4条の規定を適用する。

種 類	奨 学 金
学業特待生 A	年間授業料の半額相当額 (630,000 円)
学業特待生 B	年間授業料の 4 分の 1 相当額 (315,000 円)
私費外国人留学生 学業特待生 A	授業料減免後の年間授業料の半額相当額 (420,000 円)
私費外国人留学生 学業特待生 B	減免後の年間授業料の 4 分の 1 相当額 (210,000 円)

- 3 第5条第4項の規定は、平成26年度以降の入学者に適用する。
- 4 編転入学者は、その学年の正規入学者と同様に扱う。

附 則

- 1 この細則は、平成27年4月1日から一部改訂施行する。
- 2 第2条第2項の規定は、平成27年度以降の入学者に適用し、それ以前の入学者には、従前の第2条第2項のとおり、教職に関する科目等、卒業要件に認められない科目を除いて、年間30単位以上履修している者であることとする。

附 則

- 1 この細則は、平成29年4月1日から一部改訂施行する。
- 2 第5条第4項の規定は、平成27年度以降の入学者に適用し、平成26年度入学者は、学業特待生 A は GPA 3.2以上 学業特待生 B は GPA 3.0以上、学業特待生 C は GPA 2.7以上の成績指数を有する者とする。

附 則

この細則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この細則は、令和7年4月1日から一部改訂施行する。
- 2 第4条第1項の規定は、令和7年度以降の入学者に適用し、それ以前の入学者は、従前の第4条第1項の規定を適用する。

足利大学一般表彰内規

（目的）

第1条 本学における学生生活の活性化を図り、各種地域活動への参加等を奨励する目的で一般表彰制度を設ける。

（表彰者の資格）

第2条 一般表彰は、次の各号の一に該当するものに対して行う。

- （1）優れた研究活動を行った者
- （2）課外活動において、顕著な成績をあげた個人又は団体
- （3）社会に対する奉仕活動、人名救助等の善行を行った個人又は団体

（推薦）

第3条 推薦の方法等については、以下のとおりとする。

〔個人〕

学生支援課は、主任教授、学科長、専攻主任及びクラブ部長のいずれかの推薦に基づき、該当の学生指導委員会へ推薦する。該当の学生指導委員会の審議を経て同意を得た場合は、学部長に推薦することができる。

〔団体〕

学生支援課は、クラブ部長等の推薦に基づき、各学部の学生指導委員長と協議し推薦先を決定する。推薦を受けた機関の審議を経て同意を得た場合は、該当の学部長に推薦する。

2 推薦内容によっては審議の後、学長へ推薦することができる。

（表彰等）

第4条 学長又は学部長は前条の推薦に基づき表彰を行い、該当する学部の教授会に報告する。

（所管事務）

第5条 一般表彰に関する事務は、学生支援課において行う。

（改廃）

第6条 この内規の改廃は、各学部長の承認を必要とする。

附 則

この内規は、平成6年4月1日より施行する。

この内規は、平成13年4月1日から施行する。

この内規は、平成26年4月1日から施行する。

この内規は、平成28年4月1日から施行する。

この内規は、平成30年4月1日から施行する。

足利大学懲戒規程

(目 的)

第1条 この規程は、足利大学学則第46条及び足利大学大学院学則第38条の規定に基づく学生の懲戒について、必要な事項を定める。

2 懲戒の適用にあたっては、当該学生に更生の機会を与え、更に将来に配慮した審議を教育的見地から行うものとする。

(懲 戒)

第2条 懲戒は、退学、停学及び訓告とする。

2 停学の種類は、有期と無期の二種とする。

(告 知)

第3条 退学の通知は、学生本人及び保証人（父母）への学長又は学部長通告とする。

2 停学の通知は、学生本人及び保証人（父母）への学長又は学部長説諭とする。合わせて書面をもって停学期間等を通知し、当該行為を戒めるものとする。

3 訓告は、学生本人への学長又は学部長説諭とし、必要に応じて自宅謹慎を命ずることができる。保証人（父母）には、書面の郵送をもって通知する。

(審議機関)

第4条 学部学生の懲戒は、該当する学部の学生指導委員会が審議し、処分案を該当する学部の教授会に提案し、その議を経て決定し、大学評議会に報告する。

2 大学評議会での審議が必要と教授会が判断した場合には、大学評議会の議を経て決定する。

3 大学院生の懲戒は、専攻主任会議が審議し、処分案を工学研究科委員会に提案し、その議を経て決定する。

(懲戒の起算)

第5条 懲戒の起算日は、該当する学部の教授会、又は工学研究科委員会あるいは大学評議会の議を経て決定された日とする。

(処分の軽減)

第6条 停学処分後において、反省が顕著な者については、処分を軽減又は解除することができる。

(再行為)

第7条 停学処分を受けたことのある者が、重ねて懲戒相当の行為を行った場合は、これを退学に処することができる。

(公 示)

第8条 懲戒は公示する。

2 公示期間は、二ヶ月間とする。ただし、長期休業期間は含めないものとする。

(細 則)

第9条 懲戒の適用に係る細則等は、別に定める。

(規程の改廃)

第10条 本規程の改廃は、各学部の学生指導委員会が審議し、各学部の教授会及び工学研究科委員会の議を経て学長が決定する。

附 則

1. この規程は、昭和62年3月14日から施行する。

2. 昭和56年7月18日施行「試験における不正行為者処罰規程」は廃止する。

3. 試験の不正行為に関する手続については、別に定める「試験の不正行為に関する手続き方法」を適用する。

附 則

この規程は、平成6年4月1日から改正施行する。

この規程は、平成12年4月1日から改定施行する。

この規程は、平成17年5月18日から改定施行する。

この規程は、平成22年9月18日から改定施行し平成22年4月1日以降に発生した事案から適用する。

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

足利大学学生の懲戒に係る細則

(目 的)

第1条 この細則は、足利大学懲戒規程の適用に係る必要な事項を定める。

2 工学部学生の事案については、工学部学生指導委員会、看護学部学生の事案については、看護学部学生指導委員会が所掌するものとする。

3 試験（レポート等の提出物を含む）に関する不正行為の懲戒については、別に細則を定める。
(議案の提出)

第2条 学生指導委員会への議案の提出は、学生指導委員会委員が行う。

2 学生指導委員長は、事件発生後から処分決定までの間、当該学生に自宅謹慎を命ずることができる。
(退学の対象となる行為)

第3条 退学の対象となる行為は、原則として次の各号の一に該当するものとする。ただし、過去の事例との整合性を図る。

- (1) 社会的に極めて悪質な行為
 - (2) 試験（レポート等の提出物を含む）に関する悪質な不正行為
 - (3) 本学に対する名誉毀損
 - (4) 停学処分を受けた行為が再度に亘り、改善の見込みがないとき
 - (5) その他、学生の本分を損なう極めて悪質と判断される行為
- (停学の対象となる行為)

第4条 停学の対象となる行為は、原則として次の各号の一に該当するものとする。ただし、過去の事例との整合性を図る。

- (1) 試験（レポート等の提出物を含む）に関する不正行為
- (2) 社会的に悪質な行為
- (3) 学内での窃盗行為
- (4) 訓告処分を受けた行為が再度に亘り、改善の見込みがないとき
- (5) その他、学生の本分を損なう悪質と判断される行為

2 前項1号に係り処分を受けた者には、当該学期の履修科目を不合格とする。
(訓告の対象となる行為)

第5条 訓告の対象となる行為は、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 大学の諸規則に違反し、大学の秩序を乱した場合
- (2) 授業や研究を妨害する行為
- (3) 試験（レポート等の提出物を含む）に関する不正行為の幫助
- (4) 不正出席を繰り返した場合
- (5) 大学からの借用物を期限が過ぎ、催促にもかかわらず返却しない場合
- (6) 学内での交通事故または学生駐車場での物損事故
- (7) 学内の建物及び備品等を破損した場合
- (8) その他、学生の本分を損なう行為

2 前項3号または前項4号に係り処分を受けた者には、当該学期に限り当該科目を不合格とする。

3 第1項5号に係る「借用物」とは、大学から貸与されたノート型パソコン、図書館の蔵書等、大学の備品等とし、当該実品目又は定価の金額を弁済させるものとする。

4 第1項7号に係る弁済は、当該実品目又は定価の金額あるいは修理費とする。ただし、やむを得ないと判断できるものについては、その責を免除する。

(聴聞会)

第6条 委員会は、必要に応じて聴聞会を開くことができる。

(自宅謹慎の期間)

第7条 訓告に合わせて自宅謹慎を命ずることができるが、謹慎期間は一月を超えないものとする。

(停学の期間)

第8条 停学の期間は、無期又は一月単位の有期とする。

2 有期は、六ヶ月を超えない期間とする。

(停学期間の短縮)

第9条 当該学生の反省が顕著であり、十分な更生が期待できる場合には、教育的配慮から停学期間の短縮を願い出ることができる。

2 停学期間の短縮は、工学部学生の場合は該当する主任教授から、看護学部学生の場合は学科長から、学生指導委員長に願い出るものとする。

3 学生指導委員長は、委員会の承認を得て該当する学部の教授会に提案し、教授会の議を経て懲戒期間を短縮することができる。

(停学期間中の指導体制)

第10条 停学期間中の学生は、工学部は所属する分野又は学系の、看護学部は学科の指導下において謹慎させるものとする。

2 主任教授又は学科長は、当該学生の懲戒決定後速やかに指導監督者を決定し、それを学生指導委員会に報告するものとする。

3 指導監督者は、定期的に当該学生と連絡を取りながら指導監督に努め、必要に応じて学生指導委員会に現況を報告しなければならない。

(停学期間中の規制)

第11条 停学期間中の学生は、自宅謹慎を旨とし、大学構内への立ち入り及び大学行事等への参加を禁止する。ただし、指導監督者が指導上必要と認めた場合は、この限りではない。

(細則の改廃)

第12条 本細則の改廃は、各学部の学生指導委員会が審議し、学長が決定する。

(大学院生等への適用)

第13条 足利大学大学院学則第38条に基づく大学院生の懲戒は、足利大学懲戒規程並びに本細則に準じて適用できるものとする。

2 本細則の適用に当たっては、「学生指導委員会」を「専攻主任会議」に、「教授会」を「工学研究科委員会」に、「学生指導委員長」を「学長」に、「主任教授」を「専攻主任」に、「学生指導委員」を「指導教員」に読み替えるものとする。

3 科目等履修生、研究生等に適用する場合には、学部学生又は大学院生に準じるものとする。

附 則

この細則は、平成17年5月18日から施行する。

この細則は、平成22年9月18日から一部改定施行し、平成22年4月1日以降に発生した事案から適用する。

この細則は、平成24年2月1日から一部改定施行し、平成23年4月1日以降に発生した事案から適用する。

この細則は、平成26年4月1日から施行する。

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

この細則は、平成28年4月1日から施行する。

この細則は、平成30年4月1日から施行する。

この細則は、令和6年1月19日から施行する。

足利大学障害学生の支援に関する規程

（目的）

第1条 この規程は、障害者基本法並びに障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律その他の法令の定めに基づき、足利大学（以下、本学とする）が障害のある学生に対する支援を実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において「障害のある学生」とは、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）、その他の心身の機能の障害があり、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある学生をいう。

（責務）

第3条 学長は、障害のある学生に対し不当な差別的取り扱いをすることにより学生の権利、利益を侵害することのないよう、本学が障害のある学生への支援を推進するための具体的方策を講じなければならない。

2 教職員は、障害のある学生に対し不当な差別的取り扱いをすることにより、学生の権利、利益を侵害することのないよう、具体的支援の実施及び合理的配慮の提供に努めなければならない。

3 合理的配慮は、個別の事案ごとに以下の要素等を考慮し、具体的な場面及び状況に応じて総合的かつ客観的に判断するものとする。ただし、学長および教職員は、障害のある学生が希望する合理的配慮が本学にとって過重な負担に当たると判断した場合には、当該学生にその理由を説明するものとする。

（1） 本学における教育、研究その他の活動への影響の程度（当該活動の目的、内容および機能を損なう程度）

（2） 実現可能性の程度（物理的及び技術的制約または人的および体制上の制約）

（3） 費用及び負担の程度

（4） 本学の事業規模

（5） 本学の財政及び財務状況

（支援の申し出）

第4条 障害のある学生は、入学前・入学後のいずれの時期においても、修学に必要な支援の要請を申請することができる。

2 入学試験実施日までの支援の申請はアドミッションセンターが受理し、それ以後の支援の申請は学生支援課または本城事務室が受理する。学生支援課、本城事務室またはアドミッションセンターにおいて学生の教育的ニーズと意思について十分な聴取を行い、学部においては学生指導委員会または入試企画委員会、大学院においては大学院工学研究科委員会に報告する。

3 前項の申請は、別に定める申請書および障害の状況を確認できる資料を学生支援課、本城事務室またはアドミッションセンターに提出することにより行う。

（支援内容の検討）

第5条 学生指導委員会または入試企画委員会は、当該学生の教育的ニーズと意思を十分尊重した上で、必要に応じて関係各部署と協議し、個別の支援内容を検討する。

（合意の形成）

第6条 支援内容は当該学生とその保護者の合意を得て決定する。

（秘密保持義務）

第7条 障害のある学生に対する支援に従事する者又は具体的支援に係る事務に従事していた者は、正当な理由なく、障害のある学生及び障害のある学生に対する支援に関して知り得た個人情報を漏らしてはならない。

（補足）

第8条 この規則に定めるもののほか、実施に関して必要な事項については、教授会又は大学院工学研究科委員会の議を経て、学長が別に定める。

（改廃）

第9条 この規程の改廃は、教授会又は大学院工学研究科委員会の議を経て、学長が別に定める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

足利大学ハラスメント対応規程

（目的）

第1条 この規程は、ハラスメント防止規程第9条2項に基づき、足利大学（以下「大学」という）におけるハラスメントの事案を適切に処理するために定める。

（学長の責務）

第2条 学長は、大学におけるハラスメント防止の責任者として教職員、学生等に対してハラスメント防止の周知徹底を図り、重大な事案については適切な処理を行う責任を有する。

（相談窓口）

第3条 学長は、ハラスメントに関する相談窓口を設け、専任教職員の中から男女各1名以上の相談員を選任する。

2 相談員の任期は1年とし、再任を妨げない。

（相談員の責務）

第4条 相談員は、教職員、学生等から個別の事案について相談を受けた場合、事実関係の確認を行い、指導、助言等により健全な人間関係の維持が図られるよう努力をしなければならない。

2 相談員は、前項の指導、助言等で解決が困難な場合に、相談者の了解のもとに学長に報告しなければならない。但し、学生の関わる事案については学生指導委員長にも報告するものとする。

3 相談員は、当事者のプライバシーを尊重して、知りえた事項を他人に漏らしてはならない。

（学長等の調整）

第5条 前条2項の報告を受けた学長及び学生指導委員長は、調整活動を行うことができる。

2 学長は、学生同士の事案については、審議を学生指導委員会に依頼する。

（ハラスメント対応委員会）

第6条 学長は、重大な事案又は前条1項の調整が不調の場合は、ハラスメント対応委員会（以下「委員会」という）を設置する。

（委員会組織）

第7条 委員会の委員は次のとおりとする。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 学部長
- (4) 学長の指名した教職員の男女各1名～2名（相談員は除く）
- (5) 事務局長
- (6) 学生指導委員長
- (7) 学生支援課長

2 前項(6)号(7)号の委員は学生の関わる事案のみの委員とする。

3 委員長は学長が務め、委員会を招集する。

4 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

（審議事項等）

第8条 委員会は、学長から提出された事案についての調査及び審議を行う。

2 調査は、委員のうちの男女各1名が行うことを原則とし、方法については委員会で定める。

3 委員会の委員は、当事者のプライバシーを尊重して、知りえた事項を他人に漏らしてはならない。

（審議結果の通知等）

第9条 委員会は、当該事案が懲戒処分にあたらないと認められるときは、審議結果を当事者に説明し、関係改善の援助を学長に要請する。

2 委員会は、当該事案が重大であり、懲戒処分等を行うことが適当と認められるときは、理事長に報告し、就業規則等に従った手続きを始めることを要請する。

3 委員会は当該事案に関わる業務が終了後、解散する。

（事務）

第10条 委員会の事務は、事務局庶務課が行う。

（改廃）

第11条 この規程の改廃は、ハラスメント対応委員会が審議し、教授会の議を経て、学長が決定する。

附 則

この規程は、平成18年5月31日から施行する。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

足利大学教育研究活動の不正行為等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、足利大学（以下「本学」という。）の教育研究活動における不正行為等が発生した場合の対応等について必要な事項を定める。

(対象)

第2条 この規程が対象とする不正行為等とは、本学の教職員に係わる次の行為をさす。

- (1) 研究活動での捏造、改ざん、盗用
- (2) 本学が管理する資金の不正使用
- (3) (1)又は(2)に、その他の不正行為が絡んだもの
- (4) その他学長が調査を必要と認めたもの

2 研究活動における不正行為は、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく行ったことによる前項第1号に規定する行為のほか、論文の二重投稿、不適切なオーサーシップなど、研究者倫理に背馳し、その本質ないし本来の趣旨を歪め、科学コミュニティの正常な科学的コミュニケーションを妨げる行為のことをいう。

(受付窓口)

第3条 本学の教職員、学生は不正行為等を発見した場合には、受付窓口に通報する。

- 2 受付窓口は、事務局庶務課とし、窓口責任者は庶務課長とする。
- 3 通報があった時、窓口責任者は速やかに学長に報告する。
- 4 学長は、副学長、事務局長と協議の上、受理の適否を判断する。
- 5 庶務課職員は、通報に関する情報を第三者に漏らしてはならない。

(予備調査の実施)

第4条 学長は受理した案件について、告発内容の合理性や調査可能性等について調査委員会設置の必要性を判断する予備調査を実施する。

- 2 予備調査は予備調査委員会が実施する。

(予備調査委員会)

第5条 予備調査委員会の委員は、学長が当年度の主任教授、専攻主任、図書館長、各種委員会委員長、事務局課長職にある者の中から通報者、被通報者と直接利害関係のない者を3名選び、そのうち1名を委員長に指名する。

- 2 予備調査委員会は、通報者、被通報者の双方から事情を聞くなど、予備調査を実施し、調査委員会設置の必要性をできるだけ速やかに判断する。
- 3 予備調査に携わった者は、調査の内容を第三者に漏らしてはならない。
- 4 予備調査委員会の事務は、庶務課が行う。

(予備調査の報告等)

第6条 予備調査委員会は、予備調査終了後、結果を学長に報告する。

- 2 学長は、予備調査の報告で調査委員会設置の必要性が認められなかった場合には、この結果を通報者、被通報者に通知する。
- 3 学長は、予備調査の報告で調査委員会設置の必要性が認められた場合には、通報者、被通報者に通知して、調査委員会を設置する。

(調査委員会)

第7条 調査委員会は、予備調査委員会の委員及び学長が新たに指名する通報者及び被通報者と直接利害関係のない教職員3名以内によって構成される。但し、学長は、必要に応じ学外の専門家等を委員に加えるか又は臨時の委員とすることができる。

- 2 調査委員会の委員長は学長が指名する。
- 3 調査委員会は、通報者、被通報者の双方から事情を聞き、その他必要な調査を実施することにより、不正行為等があったかどうかの判断をすると共に、不正使用された研究費等の相当額についても委員会で協議し承認する。
- 4 調査委員会は、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被告発者（調査対象者）の自認等の諸証拠を総合的に判断して認定を行う。
- 5 調査委員会は、本来存在するべき基本的な要素の不足により、不正行為の疑いを覆すに足る証拠が示せないときは、不正行為と認定する。
- 6 調査に携わった者は、調査の内容を第三者に漏らしてはならない。
- 7 調査委員会の事務は庶務課が行う。

（調査委員会報告等）

第8条 調査委員会は調査終了後、学長に調査結果を報告する。

- 2 学長は不正行為等が行われていなかった場合は、通報者、被通報者にその結果を報告する。
- 3 学長は、重大な不正行為等が行われていた場合には、通報者、被通報者、教授会会員に報告し、理事長に対して懲戒等の必要な手続きを始めるよう要請する。

（調査への不服申し立て）

第9条 通報者及び被通報者は、調査の結果に不服がある場合は、結果が通知された日から10日以内に学長に不服を申し立てることができる。

- 2 学長は申し立てに合理的理由があれば、新たな調査委員会による再調査を命ずることができる。

（協力義務）

第10条 通報者、被通報者、教職員、学生は予備調査委員会、調査委員会からの調査協力要請があった場合には、誠実に協力しなければならない。

- 2 調査に協力した者は、調査の内容について第三者に漏らしてはならない。

（調査に係わる一時的措置）

第11条 学長は調査委員会を設置後、調査結果が報告されるまでの間、被通報者の教育研究経費等の支出を停止することができる。

（通報者の保護）

第12条 本学は通報者に対して、通報したことによって職務上、就学上、不利益な扱いを行なわない。

（悪意ある通報者への対応）

第13条 学長は、通報された事案が予備調査委員会又は調査委員会の調査によって、被通報者又は本学に対する悪意を持った通報と認められる場合には、通報者に対する懲戒等に必要の手続きを始めるよう理事長に要請することができる。

（例外）

第14条 この規程に定めのない事項については、学長が副学長、事務局長と協議して決定する。

（改廃）

第15条 この規程の改廃は、教授会の議を経て学長が決定する。

附 則

この規程は平成20年1月16日より施行する。

この規程は平成27年4月1日より施行する。

この規程は平成30年4月1日より施行する。

この規程は令和3年4月1日より施行する。

学校法人足利大学個人情報の保護に関する規程

（目的）

第1条 この規程は、個人情報の保護の重要性にかんがみ、学校法人足利大学の設置する学校（以下「本学」という。）が保有する個人情報の取扱いに関し必要な事項を定めることにより、個人の権利利益及びプライバシーの侵害の防止を図り、基本的人権の擁護に資することを目的とする。

（定義）

第2条 個人情報とは、本学の学生・生徒・園児及びその保護者・保証人並びに役員、教職員、卒業生、本学への入学を志願する者、その他これらに準ずる者に関する情報であつて、本学が業務上取得したもののうち、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。

（責務）

第3条 本学は、個人の権利利益及びプライバシーの侵害の保護に努め、侵害することがないように必要な措置を講じなければならない。

2 本学の教職員は、在職中はもちろん、退職後も職務上知り得た個人情報を漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。

（個人情報保護管理者）

第4条 本学は、この規程の目的を達成するため、個人情報保護管理者（以下「管理者」という。）を置く。

2 管理者は、次のとおりとする。

- (1) 足利大学学長
- (2) 足利短期大学学長
- (3) 足利大学附属高等学校校長
- (4) 足利大学附属女子高等学校校長
- (5) 足利大学附属幼稚園園長
- (6) 法人事務局長

3 管理者は、その所轄する業務の範囲内における個人情報の収集、利用、提供及び管理並びに本人からの開示・訂正の請求に関し、適正に処理する責任を有する。

（個人情報収集の制限）

第5条 個人情報の収集は、本学の教育・研究及び業務に必要な範囲において、収集目的を明確に定め、その目的の達成に必要な限度においてこれを行うものとする。

2 個人情報の収集は、思想、信条及び信教に関する事項並びに基本的人権の侵害となる事項を調査することを目的として行つてはならない。

3 個人情報の収集は、本人から、適正かつ公正な方法によって行わなければならない。ただし、法令に基づく場合、本人の事前の同意があるとき等は本人以外から収集することができる。

（個人情報の利用及び提供の制限）

第6条 収集した個人情報は、定められた目的以外に利用したり、本学以外の者に提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときはこの限りではない。

- (1) 法令に基づく場合。
- (2) 本人の事前の同意があるとき。
- (3) 本人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (4) 当該個人情報を保有する部署内において利用し、又他の部署に提供する場合で、業務遂行上、必要かつ相当の理由があると認められ、本人の権利利益及びプライバシーを不当に侵害するおそれがないことが、管理者において明白であるとき。

- 2 管理者は、前項ただし書の規定により個人情報を学外へ提供するときは、当該個人情報の適正な取扱いを担保するため、提供を受けるものに対し、その使用目的若しくは使用方法に制限を付し、又は本学の個人情報保護の水準と同等の措置を講ずることを求めるものとする。

(適正管理)

第7条 管理者は、個人情報の漏洩、滅失、毀損及び改竄防止のため、必要な措置を講じなければならない。

- 2 管理者は、所轄情報を、その目的に応じ、最新の状態に保つよう努めなければならない。
- 3 管理者は、保有する必要がなくなった所轄情報を、確実かつ迅速に廃棄し、又は消去しなければならない。
- 4 管理者は、情報システムへの安全対策を講じなければならない。

(委託に伴う取扱い)

第8条 個人情報の取扱いを含む業務を学外に委託する場合は、個人情報の安全対策について十分な措置を講じているものを委託先として選定しなければならない。

(外部要員の受入に伴う取扱い)

第9条 非常勤教員、派遣職員等、個人情報の取扱いを含む業務を行うため、学外から要員を受け入れる場合は、個人情報の安全対策について十分な措置を講ずるものとする。

(窓口の設置)

第10条 管理者は、個人情報の開示及び個人情報の取扱いに関する苦情の処理、相談を受け付けるための窓口を設置するものとする。

(自己情報の開示請求)

第11条 本人は、自己に関する個人情報について、当該個人の情報を保持する管理者に対し、開示の請求をすることができる。

- 2 前項の請求は、個人情報管理者に文書で請求するものとする。
- 3 管理者は、開示請求を受けたときは、当該個人情報を開示するものとする。ただし、開示する個人情報が次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。
- (1) 開示請求の対象となる個人情報に、第三者の個人情報が含まれているとき。
- (2) 開示をすることにより、本学の業務の適正な執行に支障が生ずるおそれがあるとき。

(自己情報の不開示)

第12条 管理者は、個人情報の全部又は一部について開示をしない旨の決定をしたときは、開示請求をした者に対し、その理由を文書により通知しなければならない。

(自己情報の開示方法)

第13条 個人情報の開示の方法は、記録文書の写しを交付することにより行う。又記録文書が電子化されている場合は、紙に出力した写しを交付することにより行う。

(自己情報の訂正の請求)

第14条 本人は、個人情報に誤りがあると認められる場合は、当該個人情報を保有する管理者に対し、訂正の請求をすることができる。

- 2 第11条第2項の規定は、個人情報の訂正をする場合について準用する。
- 3 管理者は、第1項の請求を受けたときは、遅滞なく、当該請求に係る事実を調査・確認をし、その結果を本人に文書で通知しなければならない。

(不服の申立て)

第15条 不開示が決定された場合、又は正当な理由なく公開されない場合は、本人は個人情報保護委員会委員長に文書で不服の申立てを行うことができる。

(個人情報保護委員会の設置)

第16条 本学の個人情報の保護に係る重要事項を審議するため、個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第17条 委員会は、次の事項について審議する。

- (1) 個人情報保護の施策に関する事項
- (2) 管理者から個人の情報の収集、利用、提供等について付議された事項
- (3) 不服の申立て及び個人情報の漏洩等が発生した場合の対応と公表に関する事項
- (4) その他個人情報の保護に関する事項

(組織)

第18条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 法人事務局長
- (2) 当該事項に関わりのある管理者
- (3) 当該事項に関わりのある教員 若干名
- (4) 当該事項に関わりのある事務管理職 若干名

(委員長)

第19条 委員会に、委員長を置く。

- 2 委員長は、法人事務局長をもって充てる。
- 3 委員長は、議長となる。

(会議)

第20条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(事務)

第21条 委員会の事務は、法人事務局総務課が行う。

(雑則)

第22条 この規程に定めるもののほか、個人情報の保護に関し必要な事項は、別に定める。

(規程の改廃)

第23条 この規程の改廃は、理事会が行う。

附 則

この規程は、平成16年12月21日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

足利大学自然災害により被災した学生等に対する授業料等の減免に関する内規

(目的)

第1条 地震・台風等の大規模な自然災害により被災した本学への入学予定者及び在学生（大学院生を含む）に対し、審査の上授業料等を減免する基準を定めることを目的とする。

(減免措置の内容)

第2条 被災した本学入学予定者に対し、次の各号のとおり授業料等を減免する。

- (1) 主たる家計支持者が死亡又は重傷を負ったことにより家計収入が途絶えた場合は、入学金及び当該年度授業料を全額免除する。
 - (2) 家屋が全壊した場合は、入学金及び当該年度授業料を全額免除する。
 - (3) 家屋が半壊した場合は、入学金及び当該年度授業料を半額免除する。
 - (4) 家屋が一部損壊した場合は、入学金を全額免除する。
 - (5) その他、重篤な事態の場合は、状況に応じ、個別に判断する。
- 2 被災した本学在学生に対し、以下のとおり授業料等を減免する。
- (1) 主たる家計支持者が死亡又は重傷を負ったことにより家計収入が途絶えた場合は、当該年度授業料を全額免除する。
 - (2) 家屋が全壊した場合は、当該年度授業料を全額免除する。
 - (3) 家屋が半壊した場合は、当該年度授業料を半額免除する。
 - (4) その他、重篤な事態の場合は、状況に応じ、個別に判断する。
- 3 前2項に定める金額は、別表1のとおりとする。
- 4 入学金、授業料以外の費用については原則として納入しなければならない。
- 5 他の授業料等減免措置との重複を妨げない。ただし、学納金の総額を超えないこととする。

(申請)

第3条 減免を申請する者は、次の各号に掲げる書類を必要に応じて学長に提出する。

- (1) 申請書（本学の所定書類）
- (2) 当該自治体等が発行した「罹災証明書」又は被災状況を証明できるもの。
- (3) 家計支持者が死亡した場合は、「死亡診断書」又は死亡を証明できるもの。
- (4) 家計支持者の家計収入が途絶えたことを証明することができるもの。
- (5) 家計支持者が重傷を負った場合は、「診断書」

(審査)

第4条 審査は、該当する学部の学生指導委員会が行い、その議を経て、学長が決定する。

(事務)

第5条 本制度の事務は、学部入学予定者については入試広報課、大学院入学予定者及び在学生については学生支援課が行う。

(内規の改廃)

第6条 本内規の改廃は、学長の決裁後、理事長の承認を受けるものとする。

附 則

この内規は、平成23年4月1日より施行する。

この内規は、平成26年4月1日より施行する。

この内規は、平成30年4月1日より施行する。

足利大学ソーシャルメディアガイドライン

足利大学は、教職員・学生の職務上のソーシャルメディア（Facebook、LINE、X（旧Twitter）等）の利用に関して、また個人的、私的なソーシャルメディアの利用に関して以下のようなガイドラインを設置する。

1.（表現の自由）

足利大学は、ソーシャルメディアにおける教職員・学生の職務上及び私生活における表現の自由を尊重する。ただし、社会におけるさまざまな法令、ルール、マナーを遵守し、公序良俗に反しないことが大前提である。

2.（法令等の遵守）

ソーシャルメディアの利用にあたっては日本国の法令を遵守するとともに、諸外国の法令や国際法規も遵守すること。特に、著作権や他者の名誉権、肖像権、財産権などの権利を侵害しないよう心がけ、本学の学則などの学内規則も遵守すること。特に下記のような情報発信は行わないよう注意をする。

- ①犯罪行為、またはその恐れのある行為に関する発信。
- ②暴力的、わいせつな有害情報やそれらの描写が含まれる情報の発信。
- ③公職選挙法など政治的活動における違反行為に関する発信。
- ④差別的、攻撃的な言動で他者に対して不快な思いをさせるような発信。
- ⑤カンニングなどの不正行為、二十歳未満の飲酒や喫煙などの違反行為の発信。

3.（人権の尊重）

ソーシャルメディアの利用では、利用者一人一人の人権を尊重し、異なる意見や考え方を尊重したコミュニケーションを心がけること。

4.（正確な情報）

教育機関に属する者として、ソーシャルメディアでは、正確な情報を発信すること。伝聞や推測に基づく不確実な情報や、虚偽情報を伝達して社会を混乱させ、迷惑をかけないように注意する。

5.（発言の責任）

ソーシャルメディアでは匿名で発言したとしても、技術的に発言者を特定することができる。ソーシャルメディアで発言する際には、教職員・学生として足利大学の名誉を傷付けない良識ある発言を心がけ、情報発信や発言に個人としての責任を持つこと。

6.（守秘義務・機密情報の取扱）

ソーシャルメディアにおいて、職務や授業、実習、アルバイト等で知り得た守秘義務のある情報や写真・画像等を発信し公開しないこと。また、教育や研究上で知り得た機密情報や個人情報についても公開しないようにすること。臨地実習においては、施設、関係者に関する情報等を含め、実習に関連して知り得た全ての情報について、実習中はもちろん、終了後においてもソーシャルメディアへ情報発信してはならない。

7.（免責文の記載）

ソーシャルメディアにおいて、足利大学の教職員・学生であることを明らかにした上でコミュニケーションする場合には、自身の発言、行動が足利大学の意見・見解を代表、代弁するものではないことを必ず明記すること。

8.（自身の個人情報とプライバシー保護）

ソーシャルメディアの利用にあたっては、自身の個人情報とプライバシーの保護の重要性についてもよく認識して取り扱うこと。

修

学

教
職
課
程

学則・諸規程・ガイドライン

修学

各施設の利用規程

41

付

録

校舍配置図

修 学

学修に当たっては、本学の諸規程と前述の各教育課程を熟読して理解を図ってください。

学期の始めにはそれぞれクラス担任教員から履修ガイダンスが行われるから聴き落しのないよう注意が肝要である。又平素も同教員から助言・指導を受けることも可能であり、これらの事務は教務課が取り扱っているので問い合わせする等、不明の点を残すことの無いよう心掛けることが望ましい。

1. 履修計画

授業は、年度初めに、学生便覧、所属分野の学修ガイダンス及び授業時間割表などを参照して、受講しようとする授業科目を自分で選択し履修計画を立てる必要がある。

教育課程表には、履修年次別に授業科目を配列してあるので、この中から組み立てることになる。

2. 履修登録

学期の始めに、担当の教員と就学や進路・履修計画について個別相談を行い、履修登録の許可を得ること。履修登録は定められた期間に行わないと履修することができなくなるので充分注意すること。前期には前期のみ開講する科目を登録する。後期には後期のみ開講する科目を登録することになるので承知しておくこと。

登録方法の詳細は、ガイダンス資料を参照すること。

3. 授 業

(1) 授業時間

授業は、各学期ごとに編成された「授業時間割表」にしたがって行われる。授業時間の区分は下表のとおりである。

コ マ	1	2	3	4	5
時 間	9:00 }	10:40 }	13:00 }	14:40 }	16:20 }
	10:30	12:10	14:30	16:10	17:50

(2) ク ラ ス

授業は、各学年の分野またはクラスを単位として行われるが、クラスが指定されている科目については、自分のクラスを確認の上、そのクラスで受講すること。

(3) 受 講

授業は、授業時間割表のとおり実施される。

自らの履修計画によって該当する教室で受講すること。

(4) 授業時間等の変更

授業の時間、教室、担当教員、休講等実施上に変更がある場合は、事前に掲示によって周知する。

(5) 出 席

特別科目を除く、全ての授業科目の出欠を把握する。出席の状況を学生と教員が共有し、就学や進路・生活相談をきめ細かく支援する。携帯電話で出席を取る授業もある。

欠 席

授業を病気・災害・交通事故等のため一週間以上にわたり欠席するとき、又は忌引及びその他公式行事参加等により、欠席するときは、次により欠席届を提出しなければならない。

1. 欠席手続

- (1) 教務課に申し出て欠席届用紙に所定の記入・捺印を済ませ、欠席理由に応じて教職員の認可印を受け、必要とする証明書を添付し、教務課に提出する。

(2. 欠席の理由と認可印及び証明書の項参照)

- (2) 引き続き教務課から欠席科目届カード（教員提出用、橙色）を必要枚数受けとり、所定の記入を済ませ、欠席科目の担当教員に個々に提出する。
- (3) 病気・災害・交通事故による一週間以上の欠席及び忌引の場合はクラス担任にも連絡する。
- (4) 欠席届は事前に提出しなければならないが、やむを得ず事後に提出する場合は一週間以内とする。

2. 欠席の理由と認可印及び証明書

- (1) 病気・災害・交通事故等による一週間以上の欠席

理 由	証 明 書
病 気	医師の診断書
災 害	罹災証明書
交通事故等	警察署等の事故証明書 入院する場合には医師の診断書

- (2) 忌 引

理由：近親者の死亡 証明書：会葬礼状など

ただし欠席届に続柄の記入が必要。

原則として「父母」7日間、「祖父母・兄弟姉妹」3日間、「伯（叔）父母」「曾祖父母」1日間を欠席日数とする。

- (3) 公式行事参加等による欠席

理 由		認 可 印
(1)教育活動	(a)教育実習・介護等体験	教職課程センター長
	(b)公文書による出身高校の進学懇談会への出席	各 主 任 教 授
(2)研究活動	研究会・学会への出席	〃
(3)課外活動	公的又は対外的な課外行事 〔大会・行事参加届により〕 〔学生支援課に届出た場合のみ〕	部 長 又 は 学生支援課長

試 験

1. 試験について

- a. 受験に当たっては、原則として学生証を提示しなければならない。（学生証を持参しない場合は、学生支援課から仮学生証の交付（要実費）を受けること。この仮学生証の有効期間は当日限りとする。）
- b. 急病その他やむを得ない場合には、追試験を受けることができる。（2. 追試験について参照）
但し、試験中に体調不良等で退室を指示された場合は追試験の受験対象としない。
- c. 受験上の注意事項
- (1) 試験の際は必ず机上に学生証を提示すること。
 - (2) 試験の際は試験室で示される座席表もしくは試験監督者の指示に従い着席をすること。
 - (3) 答案用紙が配布されたら直ちに学籍番号、氏名等指定された事項を記入すること。この記入がないものは無効となる場合がある。
 - (4) 遅刻者は、当該試験開始後15分以内に限り、試験室へ入室を認めるが、時間は延長しない。
 - (5) 受験者の退室は、当該試験開始後30分経過するまで許可しない。なお、当該試験開始後30分を経過した場合でも監督者の判断で退出時間を遅らせることがある。
 - (6) 受験者は、あらかじめ持ち込みを許可された物以外は机に出してはならない。
 - (7) 上記以外の物品は、鞆、袋等に入れ一括して自席の腰掛の下又は自席から手の届かない場所に整理しておくこと。（机の中には物品を入れることを禁止する）
 - (8) 携帯電話・スマートフォン等の機器の使用は一切認めない。また計時機能・電卓としての使用も認めない。
 - (9) 試験中、受験者間の交渉は一切行ってはならない。
 - (10) 試験中は試験室内外とも静粛にするよう心掛けること。
 - (11) 試験室内で配布された問題・答案用紙等は、持ち帰ってはならない。
 - (12) 試験中、試験監督者に用件のある場合は、黙って挙手をして示すこと。
 - (13) 試験中、体調の異変を感じた場合は速やかに試験監督者にその旨を伝え、指示に従うこと。
 - (14) 受験者は試験中厳正な態度でのぞみ、指示される注意事項を守り不正行為又は不正と疑われるような行為をしてはならない。

2. 追試験について

a. 追試験の対象

追試験は、やむを得ない理由のため試験を受けることのできなかった学生を対象とする。試験の欠席理由に応じて下記書類を提出しなければならない。

欠 席 理 由	提 出 証 明 書
災 害	罹 災 証 明 書
交 通 事 故 等	事 故 証 明 書
病 気	医 師 の 診 断 書
就 職 試 験	受 験 を 証 明 す る も の
やむを得ないその他の理由	第 三 者 の 理 由 書

b. 追試験申請の手続等

- (1) 教務課は、試験終了の1週間後まで、学生からの申請を受け付ける。
- (2) 教務課は、欠席理由とその証明書が条件を満たしていれば、追試験願書を交付する。
- (3) 学生は、願書に所用事項を記入し、各担当教員の認可印を受けた願書を期限内に教務課に提出すること。本人による申請が不可能な場合には、必ず代理者を通して教務課に連絡すること。
- (4) 追試験を受験しなかった場合は、いかなる理由があっても再度の試験は行わない。
- (5) 受験に当たっての注意事項は、前記1. cに準ずる。

3. 試験（レポート等の提出物を含む）に関する不正行為の懲戒細則

- a. 試験に関する不正行為を行った者は、足利大学学則第46条により懲戒する。
- b. 不正行為の種類及びそれに対する懲戒は次のとおりとする。

この表において、代人とは本人に代わって受験する者をいう。不正資料とはその試験において、使用を許可されていない学習資料や機器等の物品をいう。

不正行為の種類	懲戒（現行）
1. 答案を盗んだ場合	退学
2. 代人に答案を作成させた場合 (1) 代人が本学学生でない場合 (2) 代人が本学学生の場合	(1) 退学 (2) とともに無期停学
3. 不正行為による答案の作成 (1) 強要による場合 (2) 合意による場合	(1) 強要した者を無期停学、応じた者を訓告 (2) とともに停学3ヵ月
4. 前もって準備した不正資料が、試験開始後発見された場合	停学2ヵ月
5. 他人の答案を盗見し、答案を作成した場合	停学2ヵ月
6. 試験監督者の注意に従わない場合	学生指導委員会の決定による。
7. 言語動作により不正な相互連絡をした場合	学生指導委員会の決定による。
8. 試験の実施を妨害した場合	学生指導委員会が、訓告、停学又は退学の懲戒を審議のうえ、懲戒の程度を教授会に提案する。ただし、相当の理由がある場合は、懲戒を行わないことができる。
9. 他人の受験を妨害した場合	
10. レポートの詐取、抜き取り、盗用した場合	
11. 不正行為によるレポートの作成 (1) 他人に強要して作成した場合 (2) 他人と合意のうえ作成した場合 (3) 業者等に代行を依頼した場合	
12. レポート等で他人の著作物について出典を明示せずに使用した場合	
13. 生成 AI 等が使用禁止とされたレポートでそれらを使用した場合	
14. その他の不正行為	

* レポートには製図図面等の制作物も含む

- c. 再び不正行為を行った者は、懲戒規程により退学とする。
- d. 試験の不正行為に関する手続き方法

1. 監督者が不正行為を発見した場合は、以下の手続きを踏む。
 - (1) ただちに当該不正学生に受験停止を命じ、答案を没収する。
 - (2) 試験終了後、当該不正学生を同行し教務課に出向する。
 - (3) 教務課長または教務課職員の立会いのもと、事実を確認のうえ、不正学生に顛末書を書かせ署名させる。
 - (4) 監督者は報告書を作成し、不正学生の顛末書を添付のうえ、教務課長経由のうえ学生支援課長に提出する。
 2. 学生支援課長は、報告書並びに顛末書の内容を学生指導委員長に報告する。
 3. 学生指導委員長は、学生指導委員会を召集し、審議のうえ懲戒の程度を決定し、教授会に提案する。合わせて報告書並びに顛末書を添付のうえ、学部長に事前報告する。
 4. 教授会又は工学研究科あるいは大学評議会の審議により懲戒が決定された場合、学生支援課長は、ただちに以下の手続きを踏む。
 - (1) 速やかに公示する。
 - (2) 当該学生及びその父母に懲戒を報告し、学長又は学部長説諭及び懲戒通告の日程の調整を行う。尚、必要により本人の所属する主任教授又は学科長その他適当な教員に委任することができる。
 5. 学生支援課長は、教務課長に当該学生の懲戒の程度を通達する。
- e. 試験終了後に不正行為が指摘された場合も d. に準じる。
- f. 事後指導
1. 学生指導委員長から委任された教員は、事後指導に当たる。停学となった学生に対しては、停学期間中適宜指導を行う。
 2. 停学の懲戒を受けた学生は、停学期間中は委任された教員の下で勉強に努めなければならない。
 3. 事後指導の内容は、学生指導委員会に報告し、必要に応じて教授会又は工学研究科委員会あるいは大学評議会に報告する。

教
職
課
程

学則・諸規程・ガイドライン

修学

各施設の利用規程

41

付

録

校舍配置図

各 施 設 の 利 用 規 程

- ・ 足利大学附属図書館利用規程
- ・ 足利大学学習支援室利用規程
- ・ 足利大学情報科学センター利用規程
- ・ 足利大学ネットワーク運用細則
- ・ 足利大学体育館（AUG ARENA）使用規程
- ・ 足利大学体育館（AUG ARENA）及び附属室の使用細則

教
職
課
程

ガ学
ィ則・
ド諸
ラ規
イ程
ン・

修

学

各
施
設
の
利
用
規
程

付

録

校
舎
配
置
図

足利大学附属図書館利用規程

（目的）

第1条 本規程は、足利大学図書館情報センター規程第7条に基づき足利大学附属大前図書館ならびに足利大学附属本城図書館（以下「図書館」という。）利用について必要な事項を定める。

（利用）

第2条 図書館の利用とは、次の各号に該当する事項をいう。

- (1) 館内閲覧
- (2) 館外貸出し
- (3) 文献複写
- (4) 相互利用
- (5) 施設及び機器の利用

（利用者）

第3条 図書館を利用することができる者は次のとおりとする。

- (1) 足利大学（以下「本学」という。）の学部生、大学院生（科目等履修生、研究生、聴講生を含む。）（以下「学生」という。）及び足利短期大学（以下「短大」という。）の学生（以下「短大生」という。）。
なお、工学部に所属する学生が本城図書館を利用する場合は、図書館長（以下「館長」という。）の許可を得る。
 - (2) 本学及び短大の教職員（非常勤教職員、研究員を含む。）（以下「教職員」という。）
 - (3) 本学、短大の附属校の教職員及び生徒（大前図書館に限る。）
 - (4) 本学の卒業生、大学院修了生、退職教職員
 - (5) 一般利用者（大前図書館に限る。）
 - (6) その他館長が特に許可した者
- 2 前項第1号を除き、登録手続きを要する。

（開館日）

第4条 図書館は次の各号に定める休館日を除き、開館するものとする。館長は必要に応じて開館日、閉館日を変更することができる。変更ある場合は、掲示板及び図書館ホームページで公開する。

- (1) 日曜日、隔週土曜日、国民の祝日
- (2) 本学の定める休業日
- (3) 夏期、冬期及び春期休業中の一定期間
- (4) 図書館行事（蔵書点検等）

（開館時間）

第5条 開館時間は以下のとおりとする。変更ある場合は、掲示板及び図書館ホームページで公開する。

- 授業期間中の月～金曜日 8：45～19：00
授業期間中の土曜日 8：45～16：15
休業期間中の月～金曜日 8：45～16：15

- 2 前項にかかわらず、館長は必要に応じて開館時間、閉館時間を変更することができる。

（利用者証）

第6条 図書館を利用する者（以下「利用者」という。）は、所定の手続きを経て、図書館利用者証（以下「利用者証」という。）の交付を受けることができる。

- 2 本学が発行する身分証明書又は学生証を発行されている者は、これをもって利用者証とする。
- 3 一般利用者が利用者証の交付を希望する場合には、発行手数料を徴収することができる。
- 4 図書館が発行する利用者証を紛失した場合には、直ちに届出なければならない。

(資料の閲覧)

第7条 開架資料は自由に書架から検索して所定の場所で閲覧することができる。

- 2 開架資料の閲覧を希望する場合には、利用者証を呈示して職員に請求することができる。但し卒研究生、大学院生及び教職員は所定の手続きを経て、開架書庫に立入ることができる。

(視聴覚資料の閲覧)

第8条 視聴覚資料の閲覧を希望する場合には、所定の手続きを要する。

(館外貸出し)

第9条 資料の貸出しを希望する場合には、すべて所定の手続きを要する。

(貸出冊数及び期間)

第10条 貸出しを受けることのできる資料の冊数及び期間は次のとおりとする。

利用者区分	図書館資料の貸出					
	図書		雑誌 (製本雑誌含む)		映像・CD	
	冊数	日数	冊数	日数	数	日数
学部生	10	14	10	14	3	7
卒研究生・大学院生	20	30	10	14	3	7
科目等履修生・研究生 聴講生・卒業生・短大生	5	14	5	14		
常勤教員	150	60	10	14	10	14
非常勤教員	20	30	10	14	10	14
常勤職員	20	60	10	14	10	14
客員研究員・研究員	20	30	10	14		
非常勤職員	10	30	10	14		
退職教員	20	30	10	14		
大前図書館のみ利用						
本学・短大の附属校の教職員	10	60	10	14		
一般利用者	2	14				

- 2 予約申込みのない場合は、更に図書持参の上、貸出期間を更新することができる。但し、貸出期間が1週間の特別貸出図書の更新は1回限りとする。
- 3 前項にかかわらず、夏期、冬期及び春期休業に際して、資料の貸出期間及び冊数はその都度定めることができる。
- 4 資料の貸出しを受けた者は、図書館が行う蔵書点検に協力しなければならない。

(研究室設置図書)

第10条の2 研究室設置図書とは、本規程全面改正以前に貸出した図書のうち、その教員から申し出のあった図書をいう。

- 2 研究室設置図書は、貸出期間を1年とし、冊数は第10条別表の貸出冊数に含める。なお、一端返却された研究室設置図書は、通常の図書と同様に扱う。
- 3 教員の申し出により貸出期間を延長する。
- 4 研究室設置図書は、毎年調査を行う。

（貸出禁止資料）

第11条 前条にかかわらず、次の各号に掲げる資料は、貸出しをしないものとする。

- (1) 貴重図書及びこれに準ずるもの
- (2) 教科書、参考図書、製本雑誌等で禁帯出として指定したもの
- (3) 新聞
- (4) その他図書館が指定したもの

（資料の返却）

第12条 利用者は貸出しを受けた資料を返却期限内に返却しなければならない。

- 2 教職員が退職、休職若しくは長期に海外に渡航するとき、又は学生が卒業、退学若しくは休学するとき、直ちに貸出しを受けている資料を、返却しなければならない。但し館長は必要な場合には、その利用を認めることができる。
- 3 退職予定者、卒業、修了予定者の返却期限は退職および卒業が予定される日の前月末日とする。

（貸出しの予約）

第13条 利用者は貸出しを希望する資料が既に貸出中のときは、所定の手続きを経て貸出しの予約をすることができる。

（館内資料の複写）

第14条 図書館内に設置した複写機は、著作権の範囲内で図書館内の所蔵資料を複写する場合にのみ利用することができる。

- 2 複写料金は当該利用者の負担とする。
- 3 複写に伴う著作権上の責任は、当該利用者が負う。
- 4 製本雑誌の複写を希望する場合には、所定の手続きを要する。

（文献複写）

第15条 常勤教員は他大学の図書館等が所蔵する文献の複写を希望する場合には、図書館へ複写手続きを依頼することができる。非常勤教員はその使用目的が本学の授業に必要な場合のみ、図書館へ複写手続きを依頼することができる。

- 2 複写依頼に伴う著作権上の責任は、当該依頼者が負う。

（相互協力）

第16条 図書館は学生及び教職員の研究に資するため、広く他大学図書館等と協定したうえ、相互協力を図る。

(相互貸借)

第17条 常勤教員は他大学の図書館等が所蔵する図書の取り寄せを希望する場合には、図書館へ取り寄せ手続きを依頼することができる。非常勤教員はその使用目的が本学の授業に必要な場合のみ、図書館へ取り寄せの手続きを依頼することができる。

2 相互貸借においては、貸出した図書館の定めるところに従う。当該図書館に損害を発生させた場合には、当該図書館の規程に従い、利用者が弁償するものとする。

(相互利用)

第18条 本学の学生及び常勤教職員が他大学等の図書館の利用を希望する場合には、その申請により紹介状を発行する。

2 本学以外の図書館等から図書館の利用について依頼があったときは、学内の利用に支障のない範囲でこれに応ずることができる。

(施設の利用)

第19条 教職員は所定の手続きを経て、図書館内の施設を利用することができる。

2 学生は教職員が施設利用の予約をしていない場合には、所定の手続きを経て、施設を利用することができる。

3 施設の利用者は、利用後に元の状態に戻さなければならない。

(機器の利用)

第20条 教職員は所定の手続きを経て、図書館内の機器を利用することができる。

2 学生は教職員が機器利用の予約をしていない場合には、所定の手続きを経て、機器を利用することができる。

3 機器は丁寧に扱い、汚損しないよう注意しなければならない。

(規律)

第21条 利用者は、次の各号に定める規律に従わなければならない。

- (1) 図書館を利用する場合には、利用者証を常に携帯し、他人に貸与又は譲渡してはならない。
- (2) 静粛にすること。アクティブラーニングスペースにおいても、必用最低限の音量に制限すること。
- (3) 他の閲覧者に迷惑の及ぶ行為をしないこと。
- (4) 閲覧した図書等は必ず元の場所に戻さなければならない。
- (5) 利用者は貸出しを受けた図書を転貸してはならない。
- (6) 図書は大切に扱い、書込み、折り曲げ等図書を汚損する行為をしてはならない。
- (7) ふた付き容器の飲料水を除き、原則として飲食を認めない。
- (8) 職員の指示に従うこと。
- (9) その他図書館の定める指示に従うこと。

2 前項に違反した場合は、当該利用者に退出を求めることができる。

(罰則)

第22条 前条に違反した者に対しては、図書館情報センター委員会の決議により図書館の利用を停止又は禁止することができる。

(貸出停止)

第23条 貸出資料を第10条第1項の貸出期限までに返却を行わなかった者は、貸出冊数の限度内であっても、新たな貸出しを受けることができない。

- 2 第10条第1項の貸出期限を1週間以上にわたり延滞した者は延滞した日数と同じ日数を貸出停止とする。
- 3 卒業、退学、停学、休学の際に返却のない場合は卒業証明書、身分証明書等の交付を保留することができる。

(弁償責任)

第24条 貸出中の資料を紛失又は甚だしく汚損した場合は、直ちに図書館に届出ると共に、受入代価を弁償させるものとする。但し必要に応じて現物にて返却させることができる。

- 2 第21条第5号の転貸し後に紛失又は汚損した場合の責任は、転貸しした者が負う。
- 3 図書館の施設、備品に損害を生じさせた利用者はその損害を賠償しなければならない。

(購入希望図書)

第25条 教員又は学生が図書館で収集及び管理されていない資料の購入を希望する場合には、所定の用紙にて申し込むことができる。

(寄贈)

第26条 所定の手続きにより図書館資料の寄贈の申し入れがある時は、館長は、これを受け入れることができる。

(雑則)

第27条 この規程に定めるもののほか、図書館の利用について必要な事項は、館長が別に定める。

(改廃)

第28条 本規程の改廃は、館長が委員会の議を得てこれを行う。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。尚、この規程の施行をもって足利工業大学図書館利用規程については廃止する。

この規程は、平成30年10月1日から施行する。

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

この規程は、令和2年12月31日から施行する。

この規程は、令和3年12月31日から施行する。

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

足利大学学習支援室利用規程

（趣旨）

第1条 本規程は、学習支援室規程の第6条に基づき、学習支援室（以下「支援室」という。）の利用に関する事項を定める。

（利用の目的）

第2条 支援室の利用は、本学学生が、専門分野を学ぶための基礎学力を向上することを目的とする。

（利用者の範囲）

第3条 支援室を利用できる者は、次の通りとする。

- （1） 本学学生、科目等履修生（以下「学生」という。）
- （2） 上記以外で支援室長（以下「室長」という。）が認めた者

（利用手続き）

第4条 支援室を利用する者は、所定の手続きを行わなければならない。

（運用方法等）

第5条 支援室の運用については、原則として次の通りとする。

- （1） 利用時間

支援室の利用時間は、次の通りとする。

月曜日～金曜日 15：00～19：00

ただし、不測の事態が発生した場合には、運用を停止することがある。

また、都合によって利用時間を変更することがある。

- （2） 休業日

休業日は、次の通りとする。ただし、室長は必要に応じてこれを変更することができる。

- ① 本学の定める休日
- ② 長期休業中の一定期間

（諸注意）

第6条 支援室を利用する者は、利用にあたり支援室職員の指示に従うものとし、以下の行為を禁止する。
また、室長は、違反者に対して利用を禁止することができる。

- （1） 機器、備品、消耗品等の無断持ち出し
- （2） 危険物の持ち込み
- （3） その他支援室職員の指示に違反する行為

（改廃）

第7条 この規程の改廃は、学長の決裁による。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

この規程は、平成26年4月1日から施行する。（一部改正）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

足利大学情報科学センター利用規程

（趣旨）

第1条 本規程は、足利大学図書館情報センター規程の第7条に基づき、情報科学センター（以下「センター」という。）の利用に関する事項を定める。

（利用の原則）

第2条 センターの利用は、本学における教育、研究及び関連業務の推進を目的とするものに限るものとする。

（利用者の範囲）

第3条 センターを利用できるものは、次のとおりとする。

- （1） 学校法人足利大学の教職員（以下「教職員」という。）
- （2） 本学学部生、大学院生、研究生及び聴講生（以下「学生」という。）
- （3） 上記以外で図書館情報センター長（以下「センター長」という。）が認めたもの。

（利用手続き）

第4条 センターを利用する者は、所定の手続きを経る。

- （1） 実習室の利用
 - ① 講義やセミナー等で新たに利用する場合は、利用者が教務課に利用日時を連絡し、他との重複なきを確認して利用する。
 - ② 授業時間割表および①項で利用以外の空き時間は、受付窓口で利用者ノートに必要事項を記入し自由に利用することができる。
- （2） オープンシステム室の利用 受付窓口で利用者ノートに必要事項を記入し、入退出カードを用いて利用する。
- （3） 学習室の利用
学習室内の利用者ノートに必要事項を記入する。

（運用方法等）

第5条 センターの運用については、学事日程を考慮し原則として次のとおりとし、学内外のホームページに記載し告知する。

- （1） 利用時間
センターの利用時間は、次のとおりとする。
授業日 8：40～18：45
非授業日 8：40～16：15
補講日 8：40～16：15（補講構成による）
ただし、システムの定期点検や保守の必要性が発生した場合には、運用を停止することがある。
- （2） 休業日
休業日は、次のとおりとする。ただし、センター長は必要に応じてこれを変更することもある。
ア 本学の定める休日
イ 学生休業中の一定期間
ウ 土曜日（補講日・行事日等特定指定日以外）

(教育・研究ネットワークの利用)

第6条 教育・研究ネットワークの利用については別に定める。

(諸注意)

第7条 センター利用者は、利用に当たりセンター教職員の指示に従い、特に以下の諸事項は禁止事項として厳守しなければならない。センター長は、違反者に対してセンターの利用を制限または禁止することができる。

(1) センター内全般

- ア 機器、備品、消耗品等の無断持出
- イ 危険物の持込み
- ウ 喫煙や飲食
- エ その他教職員の指示に違反する行為

(2) 実習室

- ア 講義時間内の受講者以外の入室
- イ 学業目的以外の利用

(3) オープンシステム室

- ア 機器類の不要な長時間占領
- イ 学業目的以外の利用

(改廃)

第8条 本利用規程の改廃は、図書館情報センター委員会の議を経るものとする。

附 則

本利用規程は、平成5年4月1日から施行する。

本利用規程は、平成9年11月1日から施行する。

本利用規程は、平成13年4月1日から施行する。

本利用規程は、平成15年4月1日から施行する。

本利用規程は、平成20年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年8月1日から施行する。

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

足利大学ネットワーク運用細則

第1章 総 則

（目的）

第1条 この運用細則は、足利大学ネットワーク（以下A U-N E Tと記す。）の正常な稼働に必要な運用方法を定めることを目的とする。

（遵守義務）

第2条 A U-N E Tを利用する者は、この細則を遵守しなければならない。

第2章 運 営 体 制

（総括責任者）

第3条 A U-N E T運営の総括責任者は、図書館情報センター長がこの任にあたる。

2 総括責任者は、A U-N E Tの円滑な運営とその利用推進のための施策に対し責任を負う。

（システム管理者）

第4条 A U-N E T全体の日常管理運営は、図書館情報センターの教職員がこれを担当する（以下「システム管理者」という。）

2 システム管理者は、以下の業務を行う。

- (1) 円滑な運営と利用推進の施策の立案
- (2) A U-N E T接続のアドレス（I Pアドレス）の発行と管理
- (3) A U-N E T使用状況の把握
- (4) A U-N E T障害時の利用者への状況伝達と復旧活動
- (5) 全学を対象としたサーバーシステムの維持管理
- (6) その他、A U-N E Tの円滑な運営に必要と認められる事項

（部門管理者）

第5条 A U-N E Tの一部を独自の通信方式を採用したり、独自の管理を行う場合（例えばサブネット化）は、その管理を担当する部門管理者を置かなければならない。

2 部門管理者は、その管理対象範囲のネットワークの運営に責任を負うとともに、A U-N E Tの運営に支障を生じないようにしなければならない。

（適用業務管理者）

第6条 コンピュータを利用して、継続的に、その利用者に特定のサービスを提供するシステムを「適用業務システム」という。

2 A U-N E Tを通じて適用業務システムのサービスを提供する場合は、そのシステムの運営・管理を担当する適用業務管理者を置かなければならない。

3 適用業務管理者は、担当するシステムの円滑な運営に責任を負うとともに、A U-N E Tの運営に支障を生じないようにしなければならない。

（管理者の変更）

第7条 部門管理者及び適用業務管理者に変更が生じた時は、速やかにシステム管理者に通知するとともに、運用管理に支障が生じないようにしなければならない。

第3章 通信プロトコル及び学外との接続

（標準の通信プロトコル）

第8条 A U-N E T全体の通信プロトコルは、T C P／I Pを採用する。

(部門独自の通信プロトコル)

第9条 総括責任者が正当な理由があると認めた場合は、A U-N E Tの一部に独自の通信プロトコルを採用することができる。ただし、その方式の情報を他の部分と送受信する時は、標準の通信プロトコルに変更して行わなければならない。

(学外との接続)

第10条 本学の教職員がA U-N E Tに接続されたコンピュータを電話回線やその他の方法で独自に学外から利用しようとする場合は、総括責任者の許可を得なければならない。

2 総括責任者は、以下の項目についてその妥当性を確認の上、その可否を決定しなければならない。

- (1) A U-N E Tを利用できない理由
- (2) A U-N E Tの安全対策と同等の対策の整備
- (3) 管理者の有無及び運営体制の整備状況

第4章 適 用 業 務

(外部向け適用業務)

第11条 本学が学外へ情報発信を行う目的で適用業務システムを稼働させる場合は、その管理を以下の者が担当する。

- (1) システム稼働または廃止の決定及び発信する情報内容の管理は、本学の広報担当責任者がこれを担当する。
- (2) システムの運用・管理はシステム管理者がこれを担当する。
- (3) 外部向け適用業務には以下のシステムが含まれる。
 - ア 外部向けWWWサーバー
 - イ その他、学外の利用者を対象とした適用業務システム

(内外連携適用業務)

第12条 ネットワークを通じて本学の利用者と学外の利用者が連携する適用業務を稼働させる場合は、その管理・運営を以下の者が担当する。

- (1) システム稼働の決定は総括責任者がこれを担当する。
- (2) システムの運用・管理はシステム管理者がこれを担当する。
- (3) 内外連携適用業務には以下のシステムが含まれる。
 - ア D N Sサーバー
 - イ 電子メールサーバー
 - ウ 本学の教職員が学外の利用者と共同で稼働させるシステム

(学内向け適用業務)

第13条 本学の教職員及び学生へのサービスを目的とした適用業務システムがA U-N E Tを利用する場合は、総括責任者の許可を得なければならない。

2 総括責任者は、提供されるサービスの妥当性及びA U-N E Tの運用への影響を考慮し、その可否を決定する。

3 学内向け適用業務には以下のシステムが含まれる。

- ア 学内向けWWWサーバー
- イ その他学内向けに提供される適用業務システム

第5章 安全対策

(外部からの利用制限)

第14条 A U-N E T外からネットワークや電話回線を通じてA U-N E Tに接続されたコンピュータを利用する場合、総括責任者は安全対策上その利用を制限することができる。ただし、制限の内容については、図書館情報センター委員会の審議に基づき、総括責任者がこれを決定する。

(利用者識別子の利用)

第15条 正当な利用者にのみサービスを提供する必要がある適用業務システム、または、利用者個人の情報を扱う適用業務システムは、そのシステムにおいて利用者識別子を確認のうえサービスを提供しなければならない。

(利用者識別子の統一)

第16条 1人の利用者が異なる適用業務システムを利用する場合には、同一の利用者識別子を使用しなければならない。ただし、総括責任者が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

(学生の利用者識別子)

第17条 学生が利用者の場合は、学生番号をもってその利用者識別子とする。ただし、そのシステムの利用者が限定され、適用業務システムの管理者が学生の利用状況を把握できる場合は、独自の利用者識別子を採用することも可能である。

(パスワードの管理)

第18条 利用者識別子の正当性を確認するため識別子ごとにパスワードを使用する。

2 パスワードは、利用者本人が管理の責任を負う。

3 パスワードの管理にあたっては、以下の点を遵守しなければならない。

- (1) 適用業務管理者は識別子の登録時仮パスワードを発行するが、利用者は本人のみ知りうるパスワードに変更して使用しなければならない。
- (2) パスワードは、他人にその内容を漏らしてはならない。
- (3) パスワードが漏洩した恐れのある場合は、速やかに新しいパスワードに変更しなければならない。
- (4) 適用業務管理者は、相手が本人であることを確認のうえ、パスワードを伝達しなければならない。

(障害時の連絡体制)

第19条 A U-N E Tまたはそれを利用する適用業務システムに障害が発生した場合は、システム管理者は以下の手段で速やかに利用者にその旨を通知しなければならない。

ただし、障害により利用できない手段は除く。

- (1) 図書館情報センター委員・学科事務員および庶務課担当者への電話またはF A Xによる連絡
- (2) 掲示板への表示
- (3) 電子メールでの一斉通知
- (4) 学内ホームページへの緊急連絡文の掲示

(適用業務障害時の連絡)

第20条 適用業務管理者は自己の管轄する適用業務システムに障害が発生した場合は、速やかにその旨をシステム管理者に通知しなければならない。

第6章 禁 止 事 項

(禁止事項)

第21条 A U-N E Tを使用して、法令で禁止されている行為、公序良俗に反する行為または第三者に不利益を与える行為等を行ってはならない。センター長は、違反者に対してA U-N E Tの利用を制限または禁止することができる。

第7章 付 則

(改廃)

第22条 本細則の改廃は、学長の下承を得て、図書館情報センター委員会において全委員の3分の2以上の賛成を必要とする。

附 則

本細則は平成13年4月1日から施行する。

この細則は、平成20年4月1日から施行する。

この細則は、平成28年4月1日から施行する。

この細則は、平成30年4月1日から施行する。

この細則は、令和5年4月1日から施行する。

足利大学体育館（AUG ARENA）使用規程

（総則）

第1条 足利大学体育館は、足利大学（以下「本学」という。）の学生及び教職員が体力向上及び健康増進（健康・スポーツ科学分野等の授業を含む。）の目的に資すると共に本学の行事に使用するものとする。

（管理責任）

第2条 本学の体育館及びその施設、設備（以下総称して「体育館」という。）は、学長がこれを管理し、学生支援課が事務を担当する。

2 体育館内の附属室については、別に定める。

（開館期間及び時間）

第3条 体育館の開館時間は、次のとおりとし、閉館までに退出しなければならない。

通年、9：00から22：00までとする。

2 課外活動等の都合で開館時間より早く使用したい場合は、学生支援課に「時間外使用願」を提出し、許可を受けなければならない。ただし、早朝は6：30を限度とする。

3 学則に定める休業日を除く毎週月曜日から金曜日までの9：00から16：10までは、大学行事又は第4条により許可を受けた者に支障のない限り、学生及び教職員が自由に使用できる。

（許可申請）

第4条 本学の学生、教職員及び本学を除く学校法人足利大学の者が体育館を使用する場合は、大学行事及び授業のために使用しない時間に限り許可する。

2 本学の学生及び教職員が体育館を使用する場合は、「体育館使用許可願」を学生支援課に提出し、許可を受けなければならない。ただし、体育会に所属する課外活動については、使用が重複しないように各団体で調整し、学生支援課宛に一括して提出しなければならない。

3 前項の願出があった場合は、学生支援課は調整のうえ、使用許可証を交付する。ただし、調整のつかない場合は、許可しないことがある。

4 本学を除く学校法人足利大学の者が使用する場合は、法人本部総務課の承認を得る。また「足利大学施設使用規程」を適用する。

（使用調整）

第5条 体育館の使用調整は、次の区分及び順位による。

（1）本学の行事（式典及び集会）又はこれに準ずるもの。授業期間で授業に支障の考えられる場合は、事前に健康・スポーツ科学担当教員の承認を必要とする。

（2）本学の授業又はそれに関連する行事

（3）学生自治会及び教職員の体育行事

（4）本学の体育会所属団体の課外活動

（5）本学の文化会所属団体の課外活動

（6）本学の一般学生が使用する場合

（7）本学を除く学校法人足利大学の者が使用する場合

（使用許可及び遵守事項）

第6条 体育館を使用する場合は、学生支援課から使用許可証の交付を受け、次の事項を遵守すると共に学生支援課の指示に従わなければならない。

（1）使用当日は、必ず許可証を携帯すること。

（2）体育館内は、室内用運動靴を使用すること。

（3）体育館内は、禁煙とする。また飲食を禁じる。

- (4) 許可証に記載の使用期間及び使用時間を厳守すること。
 - (5) 体育館内での活動は、使用終了時間の10分前までとし、使用時間内に用具の整理及び清掃をすること。
 - (6) 使用中止または変更のある場合は、速やかに学生支援課に連絡すること。
- (使用許可の取消し及び中止の命令)

第7条 使用許可証を交付後、次に該当する場合は、その使用許可の取消し又は使用の中止を命ずることがある。

- (1) 本学において、公務上の必要が生じたとき。
- (2) 使用許可を受ける際に虚偽の申告をしたとき。
- (3) 第6条の(1)から(5)の各項の何れかについて違反したとき。
- (4) 使用目的を逸脱した使用をしたとき。
- (5) 他の利用者の迷惑となる行為や風紀を乱すような行為のあったとき。

(運動用具類の借用申請)

第8条 課外活動等で運動用具類の借用を必要とする場合は、使用日の1週間前までに「運動用具类等借用願」を健康・スポーツ科学担当教員の承認を経て学生支援課に提出しなければならない。

(運動用具類の返却)

第9条 借用した運動用具類は、借用願に記載の返却日を厳守し、破損の有無を確認して返却しなければならない。

(破損・紛失の届け出及び弁償)

第10条 体育館内施設設備及び運動用具类等を破損又は紛失した場合は、速やかに学生支援課に届出なければならない。ただし、休日又は学生支援課の勤務時間外の場合は、その翌日に届出ること。

2 前項の届出があった場合は、状況により弁償を命じることがある。

(規程の変更等)

第11条 この規程の変更等必要な事項は、学長が定めるものとする。

(細則)

第12条 この規程の運用に関する必要事項は、別に定める。

附 則

この規程は令和3年11月15日から施行する。

本規程の施行と同時に足利大学体育館使用規程は廃止する。

足利大学体育館（AUG ARENA）及び附属室の使用細則

1. 体育館の利用時間について

- 1) 体育館内の使用時間は、9:00～22:00までとする。
- 2) 体育館内の施設を使用する場合には、学生支援課にて体育館施設使用予定表を確認し、「体育館使用許可願」を提出し許可を受けてから使用すること。使用の際には、使用規程を遵守すること。ただし、9:00～17:50までの時間帯は、授業が優先であり、空いている時間帯のみ使用可能である。
- 3) 体育会所属団体の課外活動は、各団体で調整し、学生支援課に半期ごとの使用時間帯の申請書を提出し、定期の曜日及び時間帯を使用することができる。申請時間帯以外の使用に関しては、予め学生支援課にて「時間外使用願」を提出し、許可を得ること。
- 4) その他の学内サークル及び一般学生が使用する場合は、学生支援課に「使用許可願」を提出し、使用許可を受けてから使用規程を遵守して使用することができる。
- 5) 春期、夏期及び冬期の休み期間中の使用時間に関しては、学生支援課に相談し「使用許可願」を提出すること。また、合宿時の使用時間に関しては、時間外の使用が可能である。

2. 体育館の使用申請について

- 1) 体育館アリーナ、武道場を使用する際は、必ず学生支援課に申し出ること。
- 2) フィットネスの使用に関しては、学生支援課に申し出ること。なお、フィットネスマシンの使用方法講習を受けた者のみ使用できる。
- 3) 使用許可申請書の種類
 - a) 体育館使用許可願
 - b) 時間外使用許可願

3. 体育館の使用方法について

- 1) 体育館内は、全て土足禁止する。使用の際は、正面玄関で体育館専用シューズに履き替えること。
- 2) 体育館内での水分補給は、エントランス及びステージのみとする。（食事は厳禁）
- 3) 使用後は、用具等をもとの位置に片付け、清掃を行い、時間内に退館すること。また、窓を閉めて照明の電源を必ず切って（OFFにして）から、非常口及び正面玄関の施錠を行い退館すること。
- 4) 体育館内の更衣室は、授業時間帯と、特別に認められた団体のみ使用が可能である。
- 5) 用具及び設備等の故障及び破損又は事故等が生じた場合、速やかに学生支援課、授業担当教員及びクラブ部長に連絡を取り、適切な処置を行うこと。
- 6) 不適切な使用方法、未整備及び未清掃等の団体（または個人）は、期限付きで使用禁止処置を取る場合がある。

附 則

この細則は、令和3年11月15日から施行する。

本細則の施行と同時に足利大学体育館及び附属室の使用細則は廃止する。

教
職
課
程

ガ学
ィ則・
ド諸
ラ規
イ程
ン・

修

学

各
施
設
の
利
用
規
程

付

録

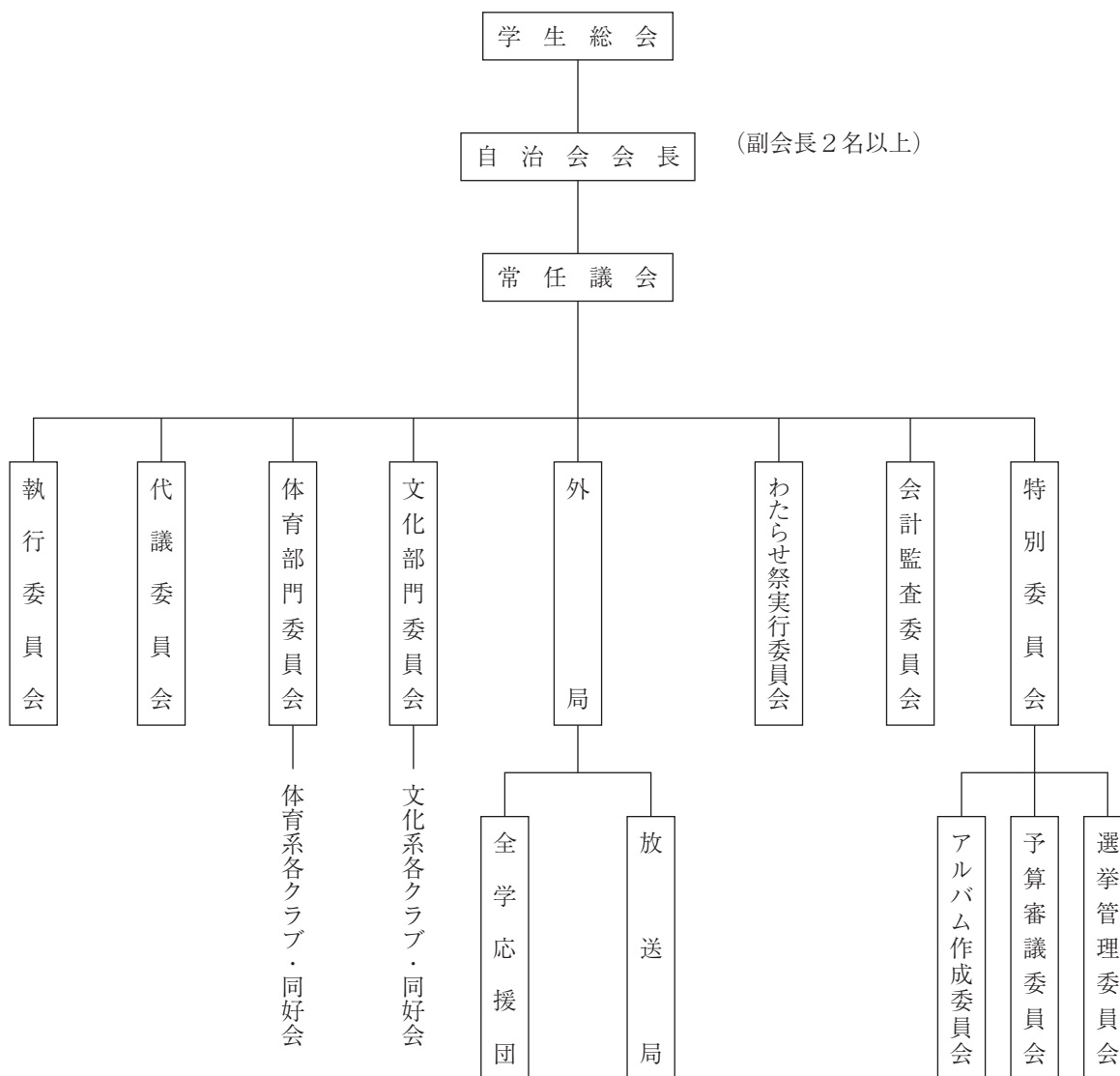
校
舎
配
置
図

付

録

教 職 課 程	
学則・諸規程・ ガイドライン	
修	
学	
各施設の利用規程	
付	
録	
校舎配置図	

足利大学学生自治会組織図



足利大学学生自治会会則

第1章 総 則

第1条 本会は、足利大学学生自治会と称し、本部を足利大学内に置く。

第2条 本会は、会員相互の親睦を図り、学術の研究、身体の練磨、徳性の涵養に勉め、会員の自治を守り、意義ある学生生活を送ることを目的とする。

第3条 本会は、本大学唯一の学生自治機関であり、その組織を通じて上記目的達成を企画し、すべての団体的課外活動を行う。

第4条 すべての学生は、本会の会員とする。

2 本会に会長1名、副会長2名以上を置き、会長に限り全会員から選出する。また副会長については、選挙・選出に関する規定第5章（第17条）に明記する。

3 会長及び副会長の任期は、1年とする。

4 新会長及び副会長は、12月の定期学生総会において承認されなければならない。

5 会長及び副会長は、学生総会及び常任議会の決定にもとづき、執行委員会、代議委員会、各部門委員会、各外局、会計監査委員会、わたらせ祭実行委員会、特別委員会の運営を統轄する。

第2章 会員の権利及び義務

第5条 本会会員は、下記に掲げる権利及び義務を有する。

(1) 本会の機関に参加する為の選挙権及び被選挙権

(2) 本会の主催する諸行事に参加する権利

(3) 本会の議決事項を守り、協力する義務

(4) 会費を納入する義務

(5) 本会の議事録及び各記録文書、会計簿、その他の文書等を閲覧する権利。但し、常任議会、執行委員会、代議委員会及び各部門委員会を除く議事録、各記録文書、会計簿、その他の文書等は、自治会会長の許可を得なければならない。

2 会員は、規約及び機関の決定あるいはその他の統制に反した場合には、学生総会及び常任議会によって権利の制限を受けることがある。

第3章 機 関

第6条 本会は、目的達成のために次の機関を設ける。

(1) 学生総会

(2) 常任議会

(3) 執行委員会

(4) 代議委員会

(5) 各部門委員会

(6) 各外局

(7) 会計監査委員会

(8) わたらせ祭実行委員会

(9) 特別委員会

第1節 学 生 総 会

第7条 学生総会は、本会最高の決議機関である。

第8条 総会は、定期学生総会と臨時学生総会に分かれる。

第9条 定期学生総会は、年2回（原則として5月、12月）会長が招集する。

第10条 臨時学生総会は、次の場合に会長が直ちに招集する。

- (1) 常任議会の要求があったとき。
- (2) 全会員の10分の1以上の要求（署名）があったとき。
- (3) 会長が要求したとき。

第11条 総会は、全会員の8分の1以上の出席をもって成立する。但し、委任状は出席会員の3分の1まで有効とする。

第12条 総会を開催するときは、1週間前までにその必要事項を全会員に知らせなければならない。但し、緊急の場合はこの限りではない。

第13条 総会の決議は、出席会員の過半数同意を必要とする。但し、14条の（3）と（7）に限り出席者の5分の4以上の同意を必要とする。

第14条 次の事項は、学生総会で審議、決定されなければならない。

- (1) 会の基本方針及び活動方針
- (2) 予算の決定及び決算の承認
- (3) 会長、副会長の信任、不信任
- (4) 代議委員会、執行委員会の信任、不信任
- (5) 会則の改正
- (6) 学生自治会活動の上部機関に加入もしくは脱退に関する事項
- (7) 本会則第5条の罰則に関する事項
- (8) その他、会員に重大なる影響を及ぼす事項

第15条 総会における議長団の選出は、総会において決定する。

第2節 常 任 議 会

第16条 常任議会は、学生総会に次ぐ審議及び決議機関であり、会長、副会長、執行委員会及び各部門委員会の代表者2名、各外局、会計監査委員会、わたらせ祭実行委員会、及び特別委員会の代表者1名、代議委員会（各クラス2名）をもって構成する。

第17条 常任議会には、議長1名、書記2名を置く。議長は自治会長が任命し、書記は議長が選出し、常任議会の承認を得なければならない。

第18条 議長の任期は、1年とする。

第19条 常任議会は、毎月1回定期的に開催する。招集権は議長にある。

第20条 臨時常任議会は、次の場合議長が直ちに招集する。

- (1) 全会員の20分の1以上の要求があったとき。
- (2) 会長が要求したとき。
- (3) 議長が要求したとき。
- (4) 執行委員会の要求があったとき。
- (5) 代議委員会の要求があったとき。
- (6) 各部門委員会の要求があったとき。
- (7) 外局の要求があったとき。
- (8) 会計監査委員会の要求があったとき。

- (9) わたらせ祭実行委員会の要求があったとき。
- (10) 特別委員会の要求があったとき。

第21条 常任議会は、全委員の2分の1以上の出席で成立する。但し、委任状は3分の1まで有効とする。
なお定足数に満たぬ場合は、前回と同一議題による。次の常任議会は、全委員の3分の1以上の出席をもって成立する。

第22条 常任議会の決議事項は、自治会長に文書をもって報告しなければならない。また各代議委員を通してその選挙母体（クラス）にも報告をする義務をもつ。

第23条 常任議会における会員の傍聴を認める。但し、議長が認めた場合のみ発言できる。

第24条 すべての傍聴者は、議長の指示に従わねばならない。

第3節 執行委員会

第25条 本会は、足利大学学生自治会執行委員会と称し、事務所を執行委員会室に置く。

第26条 執行委員会は、本会の執行機関であり、総会及び常任議会の決定にもとづき本会の活動を行い、事務を執行する。

第27条 委員は、会員の中から募集する。

第28条 執行委員長は、執行委員から選出し自治会会長が任命する。

第29条 委員長は、他役員を選出する。

第30条 執行委員会は、設立後、常任議会にて承認を得なければならない。

第31条 執行委員会と他委員会外局役員は、兼任することができない。

第32条 常時執行委員会は、原則として毎日開催し委員長が招集する。

第33条 臨時執行委員会は、次の場合直ちに会長が招集する。

- (1) 会長が要求したとき。
- (2) 常任議会の要求があったとき。
- (3) 各部門委員会の要求があったとき。
- (4) 執行委員会の要求があったとき。
- (5) 代議委員会の要求があったとき。
- (6) 会計監査委員会の要求があったとき。
- (7) わたらせ祭実行委員会の要求があったとき。
- (8) 外局の要求があったとき。
- (9) 特別委員会の要求があったとき。

第34条 執行委員会は、次の構成からなるものとする。

- (1) 委員長
- (2) 副委員長
- (3) 庶務
- (4) 会計
- (5) 企画

第35条 執行委員会は、次の活動を執行する。

- (1) 委員長は、執行委員会の最高責任を有する。
- (2) 副委員長は、委員長を補佐する。
- (3) 庶務……文書、諸記録の整理・保管、総会に必要な調書連絡、大学又は自治会からの通知・依頼を全委員会及び外局に連絡し取りまとめることや、その他の庶務を執り行う。
- (4) 会計……自治会所有の物品の管財に関する諸事項、執行委員会の会計業務に関する事項を執り行う。
- (5) 企画……年間行事・親睦行事・会員の福利厚生に関する企画、その他企画に関する事項を執り行う。

(6) 渉外事務は、委員長・副委員長が司る。

第36条 執行委員会は、次の場合直ちに解散しなくてはならない。

- (1) 総会において不信任案が可決された場合。
- (2) 常任議会の3分の2以上で不信任案が可決された場合。
- (3) 執行委員会自ら全員の3分の2以上をもって解散を決議した場合。

第37条 執行委員会が解散した場合は、1週間以内に第2章に従って新執行委員会を選出しなければならない。

第38条 新執行委員会が成立するまでは、旧執行委員会がその職務を代行する。

第4節 代議委員会

第39条 本会は、足利大学学生自治会代議委員会と称し、事務所を代議委員会室に置く。

第40条 代議委員会は、本会の活動上における会員の諸問題等を調査審議し、総会及び常任議会の決定に基づき本会の活動を推進する。

2 代議委員会は、常任議会の議長から要請があった場合、常任議会の開催公示、委任状の配布等を行わなければならない。

第41条 代議委員は、各クラス2名以上を選出する。但し、常任議会において代議委員の持つ決議権は各クラス2名である。

第42条 代議委員は、他委員会委員または外局役員を兼任することができない。

第43条 代議委員会には、委員長1名、副委員長2名、書記、会計を置く。委員長及び副委員長は、代議委員の互選により選出される。

2 会計及び書記は、委員長が選出し、代議委員の承認を得なければならない。

第44条 代議委員の任期は、1年とする。但し、重任を妨げない。

第45条 代議委員会は、原則として毎月開催し、委員長が招集する。

第46条 代議委員は、選挙母体（クラス）で不信任された場合は辞任しなければならない。また、自ら辞任する場合は、選挙母体（クラス）の承認を必要とする。

第47条 代議委員会に欠員を生じた場合は、その選挙母体（クラス）において1週間以内に代議委員を選出しなければならない。

第48条 代議委員会は、次の場合直ちに解散しなければならない。

- (1) 総会において不信任案が可決された場合、または信任案が否決された場合。
- (2) 代議委員会自ら全員の3分の2以上をもって解散を決議した場合。
- (3) 選挙母体（全クラス）の2分の1以上をもって不信任された場合。

第49条 代議委員会が解散した場合は、1週間以内に第40条に従って新代議委員を選出しなければならない。但し、新代議委員会が成立するまでは旧代議委員がその職務を代行する。

第5節 各部門委員会

第50条 文化部門委員会は、文化部の各団体の代表者から成り、各団体の連絡を図り、文化的諸活動の運営を審議する。

第51条 体育部門委員会は、体育部の各団体の代表者から成り、各団体の連絡を図り、体育的諸活動の運営を審議する。

第52条 全ての団体は、その活動状況を所属する部門委員会に報告する義務をもつ。また、すべての各部門委員会は、その活動状況を常任議会に報告する義務をもつ。

第53条 各部門委員会には常任議会が公認した団体を置く。

第54条 各部門委員会は、次の場合直ちに解散しなければならない。

- (1) 総会において不信任案が可決された場合、または信任案が否決された場合。
- (2) 各部門委員会自ら全委員の3分の2以上をもって解散を決議した場合。

第55条 各部門委員会に欠員が生じた場合は、その選挙母体（各団体）において1週間以内に部門委員を選出しなければならない。

第6節 外 局

第56条 外局は、各部門委員会に準ずる機関であり、常任議会の審議及び議決・承認と総会の承認によって成立する。

第57条 外局は、活動方針・活動状況について文書をもって自治会会長及び常任議会に報告し、承認を得なければならない。

第58条 外局は、次の場合直ちに解散しなければならない。

- (1) 常任議会及び総会において不信任案が可決された場合、または信任が否決された場合。
- (2) 外局自ら外局総員の3分の2以上をもって解散を決議した場合。

第7節 わたらせ祭実行委員会

第59条 本会は、足利大学学生自治会わたらせ祭実行委員会と称し、事務所をわたらせ祭実行委員会室に置く。

第60条 本会は、わたらせ祭開催にあたり、企画を立案し、運営と実行を目的とする。また、わたらせ祭開催期間中において、全ての施設、物品を管理する。

第8節 特別委員会

第61条 特別委員会は、本会事業の遂行上、常任議会が必要と認めた場合のみ設置する。

第62条 特別委員会は、会員がこれにあたる。

第63条 特別委員会委員と他団体役員を兼任することはできない。但し、常任議会の承認があるときはこの限りではない。

第64条 予算審議委員会は、常任議会が必要と認めた場合設立される。

第65条 予算審議委員会は、自治会長、副会長、執行委員会会計を中心に、各委員会及び外局の会計をもって構成する。

第66条 予算審議委員会で決議された予算案は、常任議会及び学生総会に報告し、承認を得なければならない。

第67条 アルバム作成委員会は、常任議会が必要と認めた場合設立される。

第68条 アルバム作成委員会の任期は1年とする。但し、重任を妨げない。

第9節 会 計

第69条 本会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもってこれにあてる。

第70条 自治会費は、授業料とともに納入する。

第71条 本会の財産は、自治会会長及び副会長が管理する。

2 本会の会計年度は、毎年第1期定期学生総会に始まり、翌年の第1期定期学生総会に終わる。

3 本会は、緊急支出に備え毎年積立金をする。

4 積立金は、総会において緊急必要と認めた時使用する。

5 赤字の補填には使用できない。

第10節 補 則

第72条 本会会則施行に関する諸細則は、別に定める。

附 則

本会則は、昭和49年5月24日から効力を発する。

昭和53年5月22日改正。

外局会員は、昭和53年5月22日から効力を発する。

昭和56年12月9日改正。

昭和58年5月10日改正。

平成6年12月6日改正。

平成8年12月3日改正。

本会則は、平成20年4月1日から一部を改正し施行する。

本会則は、平成30年5月24日から施行する。

足利大学常任議会諸会則

足利大学学生自治会会長の選挙・副会長の選出に関する規程

この規程は、自治会会長の選挙・副会長の選出が会員の自由な意志に基づき、公正に行われることによって、自治会活動が健全な発展を遂げることを目的とする。

第1章 総 則

（選挙管理委員会）

第1条 常任議会は、その下に選挙管理委員会を組織する。

2 選挙管理委員会は、自治会会長の選挙及び副会長の選出に関する事務を管理し、監督を行う。

3 選挙管理委員会は、常任議会が組織する。

4 委員は、自治会員9名をもって構成する。

5 委員の任期は、会長選挙の期間とする。

6 委員長は、委員の中から互選し、選挙管理委員会を代表する。

7 委員会の会議は、委員の過半数以上の出席がなければ開くことができない。

8 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は委員長の決するところによる。

9 前項に定めるものの外、選挙管理委員会の運営に関し必要な事項は、選挙管理委員会が別に定める。

（選挙権・被選挙権）

第2条 自治会会員は、すべて選挙権を有する。

2 1学年以上の会員は、被選挙権を有する。

（選挙・選出期日）

第3条 会長の任期満了にともなう選挙及び副会長の選出は、11月下旬に行う。

2 前項の規定による選挙の期日は、遅くとも投票日の2週間前に公示しなければならない。

（選挙人名簿）

第4条 選挙管理委員会は、9月10日現在の学生名簿に基づき選挙人名簿を作成する。

第2章 投 票

（投票管理者）

第5条 投票に際して投票管理者を置く。

2 投票管理者は、選挙管理委員会が会員の中から選出する。

（投票立会人）

第6条 投票に際して投票立会人を置く。

2 投票立会人は、選挙管理委員会が会員の中から選出する。

3 投票立会人の人数は、3人とする。

（投票所）

第7条 選挙管理委員会は、選挙の期日から遅くとも1週間前までに投票所を公示しなければならない。

2 前項の規定により公示された投票所を変更したときは、直ちにその旨公示しなければならない。

（投票用紙）

第8条 投票用紙は、選挙の当日投票所において学生証と選挙人名簿を照合の上、選挙人1人につき1枚交付する。

2 投票用紙の様式は、選挙管理委員会が定める。

第3章 開 票

(開票管理者)

第9条 開票に際して開票管理者を置く。

2 開票管理者は、選挙管理委員会が会員の中から選出する。

3 開票管理者は、開票に関する事務を担当する。

(開票立会人)

第10条 候補者は、自治会会員の中から開票立会人となるべき者1名を定め、開票日の前日迄に選挙管理委員会に届け出る。

2 選挙管理委員会は、会員3名を開票立会人に選任する。

(開票所)

第11条 選挙管理委員会は、あらかじめ開票場所及び日時を公示しなければならない。

2 自治会会員は、開票所において開票を参観することができる。但し、参観者は開票管理者の指示に従わなければならない。

(投票の効力の決定)

第12条 投票の効力は、開票立会人の意見を聞き、開票管理者が決定する。

第4章 立 候 補

(立候補)

第13条 自治会会長に立候補しようとする者は、選挙の公示のあった日から1週間以内に、選挙管理委員会に立候補の旨を届け出なければならない。

2 前項の規定による候補者がいない場合は、立候補締切日を3日間延期する。

3 候補者は、投票日の1週間前迄に届け出なければ立候補を辞退することができない。

(立候補者)

第14条 立候補者は、立候補の届け出にあたって、次の書類を選挙管理委員会に提出しなければならない。

(1) 履歴書

(2) 公約書

(3) 推薦者20名以上の署名

(4) 写真2枚

(選挙管理委員会の立候補制限)

第15条 選挙管理委員は、その在職中は候補者となることはできない。

第16条 選挙管理委員会は、立候補締切り後直ちに立候補者の氏名を公示する。

第5章 当 選 人

(当選人)

第17条 選挙においては、有効投票の最多数かつ3分の1以上を得た者をもって当選人とする。

2 投票に際して、候補者が1人の場合は、無投票で当選人となる。

3 当選人は、決定後直ちに副会長候補者2名を選出し、選挙管理委員会に報告しなければならない。

(当選人決定の公示)

第18条 当選人が決定したとき、選挙管理委員会は、直ちに当選人の氏名及び得票数、また、当選人の選出した副会長候補者氏名を公示しなければならない。

第6章 選挙運動

(選挙運動の区域)

第19条 選挙運動は、足利大学外で行ってはならない。

(選挙運動の期間)

第20条 選挙運動の期間は、立候補のあった日から投票日の前日までとする。

(選挙事務所)

第21条 候補者は、選挙管理委員会に届け出ることにより、学内に選挙事務所を設置することができる。但し、候補者1名につき1カ所とする。

(選挙事務関係者の選挙運動の禁止)

第22条 選挙管理委員、投票管理者及び開票管理者は、その在職中に選挙運動をすることはできない。

(配布物及び掲示物)

第23条 選挙運動のために使用する配布物及び掲示物は、下記の各号に該当するもの以外は、これを認めない。

(1) 選挙事務所を表示するために、その場所において使用するポスター・立看板の類

(2) 候補者及びその運動員が使用するたすき及び腕章の類

(3) 個人演説会の開催に関するポスター・立看板の類

(4) 前号に掲げるものを除く選挙運動のために使用する配布物・ポスター・立看板の類

2 前項の規定による配布物及び掲示物は、配布及び掲示に先立って選挙管理委員会の許可を必要とする。

3 選挙管理委員会の許可のない配布物及び掲示物は、見つけしだい直ちに選挙管理委員会が没収する。

4 ポスター及び立看板の類の様式、数、掲示場所については、選挙管理委員会が定める。

(立会演説会)

第24条 選挙管理委員会は、立会演説会を開催しなければならない。

2 選挙管理委員会は、立会演説会の3日前までに日程及び場所を公示しなければならない。

(個人演説会)

第25条 個人演説会を開催しようとする候補者は、演説会の3日前までに日時、場所及び候補者名を選挙管理委員会に届け出なければならない。

(選挙公報)

第26条 選挙管理委員会は、立候補者の氏名、経歴、公約及び写真を掲載した選挙公報を発行しなければならない。

2 選挙公報は、遅くとも投票日の前日までに配布するものとする。

(選挙援助金)

第27条 選挙管理委員会は、選挙運動の援助金を各候補者に交付する。

2 各候補者は、前項の援助金の使途について会計報告をしなければならない。

第7章 争 訟

(選挙・選出に関する異議)

第28条 選挙・選出に関して異議のある者は、当選人決定日から1週間以内に選挙管理委員会に対し異議の申し立てをすることができる。

2 前項の規定による異議の申し立てに対する選挙管理委員会の決定に不服のある者は、その決定書の交付を受けた日から1週間以内に常任議会に異議を申し立てることができる。

3 前項の異議申し立てに対する最終決定権は、常任議会に属する。

第8章 罰 則

(罰則)

第29条 下記の各号に掲げる行為をした者は、選挙管理委員会で審議した上で、勧告、または公示による勧告、あるいは選挙運動の停止等の処理を単独または併合して行う。

- (1) 区域外における選挙運動
- (2) 選挙妨害
- (3) 未許可の印刷物の配布
- (4) 選挙事務の妨害
- (5) 利害関係を約束とすることを目的とする行為
- (6) その他選挙の秩序を乱すような行為

2 当該選挙における選挙権または被選挙権の停止は、選挙管理委員会の申し立てにより常任議会が決定する。

第9章 補 則

(改廃の手續)

第30条 この規程の改廃は、常任議会において過半数の賛成を必要とする。

附 則

この規程は、昭和49年5月23日から施行する。

昭和53年5月22日改正

昭和56年12月6日改正

平成6年12月6日改正

平成8年12月3日改正

平成20年4月1日改正

本会則は、平成30年5月24日から施行する。

会計監査委員会規程

(名称)

第1条 本会は、足利大学学生自治会会計監査委員会と称し、事務所を会計監査委員会室に置く。

(目的)

第2条 会計監査委員会は、自治会に属する各団体並びに自治会の機構の中で行われる各行事の会計事務を監査する事を目的とする。

(構成)

第3条 会計監査委員会は、正副委員長2名を含めた委員をもって構成する。

(選出)

第4条 委員は、会員の中から募集する。

(資格)

第5条 会計監査委員は、選出時会員であることをその資格とし、各団体並びに行事の役員を兼任することはできない。

(正副委員長)

第6条 正副委員長は、会計監査委員の互選により、常任議会の承認を経て決定する。

(任期)

第7条 会計監査委員の任期は、1年とする。但し、重任を妨げない。

(辞任)

第8条 任期中の会計監査委員に事故のあった場合、常任議会の承認を経て辞任することができる。

(不信任)

第9条 各会計監査委員は、常任議会において出席常任委員の過半数以上の不信任が可決されたときは、その資格を失う。

(欠員並びに補欠)

第10条 第8条並びに第9条の定めるところにより、会計監査委員に欠員が生じた場合、常任議会は、直ちに補欠を選出しなくてはならない。

(成立)

第11条 会計監査委員会は、委員長の招集をもって開催し、成立する。

(決定)

第12条 会計監査委員会の意志は、出席会計監査委員の過半数以上の賛成をもって決定し、可否同数の場合は委員長がこれを決定する。

(公開)

第13条 会計監査委員会は、すべての代議委員に対して公開することを原則とする。但し、委員会がその必要を認めた場合は、非公開とすることができる。

(記録)

第14条 会計監査委員会は、委員会の議事を記録しなければならない。

(保管)

第15条 会計監査委員会は、委員会の議事並びに会計監査に関する他の諸資料を、4年間保管しなければならない。

(公示)

第16条 会計監査委員会は、関係諸団体及び行事主催者に対して、下記の期日に従って公示を出さなければならない。

- 2 会計年度前期の監査公示は11月10日まで、会計年度後期の監査公示は4月30日までとする。
- 3 自治会の機構の中で行われる各行事については、全日程終了後7日以内とする。

(書類及び帳簿の提出)

第17条 第16条による公示が出された場合、関係諸団体は10日以内、行事の主催者は3週間以内に会計監査委員会に対して必要な書類及び帳簿を提出しなければならない。

(監査)

第18条 会計監査委員会は、第17条に規定する書類及び帳簿提出期間終了後3週間以内に会計監査業務を完了しなければならない。

(報告及び承認)

第19条 会計監査委員会は、会計監査業務終了後最初の常任議会において委員会報告をし、承認を得なければならない。

(書類及び帳簿の返還)

第20条 会計監査委員会は、会計監査業務完了後すみやかに会計書類及び帳簿を各団体並びに行事主催者に返還しなければならない。但し、会計書類及び帳簿に不正が認められた場合は、第19条に規定する常任議会報告終了後に返還するものとする。

(会計報告)

第21条 会計監査委員会は、12月の常任議会において、前期分の会計報告をし、5月の常任議会において前年度の会計監査報告をするものとする。

(臨時監査)

第22条 下記の各号に該当する場合、会計監査委員会は、関係諸団体または行事主催者に対して、第16条、第17条及び第18条の規定によらずして臨時監査を行うことができる。その場合、第19条、第20条は適用されるものとする。

- (1) 審査委員会から要求があった場合
- (2) 会計監査委員会が必要と認めた場合
- (3) 常任議会の要求があった場合
- (4) 自治会会員30名以上の署名による要求があった場合

(細則)

第23条 会計監査委員会は、その委員会運営にあたって細則を設けることができる。

(改廃)

第24条 本規程の改廃は、常任議会において出席常任委員の3分の2以上の賛成を必要とする。

附 則

本規程は、昭和43年11月8日から施行する。

昭和49年5月23日改正

昭和53年5月22日改正

昭和56年12月9日改正

昭和58年5月10日改正

平成6年12月6日改正

平成20年4月1日改正

本規程は、平成30年5月24日から施行する。

会計監査規程

(監査対象金)

第1条 監査対象金は自治会予算とする。但し、自治会の機構の中で行われる事業の場合は、事業収入、その他も対象となる。

(監査提出書類及び帳簿)

第2条 会計監査委員会に提出する書類及び帳簿は、下記の各号に定めるものとする。

- (1) 月報、決算報告書、領収書、会計帳簿、物品台帳
- (2) その他、会計監査に必要な書類及び帳簿

2 月報、決算報告書は会計監査委員会作成のものを使用し、会計帳簿は金銭出納帳以外の使用を禁ずる。

(記載様式)

第3条 会計監査委員会に提出された書類及び帳簿の記載様式は、委員会が別にこれを定める。

(訂正の禁止)

第4条 一度正式に提出された書類及び帳簿は、会計監査委員会から要求された場合をのぞき、訂正あるいは変更することができない。

(書類及び帳簿の保管)

第5条 各団体は、監査終了後の会計書類及び帳簿を4年間保管しなければならない。

(自家監査の禁止)

第6条 会計監査委員会は、自己の所属する団体または会計監査の対象となっている期間中に所属していた団体及び主催した行事を直接監査することはできない。

(残金の返還)

第7条 自治会予算を会計年度末までに全額支出せず残金が生じた場合は、その残金を会計監査公示後必要書類及び帳簿とともに、会計監査委員会に返還しなければならない。

(返還金の処置)

第8条 第7条の規定による各団体からの返還金は、現行予算年度の次年度自治会予算に算入するものとする。

(予算の削減)

第9条 下記の各号に該当した団体は、活動状況、実績、その他一切の理由の如何を問わず監査対象の次年度予算から予算削減を行うものとする。

- (1) 下記各号に該当した場合は、二割を削減する。
 - (イ) 会計監査委員会で正当と認められる理由なくして期限までに必要な書類及び帳簿を提出しなかった場合。
 - (ロ) 正規な手続きを経ずして項目外支出をした場合。
 - (ハ) その他の不正が認められた場合。
- (2) 会計監査委員会において道義的に見て許せないはなはだしい不正ありと認められた団体に対しては、監査対象年度予算総額の五割を返却とする。正し、ここにいう団体とは、執行委員会、代議委員会、各部門委員会、各外局、会計監査委員会及びわたらせ祭実行委員会さらに常任議会内における特別委員会を除くものとする。
- (3) 必要な書類及び帳簿の提出において度重なる催促にも応じなかった場合、予算の不正使用とみなし監査対象の予算全額返却とする。

(削減金の処置)

第10条 第9条の規定による削減金は、予算削減された年度の次年度自治会予算に算入するものとする。

(弁償)

第11条 会計監査委員会は、クラブ主催の行事を除く自治会機構の中で行われた他の行事、並びに自治会執行委員会、代議委員会が自治会の予算を道義的に見て許せないはなはだしい不正使用をした場合、その責任者に対して、その全額または、責任者に情状酌量すべき事由のある場合はその一部の弁償を要求することができる。

(弁償期間)

第12条 弁償期間は、原則として弁償責任者の在学中とする。

(弁償金の処置)

第13条 第11条の規定による弁償金は、弁償完了後の次年度自治会予算に算入するものとする。

(その他の罰則)

第14条 会計監査委員会は、第9条、第11条の規定の他、経理上の不正の責任者に対して、自治会会則第5条第2項に定められた処分の適用を決定することができる。

(罰則の発効)

第15条 罰則に関する会計監査委員会の決定は、常任議会の承認を得て発効する。

(改 廃)

第16条 本規程の改廃は、常任議会において出席常任委員の3分の2以上の賛成を必要とする。

附 則

本規程は、昭和43年1月8日から施行する。

昭和49年5月23日改正

昭和53年5月22日改正

昭和56年7月7日改正

平成8年12月3日改正

平成20年4月1日改正

本規程は、平成30年5月24日から施行する。

足利大学体育部門委員会会則

第1章 総 則

第1条 本会は、足利大学体育部門委員会（略名称を体育会と称す。）と称し、本部を足利大学内に置く。

第2条 本会は、常任委員会公認団体の部及び同好会をもって構成する。

第3条 本会は、足利大学の建学の精神に基づき、体育活動を通じて心身を練磨し、会員相互の親睦を計り、本学の健全なる発展をめざし、公認団体間相互の綿密な連携の下に各団体の総意を実現することを目的とする。

第2章 事 業

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 足利大学学内諸団体との連絡協議会及び報告
- (2) 本部及び各団体に関する正式なる調査、記録及び保管
- (3) 主将会議の開催
- (4) 優秀なる成績を収めた部及び会員の表彰に関する事項
- (5) 本会会員の名簿作成及び保存
- (6) その他、本会の目的に必要な事業

第3章 会 員

第5条 本会の会員は、本会則を遵守し、会の目的達成に寄与するものとする。

第6条 本会の会員は、正会員、特別会員及び名誉会員からなる。

- (1) 正会員は、本会公認団体に入部、入会し、宣誓を行った足利大学学生とする。
- (2) 特別会員は、本会公認団体の顧問、各部部長、師範及びコーチとする。
- (3) 名誉会員は、本会会員で本会において多大な功績を残した卒業生とする。

第4章 機 関

第7条 本会は、本会の目的達成のために、次の機関を置く。

- (1) 主将会議
- (2) 常任役員会

第1節 主 将 会 議

第8条 主将会議は、本会最高の決議機関である。

第9条 主将会議は、定例会議と臨時会議の二会議とする。

第10条 定例会議は、毎月一回、本会会長がこれを招集する。

第11条 臨時会議は、下記の場合本会会長がこれを招集する。

- (1) 常任役員会が必要と認めた場合。
- (2) 主将の3分の1以上の発議があり、これを成文し、署名で本会会長に提出し委員招集の請求があった場合、本会会長は2週間以内にこれを開催しなければならない。

第12条 主将会議は、公認団体の主将をもって構成する。

第13条 主将会議は、次の事項を承認又は決議する。

- (1) 本会運営の基本方針及び一般経過報告に関する事項

- (2) 決議報告に関する事項
- (3) 会則改正及び諸規程に関する事項
- (4) 本会会長選出に関する事項
- (5) 常任役員の信任及び不信任に関する事項
- (6) 常任役員会の総辞職に関する事項
- (7) その他、本会の目的達成に関する事項
- (8) 特別会員の信任及び不信任に関する事項
- (9) 名誉会員の信任及び不信任に関する事項

第14条 主将会議は、各団体主将の2分の1以上の出席をもって成立する。その決議は3分の2以上とする。但し、同好会は、発言権を有するが議決権は有しない。

2 代理の場合も発言権は有するが、議決権は有しない。書状による委任の場合、会議の成立はさまたげないが、議決権は議長に委任するものとする。

第15条 主将会議の議長は本会会長が務め、書記には常任役員があたる。

第16条 主将会議は、正当な理由なくして解散されない。

第2節 常 任 役 員 会

第17条 常任役員会は、本会の最高執行機関である。

第18条 常任役員会は、本会会長が各団体の中から任命した本会会員をもって構成する。

第19条 常任役員会は、主将会議で決議された事項を執行する。

第20条 常任役員会は、本会の会務を執行するために次の各号に記す役員を置く。但し、役員を兼任することとはできない。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 総務課長 1名
- (5) 財務課長 1名
- (6) 企画課長 1名
- (7) 活動課長 1名
- (8) 情宣課長 1名
- (9) 渉外課長 1名
- (10) 事務局長補佐 1名
- (11) 総務課長補佐 2名以上
- (12) 財務課長補佐 2名以上
- (13) 企画課長補佐 2名以上
- (14) 活動課長補佐 2名以上
- (15) 次長補佐 2名以上

第21条 会長以下の常任役員は、次の職務を担当する。

- (1) 会長は、本会の最高責任者として本会を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある場合これを代行する。
- (3) 事務局長は、主に本会運営に関する事務全般を総括し、主将会議の招集を行う。
- (4) 総務課長は、主に対内的活動を行う。
- (5) 財務課長は、主に本会運営に関する会計全般を処理する。
- (6) 企画課長は、主に各行事に関する企画全般を行う。

- (7) 活動課長は、主に各クラブの活動に関する監査を行う。
- (8) 情宣課長は、主に対外、対内的に情宣活動を行う。
- (9) 渉外課長は、主に対外的活動を行う。
- (10) 衛生課長は、主に対外、対内的に衛生活動を行う。
- (11) 事務局長補佐は、事務局長を補佐し、局長に事故ある場合はこれを代行する。
- (12) 総務課長補佐は、総務課長を補佐し、課長に事故ある場合はこれを代行する。
- (13) 財務課長補佐は、財務課長を補佐し、課長に事故ある場合はこれを代行する。
- (14) 企画課長補佐は、企画課長を補佐し、課長に事故ある場合はこれを代行する。
- (15) 活動課長補佐は、活動課長を補佐し、課長に事故ある場合はこれを代行する。

第22条 常任委員会は、次の場合会長が招集する。

- (1) 会長が必要と認めた場合
- (2) 常任役員の2分の1以上の要求があった場合

第23条 体育会会長は、常任役員の中から選出する。

第24条 常任役員会の会長以下の常任役員は、各部から選出を行い、会長が任命し、主将会議の承認を得る。

第25条 常任役員会の任期は2カ年又は3カ年とし、常任役員補充のために選出された役員の任期は残任期間とする。

第26条 会長は、全体育会員の代表である主将会議の3分の2以上の同意なくしては解任されない。

第27条 常任役員が職務遂行不可能な場合、主将会議の承認を得て総辞職することができる。但し、新常任役員が選出されるまで職務取扱として事務を処理しなければならない。なお、総辞職とは、事務局長以下を指す。

第3節 特別会員

第28条 顧問、部長、コーチ及び師範は、本会公認団体において2年以上その職務を継続している者とする。

第4節 名誉会員

第29条 名誉会員は、第6条第3項によるが、会長が推薦し、主将会議において承認決定する。

第30条 体育会会長は、卒業後名誉会員となる。

第5章 象 徴

第31条 足利大学体育部門委員会の象徴として、名誉会長を置く。

第6章 加 盟

第32条 本会に加盟を希望する団体は、その名称、目的、組織、人員名簿及び人数等を明記した同好会加盟申請書を会長に提出する。

第33条 会長に同好会加盟の申請があった場合、主将会議の3分の2以上の同意を得て、常任役員会はこれを了承し、加盟が決定する。

第34条 同好会が部に昇格するには、活動経過報告書を所定の用紙に記入の上、常任役員会に提出しなければならない。

第35条 常任役員に部昇格の申請があった場合、常任役員会は最低1カ年を審査し、主将会議に計り3分の2以上の承認を得て仮昇格を決定する。なお、正昇格は常任議会によって決議される。また、部昇格団体は、部長として本学または本法人内の教職員から1名を置かなければならない。

第36条 本会加盟団体に本会の統合の秩序を乱し、あるいは体面をけがす行為があった場合、または活動不振の時は、主将会議の3分の2以上の決議により、次の各号の処分を科することができる。

- (1) 降格
- (2) 除名
- (3) 活動停止
- (4) その他の処分

第7章 活 動 資 金

- 第37条** 本会の諸経費は、足利大学学生自治会費、援助金（大学、後援会、その他）をもってこれに当てる。
- 第38条** 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。
- 第39条** 本会の予算原案は、常任役員会で作成し、主将会議の承認を得て自治会長に提出する。
- 第40条** 本会の部及び同好会の援助金に関しては、主将会議で決定し、常任役員会でこれを行うことができる。
- 第41条** 本会の決算書は、主将会議に提出し承認を得なければならない。なお、各部の決算書は、常任役員会に提出し承認を得なければならない。その後に、本会及び各団体の決算書は、会計監査委員会に提出しなければならない。

第8章 総 則

- 第42条** 本会会則の解釈に関し疑義が生じた場合、その解釈決定は、法令その他慣例により常任役員会が決定する。
- 第43条** 本会会則の改正は、常任役員が主将会議の3分の1以上の賛成を得て発議し、主将会議の3分の2以上の承認を必要とする。なお、自治会会則を改正する場合、会則の規定に基づいてこれを改正する。

附 則

- 本会則は、昭和49年5月24日より効力を発する。
- 本会則は、平成9年4月1日から効力を発する。
- 本会則は、平成20年4月1日から一部を改正し施行する。
- 本会則は、平成30年5月24日から施行する。

体育会名誉会員選出規程

この規程は、足利大学体育部門委員会（以下「体育会」という。）に対して多大な功績を残し、また卒業の後にも本会の健全な発展に寄与した本会会員に送る名誉称号に関する規程である。

第1章 総 則

第1条 名誉会員の選出にあたっては、足利大学体育部門委員会会則第6条第3項及び第13条第9項による。

第2条 名誉会員は、各団体に功績を残した者ではなく、体育会に対し多大なる功績を残した本会会員とする。

第3条 名誉会員の称号は、終身称号ではない。

第2章 名誉会員の選出

第4条 常任役員会は、各年度1月に、名誉会員の称号を受けるにふさわしい本会会員若干名について、それぞれの功績を列記し選出する。但し、該当者がいない場合はこのかぎりではない。

第5条 本会会長は、常任役員会において選出された本会会員を、名誉会員の候補として主将会議に推薦する。

第6条 主将会議において、足利大学体育部門委員会会則第13条第9項により信任された本会会員に対し、本会会長は名誉会員の称号を与える。

第3章 称 号 の 剥 奪

第7条 名誉会員に本会の秩序を乱し、あるいは対面をけがすような行為があった場合、主将会議は足利大学体育部門委員会会則第13条第9項に従い不信任決議をし、この決議のもとに本会会長は名誉会員の称号を剥奪する。

第8条 名誉会員がその称号を得た後、なんら体育会の発展に対し寄与することがなかった場合、本規程第7条に従い、本会会長は名誉会員の称号を剥奪する。

第4章 附 則

第9条 本規程の解釈に関し疑義が生じた場合、その解釈決定は、本会会則その他慣例により本会会長が決定する。

第10条 本規程の改正は、常任役員会が発議し、主将会議の3分の2以上の承認を必要とする。

第11条 本規程は、足利大学体育部門委員会会則と同時に効力を発する。

足利大学文化部門委員会則

第1章 総 則

第1条 本会は、足利大学文化部門委員会と称し、本部を足利大学内に置く。

第2条 本会は、常任委員会公認である部・同好会をもって構成する。

第3条 本会は、足利大学の建学の精神に基づき、文化活動を通じて会員相互の親睦を計り、本学の健全な発展をめざし、公認団体の活性化に寄付し、公認団体間相互の綿密な連携の下に、各団体の総意を実現することを目的とする。

第2章 事 業

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 足利大学学内諸団体との連絡協議
- (2) 本部及び各団体に関する正式なる調査、記録及び保管
- (3) 代表者会議の開催
- (4) 本会会員の名簿作成及び保存
- (5) その他、本会の目的達成に必要な事業

第3章 会 員

第5条 本会の会員は、本会則を遵守し、会の目的達成に寄与するものとする。

第6条 本会の会員は、文化系各クラブ員及び同好会員からなる。

第4章 機 関

第7条 本会は、本会の目的達成のために、次の機関を置く。

- (1) 代表者会議
- (2) 常任委員会

第1節 代 表 者 会 議

第8条 代表者会議は、本会最高の議決機関である。

第9条 代表者会議は、定例会議と臨時会議の2会議とする。

第10条 定例会議は、月1回、本会会長がこれを招集する。

第11条 臨時会議は、下記の場合本会会長がこれを招集する。

- (1) 常任委員会が必要と認めた場合。
- (2) 幹事長会議の3分の1以上の発議があり、これを成文化し、署名で本会会長に提出し委員招集の要請があった場合、本会会長は2週間以内にこれを開催しなければならない。

第12条 代表者会議は、公認団体の幹事長会議をもって構成する。

第13条 代表者会議は、次の事項を承認又は決議する。

- (1) 本会運営の基本方針及び一般経過報告に関する事項
- (2) 予算及び決算報告に関する事項
- (3) 会則改正及び諸規定に関する事項
- (4) 本会会長選出に関する事項
- (5) 常任委員の信任及び不信任に関する事項
- (6) 常任委員会の総辞職に関する事項

(7) その他、本会の目的達成に関する事項

第14条 代表者会議は、各部部長の2分の1以上の出席をもって成立する。その決議は3分の2以上とする。

但し、同好会は、発言権を有するが議決権は有しない。

2 書状における委任の場合、会議の成立はさまたげないが、議決権は議長に委任するものとする。

第15条 代表者会議の議長は、本会会長が、書記は常任委員があたる。

第16条 代表者会議は、正当な理由なくして解散されない。

第2節 常任委員会

第17条 常任委員会は、本会の最高執行機関である。

第18条 常任委員は、代表者会議で任命された本会会員をもって構成する。

第19条 常任委員会は、代表者会議で決議された事項を執行する。

第20条 常任委員会は、本会の会議を執行運営するために次の各号に記す委員を置く。但し、委員を兼任できない。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 会計委員長 1名
- (4) 庶務委員長 1名
- (5) 渉外委員長 1名
- (6) 企画委員長 2名
- (7) 同好会監査委員長 1名

第21条 会長以下の常任委員は、次の職務を担当する。

- (1) 会長は、本会の最高責任者として職務を遂行する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある場合これを代行する。
- (3) 庶務委員長は、数名の庶務委員によって構成される庶務委員会を統括し、合わせて本会運営に関する事務全般を総括する。
- (4) 会計委員長は、数名の会計委員によって構成される会計委員会を統括し、合わせて本会運営に関する会計全般を処理する。
- (5) 渉外委員長は、数名の渉外委員によって構成される渉外委員会を統括し、合わせて主に対外的活動を行う。
- (6) 企画委員長は、数名の企画委員によって構成される企画委員会を統括し、合わせて年間行事、親睦行事の企画及びその他の企画に関する職務を遂行する。
- (7) 会計監査は、年2回以上代議委員会によって行う。
- (8) 同好会監査委員会は、同好会の活動状況を吟味し、部への昇格を考える。

第22条 常任委員会は、次の場合会長が招集する。

- (1) 会長が必要と認めた場合。
- (2) 常任委員会の2分の1以上の要求があった場合

第23条 会長は、代表者会議により選出し、常任委員会で内定した後、幹事長会議で信任投票を行い選出する。

第24条 常任委員会の会長以下の常任委員は、代表者会議の承認を得る。

第25条 常任委員会の任期は1カ年とし、12月1日から翌年11月30日までとする。また、常任委員補充のために選出された委員の任期は在任期間とする。

第26条 会長は、全会員の代表である代表者会議の3分の2以上の同意なくしては解任されない。但し、会長以下の常任委員の更迭は、会長の発議により部長会議の2分の1以上の同意によって行う。

2 会長の任期は1カ年とし、再選されない。

第27条 常任委員会が職務遂行不可能な場合、幹事長会議の承認を得て総辞職することができる。但し、新常任委員が選出されるまで職務取扱として事務を処理しなければならない。なお、総辞職とは各委員を指す。

第5章 加 盟

第28条 本会に加盟を希望する団体は、その名称、目的、組織、人員名簿及び人数等を明記した同好会加盟申請書を会長に提出する。

第29条 会長に同好会加盟の申請があった場合、代表者会議の3分の2以上の同意を得て常任委員会はこれを承認し、加盟が決定する。

第30条 同好会が部に昇格するには、活動経過報告書を所定の用紙に記入の上、常任委員会に提出しなければならない。

第31条 常任委員会に部昇格の申請があった場合、常任委員会は最低1カ年を審査し、代表者会議に計り3分の2以上の承認を得て仮昇格を決定する。なお、正昇格は常任委員会によって決議される。

第32条 本会加盟団体に本会の統合の秩序を乱し、あるいは対面を汚す行為があった場合、または活動不振の時は、代表者会議の3分の2以上で仮処分をすることができる。なお、正処分は常任委員会によって決議される。

附 則

本会会則は、昭和49年5月24日から効力を発する。

昭和55年12月10日補則

昭和56年4月1日から効力を発する。

平成8年12月3日改正

平成9年4月1日から効力を発する。

本会則は、平成20年4月1日から一部を改正し施行する。

本会則は、平成30年5月24日から施行する。

足利大学工学部同窓会会則

昭和50年3月9日施行
令和4年5月14日最終改正

第1章 総 則

第1条 本会は足利大学工学部同窓会と称する。

第2条 本会は事務所を〒326 - 8558足利市大前町268 足利大学同窓会館内に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 本会は会員相互の交誼を厚くし、かつ母校の発展に貢献することを目的とする。

第4条 本会は前条の目的を達成のため、次の事業を行う。

1. 集会に関する事項
2. 会員原簿の管理及び会員への連絡・共助に関する事項
3. 会報及び会誌等の発行に関する事項
4. 母校の発展を助けるために必要な事項
5. その他の目的達成に必要な事項

第3章 会 員

第5条 本会の会員は次の4種とする。

1. 正 会 員 足利大学工学部卒業生で終身会費を納入した者とする。
2. 準 会 員 足利大学工学部学生で入学時に入会金を納入した者、ただし留学生においては大学の規定により納入が免除されている者（大学院を含む）とする。
3. 推薦会員 足利大学大学院を修了し終身会費を納入した者 足利大学工学部に在籍した者で終身会費を納入し、本人の申し出により理事会の承認を得た者とする。
4. 特別会員 (1)名誉理事 第29条2により選任・認証されたもの。就任後は本会が開催する会議等に積極的に出席し、意見を述べる事が出来るが、賛否の数には含まないものとする。
(2)足利大学工学部に在職の教職員とする

第4章 役員、評議委員、事務局

第6条 本会は次の役員を置く。

1. 理 事 10名以上20名以内（内、会長1名、副会長2名、理事長1名）
2. 監 事 2名

第7条 理事は総会において正会員の中から選出し、互選により会長1名、副会長2名、理事長1名を定めることとする。

第8条 監事は総会において正会員の中から選出する。

第9条 会長は本会を代表し会務を総理する。

第10条 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時は代理する。

第11条 理事長は理事会を代表し本会の事務を掌理、事務局を統轄する。

第12条 会長、副会長、理事長、理事は理事会を組織して、会務を審議執行する。

第13条 監事は本会の会計を監査する。

第14条 役員の任期は2年とし重任を妨げないものとする。

補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

役員は任期満了後でも、後任者が就任するまではその職務を行うこととする。

第15条 役員は有給とすることができるものとする。

第16条 評議委員は正会員・推薦会員中より選出し、その数は20名以上50名以内とする。任期は第14条に準ずるものとする。

第17条 評議委員の選任は定期総会時に役員の推薦、または正会員の百分の一以上の推薦者を得て、定期総会開催の3ヵ月前までに、委員となる目的・方針及び同窓会活動への提言を推薦状と共に文書で提出した

者から総会の議を経て選出する。

第18条 本会に事務局を設け事務局長1名、事務局員若干名を置く。事務局長は理事会の承認を経て会長が任命し、事務局員は事務局長が委嘱する。

第5章 顧問

第19条 本会に顧問を置くことができる。

1. 顧問は理事会の議決を経て会長が委嘱する
2. 顧問は本会の諮問に応ずることとし、本会が開催する会議等に参加し、意見を述べるができることとする

第6章 会議

第20条 本会の会議は、総会、理事会、評議委員会とする。

第21条 総会

1. 定期総会は毎年1回、4月または5月に開催し、会則の改正と変更、予算および決算、役員の選任、その他理事会で必要と認めた事項を審議する。
2. 臨時総会は理事会が必要と認めたとき、及び会員の5分の1以上が、会議の目的たる事項を示し要求があったとき開く。
3. 理事会において総会の開催が困難と認められたとき、評議委員会をもって総会に代えることができる。

第22条 理事会は年4回以上開催し、会長が議長となる。

第23条 評議委員会は本会の理事および評議委員をもって構成され、年1回以上開催し、会長が議長となる。

第24条 会議の開催が流行性疾病などの蔓延や、何らかの障害などにより、全員が一同に会しての議事が難しいと判断されたとき、会長は役員・理事などの了解を得て、Eメールなどの通信手段を利用し会議を開催することができるものとする。

その場合、事務局は審議内容等を作成、送信して、全員からの質問などを受ける期間を設け、承諾、不承諾の意見を取りまとめ、議事録案とし、その承認を得て、会合での審議に代えることができるものとする。

第25条 すべての会議の議決は出席者の過半数をもって決定し、賛否同数の場合は議長が決定する。

第7章 会計

第26条 本会の経費は、会費、寄附金および、その他の収入をあてる。

第27条 本会の会費は次のとおりとする。

1. 準会員が正会員となるとき、終身会費として50,000円を（4年次前期まで）納入する。
2. 準会員となるとき入会金を納入する。ただしその額は理事会で定め通知する。
3. 大学院生が推薦会員となるとき、終身会費として50,000円を（終了年前期まで）納入する。
4. 一旦納めた会費は原則として返還しない。

第28条 本会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月末日に終るものとする。

第8章 附則

第29条 この会則の施行に関する細則は理事会の議を経て別に定める。

1. 第5条1. 第5条3. 終身会費の納入が無かった者においては、会員名簿の中に「会費が未納」であることを付記し「正会員」「推薦会員」としない。留学生も同様の取り扱いとする。

2. 第5条4.1. 名誉理事推薦の基準

本会の理事及び顧問などの役職が解かれる時理事会は以下の要件をもとに「名誉理事」として推薦し定期総会にて認証を得て「名誉理事」就任を伝達する。

(1)理事就任の期間がおおむね40年以上の者で理事就任中に同窓会の役員（会長・副会長・理事長・事務局長・監事）等に就任した者

(2)本会の理事就任のほか母校等で役職（学長・副学長・校長・大学（法人含む）事務局課長以上など）に就任し就任中「顧問等」として同窓会活動に協力した期間があり、理事会が推薦する者。

3. その他理事として積極的な参加をし理事会が推薦する者

4. 名誉理事推薦にあたっては原則として理事就任経験者の中から選出する

第30条 この会則は昭和50年3月9日から施行する。

この会則は令和4年5月14日一部改正し施行する。

足利大学後援会会則

第1章 総 則

- 第1条** 本会は足利大学後援会と称す。
- 第2条** 本会は事務所を足利大学（以下、大学という。）内に置く。
- 第3条** 本会は大学学生の父母並びに本会の趣旨に賛同するものをもって組織する。
- 第4条** 会員は下記の2種とする。
- (1) 正 会 員 大学学生の父母
 - (2) 賛助会員 本会の趣旨に賛同するもの（ただし、理事会の承認を経ることを要す。）

第2章 目的及び活動

- 第5条** 本会は家庭と大学が緊密なる連繋を保ち学生や父母および大学後援者の協力により学生の福祉を増進し、本学教育目的の達成を支援することをもって目的とする。
- 第6条** 本会は前条の目的を達成するために次の活動を行う。
- (1) 大学と緊密なる連繋を保ち、本学教育に対する理解を深める。
 - (2) 本学施設、設備の充実、改善のために協力する。
 - (3) 常に学生の生活を守り、その福祉増進のために協力する。
 - (4) その他、必要と認める事業を行う。

第3章 会 議

- 第7条** 総会は毎年度初め会長これを招集し、予算、決算その他会の重要事項を審議決定する。
- 2 但し、会長において総会の議決を必要と認める場合、または会員の3分の1以上の要求があった場合は会長は、臨時総会を招集する。
- 第8条** 理事会は必要に応じて会長これを招集する。
- 第9条** 本会と大学の緊密なる連繋を保つため、連絡協議会を設ける。連絡協議会は、本会正副会長、会計並びに大学学長、副学長、学部長および事務局長をもって構成し、いずれかの要請に応じて随時これを開催する。

第4章 役員及び職員

- 第10条** 本会に下記の役員及び職員を置く。
- 役員 会長1名 副会長 若干名 理事 若干名 監事2名 会計1名
- 職員 幹事、会計事務および書記 若干名
- 第11条** 正副会長、監事および会計は総会においてこれを選挙する。ただし、その方法は推薦の形式によることも妨げない。
- 第12条** 幹事、会計事務および書記は、大学事務局職員とし、大学の推薦により会長これを委嘱する。
- 第13条** 正副会長、監事および会計の任期は1ケ年とする。ただし、再選を妨げない。
- 第14条** 理事は正会員中より会長これを委嘱する。その任期は1ケ年とし再選を妨げない。
- 第15条** 役員および職員の任務は次のとおりとする。
- (1) 会長は、会を代表し会務を総理し、兼ねて会議の議長となる。
 - (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
 - (3) 理事は理事会を構成し、会務を処理し総会の議決を必要とする案の作成などについて協議決定する。

- (4) 監事は会務を監査する。
- (5) 会計は会長の指揮をうけ会計の業務に従事する。
- (6) 幹事、会計事務および書記は会長の指揮をうけ事務に従事する。
- (7) 役員及び職員は任務の内容によっては有給とすることができる。

第5章 名誉会長及び顧問

第16条 本会に名誉会長および顧問を置くことができる。

- (1) 名誉会長は特別な功労があった会長経験者のうちから総会の議決を経て会長これを委嘱する。
- (2) 顧問は会長経験者及び本会に特別な功労があったもののうちから理事会の議決を経て会長これを委嘱する。
- (3) 名誉会長、顧問は本会の業務について会長の諮問に応ずる。

第6章 会 計

第17条 本会の経費は、会費、寄附金及びその他の収入をもってこれに当てる。

第18条 本会の会計年度は、毎年度4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第19条 本会の正会員は会費金100,000円を納入する。賛助会員の寄付は入学時之を納入する。

附 則

- 1. 会則の改廃は総会の議決を要する。
- 2. 本会則の詳細規定は、足利大学後援会会則細則の規定するところに譲る。
- 3. 会則細則は、本会会則に基づき理事会の議決により改正実施することができる。
但し、改正後最初の総会の承認を経ることを要する。
- 4. 昭和45年7月20日改正
- 5. 本会則は、昭和44年3月10日から実施する。
- 6. 昭和50年6月23日改正
- 7. 昭和52年6月20日改正
- 8. 昭和53年6月20日改正
- 9. 昭和55年7月19日改正
- 10. 昭和57年6月15日改正
- 11. 平成2年6月20日改正
- 12. 平成6年5月28日改正
- 13. 平成9年6月7日改正
- 14. 平成28年6月18日改正

附 則

- 1. 平成30年4月1日より施行する。(校名変更)

教
職
課
程

学則・諸規程・ガイドライン

修学

各施設の利用規程

付録

校舍配置図

校 舎 配 置 図

教
職
課
程

ガ学
ィ則・
ド諸
ラ規
ィ程
ン・

修

学

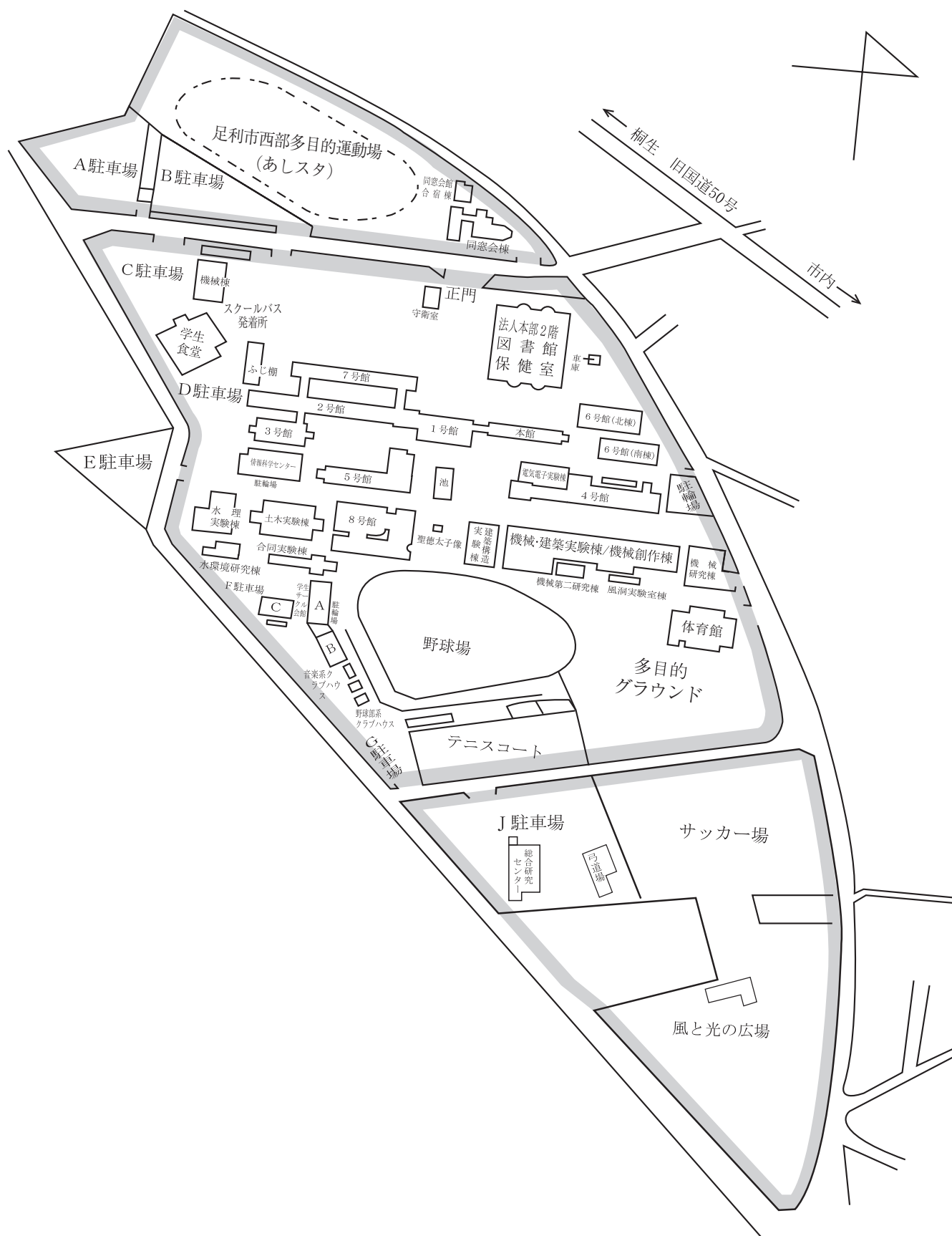
各
施
設
の
利
用
規
程

付

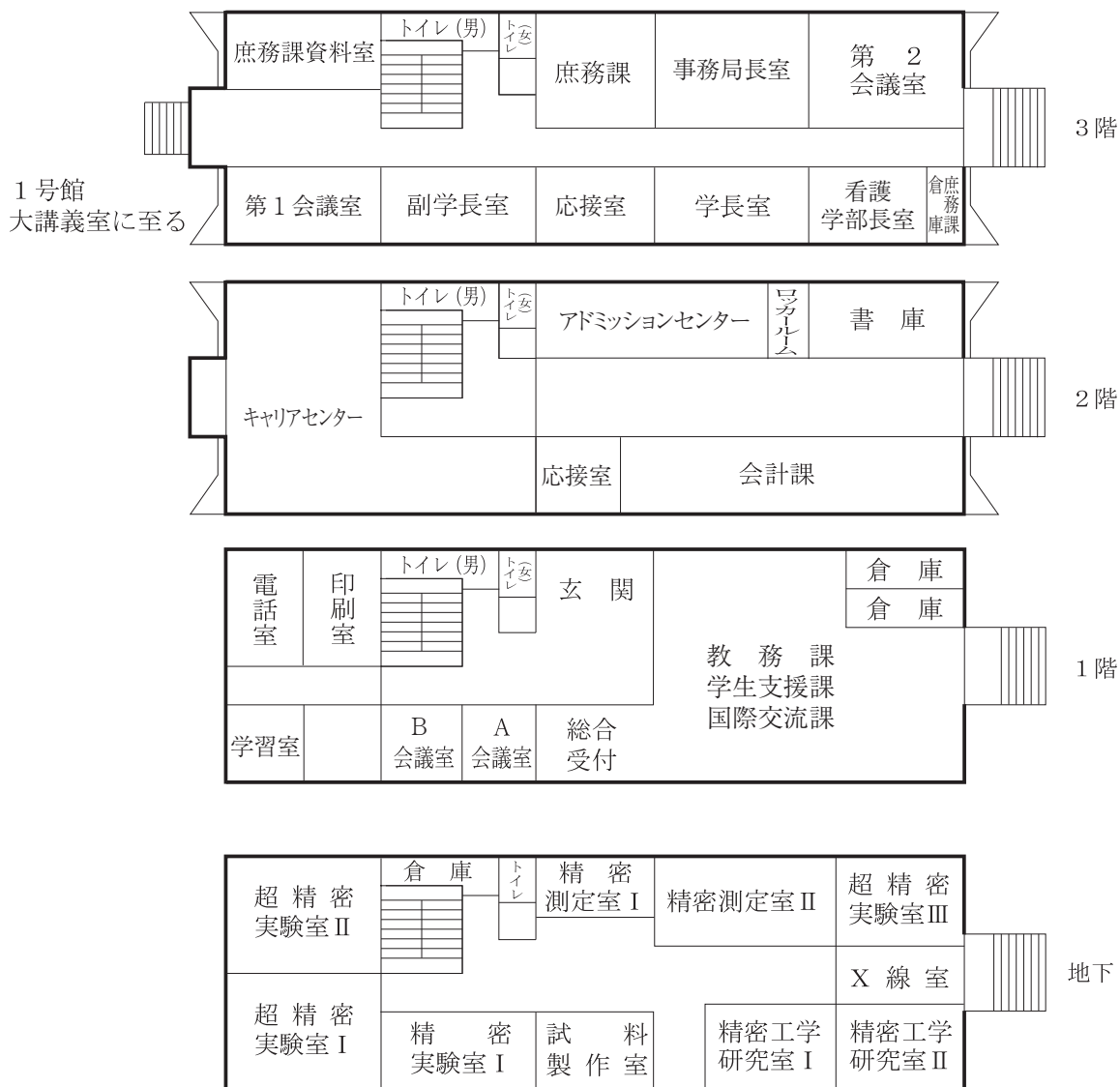
録

校
舎
配
置
図

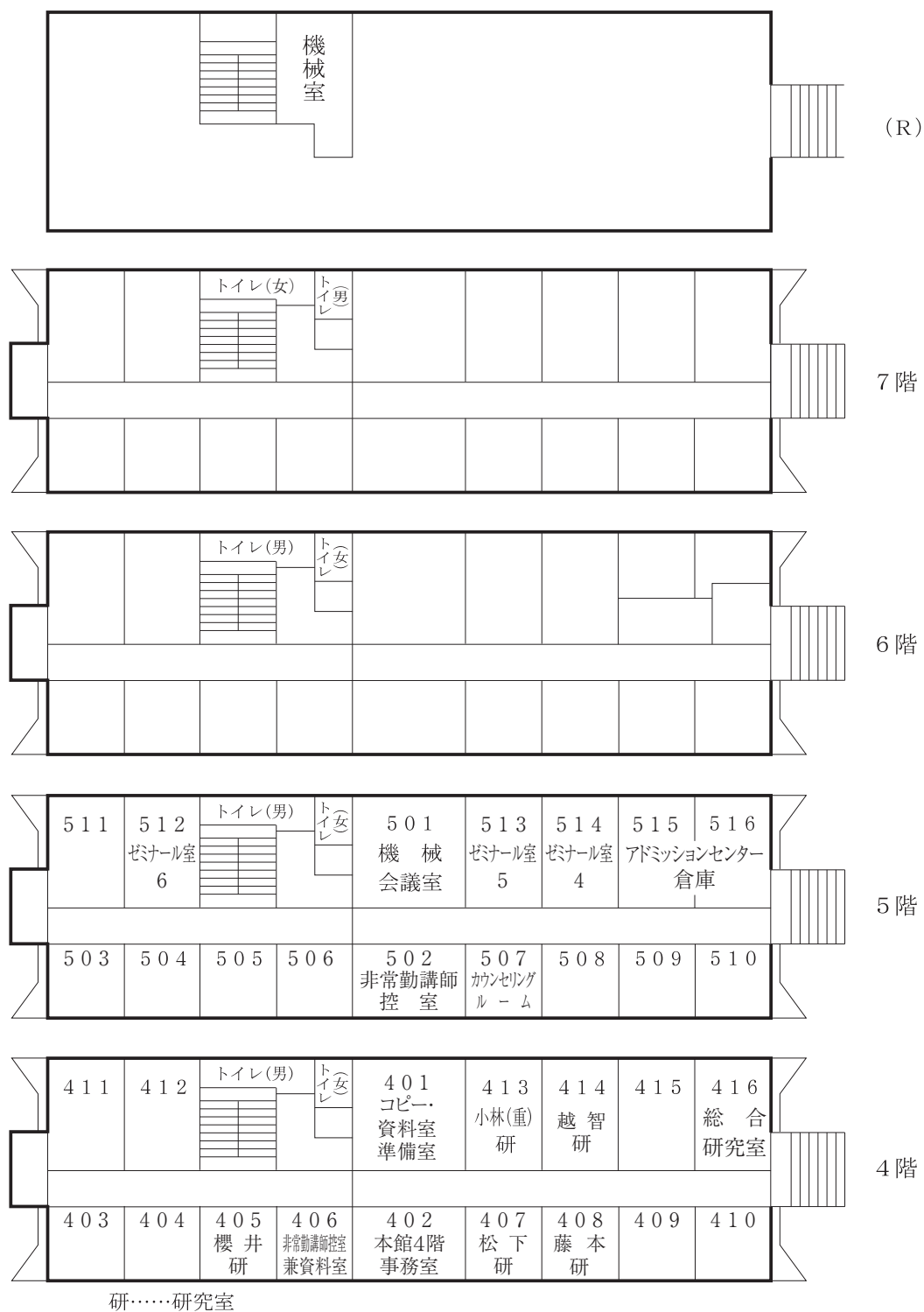
足利大学 大前キャンパス校舎配置図



本 館

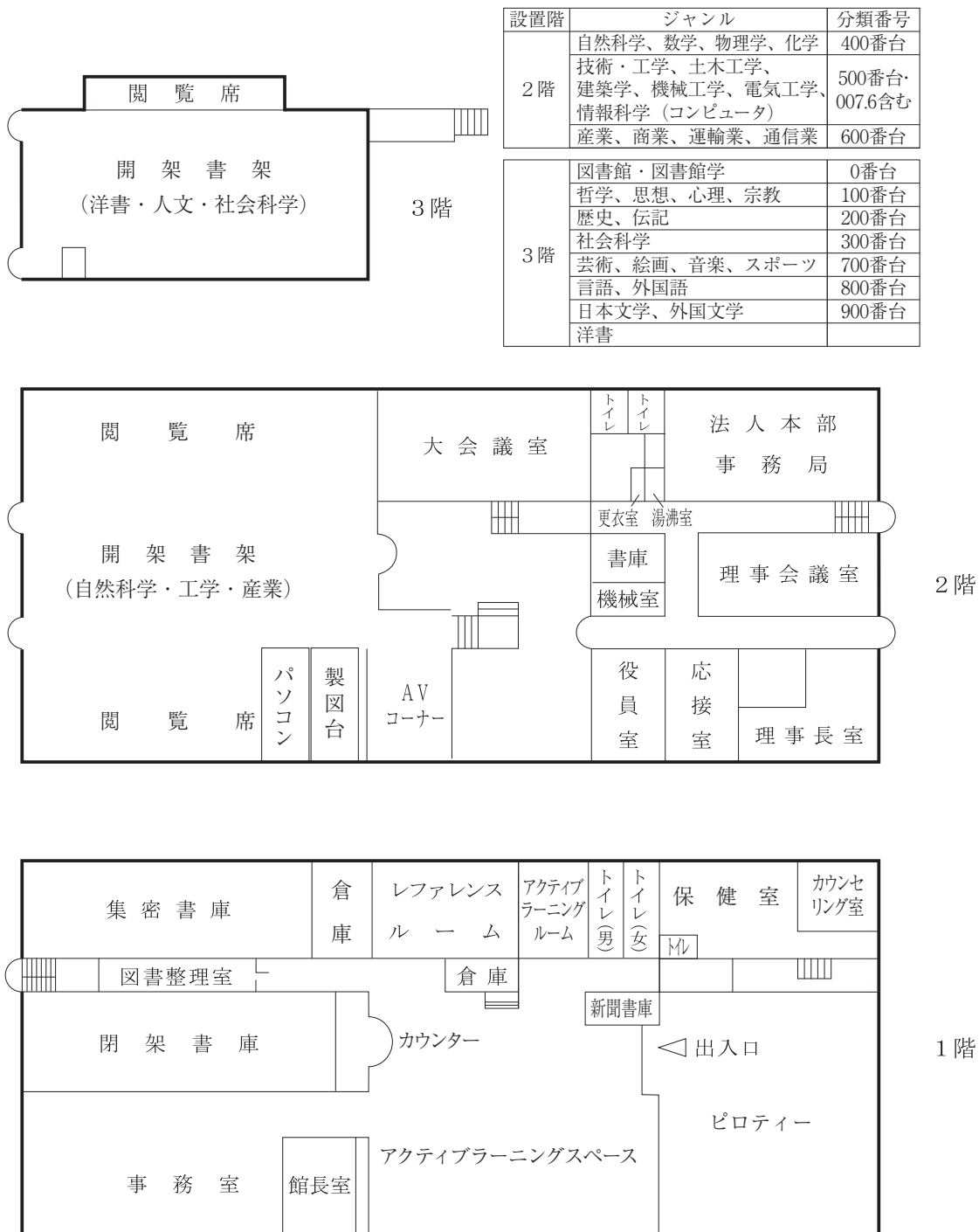


〈大前キャンパス〉



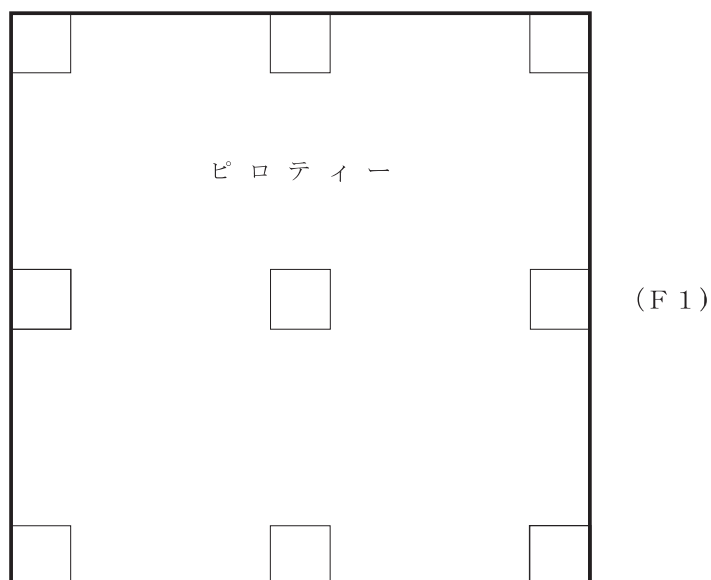
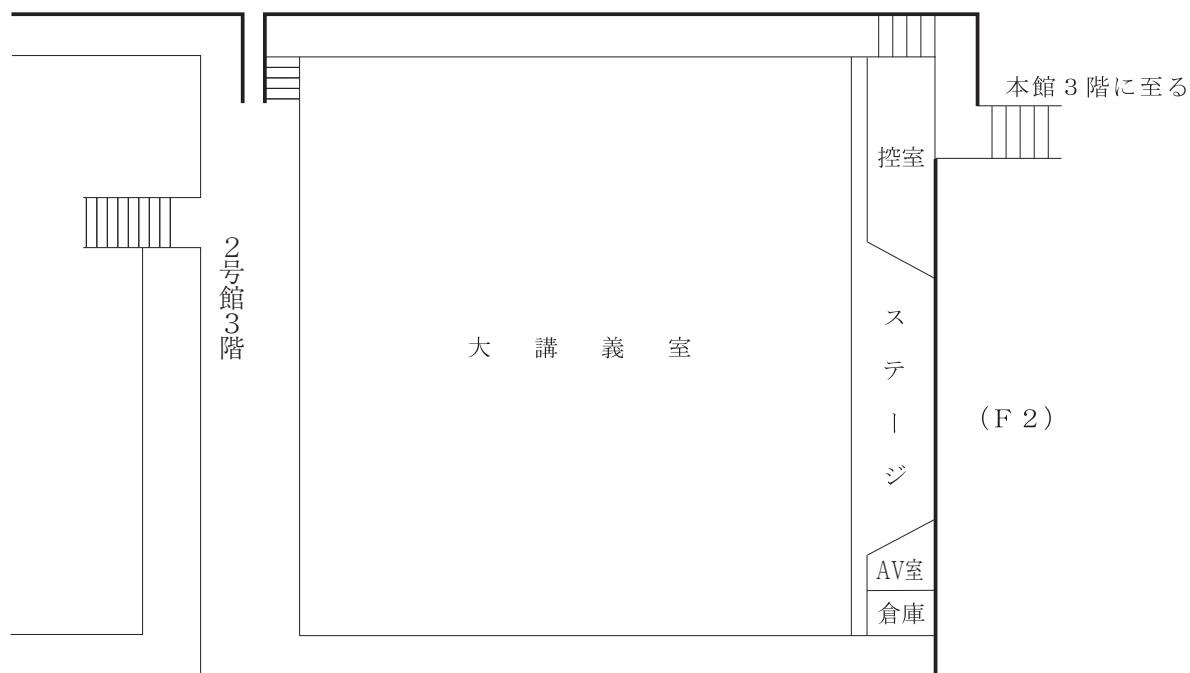
〈大前キャンパス〉

附 属 図 書 館



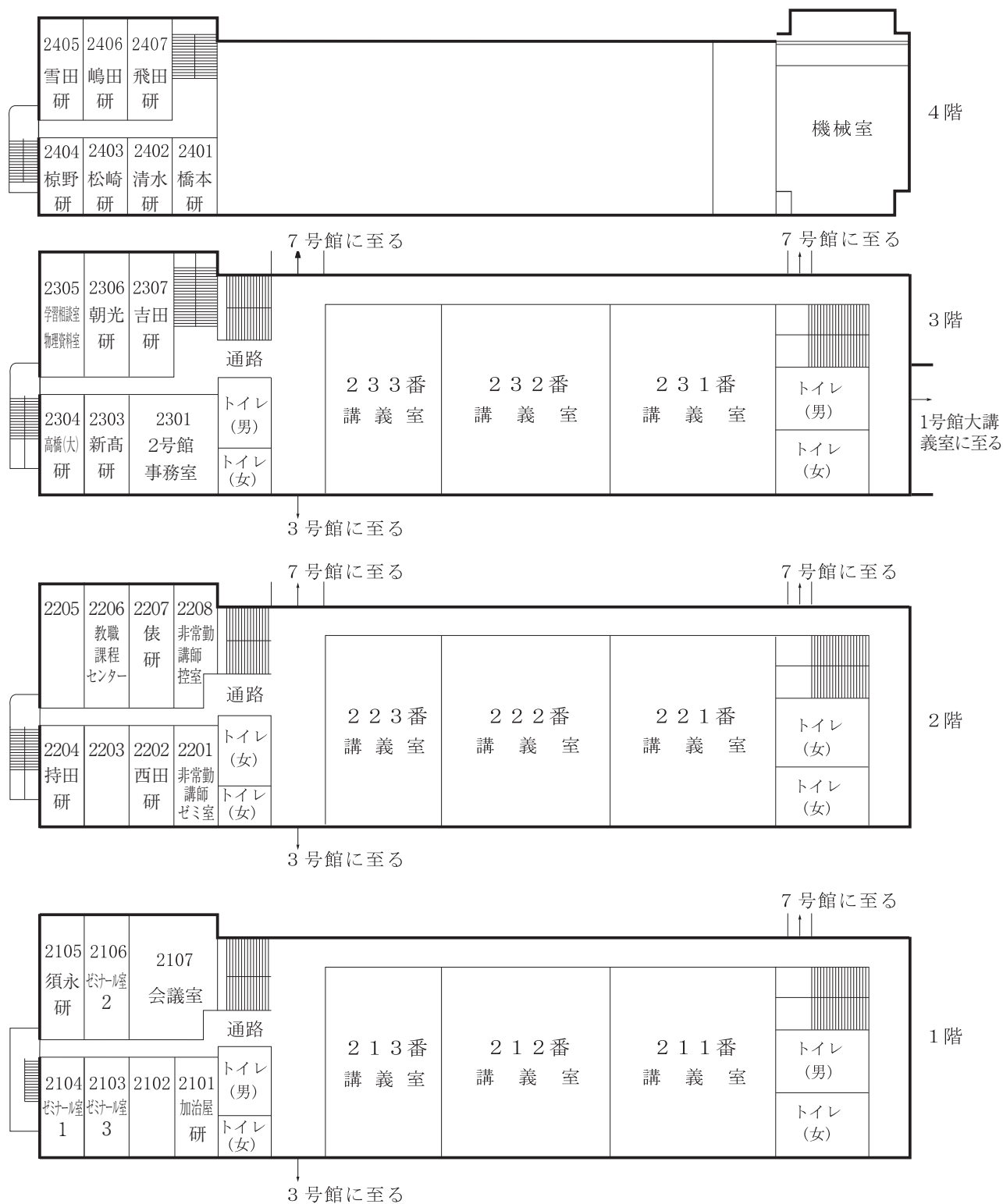
〈大前キャンパス〉

1 号 館



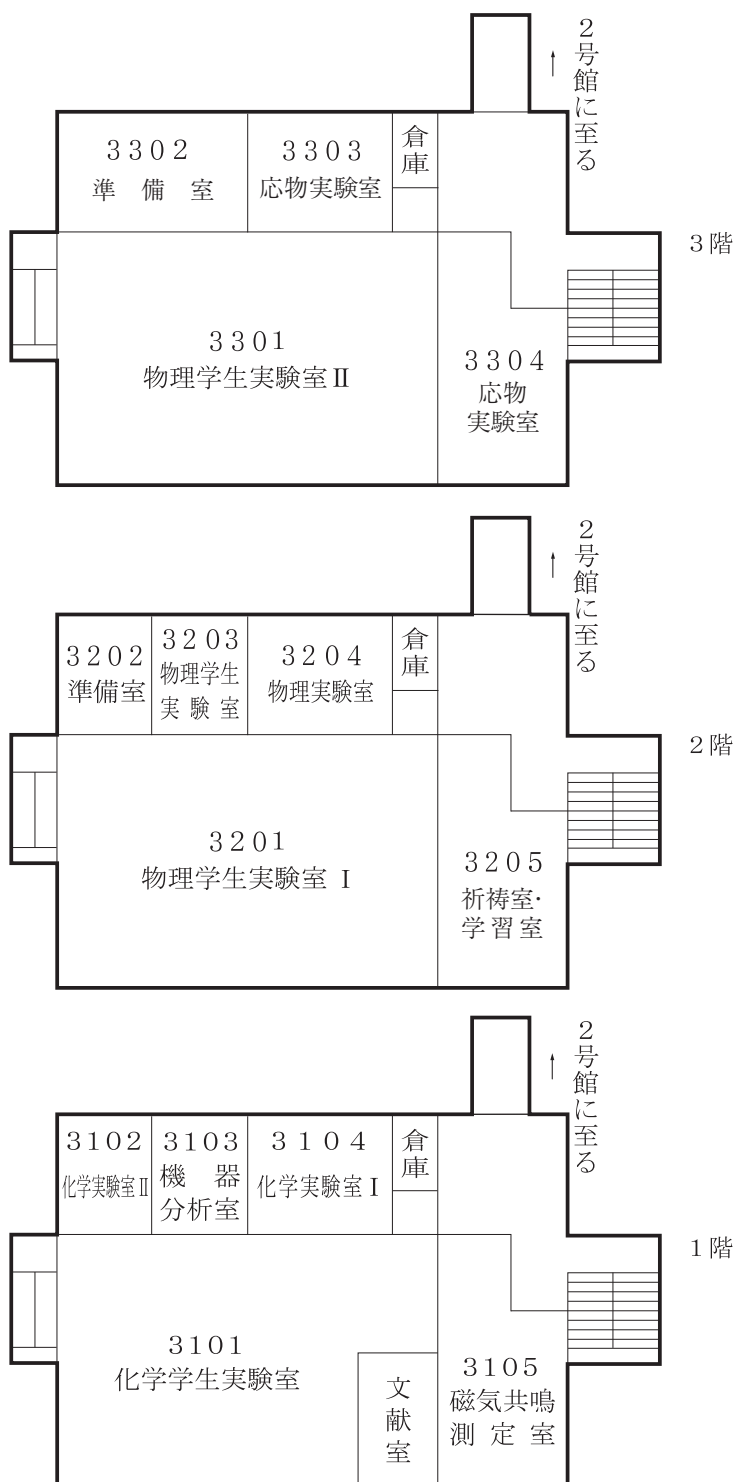
〈大前キャンパス〉

2 号 館



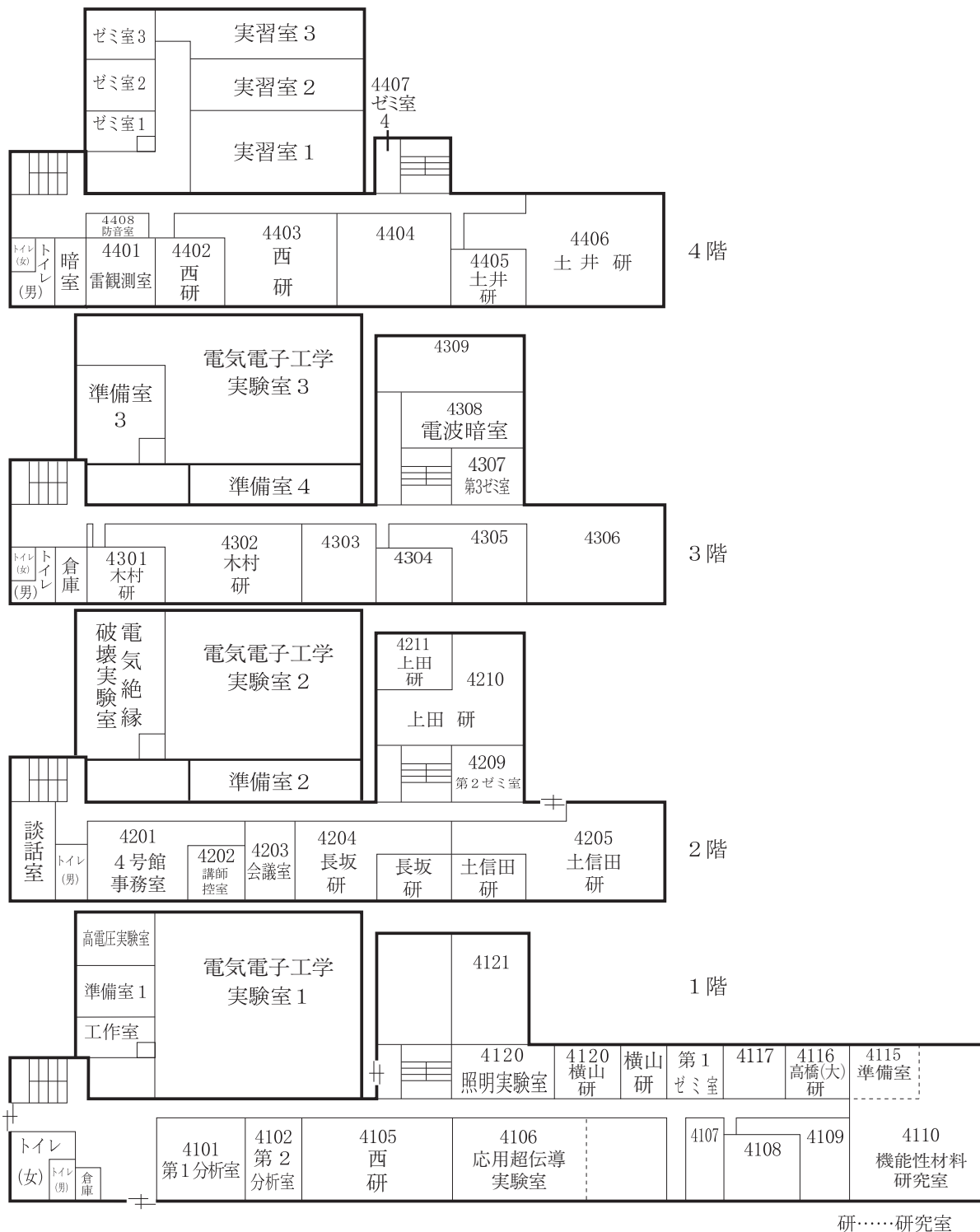
〈大前キャンパス〉

3 号 館



〈大前キャンパス〉

4 号 館 電 気 電 子 実 験 棟

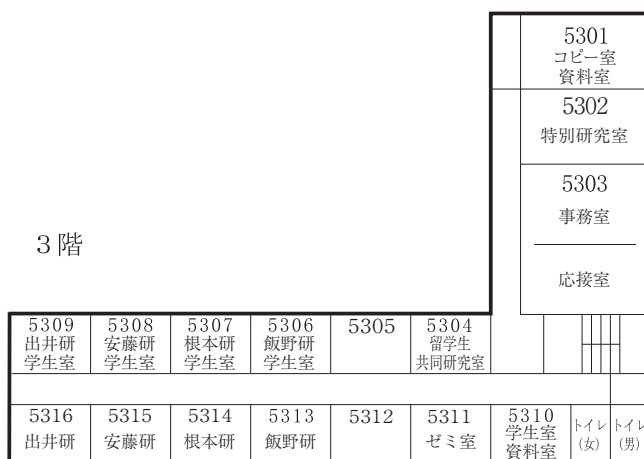


研……研究室

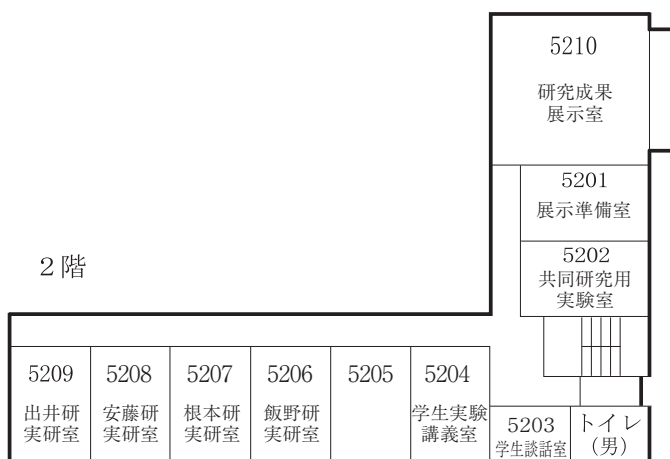
〈大前キャンパス〉

5 号 館

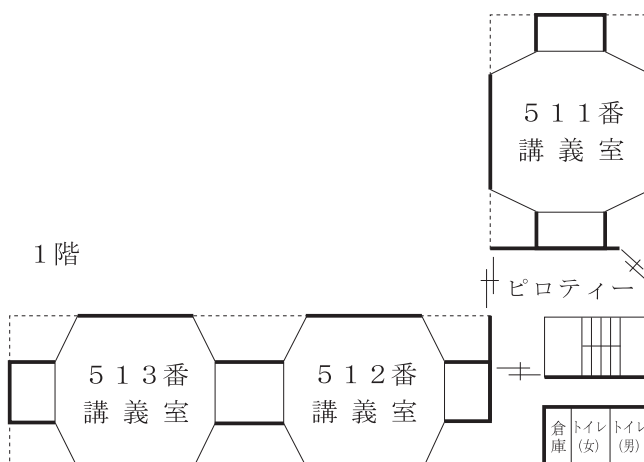
3 階



2 階



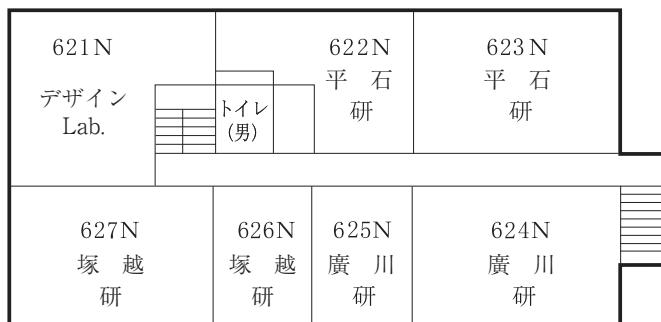
1 階



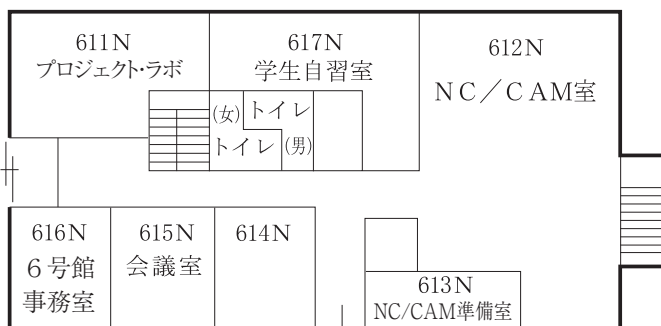
〈大前キャンパス〉

6 号 館

北棟
2階



1階



南棟へ

南棟
2階



北棟へ

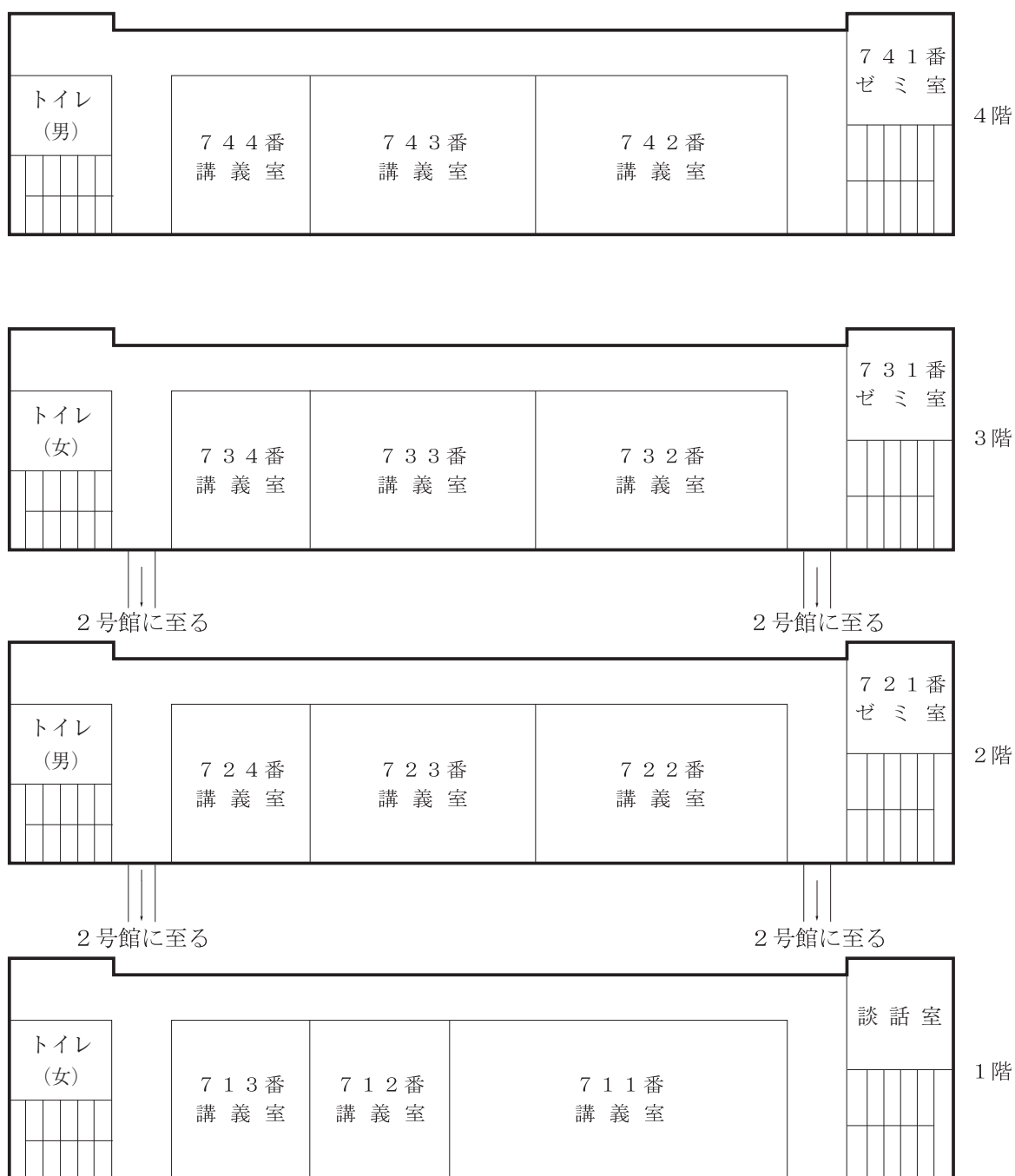
1階



研……研究室

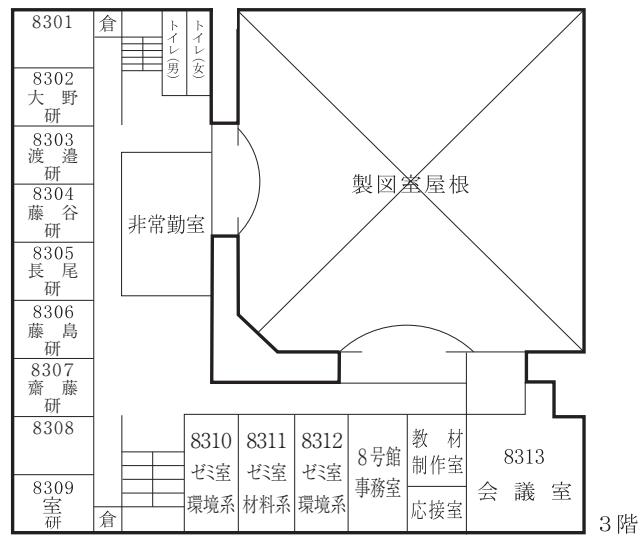
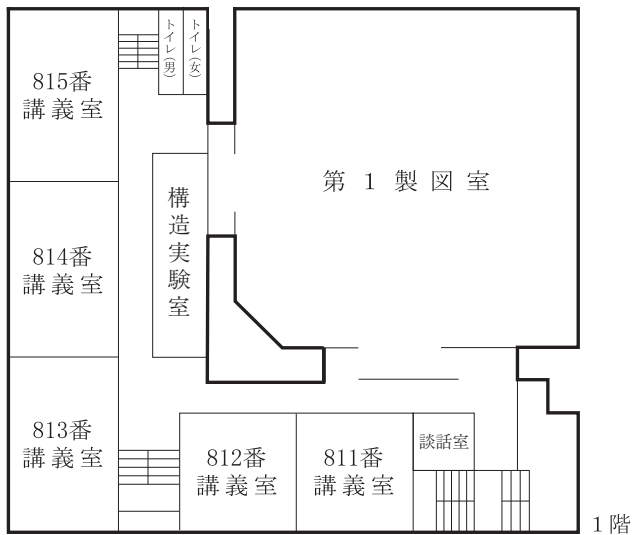
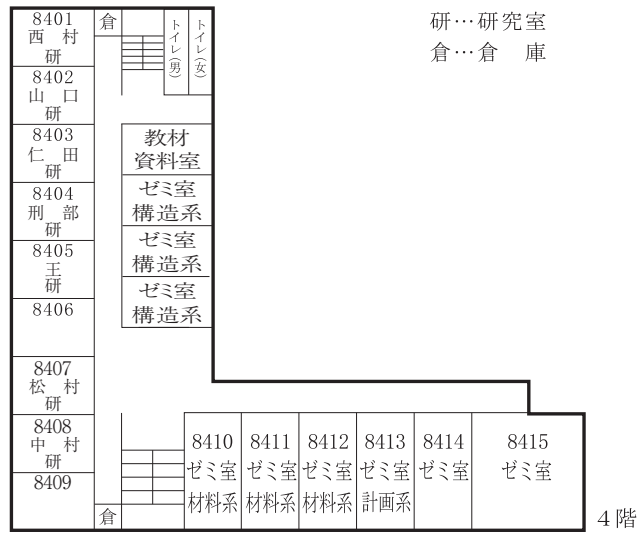
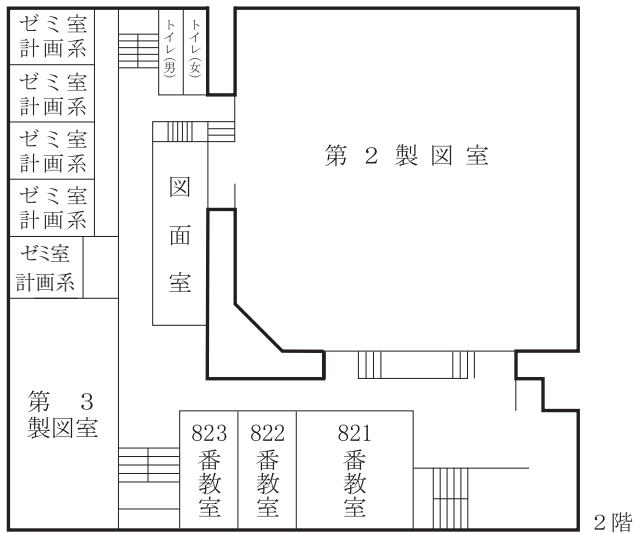
〈大前キャンパス〉

7 号 館



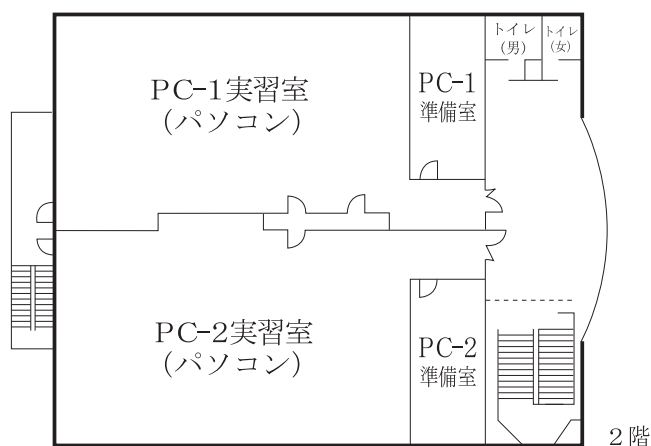
〈大前キャンパス〉

8 号 館

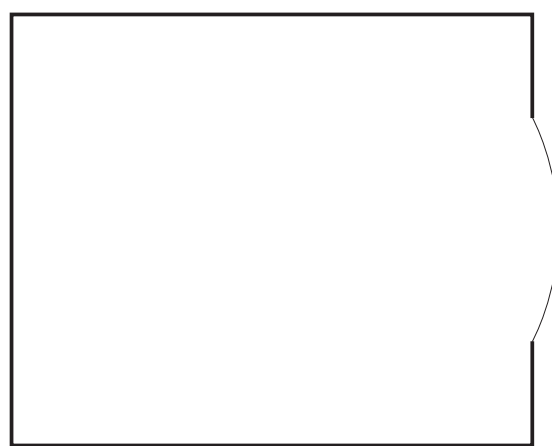


〈大前キャンパス〉

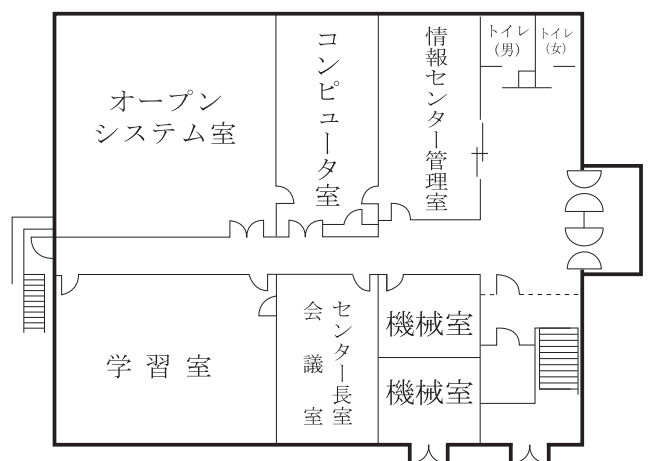
9 号 館 情報科学センター



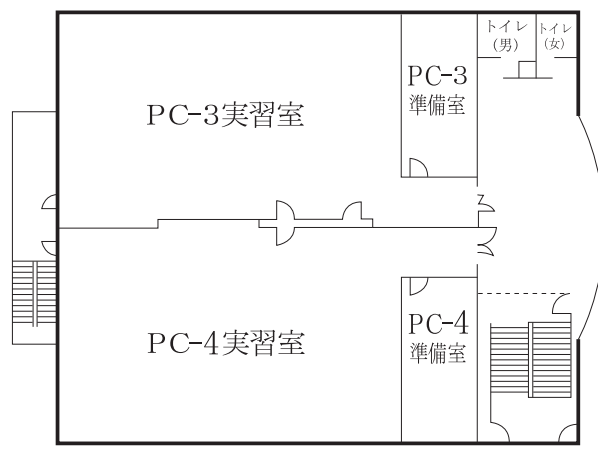
2 階



(R F)



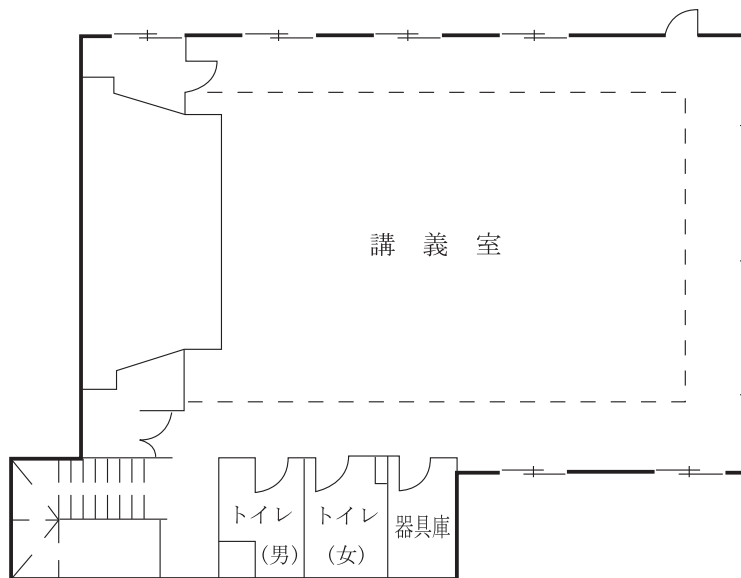
1 階



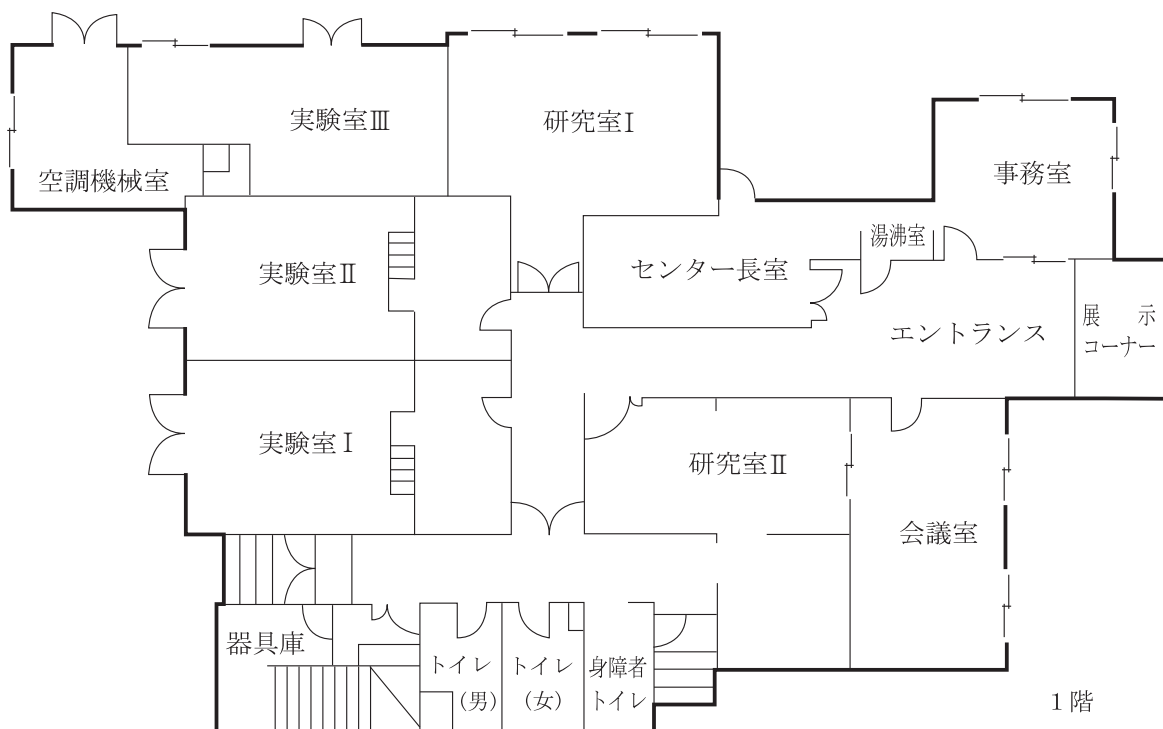
3 階

〈大前キャンパス〉

総合研究センター



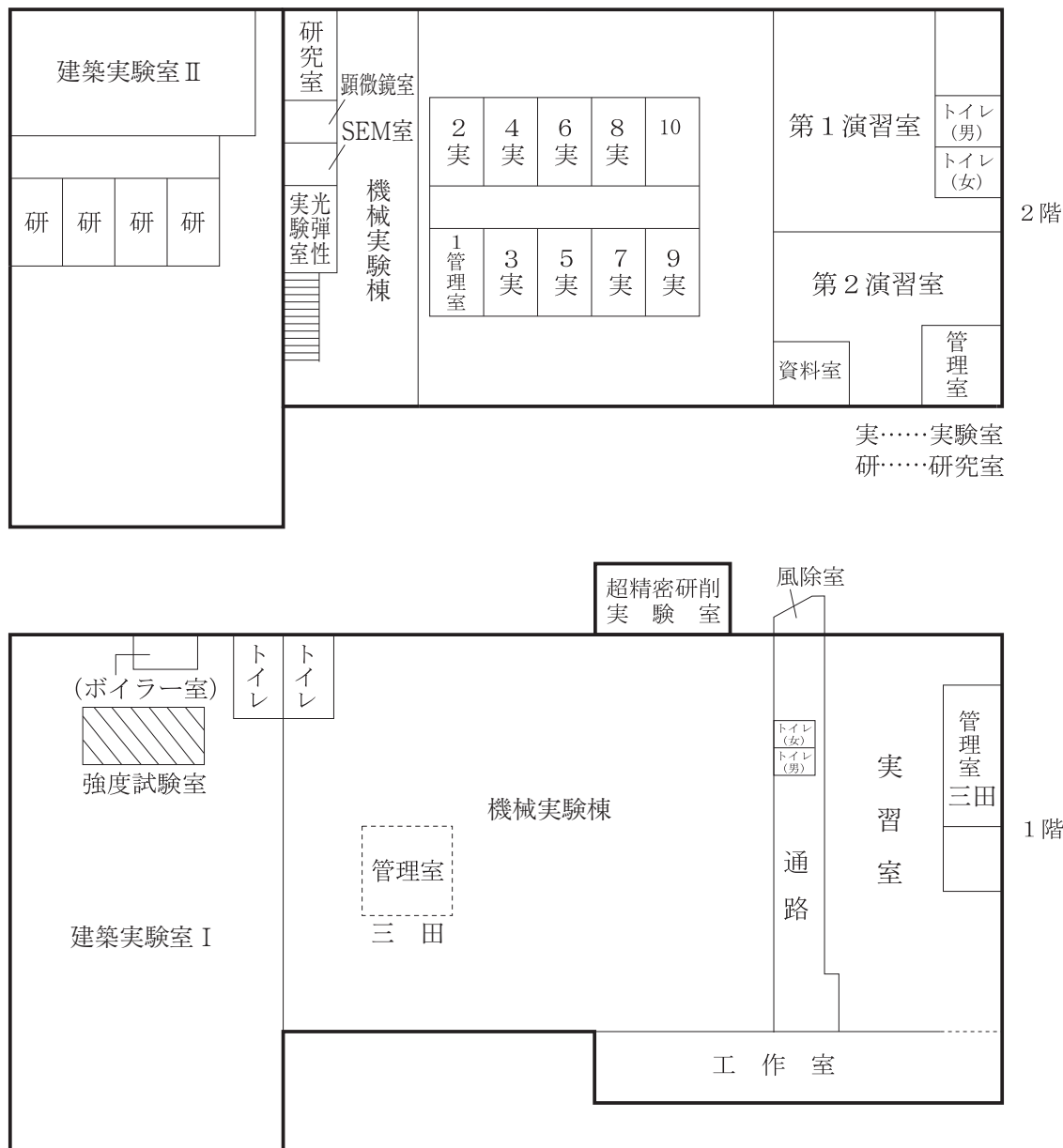
2 階



1 階

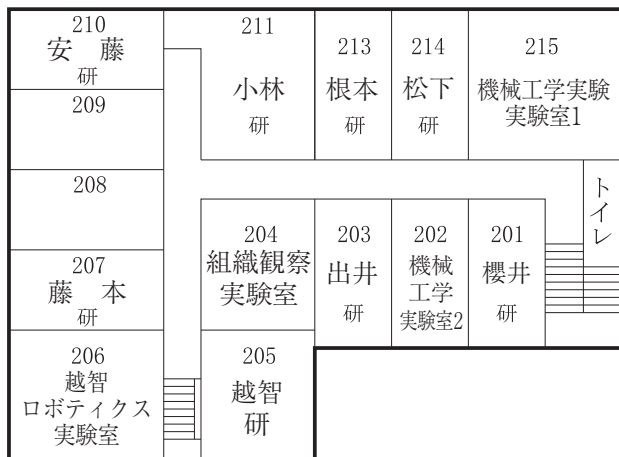
〈大前キャンパス〉

機械・建築実験棟 機械創作棟

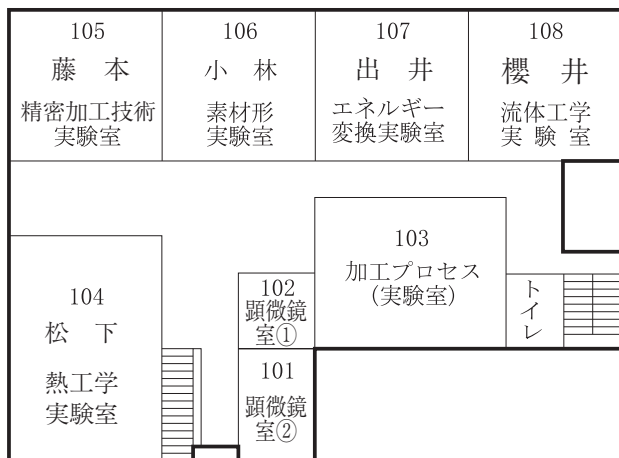


〈大前キャンパス〉

機 械 研 究 棟



2 階

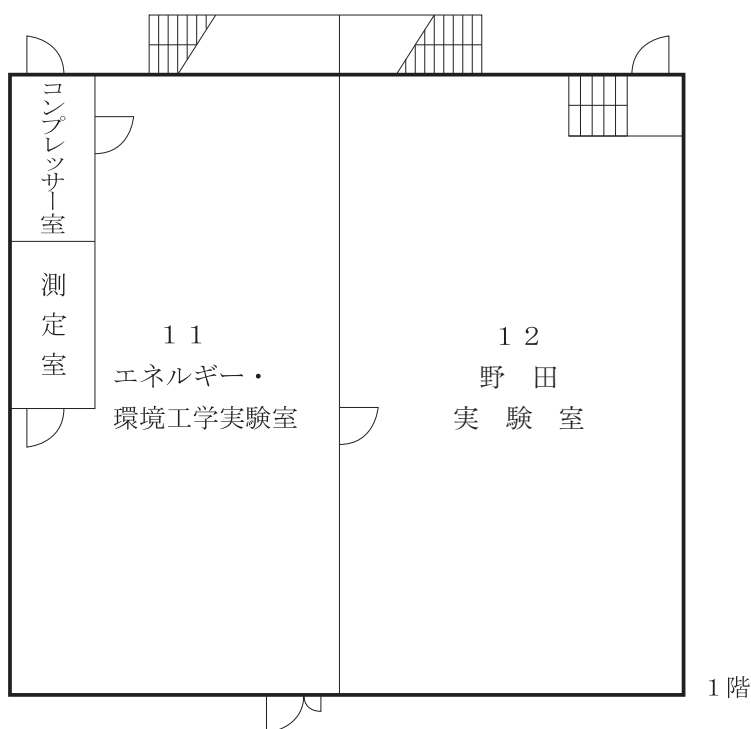
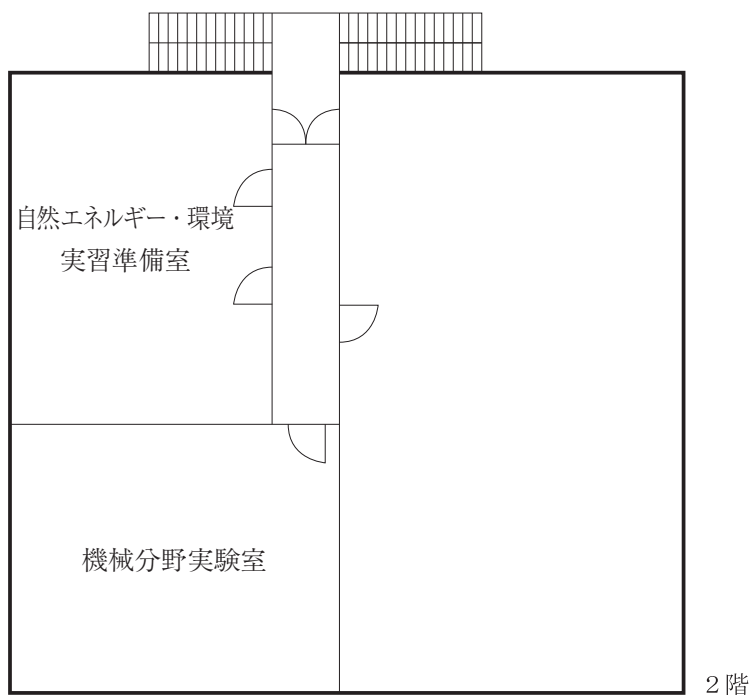


1 階

研……研究室

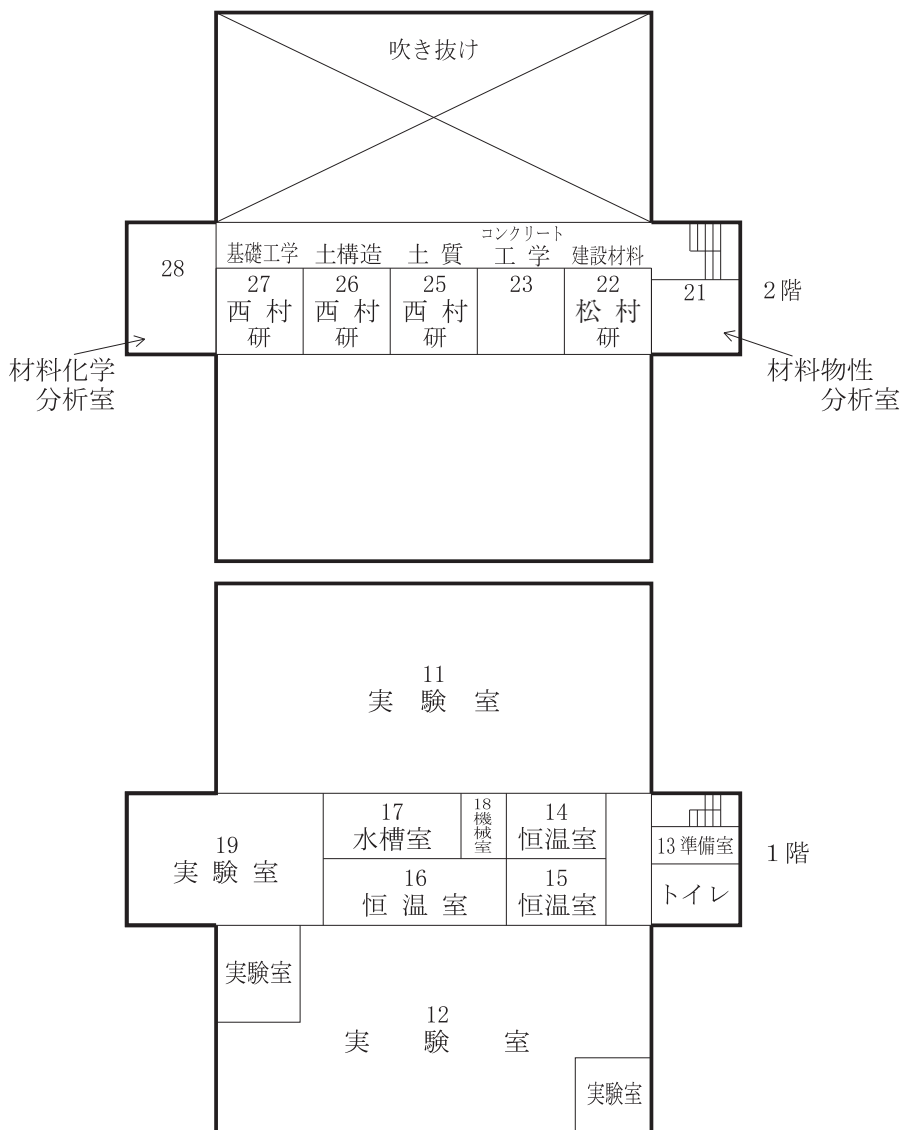
〈大前キャンパス〉

機 械 第 二 研 究 棟

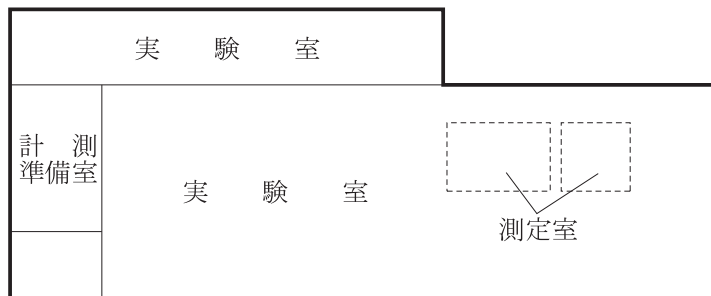


〈大前キャンパス〉

土 木 実 験 棟

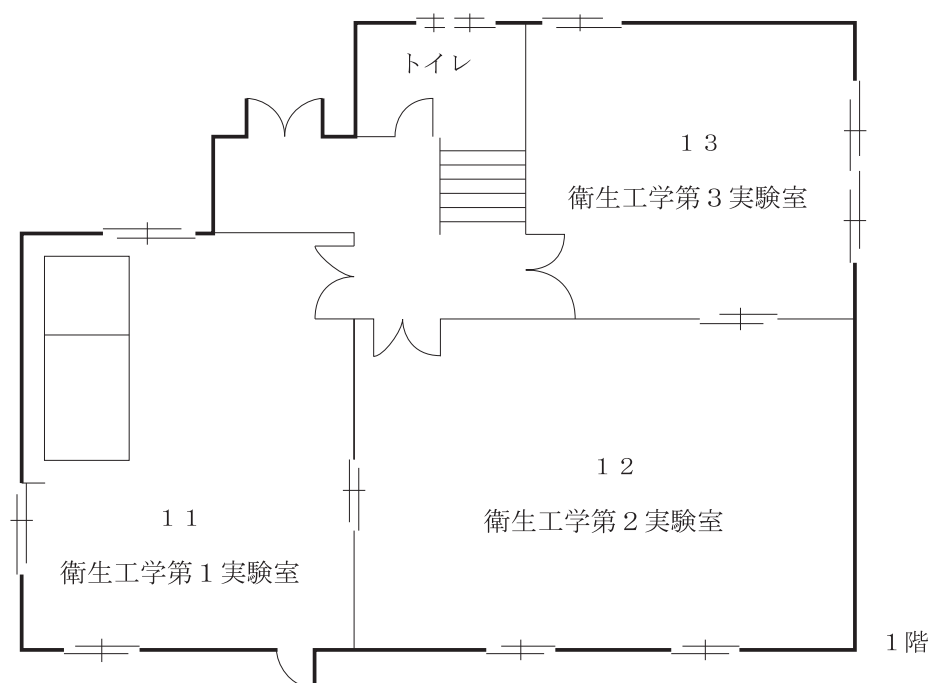
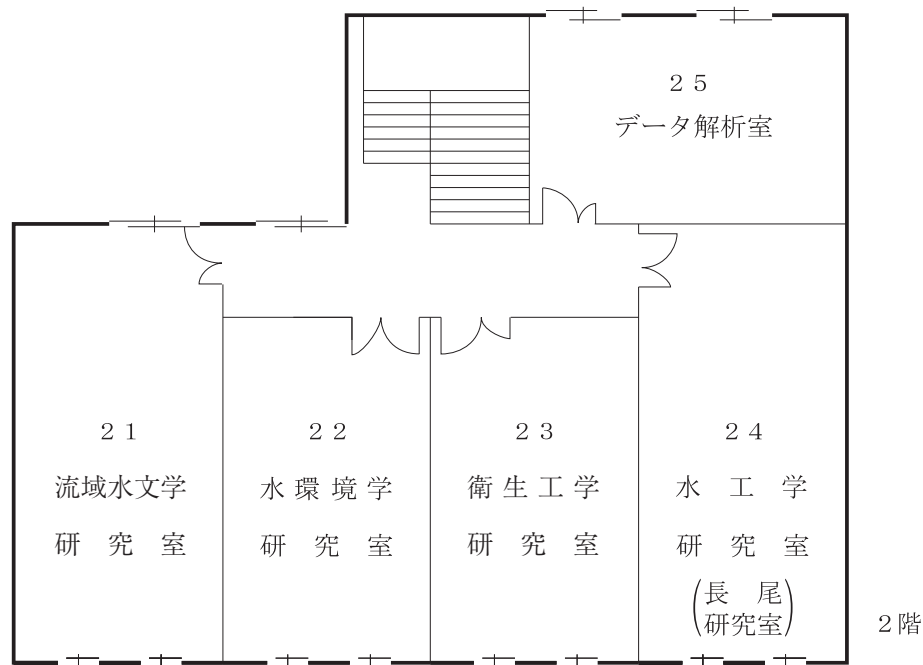


水 理 実 験 棟



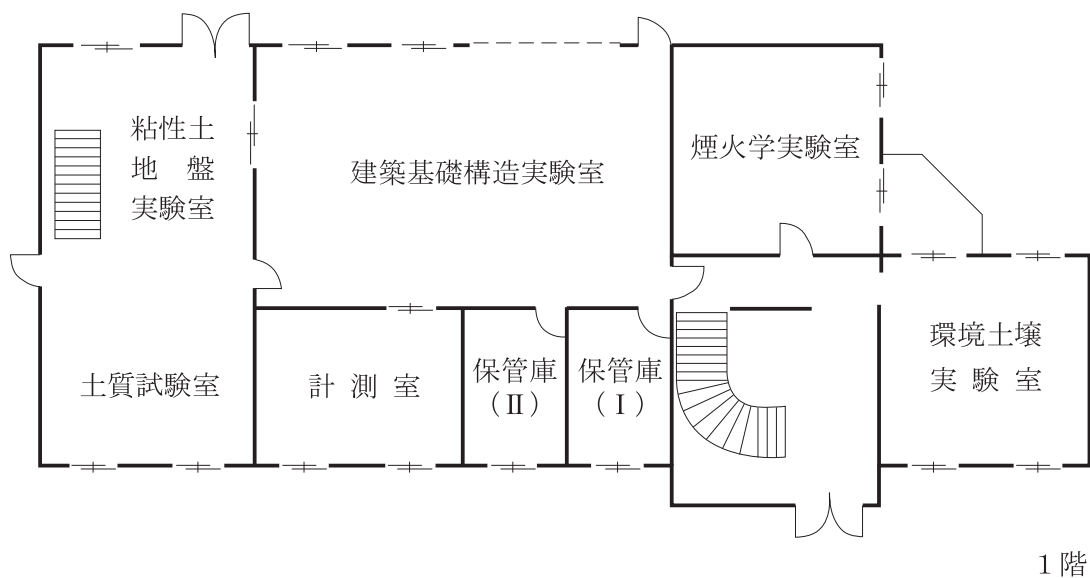
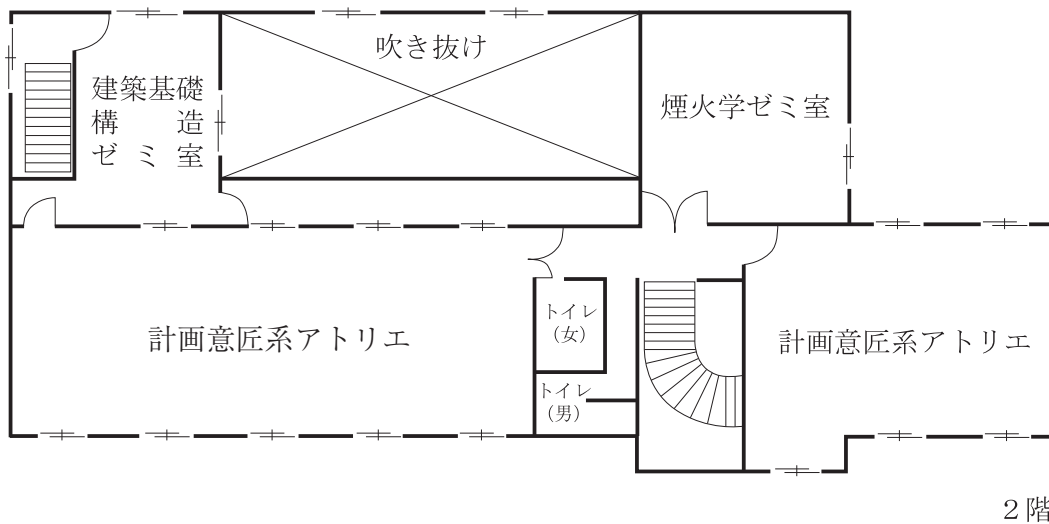
〈大前キャンパス〉

水 環 境 研 究 棟



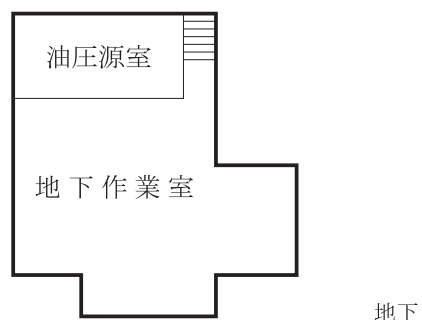
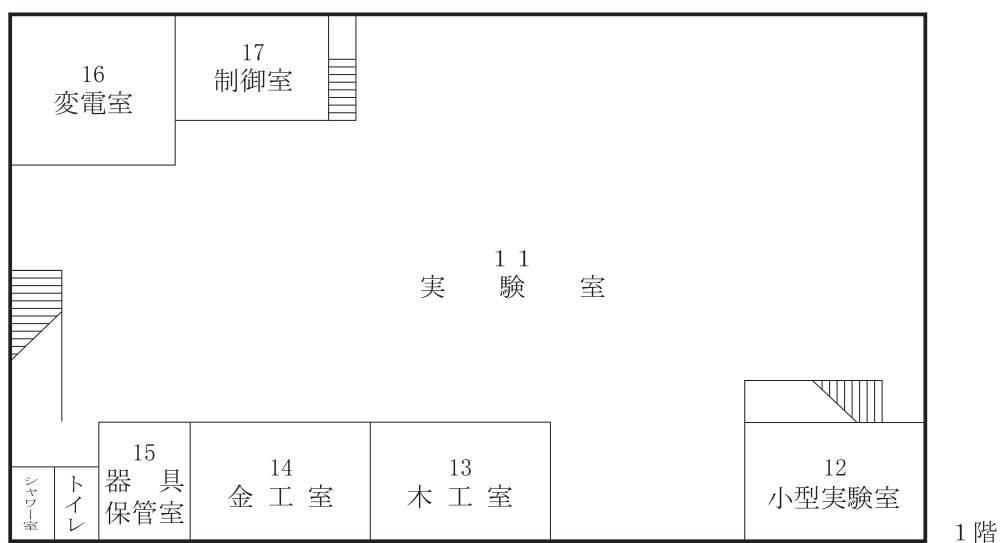
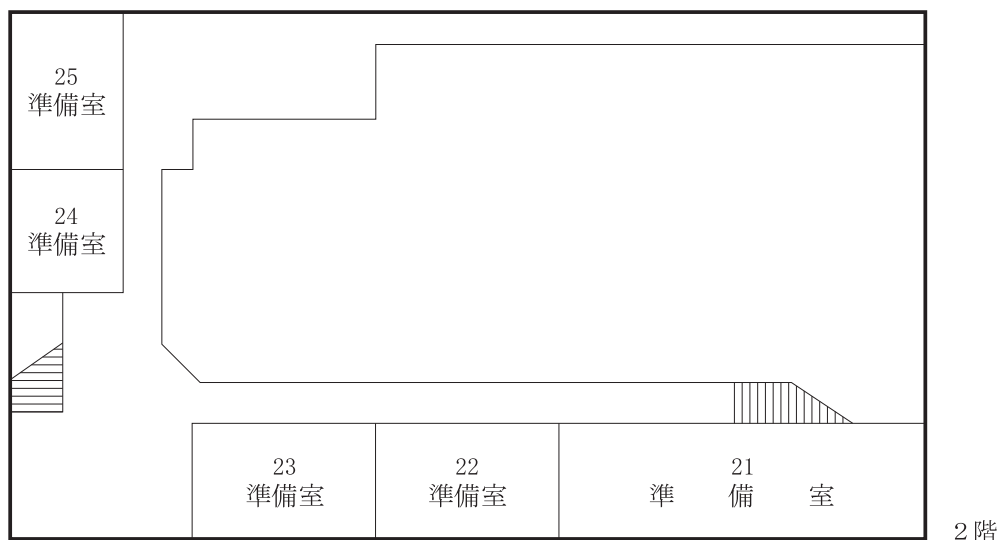
〈大前キャンパス〉

合 同 実 験 棟



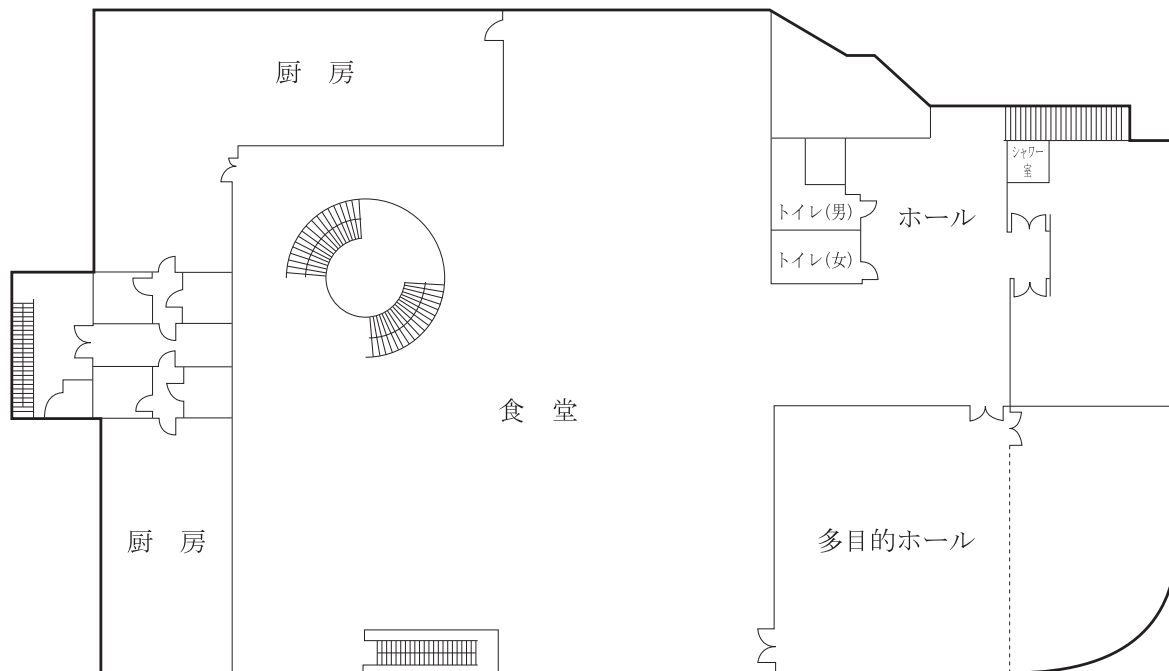
〈大前キャンパス〉

建築構造実験棟

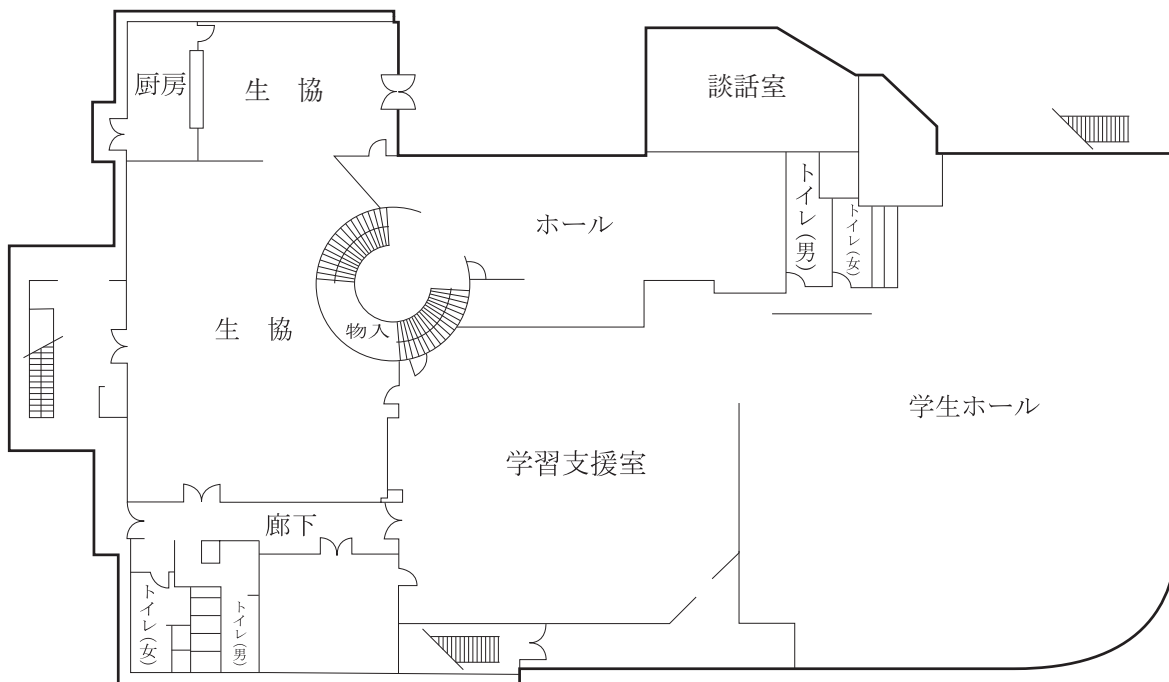


〈大前キャンパス〉

食 堂



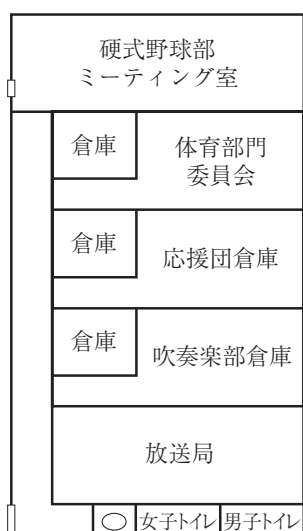
2階



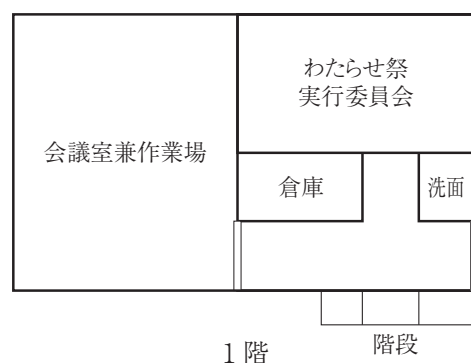
1階

〈大前キャンパス〉

クラブ部室(1)

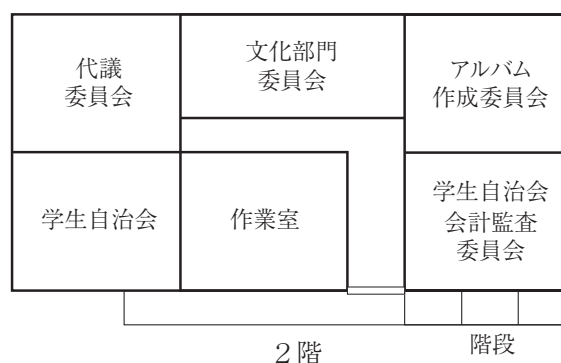


学生サークル会館A

学生サークル会館B
1 階学生サークル会館B
2 階

1 階

階段



2 階

階段

学生サークル会館C

〈大前キャンパス〉

クラブ部室(2)

野球場側



テニスコート側

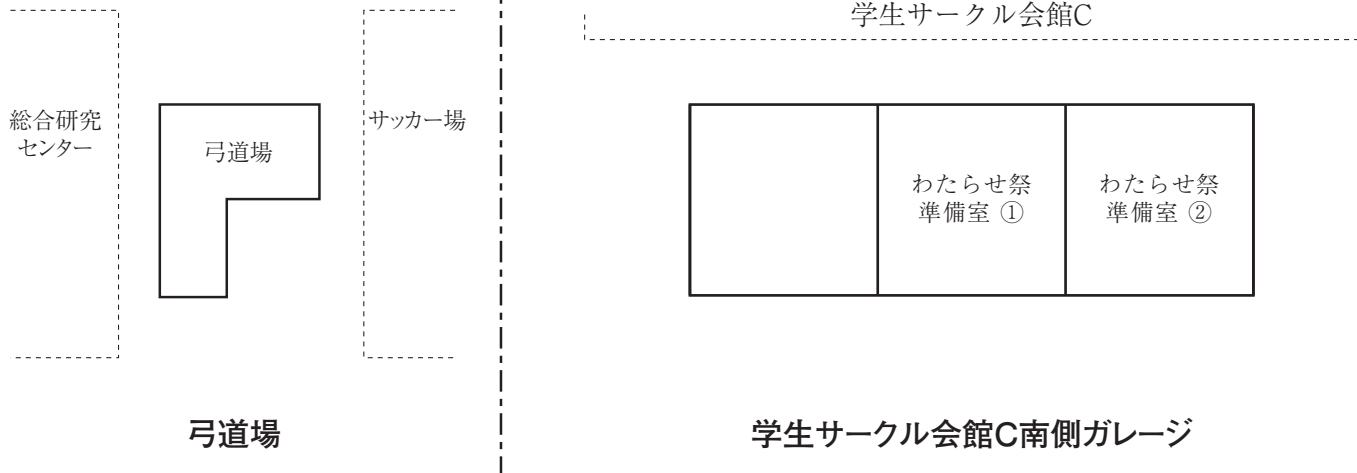
南側クラブハウス



野球部クラブハウス

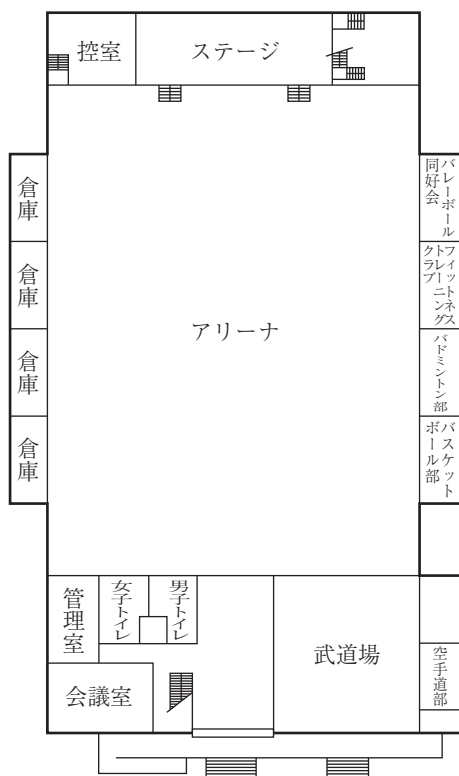
音楽系クラブハウス

野球グラウンド側

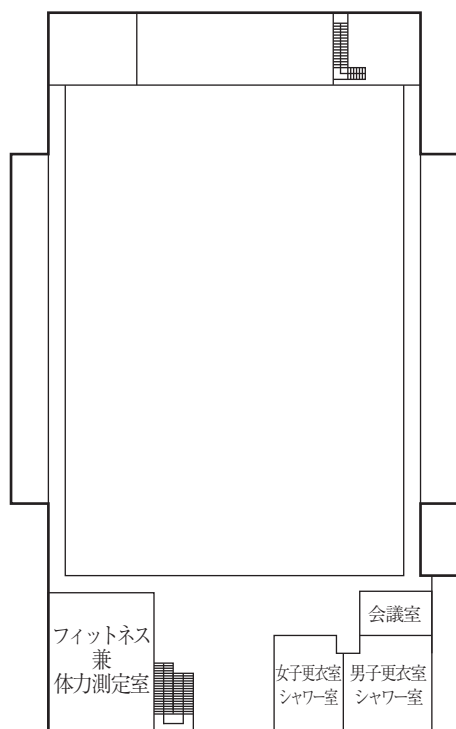


〈大前キャンパス〉

体 育 館



1階



2階

機 械 棟



〈大前キャンパス〉

足利大学校歌

武井哲応／作詞・川島 博／作曲

わこうどわれらここにきたりぬせん

ねんのまなびのあとに一あたらしきかぜをお

こさんまゆあげてまどべによれば

ほっかんのやまなみはあおしああわがば

こうあしかーがあしかがだいがく

一、若人われら

ここに来りぬ

千年の学びの跡に

新らしき風をおこさん

眉あげて

窓べによれば

北関の山脈は青し

ああわが母校

足利 足利大学

三、若人われら

ここに学びぬ

現実を正しく踏みて

赫やける未来を生きん

胸張りて

階を登れば

悠久の天空は高し

ああわが母校

足利 足利大学

二、若人われら

ここに集いぬ

先聖の教えを嗣ぎて

不滅なる道を歩まん

思い遠く

校庭をしゆけば

渡良瀬の川波は白し

ああわが母校

足利 足利大学

2025 学生便覧

足利大学 工学部

Ashikaga University
Faculty of Engineering